

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条 1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年3月9日

【会計年度】 自 平成31年1月1日 至 令和1年12月31日

【発行者の名称】 アルゼンチン共和国
(The Republic of Argentina)

【代表者の役職氏名】 経済省金融局長
Rafael Ignacio Brigo

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

本報告書の注記

注(1) 定義および一定の語法

定 義

本有価証券報告書（「本報告書」）中、「アルゼンチン」または「共和国」という場合はすべてアルゼンチン共和国をさし、「政府」という場合はすべて、アルゼンチン中央銀行（「中央銀行」）、アルゼンチン国立銀行（Banco de la Nación Argentina）および海外投資貿易銀行（Banco de Inversión y Comercio Exterior、または「BICE」）を除いたアルゼンチン連邦政府の非金融部門をさすものとする。

以下に記載の用語は、本報告書中以下の意味を有する。

「2005年債務交換」とは、2001年末以来債務不履行となっていた公的債務の、2005年1月から5月に政府によってなされた再編および交換をいう。

「2010年債務交換」とは、2001年末以来債務不履行となっていた公的債務の、2010年4月から12月に政府によってなされた再編および交換をいう。

「BADLAR金利」とは、アルゼンチンの金融機関における名目年金利の調査に基づき中央銀行が公表する100万ペソを超える30日から35日のペソ建定期預金の平均金利をいう。

「消費者物価指数」または「CPI」とは、加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき計算された指数をいい、本報告書は以下のCPIに言及している。

- 「CPI Nu」（全国都市部CPI（Indice de Precios al Consumidor Nacional Urbano））： INDEC（国家統計センサス局）は2014年2月に、ブエノスアイレス市およびその近郊のインフレ率のみを測定していた従前の指数に代えて、全国の財の平均価値に基づく全国都市部消費者物価指数データの公表を開始した。
- ブエノスアイレス市CPI： ブエノスアイレス市の居住家計の消費パターンを反映して加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき、ブエノスアイレス市が公表するCPIの数値。
- サン・ルイス州CPI： サン・ルイス州の居住家計の消費パターンを反映して加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき、サン・ルイス州が公表するCPIの数値。
- 大ブエノスアイレス圏（「GBA」）CPI： 2016年6月、INDECは、大ブエノスアイレス圏で実施される調査に基づくCPIの数値（2016年5月分から）の公表を開始した。
- 全国CPI： INDECおよび39の都市部に置かれたいくつかの州統計局（共和国の各州をカバーする。）により実施される調査に基づき、INDECが2017年7月に公表を開始した全国CPIデータによるCPIの数値。調査結果は、州単位ではなく、全国規模ならびに大ブエノスアイレス圏（2016年6月にCPIの公表を再開済み）、クージョ地域、北東地域、北西地域、中部（パンパ）地域および南部（パタゴニア）地域の6の統計地域単位で報告される。

ある特定の日現在において、「不履行債務」とは、アルゼンチンが当該日現在支払いを怠っている元本または利息に係るアルゼンチン公的債務に、約定利率で計算される元利金の支払遅延金の全額を足し合わせたものをいう。

「国内総生産」または「GDP」とは、関係する期間中にアルゼンチンで生産された最終生産物およびサービスの価値合計をいう。

「支払非継続債務」（non-performing debt）とは、2001年12月に政府により宣言されたモラトリアムの正式な対象とされたアルゼンチンの公的債務（未交換債務を除く。）をいう。アルゼンチンの支払非継続債務

は、ある特定の日現在にアルゼンチンが債務不履行（デフォルト）に陥っているすべての公的債務を包含し、約定利率で計算される元利金の支払遅延金の全額を含む。支払非継続債務には以下も含む。

() 正式に債務支払停止の対象となっているにもかかわらず、政府が、（きわめて高度な必要性がある場合（例えば75歳以上の高齢市民向けなど）や必需サービスの提供が脅かされる場合など）状況に応じて支払を継続してきた一定の債務。

() 一部の企業による租税債務の前納により生じた一定の債務。こうした租税の前納に伴い、前納額についてアルゼンチンに対する請求権が生じた。政府は、かかる請求権をアルゼンチンの追加公的債務であると考えており、また政府勘定においてそのように取り扱っている。ただし、かかる請求権は、前納された租税債務の実際の納付期が到来すると同時に租税債務と相殺され、消滅する。そのため、正式に支払停止の対象となっても、かかる請求権に関する政府の債務は不履行に陥らない。

「本和解案」とは、米国その他の国で裁判の対象となっている債権を含む（時効完成前の）未交換債務にかかるすべての請求を和解で処理するための提案をいう。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。

「未交換債務」とは、2016年までに本報告書に記載されたデータに関し、2005年債務交換および2010年債務交換において交換対象であったが交換されなかった証券に関する不履行債務のうち、2016年2月5日以降も和解に至っていないものをいう。本報告書における未交換債務への言及は、当該請求権の行使に関してアルゼンチンが利用可能な防御の権利の放棄を構成せず、また、それを構成すると解釈されるべきではない。本注記中の「 - 防御権の留保」を参照のこと。共和国は、時効完成済みの元利金に係る債権に対して支払いの提案をしていない。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。本報告書に記載する未交換債務は、本報告書において、未払い元本に約定金利で計算される2018年12月31日までの経過未払い利息を足し合わせ、かつ制裁金または延滞利息を含むものと定義する。債務再編に応じなかった和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の未解決の紛争を本和解案に従い和解で処理するにあたり、共和国は、不履行に陥った各発行回の債券につき当初意図されていた償還期後の経過利息（時効完成済みの利息を除く。）および延滞利息を考慮に入れた。

本報告書中、様々な公的債務証券を示す以下の用語は、以下に記載の意味を有する。

「Baade債」： 「経済開発のためのアルゼンチン貯蓄債券」および「経済開発のための貯蓄約束手形」。ともに米ドル建てで、インフラや炭化水素などの戦略的部門を対象とした公共投資プロジェクトの資金として共和国が発行する。

「Birads債」： GDP連動証券の買戻しの資金として共和国が発行する米ドル建債。

「Biraes債」、「Birafs債」、「Bogatos債」、「Bonacs債」、「Bonads債」、「Boncers債」、「Bontes債」および「Botapos債」： 一般目的のために共和国が発行する債券。ユーロ建のBiraes債、スイスフラン建のBirafs債、米ドル建ペソ決済（米ドル連動）型のBonads債を除き、あとの債券はすべてペソ建である。

「Bocones債」： 年金受給者および供給者に対する債務を再編し、また軍事独裁政権下の被害者の家族に対する賠償金を支払うために、共和国が発行する債券。

「Bonares債」： 政府の一般目的およびCER指数連動債券との交換のために共和国が発行する債券。

「Bonarデュアル債」： 政府の一般目的のために共和国が発行する米ドル建ペソ決済型の債券。共和国は、() 米ドル建の元本残高を発行日現在の適用為替レートでペソ換算した額と、資産計上経過利息を発

行日に決定されるレートでペソ換算した額の合算額、および()米ドル建の元本残高と米ドル建の資産計上経過利息の合算額を満期日現在の適用為替レートでペソ換算した額のいずれをも上回る金額を償還しなければならない。

「Lebacs債」： 主にペソ建で中央銀行が発行する債券。

「Lebads債」： 経済省がBADLAR金利にスプレッド金利を上乗せして発行するペソ建債券。

「Lecaps債」： 経済省が発行するペソ建債券。

「Lecer債」： 経済省が発行するペソ建のインフレ調整債。

「Lelink債」： 経済省が発行する、米ドルにペグされたペソ建債券。

「Leliqs債」： ペソ建7日満期で中央銀行が発行する流動性債券。Leliqs債は週2回供給され、銀行事業者による自己ポートフォリオとしての購入のみが認められている。

「Letes債」： 政府の一般目的のために共和国が発行する米ドル建国債。

「国家保証ローン」： 2001年に行われた自発的な債券募集の一部をかつて構成した既発債との交換で共和国が保証を付した、租税担保付きのローン。国家保証ローンの貸主は、返済不履行を条件に原債券から回収する権利を留保する。

「Nobacs債」： ペソ建で中央銀行が発行する中期債券。

「2017年グローバル債券」： 2010年債務交換に基づき国際資本市場において発行された米ドル建グローバル債券。

「2035年GDP連動証券」： 2005年債務交換および2010年債務交換に基づき、国際資本市場においてドル建、ユーロ建、日本円建およびペソ建で発行された長期の政府国債。

「2045年準元本維持債」： 2005年債務交換に基づき、国際資本市場においてペソ建で発行された長期の政府国債。

防御権の留保

本報告書またはいかなる共和国による連絡も、ある債権が存在しもしくは当該債権に関する共和国の弁済義務が存在することの自認もしくは承諾、当該債権について任意の法域で手続を開始する適格性もしくは当該債権にかかる時効の放棄もしくは不援用の自認、または当該債権（またはその一部）の弁済に関する明示もしくは黙示の約束を構成するものではない。債権の存否にかかわらず、共和国はその単独裁量で、正当な権限を有する共和国の官吏からその旨の書面通知を受けた場合に限り、共和国の本和解案またはその他のあらゆる目的において、債権に対してその価値を認めることができる。適用ある出訴期限法その他の利用可能なすべての防御権は、あらゆる目的において確保される。ある債権が存在しまたは当該債権の弁済に関して共和国の意思、能力もしくは義務が存在することを内容とする共和国の契約において、本報告書はその証拠とならない可能性がある。共和国の本和解案またはその他のあらゆる目的において債権に価値を帰することは、当該債権が存在しまたは有効であることの自認とはみなされない。また、当該債権を主張する者に対して共和国が本人または代理人により交付した対価は、当該債権にかかる訴訟もしくは手続を終了させ、当該債権に関する権利（もしあれば）のすべてを共和国に確定的に譲渡および帰属させ、かつ（当該債権が存在する場合に）当該債権の存続または共和国の責任にかかる主張立証の可能性を債権の主張者およびその承継人または譲受人（共和国を除く。）から確実に奪うために必要なすべての形式および要件の具備を保証することを内容とする契約の対価とみなされるにとどまる。

為替レート

共和国は、経済指標その他の統計の大半をペソ建てで公表している。2016年1月から2019年12月までの期間中、ペソは中央銀行の限定的な介入のもとで自由に変動した。同期間中、ペソの対米ドル価値は77.9%下落し、2016年1月1日の1.00米ドル当たり13.65ペソから2019年8月30日に1.00米ドル当たり59.1ペソとなった。2019年の単年では、ペソの対米ドル価値は36.9%下落した。2019年9月、中央銀行は外国為替取引に制限を課し、2019年10月から12月にかけて制限は強化された。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (3) 貿易及び国際収支 - 外国為替取引の制限およびその他の規制」を参照のこと。2019年12月31日の為替レートは1.00米ドル当たり59.985ペソであった。2020年9月30日現在、ペソ/米ドルの参照為替レートは1.00米ドル当たり76.175ペソであった。

以下の表は、記載される期間の、中央銀行が発表したペソ/米ドル(インフレ未調整)の年間最高、最低、平均および期末為替レートを示す。ペソが将来において下落または上昇しないという保証はない。ニューヨーク連邦準備銀行は、ペソの正午買い相場を公表しない。

為替レート(1)

12月31日終了年度	最高	最低	平均(2)	期末
2015年	13.763	8.554	9.269	13.005
2016年	16.039	13.069	14.779	15.850
2017年	18.830	15.174	16.567	18.774
2018年	40.897	18.416	28.094	37.808
2019年	60.000	37.035	48.242	59.895
2020年				
1月	60.331	59.815	60.011	60.331
2月	62.208	60.433	61.348	62.208
3月	64.470	62.250	63.123	64.470
4月	66.835	64.530	65.762	66.835
5月	68.535	66.925	67.726	68.535
6月	70.455	68.625	69.541	70.455
7月	72.315	70.515	71.475	72.315
8月	74.175	72.515	73.293	74.175
9月	76.175	74.245	75.199	76.175
10月(10月21日まで)	77.713	76.245	77.242	77.713

(1) 中央銀行の参考為替レート(中央銀行コミュニケA3500)

(2) 終値の平均

出所: 中央銀行

ペソの米ドルへの換算を含む通貨換算は、もっぱら読者の便宜のために掲載するものであり、当該金額が特定のレートまたは何らかのレートにより特定の通貨に交換された、交換されるはずだったまたは交換されうる旨の表明であるように解釈されてはならない。

注(2) 統計およびその他の情報の表示

本報告書において表示されるすべての年度情報は、別途記載がない限り、1月1日から12月31日の期間に基づいている。

本報告書中、表中の個々の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。

別途記載がない限り、価格および数値は、表示通貨の現在の価額で記載されており、本報告書において、「ペソ」とはアルゼンチンペソをいい、「ドル」および「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨をいい、「ユーロ」は欧州連合の通貨のことをいい、「CHF」はスイスフランをいい、「日本円」または「円」は日本円をいう。

本報告書において共和国またはそのいずれかの省庁または機関の公表から得られたと認識される情報は、共和国の権限で策定された正式な公的文書として記載される。本報告書に記載する一部の統計情報は暫定的なものであり、変更、完成または修正の対象となる可能性がある。

INDEC

本報告書において公表される統計情報は、公式刊行物ならびにINDEC(国家統計センサス局)およびブエノスアイレス市統計・国勢調査総局(Dirección General de Estadística y Censos de la Ciudad de Buenos Aires)を含む数多くの機関から提供される情報を典拠としている。

2007年から2015年まで、全国的な公式統計を発表する権限を有するアルゼンチンで唯一の機関である INDECは、組織および手法の改革を行い、このことは INDECが提供する情報（CPI、GDP、失業および貧困に関するデータを含む。）の信頼性に関して論争を引き起こした。国際通貨基金（「IMF」）は、アルゼンチンが、国際通貨基金協定が定めた、CPIおよびGDPデータを含む公式データの質に関する改善策の適用を十分に進めていないとして非難した。

2016年1月、政府は INDECの構成の再編に着手した。2016年6月26日、INDECは大ブエノスアイレス圏（GBA）CPIの公表を開始した。

2016年6月、INDECは INDEC報告書を出して2004年の国民総生産（GDP）の計算値を修正した。かかるGDPの修正計算が、2004年以後の各年についてアルゼンチンの実質GDPの計算基準となっている。それ以外の調整で特筆すべきは、2004年のGDP計算において、INDECが当該年につき、結果として上方修整をもたらすGDPの構成変更を行った点である。修正後の2004年GDPに基づくその後の年の実質GDPの計算において、INDECは修正されたインフレ計算手法に沿ったデフレーターを使用した。

2016年11月、IMF理事会は、アルゼンチンに対する非難決議を撤回した。

2017年7月11日、政府は、個人消費を目的別に分類し12の要素に細分化された全国消費者物価指数（「全国CPI」）の公表を開始した。全国CPIの導入により、アルゼンチンの統計実務は、経済協力開発機構（「OECD」）のガイドラインならびに国連、世界銀行、IMF、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会および米州開発銀行（「IADB」）を含む国際機関の統計部署で採用されている手法に準じたものとなった。

INDECは、関連する2016年の報告書で再表示された情報を除き、2016年より前の全期間につき、欠測期間日にわたる信頼性あるデータを欠くことを理由として、当該期間の貧困に関する過年度統計情報の再構成を完成させていない。

国家公共会計

歴史的に、中央銀行およびサステナビリティ保証基金（Fondo de Garantía de Sustentabilidad）（「FGS」）から政府への移転は、経常歳入として「その他非課税歳入」項目に計上されてきた。2016年以降、（プロフォルマベースでは2015年より）、政府は中央銀行およびFGSから得た利益を、基礎的財政収支の計算に関与しない財務収益に分類している。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (5) 財政 - 財政制度および租税制度の概要 - 概要」を参照のこと。

一定の手法

CER および *CVS*： 本報告書に含まれる一部のデータは、安定化指数（Coeficiente de Estabilización de Referencia、「CER」）および給与変動指数（Coeficiente de Variación Salarial、「CVS」）に基づいてインフレ調整済みである。CERは計算上の単位値であり、そのペソ建て値は、CPI（用いるべき指標として政府が指定したもの）に関連付けられる。CERに基づく金融商品の名目価額はCER調整後価額に換算され、金融商品の利息はCER調整後残高に基づいて計算される。CVSは計算上の単位値であり、そのペソ建て値は公共部門および民間部門の賃金指標の変動に基づいて決定される。CVSに基づく金融商品の名目価額はCVS調整後価額に換算され、金融商品の利息はCVS調整後残高に基づいて計算される。CERおよびCVSに関連付けられている共和国債券への調整および支払いは、これら指標の再表示または改定による影響を受けない。

輸出：輸出は()貿易の目的では、財貨がFOB条件でアルゼンチンを出国した時点でアルゼンチン税関総局(Dirección General de Aduanas)からINDECに報告される統計に基づき、および()国際収支の目的では、本船渡し条件(「FOB条件」)のもとで収集された統計に基づき、算出される。

輸入：輸入は()貿易の目的では、財貨が運賃保険料込条件(「CIF条件」)でアルゼンチンに入国次第、アルゼンチンの税関からINDECに報告される統計に基づき、および()国際収支の目的では、出荷地においてFOB条件のもとで収集された統計に基づき、算出される。

インフレーション：インフレ率は、経済における財貨およびサービス価格の変動率を総合的に測る尺度を提供する。インフレ率は一般に、別途指定する場合を除き、2つの期間のCPIの変動率として測定される。特定日現在のCPIの変動年率は、当該日現在の指標と12か月前同日現在の指標とを比較して計算される。アルゼンチンのCPIはINDECにより算出される。

不完全雇用率：不完全雇用率とは、測定日の前週において労働時間が35時間未満でさらに労働を望むアルゼンチンの労働人口の割合を示す。

失業率：失業率とは、測定日の前週において少なくとも、報酬を得て1時間以上または、報酬を得ないで15時間以上の労働をしていないアルゼンチンの労働人口の割合を示す。労働人口とは、アルゼンチン全土の主要都市において、測定日の前週において少なくとも、報酬を得て1時間以上または、報酬を得ないで15時間以上の労働をした人口および失業しているが積極的に仕事を探している人口の合計を指す。

国際収支：2017以降、国際収支は、国際通貨基金(「IMF」)の国際収支および対外資産負債残高マニュアル第6版の分類基準に準拠して作成されている。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (3) 貿易及び国際収支 - 概要」を参照のこと。

注(3) データの公表

アルゼンチンは、利用加盟国の情報の適時性と質を改善するために考案されたIMFの特別データ公表基準(「SDDS」)の利用国である。SDDSは利用加盟国に、事前に、データが発表される日付、いわゆる「アドバンス・リリース・カレンダー」を示すスケジュールを提供することを要求している。アルゼンチンに対し、SDDSに基づくデータ発表の正確な日付または「締切り日」は、事前にインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに発表される、アドバンス・リリース・カレンダーを通して公表される。統計の編集の透明性を高めるための全てのメタデータの方法論の要約もまたインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに提供される。インターネットのウェブサイトは<http://dsbb.imf.org>に表示される。共和国、政府または共和国もしくは政府に代わって活動するいかなる機関も、本報告書に関して、ウェブサイト上に含まれる情報に対しいかなる責任も認めず、その内容は参照により本報告書に組込まれることを意図しない。

注(4) 将来の見通しに関する記述

本報告書には、将来の見通しに関する記述が含まれている。将来の見通しに関する記述は、歴史的な事実ではなく、共和国の意見および予測ならびに国会に提出された2021年予算案に含まれる計画についての記述を含むものである。この記述は、共和国の現状の計画、見積りおよび予測に基づいている。これらの将来の見通しに関する記述は、その作成時には合理的であっても、現時点では合理的に予見不能または未知でありかつ将来に関する当該記述での考察と大きく異なる結果を伴いうる、将来の見通しに関する一定のリスクおよび不確実性(COVID-19のパンデミックなどの現在の事象の潜在的影響を含む。)にさらされている。したがって、共和国は、現実の事象が本表示に含ま

れる情報と大きく異なることを保証しない。将来の見通しに関する記述は、その基準日現在のみを物語っている。共和国は、そのいずれについても、新たな情報または将来の事象に照らして更新する義務を負っていない。

将来の見通しの記述は、固有のリスクおよび不確実性を内包する。多くの重要な要因により、実際の結果が将来の見通しに含まれるそれとは大幅に異なるものとなる可能性がある。本報告書に含まれる情報は、そうした違いをもたらし得る重要な要因を特定する。かかる要因には以下のものを含むが、それに限られない。

不利な国内要因。例えば、

インフレ上昇

国内における金利上昇

- 最近のコロナウィルス（COVID-19）の感染拡大防止措置による経済や政府の財政への影響
為替レートの不安定性

以上のいずれも経済成長の低下、またはアルゼンチンの外貨準備高の減少に繋がる可能性がある。

不利な外部的要因。例えば、

外国投資の減少。アルゼンチン経済から経済成長に必要な資本を奪うこととなる可能性がある。

国際価格の変動（商品価格を含む）および国際的な高金利。いずれもアルゼンチンの経常収支の赤字と歳出を増大させる可能性がある。

アルゼンチンの貿易相手国の景気後退および低経済成長。アルゼンチンからの輸出を減少させ、アルゼンチンの国際競争力を低下させ、アルゼンチン経済の縮小を引き起こし、間接的に租税歳入およびその他の公的部門収入を低下させ国家財政に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の不利な要因。例えば、

気候事象。

国際的および国内の敵対行為および政治的不透明性。

目下進行中の複数の法域における訴訟および仲裁手続における、アルゼンチンに対して不利な判決および裁定。

第1【募集（売出）債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	2005年 債務交換 (包括式) における 交換元本額 (1)	2010年 債務交換 (包括式) における 交換元本額 (2)	2019年 12月31日 現在残余 未償還額	上場証券 取引所名 又は 登録証券業 協会名
第4回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1996)	1996年12月	50,000 百万円	- (*)	46,145 百万円	2,760 百万円	0円 (*)	-
第5回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1999)	1999年12月	20,000 百万円	- (**)	19,500 百万円	410 百万円	0円 (**)	-
第6回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	60,000 百万円	- (***)	56,337 百万円	2,934 百万円	0円 (***)	-
第7回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	61,500 百万円	- (****)	58,815 百万円	1,780 百万円	0円 (****)	-

(1) 2005年債務交換の結果、4つの円貨債券の未償還元本の全額（当時）のうち94.41%に相当する額が2005年交換債券（2005年6月2日発行）に交換された。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (6) 公債 - 概要 - (b) 債務記録 - 2005年債務交換」を参照のこと。

(2) 2010年債務交換の結果、4つの円貨債券の未償還元本の全額（当時）のうち73.81%に相当する額が2010年交換債券に交換された。「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (6) 公債 - 概要 - (b) 債務記録 - 2010年債務交換」を参照のこと。

(*) 2019年2月22日、共和国は、第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）に関する債権者集会を開催した。この集会において債権者は、当該シリーズ債券保有者の全員を拘束する2016年2月の本和解案の標準オプションを内容とする決議を、必要多数をもって承認した（「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - その他 - 訴訟手続 - 日本における訴訟」を参照のこと）。共和国は、2019年5月20日に和解金額の支払を完了した。この支払をもって、当該共和国円貨債券（1996）に係る共和国の残債は全額消滅した。

(**) 2019年2月22日、共和国は、第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）に関する債権者集会を開催した。この集会において債権者は、当該シリーズ債券保有者の全員を拘束する2016年2月の本和解案の標準オプションを内容とする決議を、必要多数をもって承認した（「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - その他 - 訴訟手続 - 日本における訴訟」を参照のこと）。共和国は、2019年5月20日に和解金額の支払を完了した。この支払をもって、当該共和国円貨債券（1999）に係る共和国の残債は全額消滅した。

(***) 2019年2月22日、共和国は、第6回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）に関する債権者集会を開催した。この集会において債権者は、当該シリーズ債券保有者の全員を拘束する2016年2月の本和解案の標準オプションを内容とする決議を、必要多数をもって承認した（「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - その他 - 訴訟手続 - 日本における訴訟」を参照のこと）。共和国は、2019年5月20日に和解金額の支払を完了した。この支払をもって、当該共和国円貨債券（2000）に係る共和国の残債は全額消滅した。

(****) 2019年2月22日、共和国は、第7回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）に関する債権者集会を開催した。この集会において債権者は、当該シリーズ債券保有者の全員を拘束する2016年2月の本和解案の標準オプションを内容とする決議を、必要多数をもって承認した（「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (7) その他 - - 訴訟手続 - 日本における訴訟」を参照のこと）。共和国は、2019年5月20日に和解金額の支払を完了した。この支払をもって、当該共和国円貨債券（2000）に係る共和国の残債は全額消滅した。

債券の名称	発行年月	券面総額 (3)	償還額	2010年 債務交換 (包括式) における 交換元本額	2019年 12月31日 現在残余 未償還額 (3)	上場証券 取引所名 又は 登録証券業 協会名
-------	------	-------------	-----	---	--	------------------------------------

第8回 アルゼンチン 共和国 円貨債券 (元本維持債) (2005)	2005年6月	21,037,843,000 円	0円	245,488,000 円	18,118,526,000 円	-
第9回 アルゼンチン 共和国 円貨債券 (元本削減債) (2005)	2005年6月	5,840,497,000 円	0円	167,908,000 円	8,221,549,000 円	-

(3) 金額は当該債券の当初名目金額である。

2005年債務交換で円貨債券およびユーロ円債との交換で発行されたユーロ建とアルゼンチン・ペソ建の元本維持債および元本削減債、ならびにペソ建の準元本維持債はすべて、2010年債務交換の交換対象となった。2010年債務交換では対象債券が追加され、2010年債務交換債のうち円貨債券およびユーロ円債との交換で発行された金額を特定することができなくなった。そのため、これらの債券についての情報はここに開示されていない。

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

記載を省略（アルゼンチンペソと日本円との為替相場は、日本国内において発表されていない。アルゼンチンペソの米ドルとの為替相場については、上記「本報告書の注記 - 注(1) 定義および一定の語法 - 為替レート」ならびに下記「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (3) 貿易及び国際収支 - 対外貿易と国際収支の最近の動向 - (e) 外貨準備高および外国為替」を参照のこと。）

(2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

記載を省略

(3)【最近日の為替相場】

記載を省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

位置、地域、地形、人口等

アルゼンチン共和国は23の州とブエノスアイレス市から成り立っている。南米の南東地域に位置し、領土の点ではラテンアメリカにおいて2番目、世界では8番目に大きい国である。南極地域において領土権を主張する地域（約97万平方キロメートル）および、近年認識されたアルゼンチンの南大西洋における主権の伸張を除く一定の南大西洋諸島（約5,000平方キロメートル）を含め、約380万平方キロメートル（150万平方マイル）の領土を有する。「 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - マルビナスの主権問題」および「 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - 大陸棚問題」を参照のこと。

最も人口密度の高い居住地域と主要な農業生産地域はアルゼンチンの中央部を横切る広大な温暖帯に位置している。国勢調査が行われた直近の年である2010年のアルゼンチンの人口は約4,010万人であった。2019年現在、INDECは人口を合計4,490万人と推計している。2010年現在アルゼンチンの人口のうち約91.0%が都市部に居住し、その人口の約46.2%（約1,850万人）が大ブエノスアイレス圏と言われるブエノスアイレス市およびブエノスアイレス市周辺の極度に人口密度の高い都市部の居住者であった。2001年から2019年までの期間に、アルゼンチンの人口は年平均で推定1.2%増加し、2010年現在、15歳以上の人口では、識字率は98%であった。下の表は2014年（比較データの入手が可能な直近の年度）のデータを用いて、国民総所得（「GNI」）の数値およびその他特定の統計値を以下の表において比較する。

人口

	アルゼンチン	ブラジル	チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー	米国
1人当たりGNI(1)(米ドル)	11,200	9,130	15,010	6,510	9,430	6,740	65,760
平均寿命(年)(2)	77	76	80	77	75	77	79
幼児死亡率 (出生数に占める比率)(%) (3)	0.9	1.3	0.6	1.2	1.1	1.1	0.6
成人識字率(2) (15歳以上の人口に占める比率)(%)	99.1	92	96.9	94.7	94.9	94.1	未詳

(1) 2019年のデータ。世界銀行アトラスの方式により算出。

(2) 別途記載のない限り2018年のデータ。

(3) 2018年のデータ。ただし、チリは2017年のデータ。

出所：世界銀行世界発展指標

政治および外交

(a) 憲法、国家組織および政党

アルゼンチンの憲法は、1853年に制定され、統治の三権分立制を規定している。すなわち、大統領を長とする行政府、二院制議会からなる立法府、および最高裁判所を頂点とする司法府からなる。1994年に直近の憲法改正が行われた。各州およびブエノスアイレス市は独自の憲法を有し、州民が政府から独立した知事および議員を選ぶ。政府は、

共和政統治制度を擁護するため、および外国の侵略があった場合などの一定の緊急事態には、州政府の行政に直接介入できる。

行政府

大統領および副大統領は、任期を4年として直接選挙により選ばれ、最長で2期連続の在任が可能であり、公職を退いた1期後に再選されることも可能である。大統領は国政の運営を監督し、全体として、あるいは一部分かを問わず、法律に拒否権を行使できる。国会は各議院の3分の2の多数の投票により大統領の拒否権行使を無効とすることができる。内閣府（Jefatura de Gabinete de Ministros）は、国政の運営を担い、国会の承認に付される政府年度予算を作成する。大統領は内閣総理大臣を選任するが、両院はその絶対多数の議決により内閣総理大臣を解任できる。本報告書中、「行政権」という場合はすべて、本項記載の行政府を指すものとする。

国会

国会は上院および下院で構成されている。

上院： 上院は各州およびブエノスアイレス市に対して各々3名ずつ選出され、72議席により構成されている。各選挙区より選出される上院議員3名のうち2名は、当該選挙区において最高得票の政党を代表し、3人目の上院議員は2番目に得票した政党を代表する。上院議員は普通選挙により選出され、任期は6年間である。2年毎に上院議席数の3分の1が改選される。上院の直近の選挙は2019年10月に実施された。

下院： 下院は各選挙区の人口に応じて配分された257議席で構成される。下院議員は普通選挙により選出され、任期は4年間である。2年毎に下院議席数の2分の1が改選される。直近の下院選は2019年10月に実施された。

司法制度

司法制度は連邦および州の第一審裁判所、控訴裁判所および5人までの裁判官を擁する最高裁判所により構成されている。

司法官審議会（Consejo de la Magistratura）は、弁護士、司法当局の代表者、議員、行政府および学会の代表者による独立の委員会で構成されている。この組織は、司法府の運営、最高裁判所の裁判官を除く裁判官に対する弾劾手続の開始、および裁判官の選任を監督する。訴追陪審（Jurado de Enjuiciamiento）は、司法官審議会により開始された裁判官の罷免手続きを決定する。

大統領は、上院の承認を条件とするがすべての最高裁判所の裁判官を任命する。上院の承認を条件として、すべての連邦裁判所の裁判官も大統領により任命されるが、司法官審議会から提出された人物の名簿より選任されなければならない。最高裁判所の裁判官およびすべての連邦裁判所の判事は、75歳を定年として任命される。すべての司法上の任命には、常に上院の3分の2以上による承認が必要である。大統領による命令に従い、現在は候補者の身元と追加関連情報が公表され、また、行政府は各推薦が上院に提出されるのに先立ち意見を求める公示期間を設けている。

2020年10月23日現在、最高裁判所には承認を受けた5名の裁判官が在職していた。ローゼンクランツ氏は、2018年10月1日に最高裁判所長官に就任した。

近年の政情

アルゼンチンは、不適切な経済運営とマルビナス諸島をめぐる英国との短期戦争の敗北が要因となり、最後の軍事政権が終焉を迎えた1983年以来、文民統治を維持している。1983年、ラウル・アルフォンシン氏が大統領に選ばれ

た。1989年、ラウル・アルフォンシン氏の後任としてカルロス・メナム氏が大統領となった。メナム大統領は、大統領の任期を6年から4年に短縮した1994年憲法改正の直後、1995年に任期を4年として再選された。

比較的安定した10年間を経て、アルゼンチンは、2001年および2002年より前例のない社会的、経済的および政治的な危機に直面した。「(2) 経済 - 近時の経済動向 - 経済の歴史および背景」を参照のこと。この危機の間に、アルゼンチンの経済は著しく縮小し、貧困と失業率は過去最高レベルに達した。1999年10月に発足したフェルナンド・デ・ラ・ルア大統領の政権は、経済成長を回復させることができず、2001年下半年、深刻化した景気後退は高まる社会不安を増幅させた。

広範囲に及ぶ暴動や抗議運動が続き、その結果、デ・ラ・ルア大統領とその内閣の全員が2001年12月19日と20日に辞任を余儀なくされた。2001年12月から2002年1月までの間に、国会は憲法に従いエドゥアルド・ドゥアルデ氏を含む3名の後継の大統領を指名した。同氏は、所定任期の満了に先立ち2003年4月27日に選挙を実施するよう要求した。ネストル・キルチネル元サンタクルス州知事が選出され、2003年5月25日に大統領として宣誓し就任した。キルチネル大統領の任期は2007年12月10日に満了となった。

2007年10月28日、キルチネル大統領の妻で、ペロン党会派の勝利戦線から立候補したクリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネル女史が大統領に選出された。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は2011年10月23日に任期を2015年12月10日に終了する4年間とする2期目の再選を果たした。

2015年11月22日に、アルゼンチン史上初めての大統領選の決選投票で、統一戦線「変革」の候補者であるマウリシオ・マクリ氏が大統領に選出され、2019年12月10日にその任期が終了した。

2019年10月27日にアルゼンチンで実施された国の大統領選挙で、すべての戦線連合が約48.10%を得票してアルベルト・フェルナンデス氏が大統領に選出された。フェルナンデス氏は2019年12月10日に就任した。また2019年10月27日に、国および州議会の間選挙が行われ、ペロン党の様々な会派による連立勢力が上院8議席増(上院定員72議席うち合計41議席を確保)および下院24議席増(下院定員257議席のうち合計119議席を確保)となり国会での勢力を伸ばした。

政党

以下にアルゼンチンの主な国会会派を列挙する。

すべての戦線(Frente de Todos)。主に下記を含むいくつかの政党の連立会派である。

- 正義党(Partido Justicialista、もしくは「PJ」)またはペロン党。1940年代にホアン・ペロン元大統領により結党され、以下の会派を含む。
 - ・ 市民連合(Unidad Ciudadana)(旧・勝利戦線(Frente para la Victoria))
 - ・ ペロニスタ戦線(Frente Peronista)
 - 改革戦線(Renewal Front、または「FR」)。2013年に正義党の分派として結成された。2015年の大統領選では、改革戦線と前コルドバ州知事のファン・マニエル・デラソタが連立して改革更新連合(Unidos por una Nueva Alternativa、または「UNA」)を形成した。
- 変革のために共に(Juntos por el Cambio)：2015年に結成された、主に下記を含むいくつかの政党の連立会派である。
- 2007年にアルゼンチンで発足した政治連合である建議共和連合(Unión Propuesta Republicana、または「PRO連合」)。建議共和(Propuesta Republicana)(旧・変革のための約束(Compromiso para el

Cambio))、民主中道連合 (Unión del Centro Democrático、または「UCeDé」)、成長のための国家再建 (Recrear para el Crecimiento)、連邦党 (Partido Federal)、青と白の連合 (Unión Celeste y Blanco)、ブエノスアイレス・キリスト教徒党 (Partido Popular Cristiano Bonaerense) およびブエノスアイレス新党 (Partido Nuevo Buenos Aires) からなる。

- 急進市民連合
- 市民連合 (Coalición Cívica、または「ARI」)

これらに加えて、サンティアゴ・デル・エステロ州、サンルイス州およびカタマルカ州と地方に基盤のある政党を含め、いくつかの州の政党が国会に相当数の議席を有している。

2019年10月27日に、大統領選挙および国政選挙がアルゼンチンで実施された。大統領選挙では、アルベルト・フェルナンデス氏 (すべての戦線) が48.10%、マウリシオ・マクリ氏 (変革のために共に) が40.37%、およびロベルト・ラバニャ氏が6.16%の票を獲得した。

次の表は表示された各年に行われた選挙後における下院および上院の政党別構成を示している。

	下 院(1)			上 院(2)		
	2015	2017	2019	2015	2017	2019
政 党 :						
すべての戦線派	98	95	119	40	33	41
すべての戦線	-	-	119	-	-	13
勝利戦線/ 市民連合(3)	81	65	-	40	8	16
ペロニスタ戦線/ 正義党(4)	17	30	-	-	25	-
その他(5)	-	-	-	-	-	12
変革のために共に	87	108	116	14	24	25
急進市民連合(6)	41	40	46	8	12	14
PRO連合(6)	41	55	-	6	9	-
ARI/市民同盟/ その他(6)	5	13	15	-	3	-
PRO(7)	-	-	51	-	-	8
その他(8)	-	-	4	-	-	3
連邦超党派(9)	-	-	11	-	-	-
改革更新連合	28	-	-	-	-	-
改革戦線	-	20	-	-	-	-
その他(10)	44	34	11	18	15	9
合 計	257	257	257	72	72	72

(1) 表示された各年に選出された議員が就任した各年の12月10日現在の下院の構成。

(2) 表示された各年の12月31日現在のの上院の構成。

(3) 当該会派の下院議員はすべての戦線の連立会派を構成する。上院では、勝利戦線同盟は連盟勝利戦線 (Alianza Frente para la Victoria)、勝利戦線 (Frente para la Victoria)、勝利の戦線 (Frente de la Victoria) および連盟P/勝利戦線 (ペロニスタ・バンビーノ) (Alianza Frente P/ Victoria (Peronismo Pampeano)) を含む。

(4) 当該会派の議員は正義党 (Partido Justicialista) の総数に含まれる。下院では、この連立のメンバーには正義ブロック (Bloque Justicialista)、コンコルディア刷新戦線 (Frente de la Concordia Misionero)、連邦コルドバ (Córdoba Federal) およびトゥクマンの正義 (Justicia por Tucumán) の議員が含まれる。上院では、この連立のメンバーには正義ブロック (Bloque

Justicialista)、ラ・パンパ正義党 (Partido Justicialista, La Pampa)、正義チュプト (Justicialista Chubut) およびみんなのチュプト (Chubut Somos Todos) の議員が含まれる。

- (5) 上院では、その他の登録政党 (主に所属議員が1人であるもの) および一部の州の地方政党は、すべての戦線と連携することに合意している。
- (6) 2015年および2017年の選挙において、この連立のメンバーは「変革」の総数に含められた。下院では、この連立のメンバーにはPRO、ARI/市民同盟、急進市民連合、カタマルカ市民社会戦線 (Frente Cívico y Social por Catamarca)、正義社会党 (Partido por la Justicia Social) およびみんなの飛躍 (Salta por Todos) の議員が含まれる。上院では、この連立のメンバーにはPRO、急進市民連合、カタマルカ市民社会戦線 (Frente Cívico y Social por Catamarca)、サンルイス進歩 (Avanzar San Luis) および生産と労働 (Producción y Trabajo) の議員が含まれる。2019年の選挙において、上院では、この連立のメンバーには連盟変革 (Alianza Cambiemos)、変革のために共に (Juntos por el Cambio)、生活向上変革連合 (Unión para Vivir Mejor Cambiemos)、フアイ変革戦線、変革のために共にティエラ・デル・フエゴ (Juntos por el Cambio Tierra del Fuego) およびリオハ市民の変革の力 (Cambiemos Fuerza Cívica Riojana) が含まれる。
- (7) 上院では、この連立のメンバーには連盟変革 (Alianza Cambiemos)、変革戦線 (Frente Cambiemos)、変革のために共に (Juntos por el Cambio) およびブエノスアイレス変革 (Cambiemos Buenos Aires) の議員が含まれる。
- (8) このグループは、変革のために共に (Juntos por el Cambio) の連立の一部を構成するその他の会派を表す。下院では、生産と労働 (Producción y Trabajo)、正義社会党 (Partido por la Justicia Social) およびカタマルカ市民社会戦線 (Frente Cívico y Social por Catamarca) が含まれる。上院では、カタマルカ市民社会戦線 (Frente Cívico y Social por Catamarca) およびサンルイス進歩 (Avanzar San Luis) が含まれる。
- (9) 下院では、この連立には連邦コルドバ (Córdoba Federal)、正義党 (Partido Justicialista)、民意連邦 (Consenso Federal)、市民社会前進戦線 (Frente Progresista Cívico y Social) および社会主義党が含まれる
- (10) その他の登録政党 (主に所属議員が1人であるもの) および一部の州の地方政党を含む。

出所：アルゼンチン上院および下院

2009年12月2日に国会で可決した政治改革法案に従い、アルゼンチンにおける選挙は以下の規則に従っている。

選挙戦のための私的献金は個人のみが行うことができる。さらに、政府は国の財源の50%をメディア広告のため全候補者に公平に分配し、残りの50%を前回選挙で各政党が獲得した割合に応じて分配する。

大統領候補および国会議員候補を選出する予備選挙は公開されなければならない、義務であり、同時に行われる。政党への所属に関わらず、すべての国民が自ら選択する予備選挙で投票することができる。

候補者は全国選挙を戦うため、大統領予備選挙で最低1.5%の票 (連立も含む。) を獲得しなければならない、法案で定められた一定数の党員の支持を有していなければならない。

政治汚職の捜査は、複数のものが現在も行われている。これには、前政権の選挙資金調達に関する捜査が含まれ、政府高官への捜査が実施されている。捜査は当初、連邦企画省 (Ministerio de Planificación) が発注した公共契約に伴う贈収賄とキックバックの嫌疑を対象としたものであったが、多方面かつ広範囲にわたる汚職取締捜査に発展した。

2019年5月15日、国会は、透明性を強化し、資金源を管理・制限することを目的として、政党の資金調達を規制する法律を制定した。

(b) 外交および国際機関

アルゼンチンはさまざまな国と外交関係を結び、いくつかの国際機関に加盟している。アルゼンチンは国連の原加盟国であり、米州機構 (「OAS」) の設立メンバーでもある。さらに、以下に列挙する機関を始めとする国際機関の加盟国でもある。

国際通貨基金 (「IMF」)

世界銀行グループ

国際金融公社

米州開発銀行（「米州開銀」または「IADB」）

アンデス開発公社（「CAF」）

ラプラタ河流域開発基金（「FONPLATA」）

中米経済統合銀行（「CABEI」）

国際農業開発基金（「IFDA」）

世界貿易機構（「WTO」）

国際労働機構

金融活動作業部会および南米マネーロンダリング対策金融活動作業部会（「GAFISUD」）

保険監督者国際機構

証券監督者国際機構

世界関税機関

ラテンアメリカ統合連合（「ALADI」）

G-20

アルゼンチンは、G-20が設立された1999年からその加盟国である。G-20は、世界経済に関する主要な問題について、先進国と新興国の間での議論を促進する非公式会議である。G-20はその加盟国にとって国際経済協力のための重要な会議である。

アルゼンチンは2018年のG-20の議長を務めた。ブエノスアイレスで2018年11月30日および12月1日に開催されたサミットで、G-20の首脳は仕事の未来、開発のためのインフラ、持続可能な食料の未来およびジェンダーの平等という柱に焦点を当てた宣言を採択した。サミットはまた、前向きな通商アジェンダを設定してWTOの機能改善に向けた政治的支援についてG-20首脳間で確認する機会、ならびに現在する地球規模の課題および気候変動に対処する取組みについて協議する機会を提供した。

二国間投資協定 (BIT)

アルゼンチンは、現在効力を有している49件の二国間投資協定の当事国であり、また投資家 - 国家間の紛争処理制度を定めた投資条項を含むチリとの貿易協定の当事国である。2001年 - 2002年の危機およびこの危機に対処するために政府が採用した基本措置を受け、投資家から、アルゼンチンに対するいくつかの仲裁手続が投資紛争解決国際センター（「ICSID」）仲裁規則および国連国際商取引法委員会（「UNCITRAL」）規則に基づきICSIDに、ならびに個々のBITに従い常設裁判所に申し立てられた。2020年10月23日現在、これらの手続の大部分がすでに裁定または和解に至っている。「(7) その他 - 訴訟手続 - ICSIDにおける仲裁」および「(7) その他 - 訴訟手続 - その他の仲裁」を参照のこと。

金融安定理事会

金融安定理事会（「FSB」）は、世界の金融システムにつき監督し推薦をおこなう国際機関である。FSBIは、金融システムを強化し国際金融市場の安定性を高めることを目的としており、その目的を、加盟国の国の金融当局と国際標準の設定団体が、国際的な金融の安定を促進するために規制上、監督上およびその他の金融部門の政策の進展に向け作業するように、当該当局および団体の間の調整を行うことにより実行している。FSBIは、部門および管轄区域を越

えてのこうした政策の継続的な実施を後押しすることにより公平な競争の場の育成を目的としている。アルゼンチンは2009年よりFSBの加盟国であり、中央銀行が代表を務めている。

G-24

アルゼンチンは、国際通貨・開発金融関連事項に関する24カ国政府間グループ（G-24）が設立された1971年から24カ国グループの加盟国である。このグループの目的は、通貨および開発問題、特に、IMF委員会および開発委員会のアジェンダについての問題、に関し発展途上国の立場を調整し、国際通貨制度改革に関する交渉で発展途上国の代表者の権限および関与の向上を確保することである。

メルコスール

アルゼンチンは、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイと共に1991年3月に正加盟国または「加盟国」として創設した南米共同市場（「メルスコール」）の創設メンバーである。2012年7月に創設メンバー（パラグアイを除く。）は、ベネズエラ共和国をメルコスールの正加盟国として承認し、2013年12月にパラグアイがベネズエラの正加盟国としての地位を承認した。メルコスールへの加盟に関して2012年に受諾した責務に従い4年の設定期間内にメルコスールの規則を実施に移すことができなかつたとみなされ、2016年12月2日にベネズエラの正加盟国としての地位が一時的に他の加盟国により停止され、2017年8月5日、創設メンバーは、メルコスールの民主主義条項を運用してベネズエラの資格停止を延長した。2015年7月に、ボリビアがメルコスールの正加盟国となるための議定書に署名したが、ブラジル、パラグアイおよびボリビアの国会による批准待ちの状態である。承認をもって、ボリビアは4年の期間をかけてメルコスールの法令を徐々に取り入れることとなる。

チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ガイアナおよびスリナムはメルコスールの準加盟国である。この地域との貿易の約80%には関税が課せられていない。

メルスコール条約に基づき、メルスコールの創設メンバーは以下の誓約を行った。

- (1) 加盟国間の貿易に対する輸入税、関税およびその他の障壁を、場合により数年かけて除去または大幅に削減することにより、財貨、サービスおよび製造部品の移動が自由な共通市場を創設する。
- (2) 非加盟国との間の貿易に関し共通の対関税を設定する。
- (3) 第三国および圏外ブロックに対する共通の貿易政策の採用。

1994年12月に、地域を1つの関税連合に変換する目的で、メルコスールの創設メンバーは共通の対関税を実施することに合意した。1995年1月1日付で、共通対関税制度は施行されたが、各加盟国は一定の項目を当該制度から除外することが認められていた。除外項目を維持できる除外期間は、アルゼンチンおよびブラジルにつき2021年12月31日まで、ウルグアイにつき2022年12月31日まで、パラグアイにつき2023年12月31日までそれぞれ延長されている。

メルコスール加盟国は、国境管理の撤廃政策の推進に向けた、非関税障壁と関税の例外項目ならびに国家の貿易体制との間の調和を図ることはまだ完全にはできていない。メルコスールの協定のうち協調的な商業政策を擁するその他の重要部分は、まだ完全実施に至っていない。

メルコスールは、エネルギー、運輸、通信、教育、保健、社会発展、司法、科学およびテクノロジーなどのいくつかの分野を含む加盟国間での統合プロセスをさらに発展させることを目的とした域内の組織および機関を創設している。また、メルコスールの居住者は、ブロック加盟国の領土内において特別居住制度および就業許可制度からの恩恵を受けている。

2016年に、メルコスールは（ ）EUとの貿易協定、（ ）欧州自由貿易連合（「EFTA」）との貿易協定、（ ）カナダとの自由貿易協定および（ ）韓国との貿易協定を含む、いくつかの協議を実施した。

また、インド、メキシコおよびペルーと既存協定の改定交渉に着手し、モロッコ、レバノンおよびチュニジアと協議開始を見据えた枠組み合意を成立させ、シンガポールと自由貿易協定の覚書を交わし、日本と非公式会談を進めている。さらにメルコスールは、太平洋同盟との正式な協力体制を前進させた。

2019年6月28日、20年以上にわたる長い交渉を経て、メルコスールとEUは経済協力および統合に関して画期的な認識の共有に至った。協定により、メルスコール加盟国の戦略市場である欧州連合に対するアクセスをメルスコールに付与してコストと取引制限を緩和することを目指しており、それにより地域経済の輸出が増え、現地企業のグローバル経済への参加が強化され、投資が促進され、技術移転が進み、競争力が高まること期待されている。2020年10月23日現在、両当事者は、法的レビューを実施し、本契約の技術的詳細を詰めている。

2019年8月23日、メルコスールとEFTAは包括的自由貿易協定の協議を実質的に終えた。協定により、メルスコールからEFTA加盟国への輸出フローの増加が構想されている。

2019年12月、メルコスール加盟国は、域内貿易の拡大および域外産品に関する競争条件の平準化を目的として、貿易円滑化協定を締結した。

アジアインフラ投資銀行

2017年6月、アルゼンチンは、アジアインフラ投資銀行（加盟国が関与するエネルギー、輸送および電気通信のプロジェクトに融資することを目的とする。）に対して加盟を申請した。2020年10月23日現在、アジアインフラ投資銀行の株式の応募については、国会の承認待ちである。

マルビナスの主権問題

フェルナンデス政権は2019年12月の政権発足後、マルビナス諸島の主権を平和的手段によって完全に行使すること、および島民の暮らしを尊重することが憲法上の使命であることを再確認した。

共和国は、マルビナス、ジョージアおよび南サンドイッチ諸島ならびにその周辺海域をその固有の領土であると繰り返し確認している。アルゼンチンの立場は領土保全に基づくものであり、これを侵害する19世紀の英国の占拠に対して一度も同意を与えていない。国連は、総会決議2065(XX)及びその後の決議を通じて、アルゼンチンとグレーとブリテンおよび北アイルランド連合王国との間に「マルビナス諸島問題」に関して主権紛争が存在することを認定しており、同決議は直接交渉による解決を両当事者に求めている。マルビナスは、他の多くの事例とは異なる特殊な植民地事例である。自己決定の原則は、どの国連決議でも本件に関して適用されておらず、また一度も承認されていない。さらに、地域および国際機関の多くが、同諸島の在り方が交渉が付されている間は、アルゼンチンおよび英国が一方的な現状変更を示唆する決定を控えるように双方に働きかける国連決議31/49の規定の順守の重要性を重ねて訴えている。

2020年10月23日現在、英国は主権問題の平和的解決に向けた協議の再開を受け入れていない。

大陸棚問題

2016年3月11日および2017年3月17日、大陸棚限界委員会（「CLCS」）は、領海を超えてアルゼンチン領有権の自然的拡張が及ぶ海底区域の海床および海底で構成される大陸棚の拡張限界について、アルゼンチンの申請に対する勧告を全会一致で承認した。

1982年国連海洋法条約（「UNCLOS」）に基づき、沿岸国に対して大陸棚の外境界の設定に関して行われるCLCSの勧告には拘束力はないが、かかる勧告に基づき沿岸国が設定した大陸棚の限界は最終的であり、かつ拘束力を有する。

CLCSの勧告について、いかなる国も異議を唱えていない。アルゼンチンによる大陸棚の拡張境界に関するCLCSへの申請には本土、島および南極の領土が含まれていた。指定された限界区域の表面積は約70平方マイルである。

マルビナス、南ジョージアおよび南サンドウィッチ諸島の大陸棚については、CLCSが主権問題の存在を認定した。そのため、UNCLOSおよびその手続規則に則り、CLCSはアルゼンチンが申請した同区域の大陸棚限界の分析または検討を行わず、紛争が解決するまで分析を先送りした。CLCSはまた、アルゼンチンも締結国である1951年12月1日付の南極条約（改訂済）で定められた特別な領有関係を考慮して、南極地方の大陸棚の検討も先送りした。

UNCLOS第77条に従い、天然資源の探査および開発に関して沿岸国が大陸棚に対する主権的権利を有するものとされる限りにおいて、CLCS勧告および拡張された大陸棚に対するアルゼンチンの権利の承認は、経済的に有益な影響を及ぼすと予想される。

最近の動向

憲法、国家組織および政党

司法制度

2020年7月29日、フェルナンデス大統領は司法改革法案を発表した。これには、23の新しい連邦裁判所を設置して連邦裁判所の数を増やすこと、および連邦刑事巡回裁判所と連邦経済犯罪巡回裁判所を統合することが含まれる。また、同法案は、司法の機能について行政府に助言を行う法律専門家からなる諮問委員会の設置を求めている。この法案は2020年8月28日に上院で承認され、2020年10月23日現在、下院で審議中である。

(2)【経済】

近時の経済動向

経済の歴史および背景

背景

1800年代末から1900年代初めにかけて、アルゼンチンは大繁栄期を迎え、国民1人当たりGDPは多くの西ヨーロッパ諸国の水準にまで上昇した。かかる成長期に、アルゼンチン経済はその輸出農産物に対する持続的な海外の需要に過度に依存した。

しかし大恐慌と第2次世界大戦の到来はアルゼンチン経済に劇的な変化をもたらし、対外貿易の減少はアルゼンチンから主要な収入源を奪った。政府はこうした展開に対応して経済政策を大幅に転換し、国家主導の資本主義と輸入代替のモデルを採用し、国による景気への介入を強化した。

1940年代初めに、政府は多くの基幹産業・サービスを国有化し、アルゼンチンの産業と農業において自給自足を目指し、その経済を外国との競争から守るために、輸入障壁を引き上げた。石油・電力から通信・金融事業に至るまで政府の関与は増大した。

1950年代に新たに世界的繁栄の時代が到来したものの、経済における政府の役割は依然大きく、アルゼンチンの成長は他の発展途上国と比較して低いものとなった。

1970年半ばまでに製造業が経済の最大構成要素となったものの、国の輸出は引き続き農産物が大勢を占めた。アルゼンチン経済の成長は依然として低水準であった。

1976年に、政府は輸入代替モデルからの転換を開始し、輸入障壁を引き下げ、対外借入れへの規制を緩和した。中央銀行によるクローリング・ベッグ為替相場体制の採用は、1977年から1981年にかけてペソ高ならびに公的部門および民間部門の対外債務負担を招来した。

1981年から1990年にかけて、経済成長は政治の不安定、国有企業の高額の助成金、高いインフレーション、定期的な通貨の下落、非効率的な税金徴収システムおよび非効率的な生産のために阻害された。同期間における年平均実質GDP縮小率は0.7%であった。政府は同期間中の財政赤字を主に中央銀行からの信用供与ならびに二国間および多国間での海外債権者からの借入れで埋めた。政府に対する中央銀行からの信用供与の増加によりマネー・サプライの増加が抑制されず、これにより高いインフレ水準になった。1981年から1990年にかけて、年平均インフレ率は876.0%であった。さらに1982年、政府は、対外債務の不履行に陥った。

1980年代に、政府は経済安定化のためにいくつかの経済政策を採用した。かかる政策は当初いくらかの成功を収めたが、最終的に生産性と経済の競争力が向上することはなかった。こうした要因と高水準のインフレ、政府の政策の頻繁な変更および不安定な金融市場とが相まって、アルゼンチン経済の実質成長の達成を妨げた。

経済の自由化： 1983年に民主制に復帰して以降二度目の民主的選挙で選ばれたメネム大統領が率いる政権は、1989年半ばに、ハイパーインフレーションと深刻な景気後退に苦しむ経済を引き継いだ。海外債権者との関係は緊張し、民間銀行債務は二度の繰延べの対象となり、再び延滞利息を累積し、IMFおよび世界銀行（世銀）とのプログラムは失効し、世銀と米州開発銀行（IADB）に対する返済はしばしば遅滞した。メネム政権の緊急の課題は物価の安定と海外債権者との関係の改善であった。

経済の安定化とハイパーインフレーションの歯止めは何度も失敗した後、メネム政権は経済の自由化と金融面の規律の実施を模索する経済政策を採用した。兌換制度として知られるようになった新しい経済政策は、1991年兌換法およびその関連措置を軸とした。その主な特徴は以下のとおりである。

ペソをドルに連動（ペッグ）させかつマネタリー・ベースを外貨準備に関連付けした固定為替相場制。これにより中央銀行の金融政策手段は制限された。

民営化、規制緩和、貿易自由化の政策

海外債権者との関係の改善（1992年のブレイディのリストラ策による民間債権者向け国債の大部分の借換えを含む。）

兌換制度と政府の自由市場政策は一時的に物価の安定をもたらし、アルゼンチン経済の効率と生産性を引き上げ、外国からの巨額な投資を引き寄せた。実質GDPは1991年には9.1%、1992年には7.9%成長した。1993年から1998年にかけて、実質GDPは、1994年のメキシコ金融危機に端を発した資本流出を主な要因とする1995年の2.8%の減少にもかかわらず、平均年率で4.8%成長した。

こうしたことにもかかわらず、兌換制度は以下のような重大な弱点を有していた。

柔軟性に欠ける金融政策： 中央銀行から金融面の裁量を取り上げたことにより、兌換制度は、経済活動の低迷に対応して景気を刺激するための金融政策の活用を制限することとなった。

外国資本への依存： 外国資本流入の急激な減少は、しばしば政府の支配が及ばない要因により引き起こされるものであり、マネー・サプライを悪いタイミングで縮小させるおそれを伴った。アルゼンチン経済を対外貿易に解放して大幅な赤字を招いたことにより、および政府の経常的な財政赤字に伴い外国資本から巨額の資金調達をしたことにより、アルゼンチンの外国資本への依存は高まった。

外的ショックに対する脆弱性： 外国資本への依存は、資本の流出入に対する政府規制の解除と相まって、アルゼンチン経済を外的ショックに対して脆弱にした。

特定の経済部門への過度の依存： 実質的なペソ高およびペソと米ドルのペッグ制の結果、この期間の経済成長はサービス部門、特に金融および公的サービス部門によりもたらされ、生産ベースの製造業および産業部門は遅れを取った。さらに、農業部門の生産量増加による貢献は、国際的な商品価格の低下により相殺された。

失業の上昇： 経済成長にもかかわらず、建築・製造などの労働集約的部門の成長が比較的低かったため失業水準が上昇した。

1994年のメキシコ財政危機に端を発する経済低迷期に、兌換制度の弱点が明らかとなった。メキシコのクローリング・ペッグ為替相場の崩壊は、投資家の新興市場に対する信頼を損なうとともに、兌換体制の持続可能性に関する懸念を投げかけた。この信頼喪失が誘発した純資本流入の急減により、1995年に資本が流出に転じ、アルゼンチンの銀行システムの流動性危機が引き起こされた。その結果、アルゼンチンは兌換制度を実施して以来初の景気後退に陥った。

メキシコ危機の後、アルゼンチン経済は1990年代前半に記録していた成長水準まで回復した。1996年から1998年にかけて、GDPは平均年率で5.8%成長した。しかし、政府は赤字を埋めるために借入れに大きく依存し、借入先は手始めに国外の資金供給元から果ては国内の銀行や新興の民間年金基金にまで及んだ。1997年の第4四半期始め、アジアやロシアの地域金融危機、米国の金利上昇および商品価格の下落を含む外的要因により、資本フローがマイナスに転じ、経済活動が急減し、究極的に2001年の経済危機の引き金となった。

危機および回復の始まり：2001年および2002年

2001年下半期に、ペソ切下げが差し迫ったとの認識の拡大が大規模な銀行預金の取付けを引き起こし、アルゼンチン経済からの資本流出が大幅に加速した。アルゼンチンの銀行制度における預金残高は2001年下半期に20.3%減少し、同時期に中央銀行の外貨準備は42.1%低下した。

兌換制度を保護し金融部門の崩壊を回避する最終的な取組みとして、2001年12月、政府は銀行預金引出しに関し、1人につき1か月当たりの厳格な制限（corralitoとして知られる。）を課し、ペソ建ておよび米ドル建ての要求払い預金の約600億米ドルについて預金者が金融機関から引出す権限を実際に制限した。アルゼンチンにおける特定の外国為替取引にも厳格な制限を課した。その直後に、政府は国債の大部分について利息および元金の支払いを延期すると宣言した。

大きな社会不安はデ・ラ・ルア政権を早期退陣に導くとともに政治危機を誘発し、その結果2002年1月にエドゥアルド・ドゥアルデ氏が大統領に任命された。国会は2002年国家緊急事態・改革法（「国家緊急事態法」）を可決し、これによりペソ・米ドル間の為替平価が正式に終了し、兌換制度が廃止された。国家緊急事態法および一連の大統領令の制定を通じて、ドゥアルデ政権は以下の措置を実施した。

多国間信用機関向け債券を除き、アルゼンチンのソブリン債の支払いを停止することを承認。

兌換制度の廃止直後に採用された二重為替相場制を廃止。これに代えて他通貨に対してペソの価値が変動することを認める単一為替相場制を導入した結果、米ドル・ペソ為替レートは2002年に240.1%上昇した。

一定の米ドル建て資産および負債を次の為替レートでペソ化する「非対称の」転換を発令：金融機関その他の債権者に対して負う民間部門の負債（個人および会社の米国建て負債）につき1.00米ドル当たり1.00ペソ、国または州の金融機関のポートフォリオを構成する公共部門のすべての米ドル建て負債証券につき1.00米ドル当たり1.40ペソ、およびすべての米ドル建て銀行預金につき1.00米ドル当たり1.40ペソ。

中央銀行憲章を改定し、中央銀行が通貨を増刷すること、政府に一定の短期貸出しをすること、および流動性困難に陥った金融機関に対する最後の貸手として行為することを容認。

銀行預金引出しについて2002年12月まで追加規制を設定。すべての定期預金が実際に凍結され、強制繰延べの対象とされた。

また、外国為替取引について以下を含む追加規制が導入された。

銀行口座から1か月間で引出し可能な米ドル額を制限。

アルゼンチン国外への外貨の送金を制限。

対外貿易取引を規制。

経済危機は2002年上半期にピークを迎えた。この間、アルゼンチン史上最悪の経済活動水準の落込みを伴って経済活動が破綻し、歳入が減少し、インフレが急進し、金融システムの流動性危機が悪化した。外国為替市場の管理に飽き足らず、政府は輸出収入を強制的に本国送金させた。厳しい為替管理と国の貿易収支の大幅黒字により外国通貨が確実に市場に供給され、その結果同年の下半期にはペソ高に動いた。

2002年半ばまでには、外国為替市場管理の強化に合わせた外貨準備の売却と資本の移動とを組み合わせた政策により、ペソの安定化に成功した。2002年下半期に、実質GDPの縮小は2001年下半期比で6.7%にまで減速し、アルゼンチンは経常収支で50億米ドルの黒字を計上した。2002年12月31日現在の状況は以下のとおりであった。

ペソが1ドル当たり3.36ペソのペソ高となった。これに対して2002年6月26日は最安の3.87ペソであった。

INDEC（国家統計センサス局）により測定されたインフレ率は2002年12月31日に終了した下半期で8.0%であった。これに対して2002年6月30日に終了した上半期は30.5%であった。2002年中、INDECにより測定さ

れたインフレ率は40.9%で、卸売物価指数（WPI）に基づくインフレ率は118.0%であり、これに対して同年中にペソの対米ドル価値は240.1%超も下落した。

中央銀行の外貨準備は、2002年6月30日の96億米ドルから105億米ドルに増加した。

2002年下半期中の景気改善にもかかわらず、同年通期のGDPは2001年比で10.9%減少した。

ペソ高を継続させないように、中央銀行は2002年11月から2003年1月まで課していた一部の為替規制を緩和した。

景気の改善、とりわけアルゼンチン経済からの資本流出の減少により、政府は2002年11月に銀行口座引出し規制の解除にも着手できるようになった。

1998年に始まった経済の危機および景気後退は2002年末までに底打ちしたかに見えた。しかし、回復の道は険しく、経済活動の水準は1990年代始めのそれと同程度に著しく停滞した。また、この回復は主に危機を管理することを目指した一連の経済政策の結果にすぎず、持続可能な長期的経済成長を生み出すために必要とされる構造改革は織り込まれていなかった。2002年12月に、世帯の42.3%および人口の54.3%が貧困レベルにあった。

2003年から2007年

2002年下半期に始まった経済回復は2003年いっぱい続き、GDPは2003年に8.8%成長した。この改善は、主にアルゼンチンの輸出への需要増加によりもたらされ、消費者および投資家の信頼改善に刺激されて国内生産を増加させ、輸入産品から国内産品への切換えも増やした。2003年中、準通貨（経済危機の間にアルゼンチンの州が発行した地方債）が流通から回収され、銀行預金に係る規制が解除された。同年中、名目ベースで総銀行預金額が24.0%増加したことにより、金融システムへの信頼回復が裏付けられた。

同期間中、政府は3つの柱を政策の軸に据えた。

実質賃金の段階的な回復

財政政策を駆使した国内市場および国内消費の成長強化、ならびに輸出商品価格の上昇に応じた富の配分の促進

地域産業の生産能力向上に向けて臨時輸出収入を振り充てるための、複数為替レートおよび価格設定規制の活用

政策の併用により、アルゼンチン経済は2004年、2005年、2006年および2007年にかけてそれぞれ9.0%（2016年6月29日より前にINDECが公表したデータを用いて計算した、2003年から2004年にかけての変動率を表す。）、8.9%、8.1%および9.0%の成長を続けた。この間、中央銀行の総外貨準備高は2003年12月31日現在の141億ペソから2007年12月31日現在の462億ペソまで増加した。キルチネル政権の財政・貿易政策は、（輸出税の寄与による徴税額の増加を主因として）財政黒字と貿易黒字を生み出した。2007年から2008年半ばにかけては、需要増加と供給抑制の結果インフレ圧力が高まった。

2008年から2015年

政府は2008年以降、2001年の経済危機後に導入された経済成長率の維持を目指す財政金融政策、価格統制、関税制限、助成金および輸出税を含む経済政策を継続し、これを徐々に拡充していった。

2003年から2007年までにアルゼンチンで見られた力強い景気回復は、2008年上半期中に失速し始めた。2008年3月、特定の輸出産品の国際価格上昇から生じた利益を課税対象とする追加的な変動輸出税が農産品について導入され、これが口火となって農家との5か月闘争が勃発し、同国の一部地域で経済の重要部門が停滞した。アルゼンチンでは2008年に銀行預金の引出しと資本流出の現象が生じた。アルゼンチンからの資本流出を制限するために、景気後

退が始まったのと同時期に中央銀行が金利を引き上げ、これを受けて景気後退はさらに悪化した。2008年第3四半期までに、アルゼンチン経済は景気後退局面に入り、世界金融危機の深刻化がこれに追打ちをかけた。2008年11月、国会はアルゼンチンの民間年金制度を改革する法律を承認し、同法に基づいて、広範な上場会社の株主持分を含む民間年金基金の保有資産が、ANSES（国家社会保障機構）が所管する新しい公的制度の一部をなす別口の基金に移管された。この措置は、他の政策目標の中でもとりわけ、危機の時期に国際市場に代わる国内の経済活動および投資への供給資金として国内貯蓄を充てることを狙いとした。

アルゼンチン経済は、他国の経済と同様に世界金融危機の影響を受けた。実質GDPは2008年第4四半期から2009年第1四半期にかけて10%縮小した。2009年半ばまでに国家財政は急速に悪化し、景気後退の影響の限定化を目指す政府の取組みに伴い同年上半期中に公共部門歳出は同歳入の2倍のペースで増加した。

2009年第4四半期中には産業の活動増加を主因として経済活動の回復が始まったものの、国家財政は引き続き停滞していた。社会保険料および中央銀行やANSESなどの政府機関からの移転支出を含む特別歳入が主な材料となって、2009年に公共部門歳入は19%増加し、これを原資として特に稼得が基準月額を下回る公式経済部門の労働者向けの家族手当および非公式経済部門の労働者や失業者向けの所得支援を織り込んだ2本の貧困対策プログラムが拡充された。2009年終盤、政府は中央銀行準備金の一部を対外債務の支払いに充当するための命令を発した。

2010年始めにインフレ圧力が高まり、財政赤字の一部を補填するため中央銀行が政府に資金を供給した。同時に、産業の生産増加に伴い経済は回復の兆しを見せ始めた。アルゼンチン経済は2010年に10.1%成長し、2005年以来の高い成長水準に達した。対照的に、経常収支は2010年中に悪化し、主要な外貨獲得源である貿易黒字が2010年に20%以上縮小したことから経常黒字は2009年の82億米ドルから2010年には15億米ドルまで落ち込んだ。

2010年6月、政府は未交換債務を繰り延べるため2010年債務交換を実施し、その承諾率は81%であった。2001年に不履行に陥ったアルゼンチンの債務のうち約92%が2005年と2010年の債務交換を通じて繰り延べられたが、こうした債務繰延措置を経てもなお未交換債務の元金総額約61億米ドルの未処理残高があり、和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間で訴訟が続いた。

2011年以降、アルゼンチン経済はその構造的な制約により国際収支に悪影響が生じていることが露呈した。自動車産業やティエラ・デル・フエゴの電子製品産業における輸入部品への需要、輸入資本財への需要の増加、外国債務の返済義務、および居住者から非居住者への継続的な送金が、中央銀行の外貨準備高の足かせになっていた。また、経済成長は石油・ガス産業の過少投資に起因するエネルギー供給の制約に直面し、経済活動の減速を回避するため政府が手配してエネルギーを輸入することになった。経済の基幹部門の自主性を回復することが決定され、スペインのRepsol S.A.（「Repsol」）が過半を所有する国内最大の石油会社YPF S.A.（「YPF」）の株式の51%を国有化する政府提出法案が2012年5月に国会で承認された。2008年から2011年までの間に、エネルギー部門と輸送部門への助成金が156%増加し、一方でエネルギーの対外貿易赤字は増加した。

中央銀行は2011年中も、特に外貨購入と対政府融資を通じて景気刺激型の金融政策を継続した。中央銀行はまた、中央銀行証券（Lebac債およびNobac債）の発行によりペソを下支えして引き続き不胎化に取り組んだ。公共部門は、2010年の31億ペソの黒字に対して2011年は307億ペソの赤字を計上した。

政府は2011年第4四半期に、資本流出を減らす意図のもと一連の資本・為替管理に乗り出した。2011年12月に終了する12か月の期間において、資本流出は推計で250億米ドル（中央銀行の同年の期首外貨準備のほぼ半分）に達した。その結果米ドル需要が高まり、公式の為替レートおよび非公式のそれとの乖離が拡大した。

エネルギー部門への投資が限定的であるまま数年が過ぎ、また政府の緊急措置の一環で電気および天然ガスの料金が2002年以降凍結され続けたことから、アルゼンチンは2011年にエネルギー不足にも見舞われ始めた。

2012年4月、政府は中央銀行憲章の改定を発表し、これにより中央銀行の政策決定裁量が拡大されるとともに金融機関への政府の追加的介入手段が設定され、また社会的衡平に適合した経済成長を促すという新たな目的が憲章中に包含された。

2012年半ばに、外貨取得規制が導入された。外貨準備の積み増しに向けた政府の取組みは、対外債務返済のために米ドルを蓄積し、かつ世界市場の状況悪化または国内経済活動の急減といった事象に伴う通貨危機を回避するためのバッファーを設けるという2大目標を主軸に推進された。

2012年には経済活動に著しい鈍化が見られ、実質GDPは、2011年が6.0%の拡大であったのに対し2012年は1.0%の縮小であった。

2012年中、中央銀行の財政出動に一部依存した景気刺激型の財政政策が景気の後退と税収増加幅の縮小を回避できず、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）が急速に悪化して2011年の49億ペソの黒字から44億ペソの赤字となり、1996年以来初の赤字転落となった。2012年に総財政赤字がGDPに占める割合は推計で2.1%であった。

2013年1月に政府は、一定の所得基準額に満たない家庭に児童手当を給付する2つのプログラムを通じて、社会的移転を増やしていくことを発表した。インフレ鎮静化に向けて継続的に取り組む中で、政府は約500種の商品（食品、飲料、洗剤およびトイレ用品を含む。）の価格を当初3か月の期間にわたって凍結すると宣言し、これを受けて一連の価格凍結が2014年まで続けられた。2013年に経済は回復し、実質GDPは前年比で2.4%成長した。

2014年1月、外貨準備が300億米ドルを切ったことから、中央銀行は名目で1日当たり米ドルに対して8.2%のペソ安を許容し、これは2001年から2002年の危機以来最大の変動幅であった。その後すぐに政府は一部の為替管理の緩和を発表した。インフレ緩和に取り組む中で、政府は2014年1月に「価格配慮（Precios Cuidados）」プログラムもスタートさせ、様々な家庭向け必需品その他の商品について価格統制を敷いた。

政府は国際金融市場へのアクセスを回復するための措置を講じ、これにはパリクラブとの協定の交渉（2016年5月に締結）、および2001-2002年の経済危機時に採用された基準で仲裁判断を取得した外国投資家との和解やRepsolとの和解が含まれた。こうした取り組みは十分ではなかった。されていないとのIMFによる対アルゼンチン問責決議2014年6月、2001年以前の債券の和解拒絶（ホールドアウト）債権者を相手方とする係争事件のニューヨーク連邦地方裁判所（「連邦地裁」）の決定により、ニューヨーク法の適用下において、2005年および2010年の債務交換に基づいて発行された債券（「2005年および2010年の債務交換債」）の一部に係る政府の支払いに支障が生じた。これが妨げとなりアルゼンチンは国際資本市場へのアクセスを回復できず、国際収支危機のリスクが高まった。

国内の製造業、鉱業およびライフライン部門は、消費者および企業のマインド低下、社会不安、長引く高インフレ、高まる通貨圧力ならびにアルゼンチンにとって最大の輸出市場であるブラジルでの需要減退に直面することとなり、2013年第3四半期に始まった産業の生産減少傾向が2014年いっぱい継続した。2014年、政府の社会的給付および年金支払いの増加を主因として、歳入の増加を上回るペースで総歳出が増加した。その結果、2014年に総財政赤字は1,097億ペソまで膨れ上がり、2013年比で70%増加した。全体では、プライマリー支出が41.8%増加し、特にエネルギー助成金や社会的助成の形でなされた民間部門への移転がこの赤字拡大を牽引した。2014年に実質GDPは2.5%縮小した。

アルゼンチンはグローバル資本市場から締め出され、それから10年以上の間、中央銀行にとって国際的に高騰した商品価格に支えられる貿易黒字が外貨準備の主要調達源であり続けた。しかし、対外的競争力の低下、商品価格の下落およびアルゼンチンの主要な製造業輸出先であるブラジルの景気後退により2014年には輸出が悪化した。全体で2014年に輸出収入は10%減少し、貿易黒字は60億米ドルにまで縮小した。中央銀行が中国人民銀行と締結した通貨スワップ協定に基づくものを含めた2014年の資本流入は、外貨準備を増加させた。

継続的な公共部門支出の拡大は、2015年第1四半期に始まったアルゼンチン経済の穏やかな回復に貢献した。インフレが鈍化する中、2015年上半期には金融緩和が進められた。2015年の間に貨幣供給量が増加し、その増加率は2014年の20.5%と比べて30.2%となった。この2014年と2015年の差は、中央銀行の不胎化政策の変更を反映したものであった。すなわち、2014年に中央銀行が946億ペソ規模の不胎化を実施し、またLebac債の利息を引き上げたのに対し、2015年にはLebac債の利率の低下に伴い金融機関が中央銀行証券への投資を減らしたことから、不胎化額は87億ペソまで減少した。消費の活性化に取り組む中で、2015年7月には最低賃金が31.4%上昇し、2014年9月以来初めての大規模な賃金上昇となった。

2015年半ばまでに、中国が重要な貿易相手国（ブラジルに次いでアルゼンチンの2番目の輸出先）となり、重要な外貨獲得先となった。そのため、人民元の切下げを受けて政府は2015年8月、外貨準備の保全および通貨危機の回避に向けて為替管理をさらに強化した。

2015年から2019年

2015年12月10日の政権交代後、政府は、財政収支を通じたマクロ経済の安定確保、第三国との貿易拡大および中央銀行の強化により持続可能な発展を目指す経済・政策改革を発表および実施し、アルゼンチンの財政および国際収支上の制約の克服に取り組んだ。その措置には、対外貿易および外国為替改革、金融および財政政策上の措置、エネルギー部門改革、一定の社会経済的ニーズに対応するための措置、ならびにアルゼンチン経済の生産性および競争力の向上が含まれた。

2015年12月のペソの28.6%の下落および為替管理の全廃は、結果的にインフレ率の上昇を招き、2016年にWPIは年率36.6%で上昇し、実質GDPは2.1%下落した。2017年には景気が回復し、実質GDPは2.8%増加した。ペソは比較的安定してインフレ率は23.4%に低下した（中央銀行の目標は17%）。金融政策の引締めによりインフレを抑制するという表明済みの目標と、経済成長の促進への意欲との間で大きな葛藤が生じ、政府は、金融政策を緩和することおよび2018年のインフレ目標を5%引き上げて15%とすることでこれを解決した。多数の非居住者投資家を含むペソ建金融商品の保有者は、外貨資産を求めて保有商品を売却し、かかる外貨資産は海外に移転された。

対外貿易および外国為替に関して、政府はまず小麦、とうもろこし、牛肉、鉱業、石油および地域産品に対する輸出関税を撤廃し、また大豆の輸出関税を35%から30%に5%引き下げた。また、ほとんどの産業の輸出に課されていた5%の関税も撤廃した。2017年、政府はコンピュータ、コンピュータ部品およびその付随製品（プリンタやスキャナなど）への輸入関税を撤廃した。ただし、「- 2018年および2019年のアルゼンチン経済への影響因子および対応措置」を参照のこと。政府はまた、為替市場へのアクセス規制を廃止し、さらに過年に導入された一定の通貨管理を含むすべての為替規制を撤廃したが、これにより金融収支はより脆弱になった。「- 2018年および2019年のアルゼンチン経済への影響因子および対応措置」を参照のこと。2019年9月に中央銀行は外貨取引に制限を設定した。「(3) 貿易及び国際収支 - 外国為替取引の制限およびその他規制」を参照のこと。

政府は海外からの資金供給にも大きく依存していた。2016年2月、共和国は一部の未交換債務の保有者と未払債権に関する和解に向けた基本合意に達し、また米国の裁判所で係争中の者を含めた他の未交換債務の保有者に対しても和解案を提示した。アルゼンチンは、2016年4月に国際資本市場で債務証券を発行し、その手取金の一部である93億米ドルを、元金ベースで約42億米ドル相当の未交換債務の保有者と交わした合意に基づく和解金支払いを履行するために充当した。2016年1月1日から2018年12月31日にかけて、政府はグローバル・ボンドの発行および一連の売買を通じて国際市場で資金調達を行った。

財政政策に関する政府の2016年から2017年にかけての主な取組みには、2016年の年金改革（「 - 最近5年間の経済の動向 - (e) 社会保障制度 - 退職者向けプログラムおよび年金改革法」を参照のこと。）、アルゼンチン税制の一部の抜け穴や非効率性を除去し、脱税を減らし、個人に適用される所得税の範囲を拡大することを意図した2017年の税制改革（「(5) 財政 - 一般会計 - (b) 税制」を参照のこと。）および23のアルゼンチン地方政府法域（22州およびブエノスアイレス市）との間で交わした2017年の財務協定（「財政コンセンサス」と通称される。）が含まれる。で財政コンセンサスには、歪曲効果のある課税を5年の期間（2018年から2022年）をかけてGDPの1.5%分減らす旨の誓約、連邦政府に対する23の署名主体による訴訟の放棄、ならびに大ブエノスアイレス圏基金への反復的な連邦政府拠出を廃止することと引き換えにブエノスアイレス州に支給される補償金（2018年に210億ペソ、2019年に440億ペソおよび2020年以降に440億ペソ相当額（インフレ調整後））が盛り込まれている。

社会経済的な必要への対応を趣旨とする措置政府は、一部の社会的セクターにおける不利な状況の影響を軽減するための施策として、（ ）児童手当の受給者基盤を拡大し、（ ）格差解消児童手当（Asignación Universal por Hijo）とローカル・プログラムの併用を認めて複数のプログラムにつき加入資格を認定し、かつ同プログラムの手当額を増やし、（ ）最低保証年金を受給する退職者および格差解消児童手当または妊婦手当を受給する者が一部の日用品（食品、衣料および洗剤など）の購入に際して支払った付加価値税（VAT）を還付し、（ ）単一課税（monotribute）社会的プログラムの対象者の上限年間所得を引き上げ、（ ）学業を修了し様々な分野の訓練を受ける豊富な機会を提供するためのプログラムを設定し、（ ）インフレの影響を考慮して所得税の税率区分を調整し、（ ）その他の社会的プログラムを強化した。2019年8月12日のペソの切下げを受け、政府は低所得者層人口に救済を与えるための様々な措置を採用した。

2019年9月12日、上院は、全国食糧・栄養プログラム（Programa de Alimentación y Nutrición Nacional）の新設に向けた足掛かりとして、緊急食糧支援プログラムへの予算配分を50%増額する法案を承認した。上院はまた、当初2002年に定めた国家食糧緊急事態を2022年12月31日まで延長することを認めた。

アルゼンチン経済の生産性、競争力および透明性の向上を目指して採用された措置には、以下が含まれる。

道路およびハイウェイ、鉄道、港ならびに空港に投資し、道路交通の安全性を高め物流費用を削減する総合インフラ計画。

民間航空部門の発展の推進を目指す建設計画。

中小企業（「SME」）向けの税制優遇措置を設けるとともにSME法（Ley Pyme）を補完する規則の施行、および資本市場規制の大改正。「(4) 通貨金融制度 - 通貨・金融市場の概要 - (h) 証券市場 - 証券市場に対する規制」を参照のこと。

民間投資家が公共部門と連携して行うインフラ・プロジェクトに係る特別な制度を国会が承認。

GAFISUD（金融活動作業部会および南米マネーロンダリング対策金融活動作業部会）が導入した取組みへのアルゼンチンの関与を高めるため、とりわけ利害関係人、代理人、取締役、支配人、被用者または代表者が犯した行政関与汚職およびクロスボーダー汚職の犯罪に関する法人事業体の刑事責任について定める法案を国会が可決。同法は、アルゼンチンの市民またはアルゼンチンを本拠とするアルゼンチンの会社がアルゼンチン国外で犯した汚職事件について、アルゼンチン刑法上の刑事責任を拡張する。

アルゼンチンの産業を育成し、その生産能力を高め輸出プロファイルを強化するために公共調達を活用し、もって国内の産業生産および雇用を促進することを狙いとして10の公共調達手続を改正。

市場の透明性の向上、ならびに独立機関としての全国競争管理局（Autoridad Nacional de la Competencia）およびカルテルの防止・摘発に向けた制裁減免制度の新設を主眼とする、競争法の改正。

2018年および2019年のアルゼンチン経済への影響因子および対応措置

2018年の当初5か月中、エネルギー価格の上昇、および米ドル高や米国のイールドカーブの上方シフトによるグローバル資金調達へのアクセス縮小が生じる中、アルゼンチン経済は干ばつに伴う農業生産と輸出収益の激減により大きな影響を受けた。これらの要因はペソに悪影響を与え、2018年1月2日から5月31日までの間にペソの対米ドル価値は25.6%下がり、短期債務を借り換える中央銀行の能力について市場の懸念が生じ、アルゼンチンのソブリン・リスク・プレミアムが急騰する結果となった。アルゼンチンの財政不均衡、財政赤字の補填における外貨収入への依存、および外的要因を吸収し対処する経済部門の能力を歴史的に制限してきた重度の硬直性が、経済悪化の深刻さを加速させ、投資家の信頼を蝕んだ。2018年の1月から6月にかけて、中央銀行の外貨準備高は約154億米ドル減少した。

2018年6月、政府はIMFと36か月のスタンバイ取決め(SBA)を交わし、また多国間機関とその他の融資協定を締結した。「IMFおよびその他の多国間組織との協定」を参照のこと。

SBAを交わしても、インフレは沈静化することなく、外貨準備高(純額)は減り続け、経常収支の赤字は高止まりし、その他のプログラム上の目標も達成されなかった。2018年8月、ペソの対米ドル価値が20日間で21.3%下がったことを受け、政府は必要予算を支えるために()SBAに基づく資金アクセスの増枠、() (2020年 - 2021年分の)アクセスの2018年 - 2019年への前倒し、および()SBAに基づく引出しが可能な国内アクセス先の設定を要請した。

IMFと合意したプログラムを推進するにあたり、政府は、2019年の基礎的財政収支の均衡および2020年の基礎的財政収支の黒字化を目指すための、ならびに行政を再編するための一連の措置を発表した。発表された措置には、公共部門歳出を減らすための取組みおよび公共部門歳入を増やすための取組みが併用されており、これには以下が含まれる。

省の数を19から10に縮減。

非効率的なエネルギーおよび輸送に係る助成金の規模の縮小、または州への移管。

民間部門の参入増加が期待される分野を特に重点対象として、公共部門の設備投資先を再構成。

公共部門の雇用の削減。

2019年1月1日付ですべての輸出について輸出関税を再導入。

富裕税の引上げ。

金融取引税の段階的縮小計画の延期。

同様に中央銀行は、為替非介入ゾーン内でペソの自由変動を容認しつつも、金利の引上げおよびマネー・サプライの増加の抑制により金融政策を引き締めている。「(4) 通貨・金融制度 - 通貨・金融制度および証券市場の概要 - (b) 金融政策」を参照のこと。

2019年中は、2018年第2四半期に始まった景気後退が続いた。2019年にGDPは2.1%減少した。また、中央銀行の総外貨準備は減少し、2019年12月31日現在で448億米ドル(2018年12月31日現在の総外貨準備と比べて209億米ドルの減少)となった。この減少は主に、アルゼンチンの非居住者が保有するアルゼンチンのポートフォリオ投資の流出と、アルゼンチン居住者による外国金融資産の取得によって説明され、これらの2019年の累計額は312億米ドルであった。

経済活動の継続的かつ強力な引締めにもかかわらず、インフレは2019年中に加速し、2019年12月には前年比53.8%に達した。経済活動の縮小にもかかわらず、失業率は2018年の9.1%から2019年には8.9%に低下した。また、2019年下半期には貧困レベルおよび極貧レベルの人口比が増加し、それぞれ35.5%および8.0%となった。

景気後退は共和国の国際収支の改善につながった。2019年の経常収支赤字は、財貨輸入が25.0%減少したことおよび財貨輸出が5.4%増加したことを主因として、40億米ドルに減少した。財貨およびサービス貿易収支は、2018年の97億米ドルの赤字から、2019年には130億米ドルの黒字となった。

2019年のアルゼンチン経済に影響を与えた要因の詳細については、「 - 最近の動向 - COVID-19感染拡大への対処を趣旨とする措置」を参照のこと。

IMFおよびその他の多国間組織との協定

2018年6月7日、アルゼンチンの当時の経済省、中央銀行およびIMF（国際通貨基金）は、SBA（スタンドバイ取決め）の条件に基づく総額約500億米ドルの融資実行について共通認識を形成し、2018年6月20日にIMF理事会がこれを承認した。SBAは、マクリ政権の経済プログラムを助勢することを目的とした。さらに2018年6月7日、マクリ政権は米州開銀（IADB）と25億米ドルの融資協定、世界銀行と17億5,000万米ドルの融資協定およびアンデス開発公社（CAF）と14億米ドルの融資協定を締結し、各件とも協定の締結から12か月以内に融資が実行され、SBAによる供給資金を補う形でインフラ・プロジェクトの資金に充てられる。2018年6月22日、政府はSBAに基づき約150億米ドルの初回引出しを行った。

SBA締結後の2018年8月、アルゼンチンはボラティリティの予測外の急転に直面し、その影響は新興市場全般にも及んだ。2018年9月、政府はIMFの担当者と、新たな金融ボラティリティや困難な経済状況に直面した場合の追加支援措置について協議した。2018年10月26日、政府および中央銀行により公表された財政金融政策の修正を考慮して、IMF理事会は57億米ドル相当額を引き出すことを政府に許可し、これにより2018年6月以降の実行額は総額で約206億米ドルとなった。また2021年までのプログラム期間について、資産総額で約571億米ドルまでのSBAの増枠および実行の前倒しが承認された。修正されたSBAに基づき、2018年-2019年期のアルゼンチンのためのIMFの資金源は189億米ドル増加した。（2018年6月に実行された150億米ドルに加えて）2018年の残余期間のIMFの融資実行額は総額134億米ドルとなり、当初のIMFの支援プログラムから2倍以上増加した。このプログラムで利用可能な資金源は予備的な位置付けとの想定はなく、IMF融資を予算の補助として使用したい旨の2018年の政府の要望は容認された。2019年の1月1日から7月10日にかけて政府はSBAに基づき162億米ドルを引き出し、また直近の融資実行は2019年7月になされた。

2020年8月26日、経済大臣はIMFに書簡を送り、SBAに代わる新たな資金援助プログラムの合意に向けた協議の開始を正式に要請した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

フェルナンデス政権

2019年12月10日に発足したフェルナンデス政権は、5つの主要な基本目的の枠組みからなる持続可能な開発を、経済、社会および政治の面で達成することを体系的な目標としている。

包摂（インクルージョン）： フェルナンデス政権は、雇用の創出に基づく包摂、教育や保健やコネクティビティなどの基礎的で質の高いサービスへの十分なアクセス、ならびに端的に事実上の機会的不平等の最小化を目的とする政策を推進していく。

活力（ダイナミズム）： フェルナンデス政権は、地域産品の付加価値の持続的な向上を目指し、それをもって生産体制を多様化していく。金融に関して、フェルナンデス政権は、好況時には増産に円滑に対応し不況時にはセーフガードを提供する金融市場の柔軟な機能が、活力ある経済には必要であると認識している。

安定性： フェルナンデス政権は、ペソ安定化のために外貨準備を増やし、公共部門の債務削減に寄与していく。対外的均衡を実現するには、経済の外貨需要に応じるに足る所要の黒字が確保されるように貿易収支を構成することが求められる。そのためには、為替の競争力、投資および消費のための資金調達費用の適正化、ならびに一部の規制枠組みの見直しが必要である。また、成長と所得分配に見合った財政収支を実現するため、フェルナンデス政権は、税制の見直しを行って累進性を高めていく。フェルナンデス政権は、既存の経済・社会に係る規制のため、財政勘定および対外勘定の改善は段階的なものとなり、景気循環に左右されると認識している。

連邦主義（フェデラリズム）： フェルナンデス政権は、共和国のインフラ整備と、基礎的サービスへのアクセスの付与が、国全体で機会を増やすために必要な道筋と考えている。この目標は、法域毎の租税徴収を尊重する税制により補完されなければならない。

金融の自律性： 過去に債務水準の高さが共和国の金融の自律性を制限してきた経緯から、フェルナンデス政権は、下記のとおり、共和国の債務を持続可能な水準に導くための措置を講じており、今後も引き続き講じていく。

フェルナンデス政権は、2019年12月17日、広範な経済・社会改革を提案する、社会緊急事態体制下における社会連帯産業再活性化法（Ley de Solidaridad Social y Reactivación Productiva en el Marco de la Emergencia Pública、以下「連帯法」）の法案を議会に提出した。議会の承認を受け、フェルナンデス大統領は2019年12月23日、連帯法を公布した。この新法により、経済、金融、財政、行政、年金、公共料金、エネルギー、保健および社会問題に関する社会緊急事態が宣言され、同宣言は2020年12月31日まで効力を維持する。連帯法は、社会的・経済的難局に対処し、またアルゼンチンの公的債務プロファイルを調整するために、一定の法律制定権限を行政権に委任することを認めた。連帯法によって導入された主な改革は、以下のとおりである。

1. **公的債務およびその持続可能性：** 行政府は、アルゼンチンの公共部門の債務の持続性を回復および確保するために必要なすべての行動を実施する権限を与えられた。さらに政府は、アルゼンチンの外貨建て債務の弁済に用途を限定した準備金を積むのと引き換えに、中央銀行に対して最大46億米ドルの債務証券を発行する権限を与えられた。
2. **エネルギーシステム：** 行政府は、連邦管轄下の光熱・水道事業会社が課す電気・ガス料金を2019年12月23日から凍結し（かかる凍結は2020年12月31日まで延長された。）、当該光熱・水道事業会社との一体的な再折衝を始める権限を与えられた。さらに行政権は、国家電力規制機関（Ente Nacional Regudor de la Electricidad、以下「ENRE」）および国家ガス規制機関（Ente Nacional Regudor del Gas、以下「ENARGAS」）の運営に1年間介入する権限を与えられた。この1年間は、北部電力供給社（Empresa Distribuidora Norte S.A.、以下「Edenor」）および南部電力供給社（Empresa Distribuidora Sur S.A.、以下「Edesur」）に対するENREの管轄権をブエノスアイレス州およびブエノスアイレス市に移転する旨の2019年の命令は留保される。

3. **租税債務:** 所得税、個人資産税、銀行貸方・借方税、輸出入関税、社会保障税の税率が引き上げられ、また新たな還付税制が承認された。「(5) 財政 - 一般会計 - (b) 租税債務」および「 - 最近5年間の経済の動向 - (d) 雇用および労働 - 非公式経済」を参照のこと。

特定の外国為替取引に適用される特別税であるアルゼンチン包括連帯税 (Impuesto Para una Argentina Inclusiva Solidaria、以下「PAIS税」) が導入された。「(5) 財政 - 一般会計 - (b) 租税債務 - 金融取引税」を参照のこと。

4. **賃金:** 連帯法は行政府に対して、最低賃金の引き上げを設定する権限を与えており、これは民間部門の雇用主を拘束する。「 - 最近5年間の経済の動向 - (d) 雇用および労働 - 賃金および労働生産性」を参照のこと。
5. **年金:** 連邦政府の年金支払債務を自動調整するための計算式の適用が、2020年12月まで停止された。連帯法は行政府に対して、かかる一時的な適用停止後、四半期ベースで年金調整額を計算するために用いる新しい計算式を設定する権限を与えている。「 - 最近5年間の経済の動向 - (e) 社会保障制度 - 退職者向けプログラムおよび年金改革法」を参照のこと。

最近5年間の経済の動向

(a) 国内総生産

国内総生産（GDP）は、国内で生産された最終の製品およびサービスの総価値の指標である。名目GDPは実勢価格で最終製品の総価値を評価する。実質GDPは特定年の固定価格で最終製品の総価値を評価し、インフレの影響を除外した過去のGDPとの比較を可能とする。アルゼンチンの実質GDP値は、ペソ建てで、INDEC報告書により補正された2004年の固定価格を基準に評価される。その他の調整の中でも、2004年のGDP算出においてINDECは当該年につき、結果として約8.4%の上方修整をもたらしたGDPの構成変更を行った。補正後の2004年GDPに基づくその後の年の実質GDPの算出において、INDECは修正されたインフレ算出手法に合致したデフレーターを使用した。

本項目で以下に記載する情報は、INDEC報告書に含まれる統計に基づいている。

以下の表は、表示年度中の実勢価格に基づく名目GDPおよび1人当たりGDPの推移を示す。

名目GDPおよび1人当たりGDPの推移

	（実勢価格）				
	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
名目GDP（百万ペソ）(1)	5,954,511	8,228,160	10,600,228	14,542,722	21,447,250
GDP（百万米ドル）(1)	642,416	556,730	643,479	517,650	444,573
1人当たりGDP（米ドル）(1)	14,894	12,772	14,610	11,634	9,893
ペソ/米ドル為替レート(2)	9.27	14.78	16.57	28.09	48.24

(1) 本表中のGDPの数値は名目基準で表示されている。

(2) 指定期間の平均の名目為替レート。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価格に基づくアルゼンチンの歳出別実質GDPに関する情報を示す。

歳出別実質GDPの内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
消費:					
公共部門消費	96,792	96,284	98,824	97,129	96,147
民間消費	521,146	517,080	538,583	526,591	491,899
消費合計	617,938	613,365	637,406	623,721	588,047
総投資	140,905	132,763	150,528	141,505	118,858
財貨・サービスの輸出	135,156	142,343	146,066	146,786	159,984
財貨・サービスの輸入	176,281	186,548	215,620	205,868	166,755
純輸出/(輸入)	(41,125)	(44,205)	(69,554)	(59,082)	(6,771)
棚卸資産の増減額	3,769	4,556	8,010	1,105	(527)
統計上の誤差	-	-	-	507	(6,373)
有価物(2)	-	-	-	-	(257)
実質GDP	721,487	706,478	726,390	707,755	692,977

(1) 速報値。

(2) 石、貴金属、宝飾品などの、主に生産または消費目的で使用されず、価値保存手段として長期間にわたり管理される相当の価値を有する財。

出所：INDECおよび経済省

歳出別実質GDPの内訳

(実質GDP合計に占める比率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
消費:					
公共部門消費	13.4	13.6	13.6	13.7	13.9
民間消費	72.2	73.2	74.1	74.4	71.0
消費合計	85.6	86.8	87.7	88.1	84.9
総投資	19.5	18.8	20.7	20.0	17.2
財貨・サービスの輸出	18.7	20.1	20.1	20.7	23.1
財貨・サービスの輸入	24.4	26.4	29.7	29.1	24.1
純輸出/(輸入)	(5.7)	(6.3)	(9.6)	(8.3)	(1.0)
棚卸資産の増減額	0.5	0.6	0.2	0.2	(0.1)
統計上の誤差	-	-	1.1	0.1	(0.9)
有価物(2)	-	-	-	-	-
実質GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 速報値。

(2) 石、貴金属、宝飾品などの、主に生産または消費目的で使用されず、価値保存手段として長期間にわたり管理される相当の価値を有する財。

出所：INDECおよび経済省

歳出別実質GDPの推移

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
消費:					
公共部門消費	6.9	(0.5)	2.6	(1.7)	(1.0)
民間消費	3.7	(0.8)	4.2	(2.2)	(6.6)
消費合計	4.2	(0.7)	3.9	(2.1)	(5.7)
総投資	3.5	(5.8)	13.4	(6.0)	(16.0)
財貨・サービスの輸出	(2.8)	5.3	2.6	0.5	9.0
財貨・サービスの輸入	4.7	5.8	15.6	(4.5)	(19.0)
純輸出/(輸入)	40.2	7.5	57.3	(15.1)	(88.5)
棚卸資産の増減額	72.9	20.9	75.8	(86.2)	(147.7)
統計上の誤差	-	-	-	-	-
実質GDP	2.7	(2.1)	2.8	(2.6)	(2.1)

(1) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価格に基づくアルゼンチンの歳出別総投資に関する情報を示す。

総投資の内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
天然資源その他(1)	537	532	556	591	620
製造用耐久性設備					
機械類および設備:					
国産	23,108	22,846	25,866	22,060	18,010
輸入	35,554	34,349	41,346	40,435	31,644
合計	58,662	57,195	67,212	62,495	49,654
輸送用製品					
国産	10,698	10,437	11,609	9,429	6,320
輸入	5,724	7,854	8,442	6,060	3,071
合計	16,422	18,291	20,051	15,488	9,392
製造用耐久性設備合計	75,084	75,486	87,263	77,983	59,046
建設(2)	65,284	56,745	62,709	62,930	59,193
総投資合計	140,905	132,763	150,528	141,505	118,858

(1) 研究開発および育成生物資源を含む。

(2) 採掘探査を含む。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

総投資の内訳

(総投資合計に占める比率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
天然資源その他(1)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
製造用耐久性設備					
機械類および設備：					
国産	16.4	17.2	17.2	15.6	15.2
輸入	25.2	25.9	27.5	28.6	26.6
合計	41.6	43.1	44.7	44.2	41.8
輸送用製品					
国産	7.6	7.9	7.7	6.7	5.3
輸入	4.1	5.9	5.6	4.3	2.6
合計	11.7	13.8	13.3	10.9	7.9
製造用耐久性設備合計	53.3	56.9	58.0	55.1	49.7
建設(2)	46.3	42.7	41.7	44.5	49.8
総投資合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 研究開発および育成生物資源を含む。

(2) 採掘探査を含む。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

総投資の推移

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
天然資源その他(1)	1.4	(0.9)	4.4	6.4	4.9
製造用耐久性設備					
機械類および設備：					
国産	7.0	(1.1)	13.2	(14.7)	(18.4)
輸入	5.2	(3.4)	20.4	(2.2)	(21.7)
合計	5.9	(2.5)	17.5	(7.0)	(20.5)
輸送用製品					
国産	4.1	(2.4)	11.2	(18.8)	(33.0)
輸入	(7.1)	37.2	7.5	(28.2)	(49.3)
合計	(0.1)	11.4	9.6	(22.8)	(39.4)
製造用耐久性設備合計	4.5	0.5	15.6	(10.6)	(24.3)
建設(2)	2.3	(13.1)	10.5	0.4	(5.9)
総投資合計	3.5	(5.8)	13.4	(6.0)	(16.0)

(1) 研究開発および育成生物資源を含む。

(2) 採掘探査を含む。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

(b) 産業構造、主要部門の状況および鉱工業生産指数の推移

経済の主要部門

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンの実質GDPの経済部門別内訳を示す。

	部門別実質GDP				
	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
	(百万ペソ、2004年固定価格)				
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟・林業	52,897	50,299	51,789	43,487	53,581
水産	2,239	2,236	2,556	2,695	2,423
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	23,130	21,863	21,089	21,270	21,561
第一次産業合計	78,266	74,398	75,435	67,451	77,564
第二次産業：					
製造	125,261	118,245	121,288	115,464	108,320
建設	22,554	20,029	21,863	22,095	21,073
電気・ガス・水道	12,477	12,601	12,474	12,503	12,152
第二次産業合計	160,292	150,874	155,626	150,062	141,546
サービス：					
運輸・倉庫・通信	55,811	57,709	59,008	57,360	56,978
商業・ホテル・飲食	105,842	102,966	106,308	102,434	95,271
金融・不動産・業務・賃貸サービス	99,428	98,483	101,976	104,321	100,523
行政・教育・保健・社会的・個人向け			102,307	103,019	102,969
サービス	99,027	100,948			
家事サービス(1)	4,275	4,244	4,127	4,162	4,353
サービス合計	364,382	364,351	373,727	371,296	360,093
輸入税加算(2)	118,547	116,855	121,603	118,946	113,774
実質GDP合計	721,487	706,478	726,390	707,755	692,977

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

部門別実質GDP

(実質GDPに占める比率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟・林業	7.3	7.1	7.1	6.1	7.7
水産	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	3.2	3.1	2.9	3.0	3.1
第一次産業合計	10.8	10.5	10.4	9.5	11.2
第二次産業：					
製造	17.4	16.7	16.7	16.3	15.6
建設	3.1	2.8	3.0	3.1	3.0
電気・ガス・水道	1.7	1.8	1.7	1.8	1.8
第二次産業合計	22.2	21.4	21.4	21.2	20.4
サービス：					
運輸・倉庫・通信	7.7	8.2	8.1	8.1	8.2
商業・ホテル・飲食	14.7	14.6	14.6	14.5	13.7
金融・不動産・業務・賃貸サービス	13.8	13.9	14.0	14.7	14.5
行政・教育・保健・社会的・個人向けサービス	13.7	14.3	14.1	14.6	14.9
家事サービス(1)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
サービス合計	50.5	51.6	51.4	52.5	52.0
輸入税加算(2)	16.4	16.5	16.7	16.8	16.4
実質GDP合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。
- (2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。
- (3) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

部門別実質GDP

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟・林業	7.8	(4.9)	3.0	(16.0)	23.2
水産	2.5	(0.1)	14.3	5.4	10.1
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	1.6	(5.5)	(3.5)	(0.9)	1.4
第一次産業合計	5.7	(4.9)	1.4	(10.6)	15.0
第二次産業：					
製造	0.8	(5.6)	2.6	(4.8)	(6.2)
建設	3.0	(11.2)	9.2	(1.1)	(4.6)
電気・ガス・水道	4.4	1.0	(1.0)	0.2	(2.8)
第二次産業合計	1.4	(5.9)	3.1	(3.6)	(5.7)
サービス：					
運輸・倉庫・通信	3.0	3.4	2.3	(2.8)	(0.7)
商業・ホテル・飲食	3.3	(2.7)	3.2	(3.6)	(7.0)
金融・不動産・業務・賃貸サービス	1.7	(0.9)	3.5	2.3	(3.6)
行政・教育・保健・社会的・個人向けサービス	2.9	1.9	1.3	0.7	-

部門別実質GDP

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(3)	2019年(3)
家事サービス(1)	0.4	(0.7)	(2.8)	0.8	4.6
サービス合計	2.7	-	(2.6)	(0.7)	(3.0)
輸入税加算および銀行業務調整控除(2)	2.9	(1.4)	4.1	(2.2)	(4.3)
実質GDP合計	2.7	(2.1)	2.8	(2.6)	(2.1)

- (1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。
- (2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定する際にはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。
- (3) 速報値。
- 出所：INDECおよび経済省

2015年、実質GDPは2.7%成長した。この成長は、公共部門消費の6.9%増および民間部門消費の3.7%増ならびに総投資の3.5%増により牽引された総消費が4.2%増加したことに刺激された。サービス部門は2.7%増加し、2015年の実質GDPの50.5%を占めた。サービス部門内では、行政サービスおよび商業サービスが最大の伸びを見せた。2014年比で、第一次産業部門は5.7%成長し、また第二次産業部門は1.4%成長した。

2016年、実質GDPは2.1%減少した。この減少は、総投資の5.8%減および総消費の0.7%減によるものであったが、財貨・サービスの輸入は5.8%増加した。第二次産業部門および第一次産業部門は2015年と比べ縮小した。第二次産業部門は5.9%減少し、第一次産業部門は4.9%減少したが、サービス部門に大きな変動はなく、運輸・倉庫・通信および行政・教育・保健・社会的・個人向けサービスの小部門はプラス成長を示し、経済の縮小を一部緩和した。

2017年、実質GDPは2.8%成長した。この成長は、総投資の13.4%増および総消費の3.9%増に刺激された。サービス部門は2.6%増加し、金融・不動産・業務・賃貸サービスが成長を促した一方、行政・教育・保健・社会的・個人向けサービスの伸びは遅めで、2016年の実質GDPの14.3%と比べ、2017年の実質GDPの14.1%を占めた。2016年比で、第二次産業部門は3.1%成長し、第一次産業部門は1.4%成長した。

2018年、実質GDPは2.6%減少した。この減少は、総投資の6.0%減および総消費の2.1%減によるものであったが、財貨・サービスの輸出に大きな変動はなかった。第一次産業部門、第二次産業部門およびサービス部門はすべて2017年と比べ縮小した。第一次産業部門は、主に農業・畜産・狩猟・林業の16.0%縮小により10.6%減少したが、これは農業生産地域の大部分に影響を与えた深刻な干ばつによるものであった。第一次産業部門の縮小は、経済の残りの部門に直接的な影響を及ぼした。第二次産業部門は3.6%減少したが、これは主に製品の製造が4.8%縮小したことによる。サービス部門は0.7%減少したが、これは、運輸・倉庫・通信部門の2.8%の減少および商業・ホテル・飲食部門の3.6%の減少が主因であった。

2019年、実質GDPは2.1%減少した。この減少は、総投資が16.0%減および総消費が5.7%減となった中、財貨・サービスの輸出の9.0%増および財・サービスの輸入の19.0%減により純輸出が88.5%減となったことによるものである。第一次産業部門は15.0%増加したが、これは主に、農業・畜産・狩猟・林業が、農業生産地域の大部分に影響を与えた2018年の干ばつから通常の水準に回復して23.2%増加したことによる。一方、第二次産業部門は5.7%減少したが、これは主に製造が6.2%減少し、建設業が4.6%減少したことによる。サービス部門は3.0%減少したが、これは主に商業・ホテル・飲食部門が7.0%減少し、金融・不動産・業務・賃貸サービス部門が3.6%減少したことによる。

第一次産業

2015年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟・林業の7.8%増を主因として2014年と比べ5.7%増加した。2016年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟・林業の4.9%減を主因として2015年と比べ4.9%減少した。2017年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟・林業の3.0%増を主因として2016年と比べ1.4%増加した。2018年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟・林業の15.1%減少を主因として2017年と比べ10.6%減少した。2019年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟・林業の23.2%増を主因として2018年と比べ15.0%増加した。

農業・畜産・狩猟・林業

アルゼンチンはほぼすべての農産物および畜産品を自国生産に依存しており、加工穀物、穀物、食肉および魚介を含む1次産品の主要輸出国である。穀物生産は主に大豆、とうもろこしおよび小麦で構成される。2018年から2019年にかけてのシーズン中、大豆、とうもろこしおよび小麦が農業生産高合計のそれぞれ37.6%、38.8%および13.2%を占めた。2015年、2016年、2017年、2018年および2019年中、アルゼンチンの農業・畜産・狩猟・林業部門が実質GDPのそれぞれ7.3%、7.1%、7.1%、6.1%および7.7%を占めた。

2018年、農業・畜産・狩猟・林業部門は、2017年と比べ16.0%減少した。これは主に、2017/2018年の収穫期中、農業生産地域の大部分に影響を与えた深刻な干ばつによるものであった。2018年3月、政府はブエノスアイレス、コルドバ、コリエンテス、エントレリオス、サンタフェおよびサンティアゴ・デル・エステロの各州の農業・畜産部門について非常事態を宣言し、その結果、生産者は、一定の租税優遇措置およびバンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティナ（アルゼンチン国立銀行）の一部の融資の債務金額に係る支払猶予を享受した。

2019年、農業・畜産・狩猟・林業部門は、農業生産地域の大部分に影響を与えた2018年の干ばつから大きく回復し、2018年と比べ23.2%増加した。2018/2019年の収穫期中、収穫された穀物は過去最高の1億4,700万トンとなり、2017/2018年の収穫期と比較して30%増となった。

鉱業・採取（石油・ガスの生産を含む。）

鉱業・採取産業部門は、主に貴金属および半貴石、石炭、石油およびガスの探査および生産で構成される。歴史的に、アルゼンチンの鉱業は経済に占める割合が小さく、2015年、2016年、2017年、2018年および2019年は実質GDPのそれぞれ3.2%、3.1%、2.9%、3.0%および3.1%を占めた。

アルゼンチンは、2020年6月に発行されたBP世界エネルギー統計レビュー2020年版によれば、2019年生産量に基づく、世界第1位の天然ガス産出国であり、また中南米で第5位の原油産出国である。2012年からは政府がYPFを支配しており、2019年12月31日現在アルゼンチンに127の油田およびガス田を保有している。YPFは民間のパートナーと連携して、主にネウケン州およびリオ・ネグロ州に位置するヴァカ・ムエルタ地層でシェールオイルやシェールガスを含む非在来型資源の探査・開発に関するプロジェクトにも従事している。「 - (g) その他の経済関連情報 - 経済における国家の役割 - - 石油・ガス産業」を参照のこと。

第二次産業

製造

アルゼンチンの製造業は主に、食品および飲料、化学製品および化学物質、普通金属、ゴムおよびプラスチック製品、自動車、トレーラーおよびセミトレーラーならびに衣料品の生産で構成される。アルゼンチンに重大な悪影響を及ぼした2001年から2002年の経済危機は2002年のGDPを10.9%縮小させ、この部門にも大きな悪影響を及ぼした。輸

入代替政策を採用して2002年にこれに着手したことは、この部門の次年度以降の成長に貢献した。2003年から2008年にかけて、経済成長はペソ切下げの影響や生産促進型の投資を通じて競争力を高めた製造部門の成長に下支えされた。同期間中は化学製品、航空機および船舶などの工業製品、ならびに穀物および畜産品などの農産品も輸出の増加に貢献した。しかし、アルゼンチンの製造部門は資本コストの変動に大きく左右され、資本コストは政府の財政政策および金融政策の影響を受ける。近年、製造部門はアルゼンチンの不安定なマクロ経済環境から悪影響を受け続けている。2019年中、製造部門は実質GDPの15.6%を占めた。

2015年、製造部門は2014年比で0.8%成長した。この成長の主因は以下のとおりであった。

食品・飲料の3.9%増

ゴム・プラスチック製品の7.0%増

什器類の10.6%増

これらの増加は、普通金属生産の12.0%減および自動車・トレーラー・セミトレーラー製造の10.1%減により一部相殺された。

2016年、製造部門は2015年比で5.6%縮小した。この縮小の主因は以下のとおりであった。

普通金属の8.6%減

自動車・トレーラー・セミトレーラーの14.3%減

食品・飲料の2.5%減

衣料品の11.8%減

製造部門では、機械類・設備を除く全分野で生産高が減少した。

2017年、製造部門は2016年比で2.6%成長した。この成長の主因は以下のとおりであった。

普通金属の15.4%増

機械類・設備の13.4%増

機械類・設備を除く金属製品の8.2%増

自動車・トレーラー・セミトレーラーの8.6%増

2018年、製造部門は2017年比で4.8%縮小した。この縮小の主因は以下のとおりであった。

機械類・設備の19.7%減

化学製品の6.4%減

食品・飲料の2.5%減

電気器具の16.4%減

2019年、製造部門は2018年比で6.2%縮小した。この縮小の主因は以下のとおりであった。

自動車・トレーラー・セミトレーラーの21.9%減

機械類・設備の12.2%減

普通金属の8.2%減

化学製品の4.5%減

建設

アルゼンチン経済は、実質GDPの推移と主に住宅プロジェクトで構成される建設部門との間にある強い相関関係を示している。

2015年、建設部門の活動水準は2014年比で3.0%上昇した。民間部門プロジェクトへの投資の増加がその主因であったが、公共部門プロジェクトおよびハイδροカーボン部門での建設活動の落込みにより一部相殺された。2015年に建設部門は実質GDPの3.1%を占めた。

2016年、建設部門の活動水準は2015年比で11.2%低下した。2016年に建設部門は実質GDPの2.8%を占めた。

2017年、建設部門の活動水準は2016年比で9.2%上昇した。2017年に建設部門は実質GDPの3.0%を占めた。

2018年、建設部門の活動水準は2017年比で1.1%上昇した。2018年に建設部門は実質GDPの3.1%を占めた。

2019年、建設部門の活動水準は2018年比で4.6%低下した。2019年に建設部門は実質GDPの3.0%を占めた。

電気・ガス・水道

アルゼンチンの電気は主に複合サイクル発電（ガスおよび蒸気タービンの両方を用いる発電）および水力発電で生産され、補助的にガス、石炭および原子力発電所でも生産されている。電気・ガス・水道部門はアルゼンチン経済のごく一部にすぎず、2019年には実質GDPの1.8%を占めた。

電気・ガス・水道部門は、2015年、2016年および2018年は前年比でそれぞれ4.4%、1.0%および0.2%増加し、2017年および2019年は前年比でそれぞれ1.0%および2.8%減少した。2015年から2019年にかけて、アルゼンチンは超過的な消費需要に対応するため一部を輸入燃料に依存した。

2015年12月、政府は国の電力供給システムに係る緊急事態を宣言し、これは2017年12月31日まで有効であった。この緊急事態により政府は、連邦のすべての公的事業者と協力して、電力供給システムの質および安全の保障に向けた連携的プログラムを立案および実施するための対策など、国内向けの電力を確実に供給することを目的とした措置を取った。政府はさらにエネルギー助成金の一部廃止および電気料金の大幅値上げを発表した。

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンの電力部門に関する情報を示す。

電気部門主要経済指標

（別途記載する場合を除き、ギガワット/時間）

	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
電気部門生産量					
火力	86,625	90,349	88,838	88,124	80,691
水力	41,464	38,012	41,280	41,384	36,832
その他(2)	7,126	8,238	6,348	7,974	13,723
輸入(3)	1,655	1,470	734	344	2,746
総生産量	136,870	138,070	137,199	137,825	133,992
経済部門別需要量					
産業	39,334	37,122	38,256	37,764	36,398
住宅	55,424	57,004	55,907	57,017	55,480
商業	37,351	38,985	38,367	38,229	37,027
輸出	55	327	69	280	261
消費電力損失等	4,692	4,632	4,599	4,535	4,826
総需要量	136,870	138,070	137,199	137,825	133,992

(1) 速報値。

(2) ディーゼル、風力、原子力、ガス、蒸気および太陽エネルギーを含む。

(3) 国内発電量を超える国内需要に対応するための、主にウルグアイからの輸入。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、指定期間中の燃料およびエネルギーの輸出入を示す。

燃料およびエネルギーの輸出入

	(別途記載する場合を除き、百万米ドル)				
	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
FOB(本船渡し)輸出合計	56,784	57,879	58,621	61,781	65,116
燃料およびエネルギー	2,252	2,035	2,477	4,200	4,272
FOB輸出合計に占める比率(%)	4.0	3.5	4.2	6.8	6.6
前年からの変動率(%)	(54.5)	(9.6)	21.7	69.6	1.7
CIF輸入合計	60,205	55,911	66,930	65,842	49,124
燃料およびエネルギー	6,952	4,912	5,715	6,530	4,447
CIF輸入合計に占める比率(%)	11.5	8.8	8.5	10.0	9.1
前年からの変動率(%)	(39.1)	(29.3)	16.3	14.3	(31.9)
燃料およびエネルギーの純輸出(輸入)	(4,700)	(2,877)	(3,238)	(2,330)	(175)

(1) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

2018年、燃料およびエネルギーの純輸入は、2017年と比べ28.0%減少した。この減少は、主に最近のエネルギー部門改革を通じて達成された輸入量の減少によるものであるが、国際エネルギー価格の上昇により一部相殺された。

2019年、燃料およびエネルギーの純輸入は、2018年と比べ92.5%減少した。この減少は、主に最近のエネルギー部門改革を通じて達成された輸入量の減少および経済の減速に伴うエネルギー消費の減少によるものであった。

燃料およびエネルギーの輸出入の推移

	(前年からの変動率(%))				
	2015年	2016年	2017年	2018年(1)	2019年(1)
輸出量の推移	(16.9)	2.7	(6.8)	42.4	14.0
輸入量の推移	(2.9)	3.9	(1.3)	(8.6)	(32.0)

(1) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

サービス

サービス部門はアルゼンチン経済のもっとも大きな要素であり、実質GDPのうち、2015年に50.5%、2016年に51.6%、2017年に51.4%、2018年に52.5%および2019年52.0%を占めた。

以下の表は、指定年度中のサービス部門の構成および成長率を示す。

サービス部門の構成

	(単位：百万ペソ、2004年固定価格)				
	2015年	2016年	2017年	2018年(2)	2019年(2)
卸売・小売・修繕業	94,850	91,764	94,787	90,961	83,791
運輸・倉庫・通信サービス	55,811	57,709	59,008	57,360	56,978
不動産・業務・賃貸サービス	72,248	72,164	74,337	75,592	75,114
教育・社会福祉・保健サービス	48,480	49,685	50,467	51,263	51,618

金融サービス	27,180	26,320	27,639	28,729	25,409
他の地域的・社会的・個人向けサービス					
ビス	18,326	18,267	18,590	18,586	18,109
行政	32,220	32,997	33,249	33,169	33,242
ホテル・飲食	10,992	11,202	11,522	11,473	11,480
家事サービス(1)	4,275	4,244	4,127	4,162	4,353
合計	364,382	364,351	373,727	371,296	360,093

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

サービス部門の成長率

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年(2)	2019年(2)
卸売・小売・修繕業	3.5	(3.3)	3.3	(4.0)	(7.9)
運輸・倉庫・通信サービス	3.0	3.4	2.3	(2.8)	(0.7)
不動産・業務・賃貸サービス	1.8	(0.1)	3.0	1.7	(0.6)
教育・社会福祉・保健サービス	3.2	2.5	1.6	1.6	(0.7)
金融サービス	1.3	(3.2)	5.0	3.9	(11.6)
他の地域的・社会的・個人向けサービス					
ス	0.4	(0.3)	1.8	-	(2.6)
行政	3.8	2.4	0.8	(0.2)	0.2
ホテル・飲食	1.4	1.9	2.9	(0.4)	0.1
家事サービス(1)	0.4	(0.7)	(2.8)	(0.8)	4.6
合計	2.7	-	2.6	(0.7)	(3.0)

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 速報値。

出所：INDECおよび経済省

2015年、サービス部門は2014年比で2.7%成長した。この成長は主に、卸売・小売・修繕業および不動産・業務・賃貸サービスにより牽引された。

2016年、サービス部門は2015年比で大きな変動はなかった。運輸・倉庫・通信サービスが3.4%増加し、行政サービスが2.4%増加したが、これらのセグメントの成長は、卸売・小売・修繕業が3.3%減少し、金融サービスが3.2%減少したため一部相殺された。

2017年、サービス部門は2016年比で2.6%成長した。この成長は主に卸売・小売・修繕業の3.3%増および不動産・業務・賃貸サービスの3.0%増により牽引されたが、家事サービスが2.8%減少したため一部相殺された。

2018年にサービス部門は2017年比で0.7%減少した。この減少は主に卸売・小売・修繕業の4.0%減および運輸・倉庫・通信サービスの2.8%減により牽引されたが、不動産・業務・賃貸サービスが1.7%増加し、金融サービスが3.9%増加したため一部相殺された。

2019年にサービス部門は2018年比で3.0%減少した。この減少は主に卸売・小売・修繕業の7.9%減および金融サービスの11.6%減により牽引されたが、教育サービスが0.7%増加したため一部相殺された。金融サービスの減少は主に民間部門への実質ベースでの貸付額が減少したことによるものであった。

電気通信

電気通信部門は2001年以降成長している。手ごろな携帯電話の料金プランが設定され、また消費者の購買力が改善したことに伴い、アルゼンチンでも徐々に一般的になりつつあるモバイル通信の利用が大幅に増えたことがこの成長に大きく寄与した。

2009年10月、アルゼンチン国会は視聴覚通信サービス法（法律第26,522号、「LSCA法」）を可決し、アルゼンチンの視聴覚メディア産業が約30年にわたり従ってきた法的枠組を改廃した。

2014年12月16日、国会は法律第27,078号（以下「デジタル・アルゼンチン法」）を可決し、国家電気通信法（法律第19,798号）の一部を改廃し、（電気通信市場の規制緩和を定めた）大統領令第764/00号の効力を一部の新規制によって条件付けた。従来の国家電気通信システムに対するもっとも大きな変更として、「プロバイダ（間）の公共戦略的なインフラ使用および接続サービス」という新たな公的任務が設定された。この活動を公的任務と位置付けたことで、プロバイダ（視聴覚通信サービスのプロバイダを含む。）は、他の「情報通信技術（以下「TIC」といい、デジタル・アルゼンチン法は電気通信サービスにこの用語を充てている。）」サービス・プロバイダが自前のサービスを展開できるよう、かかる他のTICサービス・プロバイダに自社のネットワーク・エレメント、その関連資源またはサービスに接続させる義務を課されうることとなった。ネットワークおよびインフラの所有者は、自前でインフラ投資をしない競争者に対してもネットワーク接続を提供する義務を課されうることとなった。

2015年12月まで、アルゼンチンのメディア業界はLSCA法およびデジタル・アルゼンチン法により規律され、2つの異なる取締機関の監視に服していた。すなわち、（a）視聴覚メディア業界はLSCA法と連邦視聴覚通信サービス機構（「AFSCA」）が規律し、（b）電気通信業界はデジタル・アルゼンチン法と連邦情報通信技術機構（「AFTIC」）が規律していた。

2015年12月29日、政府は、視聴覚メディアと電気通信業界を徐々に同一規制の枠組みの下に収めていくことを目的として、大統領令第267/2015号（「新メディア令」）を発した。新メディア令は、とりわけ、（ ）AFSCAとAFTICに代わってLSCA法およびデジタル・アルゼンチン法を執行する自治的かつ自立的な機関として、通信省（2017年に近代化省の管轄下に置かれた。）の下に国家通信機構（「Enacom」）を新設し、（ ）義務的事業分割要件を含むLSCA法のいくつかの規定を改廃し、（ ）オープン・ブロードキャスト方式テレビサービスと有料テレビサービスの同一地域での提供規制を撤廃した。

2017年以降、政府は、競争環境下でネットワークとサービスのコンバージェンスを加速させ、次世代ネットワークの展開および国内全域のブロードバンドインターネット接続の強化を促進するためのルールを採用した。

(c) インフレーションおよび物価の動向

INDECはCPIまたはWPIの2015年のデータを公表しなかった。「本報告書の注記 - 注(2) 統計およびその他の情報の表示 - INDEC」を参照のこと。

2015年中、ブエノスアイレス市のCPIは26.9%上昇し、サン・ルイス州のCPIは31.6%上昇した。2016年中、ブエノスアイレス市のCPIは41.0%上昇し、サン・ルイス州のCPIは31.4%上昇した。2017年中、ブエノスアイレス市のCPIは26.1%上昇し、サン・ルイス州のCPIは24.3%上昇した。

2016年6月26日、INDECはGBA（大ブエノスアイレス圏）CPIの公表を開始した。2016年4月から12月にかけてGBA CPIは16.9%上昇し、2017年1月から6月にかけてGBA CPIは12.0%上昇した。

2017年7月11日、INDECは2017年1月以降の期間を対象に全国CPIの公表を再開した。2017年中、全国CPIは24.8%上昇した。

2018年に、全国CPIは上昇して47.6%となり、その主な要因は公共サービスやその他の規制対象価格の上昇およびペソの対米ドル価値の下落であった。「(5) 財政 - 一般会計 - (a) 国家公共会計 - 2018年の財務実績と2017年の財務実績の比較」を参照のこと。

2019年に、全国CPIの方法による累積インフレ率は53.8%に達し、1990年代前半のハイパーインフレ以来の最高値となった。

フェルナンデス政権はインフレ減少を主たる政策目標の1つに掲げ、インフレが人々に与える影響を限定するために数々の措置を講じた。

以下の表は、ブエノスアイレス市のCPIおよびサン・ルイス州のCPIにより測定された指定期間中のインフレ率を示す。

	インフレ率(1)	
	ブエノスアイレス市のCPIおよびサン・ルイス州のCPIの年率変動の推移	
	(前期からの変動率(%))	
	ブエノスアイレス市のCPI	サン・ルイス州のCPI
2015年	26.9	31.6
2016年	41.0	31.4
2017年	26.1	24.3
2018年	45.5	50.0
2019年	50.6	57.6

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。

出所：サン・ルイス州統計センサス局およびブエノスアイレス市統計センサス総局

以下の表は、INDECにより上記と異なる手法で測定された指定期間中のインフレ率を示す。

インフレ率(1)			
CPIの年率変動の推移			
(別途記載のない限り、前期からの変動率(%))			
CPI			
	CPI Nu	GBA CPI	全国CPI
2015年	未詳	未詳	未詳
1月	1.1	未詳	未詳
2月	0.9	未詳	未詳
3月	1.3	未詳	未詳
4月	1.1	未詳	未詳
5月	1.0	未詳	未詳
6月	1.0	未詳	未詳
7月	1.3	未詳	未詳
8月	1.2	未詳	未詳
9月	1.2	未詳	未詳
10月	未詳	未詳	未詳
11月(1)	未詳	未詳	未詳
12月(1)	未詳	未詳	未詳
2016年	未詳	未詳	未詳
1月	未詳	未詳	未詳
2月	未詳	未詳	未詳
3月	未詳	未詳	未詳
4月	未詳	未詳	未詳
5月	未詳	4.2	未詳
6月	未詳	3.1	未詳
7月	未詳	2.0	未詳
8月	未詳	0.2	未詳
9月	未詳	1.1	未詳
10月	未詳	2.4	未詳
11月	未詳	1.6	未詳
12月	未詳	1.2	未詳
2017年	未詳	25.0	24.8
1月	未詳	1.3	1.6
2月	未詳	2.5	2.1
3月	未詳	2.4	2.4
4月	未詳	2.6	2.7
5月	未詳	1.3	1.4
6月	未詳	1.4	1.2
7月	未詳	1.7	1.7
8月	未詳	1.5	1.4
9月	未詳	2.0	1.9
10月	未詳	1.3	1.5
11月	未詳	1.2	1.4
12月	未詳	3.4	3.1
2018年	未詳	47.1	47.6
1月	未詳	1.6	1.8
2月	未詳	2.6	2.4

3月	未詳	2.5	2.3
4月	未詳	2.6	2.7
5月	未詳	1.9	2.1
6月	未詳	3.9	3.7
7月	未詳	2.8	3.1
8月	未詳	4.1	3.9
9月	未詳	6.6	6.5
10月	未詳	5.1	5.4
11月	未詳	2.9	3.2
12月	未詳	2.8	2.6
2019年	未詳	52.9	53.8
1月	未詳	2.8	2.9
2月	未詳	3.8	3.8
3月	未詳	4.8	4.7
4月	未詳	3.2	3.4
5月	未詳	3.0	3.1
6月	未詳	2.6	2.7
7月	未詳	2.1	2.2
8月	未詳	3.9	4.0
9月	未詳	5.8	5.9
10月	未詳	3.2	3.3
11月	未詳	4.1	4.3
12月	未詳	3.8	3.7

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。月報値は当該月の前月比のインフレ率を示す。

出所：INDEC

以下の表は、指定期間中のWPIの変動率を示す。

インフレ率(1)
WPIの年率変動の推移

(別途記載のない限り、前期からの変動率(%))

2015年	未詳
1月	0.2
2月	0.2
3月	1.0
4月	0.7
5月	1.5
6月	1.3
7月	1.4
8月	1.4
9月	1.4
10月	0.9
11月	未詳
12月	未詳
2016年	34.5
1月	8.8
2月	4.9
3月	2.5
4月	1.5

5月	3.6
6月	2.9
7月	2.8
8月	0.4
9月	0.4
10月	0.6
11月	1.2
12月	0.6
2017年	18.8
1月	1.5
2月	1.7
3月	0.9
4月	0.5
5月	0.9
6月	1.9
7月	2.6
8月	1.9
9月	1.0
10月	1.5
11月	1.5
12月	1.6
2018年	73.5
1月	4.6
2月	4.8
3月	1.9
4月	1.8
5月	7.5
6月	6.5
7月	4.7
8月	4.9
9月	16.0
10月	3.0
11月	0.1
12月	1.3
2019年	58.5
1月	0.6
2月	3.4
3月	4.1
4月	4.6
5月	4.9
6月	1.7
7月	0.1
8月	11.2
9月	4.2
10月	3.6
11月	5.4
12月	3.7

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。月報値は当該月の前月比のインフレ率を示す。

出所：INDEC

2016年、中央銀行および政府は、貯蓄および長期融資をインフレの影響から保護することを意図して、2つの新しい金融商品を導入した。2016年4月、中央銀行は、ブエノスアイレス、コルドバ、ロサリオ、サルタの各市および（サンタフェ・デラ・ヴェラ・クルスからパラナにかけての）海岸地域の1平方メートル当たり平均工事費単価（2016年3月31日現在）に基づく当初価格で、購買力ユニット（Unidades de Valor Adquisitivo、または「UVA」）と称する1つ目の商品を導入した。UVAの価額は、安定化指数（CER）に基づき日次で調整される。2016年9月、政府は、アルゼンチンの1平方メートル当たり平均工事費単価に基づく当初価格で、住宅供給ユニット（Unidades de Vivienda、または「UVI」）と称する2つ目の商品を導入した。UVIの価額は、INDECにより公表される「大ブエノスアイレス圏工事費指標（Índice de la Construcción para el Gran Buenos Aires）」に基づき月次で調整される。さらに政府は、取引決済におけるキャッシュの使用を減らして電子的支払いを増やすための措置を実施し、またモーゲージ・ローンの手続を簡素化した。

2017年、中央銀行は、金融機関がモーゲージ・ローンの裏付けとなる不動産を評価するために利用可能なオプションを拡充した。UVA建ての融資は当初、中小企業（SME）にプラスに影響した。2017年末までに、様々な（官民の）金融機関が中小企業向けに運転資本と資本資産の取得の両方を目的とするUVA建て新規信用枠の供与を開始した。

2018年、金融機関のUVA建て資金調達を補強するため、UVAを正規の基準貨とする預金その他の有期の投資の最短期間を90日に短縮した。

2019年8月、政府は、UVA建てモーゲージ・ローンの手取金で不動産を取得した家庭のモーゲージ予定返済分について、2019年12月までインフレーション調整を行わないことを決定し、これは後に2021年1月まで延長された。

(d) 雇用および労働

失業および不完全雇用

INDECは、主に継続的家計調査（Encuesta Permanente de Hogares、または「EPH」）で収集されたデータに基づき、アルゼンチン人口の社会的、人口統計的、および経済的な特徴を計測するために使用される一連の指標を作成している。

以下の表は、表示期間中の雇用統計を示す。

	就業率および失業率(1)				
	2015年 第3 四半期	2016年 第4 四半期(*)	2017年 第4 四半期	2018年 第4 四半期	2019年 第4 四半期
	(%)				
大ブエノスアイレス圏：					
労働力率(2)	46.1	47.0	47.9	47.7	48.7
就業率(3)	43.4	43.0	43.8	42.7	43.8
失業率(4)	6.0	8.5	8.4	10.5	10.0
不完全就業率(5)	9.7	11.7	10.6	12.8	12.7
主要内陸都市：(1)					
労働力率(2)	43.4	43.4	44.7	45.0	45.5
就業率(3)	40.9	40.7	42.1	41.7	42.0
失業率(4)	5.7	6.4	5.7	7.5	7.6
不完全就業率(5)	7.5	8.5	9.7	11.0	13.5

就業率および失業率(1)

	(%)				
	2015年 第3 四半期	2016年 第4 四半期(*)	2017年 第4 四半期	2018年 第4 四半期	2019年 第4 四半期
都市部全体 :					
労働力率(2)	44.8	45.3	46.4	46.5	47.2
就業率(3)	42.2	41.9	43.0	42.2	43
失業率(4)	5.9	7.6	7.2	9.1	8.9
不完全就業率(5)	8.6	10.3	10.2	12.0	13.1

- (1) 数値は、31の主要都市を基準としている。EPHの実測のための現行手法は、ラウソン、トレレウ、サンニコラス、ヴィラコンスティチューション、コンコルディア、広域バラナ、広域メンドーザ、広域レシステンシア、広域サン・フアン、ラ・リオハ、サンティアゴ・デル・エステロ、ラ・バンダを除くすべての主要都市に適用されているが、ここに列挙した都市は情報源の制約のため現行の手法の対象とされていない。
- (2) 労働力人口は、就業者人口および失業中だが積極的に求職している人口の合計からなる。
- (3) 労働力人口に対して就業人口の占める割合。就業中とみなされるためには、最低年齢要件をみたく測定日の前週の間になくとも()報酬を得て1時間以上または()報酬を得ないで15時間以上労働していなければならない。
- (4) 労働力人口に対して失業人口の占める割合。失業人口は不完全就業人口を含まない。
- (5) 労働力人口に対して不完全就業人口の占める割合。労働時間が週35時間未満で、かつより多くの労働を望んでいる労働者は、不完全就業の状態にあるとみなされる。
- (*) 2015年第4四半期のデータは未詳。

出所：INDECおよび経済省

非公式経済

アルゼンチンの経済には、主にアルゼンチンの社会保障制度に登録することなく合法事業に従事している被用者で構成される、非公式な部分がある。その性質上、アルゼンチン経済の非公式な部分は、統計情報その他の信頼性あるデータ活動によっては容易に把握することができない。

活動には、合法的な財貨・サービスの生産や取引を行っているものの、適切な事業許可を受けていない、租税債務を申告しない、労働規制に従わないまたはサプライヤおよびエンドユーザーに対する法定保証を付けない小企業(個人や家族により所有されることが多い。)の活動が含まれる。2019年第4四半期現在、INDECの推計によれば、労働力合計のうち非公式での雇用割合は2015年第3四半期現在の33.1%に対して35.9%となった。

以下の表は、アルゼンチンの公式および非公式の経済における労働者の割合(推計値)を示す。

公式および非公式経済(1)

	(全体に対する割合(%))				
	2015年 第3 四半期	2016年 第4 四半期(*)	2017年 第4 四半期	2018年 第4 四半期	2019年 第4 四半期
公 式	66.9	66.4	65.8	64.7	64.1
非公式	33.1	33.6	34.2	35.3	35.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 数値には、世帯主プログラムの参加者および18歳未満の個人は含まれない。

出所：INDECおよび経済省

- (*) 2015年第4四半期のデータは未詳。

以下の表は、指定期間の経済部門別の民間雇用データを示す。

	雇 用				
	(経済部門別の割合 (%)) (1)				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
第一次産業：					
農業・畜産・水産・林業	5.5	5.5	5.5	5.6	5.8
鉱業・採取産業（石油・ガスを含む。）	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4
第一次産業合計	6.9	6.8	6.7	6.9	7.2
第二次産業：					
製 造	19.7	19.5	18.9	18.4	17.9
建 設	7.0	6.4	6.9	7.2	7.0
電気・ガス・水道	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
第二次産業合計	27.8	27.0	27.0	26.7	26.1
貿 易	17.7	18.1	18.2	18.1	17.9
サービス	47.6	48.1	48.1	48.3	48.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 各年の年平均を示す。

出所：INDECおよび経済省

労働規制

アルゼンチンの労働組合は、団体交渉のプロセスに大きな影響力を行使している。地方および連邦のどちらの組合も賃上げを求めて様々なストライキを行っている。ストライキやデモは多くの場合、数日間と短期的ではあるが、交通に重大な影響を与える傾向にあり、経済の様々な部門における生産を一時的に中断させることに成功した。

賃金および労働生産性

雇用・社会保障省は賃金審議会を介して、GDP成長率やインフレ率などのマクロ経済指標に基づきすべての経済部門に共通の単一最低保証賃金を毎年設定している。官民の被用者の最低保証月額賃金は、それぞれ前年比で2015年に27.0%、2016年に35.3%、2017年に17.2%、2018年に27.5%、および2019年に49.3%上昇した。

以下の表は、指定年における非公式経済で雇用されている者に関する推定も含めた、アルゼンチンの被用者の平均月額名目賃金を示す。

平均最低保証月額名目賃金

12月31日終了会計年度	(実勢ペソ)		
	平均最低保証 月額賃金	基礎バスケット の平均費用(1)	平均最低保証 月額賃金 (基礎バスケット 平均費用に対 する割合(%))
2015年	5,079	未詳(2)	未詳(2)
2016年	6,748	未詳(2)	未詳(2)
2017年	8,460	14,931	60.0
2018年	10,033	20,631	50.0

平均最低保証月額名目賃金

(実勢ペソ)
平均最低保証
月額賃金
(基礎バスケット

平均費用に対する割合(%))

12月31日終了会計年度	平均最低保証 月額賃金	基礎バスケット の平均費用(1)	平均最低保証 月額賃金 (基礎バスケット 平均費用に対する割合(%))
2019年	13,790	32,140	40.0

(1) 貧困線を定めるために使用される「参考」家庭にとって必需的な財貨・サービスのバスケットの平均費用。「参考」家庭は、35歳の男性1人、31歳の女性1人、6歳と8歳の2人の子供の4人家庭とする。

(2) INDECは2015年および2016年に当該情報を公表しなかった。

出所：雇用・社会保障省および経済省

以下の表は、指定年度中のアルゼンチンの被用者の名目賃金における変動率を示す。

名目賃金

(前年からの変動率(%))

	民間部門		公共部門	合計
	公式	非公式		
2015年12月	30.1	未詳	33.6	未詳
2016年12月	33.0	未詳	32.6	未詳
2017年12月	27.3	31.5	25.0	27.5
2018年12月	30.4	27.2	30.3	29.7
2019年12月	44.3	29.5	42.9	40.9

出所：経済省（INDECの提供資料に基づく。）

2016年12月、国会は、所得税の課税対象となる最低所得を、公共部門の職員に支払われる平均賃金の増加を参考として継続的に自動調整することを承認した。国会はまた、過去数年のインフレの影響を反映するための所得税バスケットの修正を可決した。

(e) 社会保障制度

年金基金制度改革

2008年11月20日、国会は法律第26,425号を承認し、同法は2008年12月9日に発効し、民間年金制度が改革された。同法に基づき、従来の年金制度は、「賦課型」の構造を有するアルゼンチン統合年金制度に吸収および承継された。この結果、民間の年金基金により管理されていたすべての資金は、広範囲の上場会社に対する株主持分を含め、ANSESにより管理される別口の基金（FGS）に移管された。FGSが保有する資産は、アルゼンチン統合年金制度により社会保障および年金の支払を行う政府の（ANSESを通じた）債務の履行を妨げる予想外の財政赤字を補うことを目的とした、政府への前払金にのみ利用することができる。2019年12月現在、FGSの評価額は2兆3,878億ペソであった。

大統領令2103/08号により、FGSは、証券の中でもとりわけ支払能力が一般に認められている公債または地方債などの金融資産に投資するよう義務付けられている。国家社会保障機構（ANSES）は、経済・社会の動向により公的年金制度が受ける財務的影響を緩和し、公的年金制度の余剰金が適切に投資されるようにするための積立金として機能

し、FGSの資金の価値および収益性の維持ならびに公的年金制度の持続可能な発展の維持に貢献し、かつ、年金制度またはANSESの資金不足を手当てするような投資を優先している。

FGSは、意思決定機関および統治機関を有する。FGSは、執行委員会（経済省の金融局、財務局および経済政策局長で構成される。）の補佐を受けてANSESの執行理事により運営される。FGSの業務担当代理理事が執行委員会の執行事務局長となり、業務部門長も兼務する。意思決定は単純多数決によるが、ANSESの執行理事は拒否権を有する。FGSの活動は、FGSの審議会（就労者、退職者、実業家、政治家、閣僚およびANSESの代表者が含まれる。）の他、両院基金管理委員会、FGSの監査局、国家総合監査局および国家オンブズマン事務局により監査される。

社会保障の枠組み

ANSESは、国政府とは区別される独自の法的地位を有する自律的団体であり、財政上および経済上の自治権を享受している。3つの異なる機関がアルゼンチンの国営国民年金制度を運営する。

国家社会保障機構（Administracion Nacional de Saguridad Social）。一般民の年金基金を監督する。

軍年金基金（Instituto de Ayuda Financiera para Pago de Retiros y Pensiones Militares）。軍の特別年金基金を運営する。

連邦警察年金基金（Caja de Retiros, Jubilaciones y Pensiones de la Policia Federal）。連邦の法執行機関職員の特別年金基金を運営する。

ANSESの投資ポートフォリオには政府債券が含まれる。

1994年から1996年にかけて、政府は10の州およびブエノスアイレス市について州年金制度を運営する責任を負っていた。政府はかかる州年金基金をANSESと併合した。

現行の公的社会保障制度は、以下を主として退職者および適格者向けの給付金を提供している。

以下により構成される一般年金。

- 基礎年金（Prestacion basica universal）。ANSESは、生涯勤続期間の過半において社会保障拠出金を支払いかつ定年に達したすべての個人に対して、その拠出額にかかわらず基礎年金を支払う。かかる給付額は法律により定められており、拠出額に左右されない。
- 補助年金（Prestacion compensatoria）。ANSESはまた、基礎年金の受給者に対して、本人またはその代理人が1994年7月より前に支払った社会保障拠出金に比例して補助年金を支払う。かかる補助年金の金額は、個人の社会保障拠出額および拠出がなされた期間に基づき決定される。
- 追加年金（Prestacion adicional por permanencia）。基礎年金および補助年金の受給者はまた、追加年金を受け取る。その給付額は、退職前の10年間ににおける年間平均給与の1.5%に個人が社会保障拠出金を支払った役務年数を乗じた値に相当する。

主に以下により構成される特別年金および手当。

- 障害退職者手当（Retiro por invalidez）。65歳以下の障害者に対する手当である。
- 高齢者手当（Jubilación por edad avanzada）。退職者基礎年金の受給資格がない70歳以上の者に対する手当である。
- 死亡年金（Pensión por fallecimiento）。死亡した退職者の被扶養者の一部に対する手当であり、退職者の死亡時にその被扶養者が障害のために働くことができない場合に支給される。

- 格差解消児童手当。ANSESは、非公式経済部門で働いているか、その給与が最低保証月額賃金を下回るかまたは失業中である労働者の18歳未満の子、および障害をもつ子（年齢を問わない。）に月単位の年金を支給する。
- 格差解消妊娠手当（Asignación Universal por Embarazo）。ANSESは、医療保険に未加入の妊婦に対して妊娠第12週から月次手当を支給する。

2014年9月、政府は社会保障制度の対象を、これらの給付に係る受給資格年齢に達しまたは2年以内に達するが制度への拠出が必要年数に満たない者にまで拡張した。この拡張が寄与して、2014年中の各年金の増額幅は平均で30.5%となった。

アルゼンチンの社会保障制度にはまた、以下の2種の失業対策プログラムが含まれる。

失業者および一定の条件をみたすその被扶養家族に対して一時金または月次給付金を提供する失業保険。世界銀行が出資する世帯主プログラム。同プログラムに基づき、失業中の世帯主は地域奉仕活動と引換えに給付を受け取ることができる。また世帯主プログラムの受給者は、雇用の質・量改善（Más y Mejor Empleo）、職業訓練・雇用保険（Seguro de Capacitación y Empleo）および家庭の社会的包摂化（Familias por la Inclusión Social）の新しい各プログラムを選択することができる。

国民社会保障制度は現在、主に以下の税金により資金供給されている。

被用者の賃金に基づく給与税（通常、被用者については11%、雇用者についてはその業種によって18%から20.4%）。

年金受給者・退職者社会奉仕機関（Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados）に対する強制的被用者拠出（被用者の賃金の3%に相当する）。

被用者の賃金に基づく被用者健康制度税（被用者は3%、雇用者は6%）。

自営業者に適用される単一課税（Monotribute）制度（税額は各業種に割り当てられた推定所得の範囲に従って個人毎に決定される）。

現在、ANSESの費用に充当するために配分される他の財源には以下が含まれる。

付加価値税歳入（輸出業者向け還付金を控除後）の11%。6.27%が社会保障基金の連邦政府への移管を実施していない州（ブエノスアイレス、チャコ、チュブト、コルドバ、コリエンテス、エントレリオス、フォルモサ、ラパンパ、ミシオネス、サンタクルス、サンタフェ、およびティエラ・デル・フエゴ）に、残りの93.73%がANSESに配分された。

タバコに対する緊急課税の100%。

金融取引税歳入の100%。

PAIS税歳入の42%。

社会保障収入および支出の推移

2015年から2019年にかけて、社会保障制度の収支は2015年の3億ペソの赤字から2019年の1450億ペソの赤字へと悪化した。この変動の主な理由は、受給者数が増加したこと、および公的社会保障制度の移管に対応するため2008年10月に制定された法律第26,417号（社会保障移管法）が定める自動調整による給付額の増加を主因として社会保障支出の278%の純増が生じたことであった。同法は、INDECが公表する賃金指数と税収の両方の変動に応じて半期ベースで調整される最低年金額を保証する。

2018年12月18日、最高裁判所は、ANSESが年金支払額の算出に際して建設業基礎給与指数 (Salarios Básicos de la Industria y la Construcción (「ISBIC」)) を使用すべきだったところ、誤って正規被用者の平均課税所得指数 (Remuneración Imponible Promedio de los Trabajadores Estable (「RIPE」)) を使用していたと判断した。その結果、推定で12,000人の年金受給者が指標の誤適用の補償を受けることとなった。

社会保障収入：2015年、社会保障収入は2014年比で35.0%増となり、2014年の3,077億ペソから4,154億ペソに増加した。2016年、社会保障収入は2015年比で33.9%増となり、課税対象賃金の上昇(2015年比)および拠出金の算定における最大課税基礎額の引上げを含む法制の変更を主因として、2015年の4,154億ペソから5,561億ペソに増加した。2017年、社会保障収入は2016年比で31.9%増となり、課税対象賃金の上昇(2016年比)を主因として、5,561億ペソから7,335億ペソに増加した。2018年、社会保障収入は2017年比で24.6%増となり、課税対象賃金の上昇(2017年比)を主因として、7,355億ペソから9,139億ペソに増加した。2019年、社会保障収入は2018年比で34.2%増となり、課税対象賃金の上昇(2018年比)を主因として、9,139億ペソから1兆2,257億ペソに増加した。

社会保障支出：2015年の社会保障支出は、43.8%増の6,115億ペソとなった。2016年の社会保障支出は、44.5%増の8,831億ペソとなった。2017年の社会保障支出は、35.4%増の1兆1,957億ペソとなった。2018年の社会保障支出は、28.7%増の1兆5,383億ペソとなった。2019年の社会保障支出は、44.2%増の2兆2,181億ペソとなった。

退職者向けプログラムおよび年金改革法

2016年6月29日、国会は退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムを承認する法案を可決し、同法は官報への掲載と同時に施行された。このプログラムは、政府の社会保障政策を最高裁判所の判断と一致させることを目的としたものであり、その主な構想には、()200万人超の退職者に対する給付および30万人超の退職者に対する遡及的補償、ならびに()退職者適格が認められない65歳超の者すべてにベーシックインカムを保障する格差解消年金(pensión universal)の新設が含まれる。退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムは、退職者に対して総額470億ペソ以上の遡及的補償請求権を付与し、またすべての潜在的受給者を対象とする支出として最大750億ペソを盛り込んでいる。同法は、このプログラムを賄うために、株主持分を含め、FGSにより保有される資産を売却することができる旨を定めている。「-年金基金制度改革」を参照のこと。

2017年12月18日、国会は、アルゼンチンの年金制度の持続可能性および予測可能性を改善するための年金改革法を可決した。その趣旨に沿って、退職給付金、年金および格差解消児童手当の自動調整に係る基本算式が2018年3月に修正され、当該期間に報告されるインフレ率(算式上のウェイト付けは70%)と、国の被用者の給与上昇を測定するために労働省が公表する正規被用者のRIPE(算式上のウェイト付けは30%)を組み合わせることで四半期毎の調整を行っていく旨が定められた。年金改革法はまた、格差解消基礎給付(Prestación Básica Universal)の受給者のうち有効な積立を伴う30年以上の勤務歴がある者に対し、2018年に補充一時金を支給し、最低生活賃金の82%にあたる年金を2018年中に受給者が確実に受け取れるよう保証した。

年金改革法はさらに、法律上の定年年齢を(男性につき)65歳から70歳に、および(女性につき)60歳から70歳に引き上げた。この引上げは、70歳になる前に適用ある年金受給申請の法定要件をみたした被用者には及ばない。公共部門の被用者もこの制度の対象から除外されている。

また政府は、年金その他の福祉給付の受給者のうち一定のカテゴリに属する者を対象として、年金改革法がかかる受給者に与える影響を緩和するための一時配布金の支給を決定した。

年金改革法に影響する最近の措置については、「-近時の経済動向 フェルナンデス政権 年金」を参照のこと。

(f) 今後の経済計画

2019年12月10日に発足したフェルナンデス政権は、5つの主要な基本目的の枠組みからなる持続可能な開発を、経済、社会および政治の面で達成することを体系的な目標としている。

包摂（インクルージョン）： フェルナンデス政権は、雇用の創出に基づく包摂、教育や保健やコネクティビティなどの基礎的で質の高いサービスへの十分なアクセス、ならびに端的に事実上の機会的な不平等の最小化を目的とする政策を推進していく。

活力（ダイナミズム）： フェルナンデス政権は、地域産品の付加価値の持続的な向上を目指し、それをもって生産体制を多様化していく。金融に関して、フェルナンデス政権は、好況時には増産に円滑に対応し不況時にはセーフガードを提供する金融市場の柔軟な機能が、活力ある経済には必要であると認識している。

安定性： フェルナンデス政権は、ペソ安定化のために外貨準備を増やし、公共部門の債務削減に寄与していく。対外的均衡を実現するには、経済の外貨需要に応じるに足る所要の黒字が確保されるように貿易収支を構成することが求められる。そのためには、為替の競争力、投資および消費のための資金調達費用の適正化、ならびに一部の規制枠組みの見直しが必要である。また、成長と所得分配に見合った財政収支を実現するため、フェルナンデス政権は、税制の見直しを行って累進性を高めていく。フェルナンデス政権は、既存の経済・社会に係る規制のため、財政勘定および対外勘定の改善は段階的なものとなり、景気循環に左右されると認識している。

連邦主義（フェデラリズム）： フェルナンデス政権は、共和国のインフラ整備と、基礎的サービスへのアクセスの付与が、国全体で機会を増やすために必要な道筋と考えている。この目標は、法域毎の租税徴収を尊重する税制により補完されなければならない。

金融の自律性： 過去に債務水準の高さが共和国の金融の自律性を制限してきた経緯から、フェルナンデス政権は、下記のとおり、共和国の債務を持続可能な水準に導くための措置を講じており、今後も引き続き講じていく。

詳細は、「 - 近時の経済動向 フェルナンデス政権」を参照のこと。

(g) その他の経済関連情報

経済における国家の役割

国有事業体

政府は、国有企業および国営企業を通じて一定の任務および商業活動を実施しており、それには以下が含まれる。

アルゼンチン最大の航空会社であるAerolíneas Argentinas S.A.

Banco de la Nación Argentina（アルゼンチン国立銀行）

Banco de Inversion y Comercio Exterior（「BICE」）

飲料水および公衆衛生の基礎サービスを提供するAgua y Saneamientos Argentinos S.A.（「AYSA」）

国家の郵政事業を行うCorreo Oficial de la República Argentina（「Correo Argentino」）

国有エネルギー会社であるEnergía Argentina S.A.（「ENARSA」）

国有鉄道会社であるOperadora Ferroviaria S.E.

国営のエネルギー会社であるYPF

国家の経済への関与

2001年から2002年の危機の後、政府は1990年代に実施した経済の規制緩和および政府介入の縮小のための多くの措置を覆した。政府が導入した国家的管理のうち、特記すべきものとして以下があった。

従来の民間年金制度を「賦課型」の公的年金制度に統合および改編、ならびに民間の年金基金により管理されていたすべての財源（広範囲の上場会社に対する持分を含む。）をANSESが管理する別口の基金（FGS）に移管

ENARSAの設立、ハイドロカーボン法（以下に定義する。）の制定およびYPFの51%株式の国有化を通じた、石油・ガス産業への直接的関与

ライフライン企業への規制強化

一部の公共サービス（いくつかの鉄道および水道サービスを含む。）に係るコンセッションの取消し

資本移転その他の金融取引の制限（「(4) 通貨・金融制度 - 通貨・金融制度および証券市場の概要 - (d) 金融部門に対する規制」を参照のこと。）

輸送、農産物およびエネルギー製品の価格統制（「(b) 産業構造、主要部門の状況および鉱工業生産指数の推移 - 第一次産業」を参照のこと。）

農作物に対する輸出関税（「(3) 貿易及び国際収支 - 対外貿易と国際収支の最近の傾向 - (a) 経常収支 - 貿易の規制」を参照のこと。）

エネルギーおよび輸送部門に対する助成金

輸出規制（「(3) 貿易および国際収支 - 対外貿易と国際収支の最近の傾向 - (a) 経常収支 - 貿易の規制」を参照のこと。）

2008年12月、国会は、アルゼンチン航空およびその関連会社であるLíneas Aéreas Cielos del Sur S.A.（アウストラル航空）ならびにその子会社であるOptar S.A., Jet Paq S.A.およびAerohandling S.A.の株式はいわゆる「公共利益」であり、それゆえ法律第21,499号（「アルゼンチン国有化法」）に基づく国有化の対象になると宣言した。アルゼンチン国有化法が定める評価基準に基づき、国の評価審判機関はこれらの事業体は概算総額で6億200万米ドルから8億7,200万米ドルの範囲で負の価値を有すると推計した。本件の詳細な議論については、「(7) その他 - 訴訟手続 - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

石油・ガス産業

2002年から2006年にかけての石油・ガス部門の減産に伴い、政府は、生産者が国内供給を増やし、かつ輸出コミットメントを遵守できるようにするための措置を講じた。これらの措置には当初、租税優遇、ハイドロカーボン探索・採取地域へのアクセスの追加および物流輸送システムの改善が含まれていた。補助金に関連するエネルギー部門への移転額は2014年に2,137億ペソ、2015年に1,612億ペソ、2016年に2,355億ペソ、2017年に1,256億ペソ、2018年に1,779億ペソおよび2019年に2,141億ペソであった。

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンにおける原油および天然ガスの確認埋蔵量を示す。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
原油(1)	380,028	380,730	344,525	320,640	379,796	407,420
天然ガス(2)	332,217	350,483	336,526	355,459	371,566	400,321

- (1) 千立方メートル
(2) 十億立方メートル
出所：エネルギー鉱業省

エネルギー部門改革

2004年初頭、アルゼンチンはエネルギー不足に陥り始め、その結果まず天然ガスやその他のエネルギー輸出が減少し、やがてアルゼンチン経済全体に影響が及んだ。2015年、政府は国内向け電力を確実に供給するための様々な措置を講じた。

政府の措置により、2017年から2019年にかけて稼働開始を予定する合計5,700MWの新規火力発電プロジェクト41件、および23州中21州で実施される合計5,900MWの新規再生可能エネルギー・プロジェクトが許可され、エネルギーの増産が図られた。

政府は、供給増加に向けた措置と並行して、助成金の廃止を視野に入れた料金の引上げを模索した。後者の一連の措置は、司法上の異議申立てに直面して当初から実施に遅れが生じた。結局、これらの措置の有効性は、継続的なペソ安の影響によってさらに損なわれることとなった。最終的に政府は、これらの措置の責任および費用を州政府に委管することで、主に大プエノスアイレス圏向けのエネルギー助成金の負担軽減しようとした。

天然ガスについては、政府は2014年、ガス生産を促進するための「ガス・プラン」に着手し、ガス田の減少率を上回る「新式」ガスの生産に対して1MBTU当たり7.5米ドルを支給した。2017年、決議第46/2017号により、2017年と2018年の非従来型ガスの追加生産価格が7.5米ドル/MBTUに設定されたが、これは2019年に7.0米ドル/MBTU、2020年に6.5米ドル/MBTU、2021年に6.0米ドル/MBTUへと引き下げられた。井戸元価格規制に関する移行期間を経て、2018年より、国内の天然ガス販売会社、生産者および仲介業者間の価格交渉が自由化された。電力については、送電および電力販売料金が2017年から2018年にかけて段階的に引き上げられた。

2018年10月4日、政府は、2018年4月のペソの急激な下落を受けて、顧客によるペソ建て購入金額とエネルギー販売会社による米ドル建て弁済金額の間の為替レート差に起因する損失につきエネルギー販売会社を補償するため、2018年4月1日から2018年9月30日までのエネルギー価格を遡及的に引き上げる決定第20/2018号を出した。2018年11月15日、政府はエンドユーザー料金を急騰させないよう、販売会社に対する当該保証は財務省が30回の分割で支払っていく旨を定める大統領令第1053/2018号を出した。

2018年9月、アルゼンチンはチリへのガス輸出を再開した。2017年と2018年にヴァカ・ムエルタ地域で生産能力の過剰が生じたことから、2018年のガスおよびエネルギーの輸出は2017年の25億米ドルに対して69.2%増加して42億米ドルとなった。

2018年11月4日、政府は、パタゴニア州の沿岸海域におけるハイドロカーボン探索に係る国際公開入札手続を開始した。2019年5月16日に18の海域が選定された。

2018年中の政府のエネルギー部門への移転額は、2017年の1,256億ペソに対して1,779億ペソであった。この増加は主に、エネルギー費用の大部分が外貨建てである中でペソの対米ドル価値が下落したことにより生じた。

2019年1月初め、最弱者層の必要をみとすための「社会福祉」料金体系の決定および負担の責任が、政府から州に移された。政府はまた、各州に対して、社会福祉料金体系の移管に伴い州が負担することとなる費用を補填するために予算を転配することを表明した。

2019年1月に政府は、エネルギー料金を段階的に引き上げ、消費者料金を2019年の2月1日、5月1日および8月1日にそれぞれ40%、7%および6%の設定比率で値上げしていくことを発表した。しかし、2019年4月に政府は、

消費者が負担するエネルギー料金の引上げを2019年いっぱい延期すること、および2019年の5月1日および8月1日に予定していた段階的値上げ分は政府が負担することを発表した。

2019年4月、政府はガスの井戸元価格を段階的に引き上げ、2019年の4月1日、5月1日および6月1日にそれぞれ10%、9%および8%の設定比率で値上げしていくことを発表した。政府はまた、末端居住者ユーザー向けの22%の冬季料金割引（2019-2020年の夏季に同ユーザーに転嫁して補填する。）を発表した。

2019年7月5日、政府は、ヴァカ・ムエルタ地域とブエノスアイレス州パラナ川流域のサンニコラス市を結ぶ新たな天然ガス用パイプライン（約1,010キロメートル）の敷設に係る国際公開入札を開始した。応札は2019年11月に受け付けた。

2016年中、電力卸売市場におけるエネルギー末端価格（輸送および販売費用を除いたもので、ブエノスアイレス市内のエンドユーザーに対する請求料金が約45%を占める。）の対前年の上昇率は228%（平均価格で95ペソ/MWhから313ペソ/MWh）にのぼり、天然ガスの末端価格の上昇率は98%（平均価格で21ペソ/MMBtuから41ペソ/MMBtu）であった。

2017年中、電力卸売市場におけるエネルギー末端価格の対前年の上昇率は83%（平均価格で313ペソ/MWhから573ペソ/MWh）にのぼり、天然ガスの末端価格の上昇は68%（平均価格で41ペソ/MMBtuから69ペソ/MMBtu）であった。

2018年中、輸送および販売費用を除いた電力卸売市場におけるエネルギー末端価格（輸送および販売費用を除いたもので、ブエノスアイレス市内のエンドユーザーに対する請求料金が約67%を占める。）の対前年の上昇率は全体で100%（平均価格で2017年12月31日現在の573ペソ/MWhから2018年12月31日現在の1,151ペソ/MWh）にのぼり、天然ガスの末端居住者ユーザー価格の上昇率は78%（平均価格で2017年12月31日現在の69ペソ/MMBtuから2018年12月31日現在の123ペソ/MMBtu）であった。

2019年中、輸送および販売費用を除いた電力卸売市場におけるエネルギー末端価格（輸送および販売費用を除いたもので、ブエノスアイレス市内のエンドユーザーに対する請求料金が約74%を占める。）の対前年の上昇率は全体で51%（平均価格で2018年12月31日現在の1,151ペソ/MWhから2019年12月31日現在の1,734ペソ/MWh）にのぼり、天然ガスの末端居住者ユーザー価格の上昇率は45%（平均価格で2018年12月31日現在の123ペソ/MMBtuから2019年12月31日現在の178ペソ/MMBtu）であった。

民・官のパートナーシップ

2016年11月、国会は、インフラ・プロジェクトのための特別な官民パートナーシップ制度を創設する法律第27,328号を制定した。2018年6月、同制度に基づき公開入札ラウンドを通じて6つの道路整備プロジェクトが発注された。これらのプロジェクトの工事は2018年11月に開始されたが、官民パートナーシップの各契約で想定されていたよりも遅いペースで進んだ。さらに、受注企業は、2019年半ばまでに、契約上必要とされるプロジェクト資金を調達することができなかった。2019年7月、国家高速道路局（Dirección Nacional de Vialidad、「DNV」）および受注企業は、必要資金の確保の期限を2020年8月31日まで延長することで合意し、当該期限までに一定の資金調達条件が整わない場合はこの期限はさらに3か月延長可能とされた。2020年9月30日現在、官民パートナーシップ契約2件がDNVと関連受注企業の双方の合意により破棄され、当該プロジェクトは終了した。2020年10月23日現在、必要資金を確保できている受注企業はない。

貧困および所得分布

貧困の測定は、個人の生存維持に最低限必要と考えられる財貨・サービスのバスケット（主に食料、衣料品、運輸、保健、住宅および教育で構成される。）を基準としている。政府が助成対象としたバスケットにおける「必需的

財貨・サービス」には、天然ガス、電力、バス輸送および郊外・都市部の公共交通機関、鉄道輸送、地下鉄交通、燃料ならびに教育が含まれる。貧困測定のためアルゼンチンが2011年および2012年に利用した手法は、1990年代初めに採用されたものであった。バスケットの物価は1985年に初めて評価され、品目の貨幣価値は、大ブエノスアイレス圏の消費者物価の変動を参照して毎月更新されてきた。この測定は2001年までブエノスアイレスの大都市圏のみを対象としていたが、手法の変更に伴い対象は国内のその他の地域にも拡大した。また、政府は貧困に関する情報を四半期毎に提供してきた。INDECは2013年、2014年および2015年に貧困データの公表を中止した。

2016年9月22日、INDECは大ブエノスアイレス圏について、必需的な財貨・サービスのバスケットに係る評価の公表を再開した。

2017年下半期において、アルゼンチンの世帯の17.9%および人口の25.7%が貧困線を下回り、また世帯の3.5%および人口の4.8%が極貧線を下回っていた。

2018年下半期において、アルゼンチンの世帯の23.4%および人口の32.0%が貧困線を下回り、また世帯の4.8%および人口の6.7%が極貧線を下回っていた。

2019年下半期において、アルゼンチンの世帯の25.9%および人口の35.5%が貧困線を下回ったが、極貧線を下回ったのはアルゼンチンの世帯の5.7%および人口の8.0%であった。

以下の表は、アルゼンチンの貧困レベルを示す。

貧 困(1)

(人口に占める比率(%))

	下半期	
	世帯	人口
2015年	未詳	未詳
2016年	21.5	30.3
2017年	17.9	25.7
2018年	23.4	32.0
2019年	25.9	35.5

(1) 貧困線は、一定期間中の必需的財貨・サービスのバスケットに係る推計費用を基準としている。これは、個々人および各世帯の特質により異なる。たとえば、30歳から60歳までの男性で2019年12月に所得が月額12,608.5ペソ未満であった者は、生活が貧困線を下回るとされた。世帯では、4人の家庭(35歳の男性および31歳の女性の大人2人、6歳および8歳の子ども2人)で2019年12月に合計所得が月額38,960.3ペソ未満であった世帯は、生活が貧困線を下回るとされた。

出所：INDECおよび経済省

INDECの大ブエノスアイレス圏における必需的財貨・サービスのバスケット評価によれば、標準的な家庭が必需的財貨・サービスの一式を享受するために必要な額は、2018年12月の25,494ペソに対して2019年12月は38,960.3ペソであった。

INDECによれば、世帯当たり必需食料バスケット額は、2018年12月の10,198ペソに対して2019年12月は15,584.1ペソであった。

2015年から2019年にかけて、アルゼンチン人口の年収上位10%層および上位20%層による国民所得全体への貢献は、それぞれ2.8%ポイントおよび3.1%ポイント増加した。同期間中、人口の年収下位40%層による国民所得全体への貢献は1.5%ポイント減となった。2019年第4四半期において、アルゼンチン人口の年収上位10%層が国民所得全体の31.0%を、上位20%層が国民所得全体の47.7%を占め、また下位40%層が国民所得全体の14.2%を占めた。

以下の表は、所定日現在の所得分布に関する数値を示す。

所得層	第2	第4			
	四半期	四半期			
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
下から40%	15.7	14.8	14.7	14.1	14.1
上欄に続く下から20%	16.2	15.6	15.2	15.1	15.3
上欄に続く下から20%	23.7	23.0	23.2	22.6	23.1
上から20%	44.4	46.7	46.9	48.2	47.5
上から10%	28.2	30.3	30.4	31.8	31.0

出所：INDECおよび経済省

政府は、アルゼンチンで拡大する貧困および失業に対処するための措置を講じてきた。2018年に政府は、救貧目的の措置に割り当てる支出を増やし、かかる措置には特に、世帯主プログラム（Plan Jefes y Jefas de Hogar）に基づく労働者向け社会保障給付の一部増額、地域雇用プログラム（Programa de Empleo Comunitario）の延長、様々な社会的制度の失業受給者に実務教育や雇用促進訓練を奨励し業務支援ツールを提供するいくつかのプログラム、妊娠手当、自営業者に健康保険給付や年金制度へのアクセスを提供するための措置、および家庭の暮らしのためのアルゼンチン信用プログラム（Programa de Crédito Argentino para la Vivienda Única Familiar）の延長が含まれた。

環 境

2002年初頭から、アルゼンチンは環境基準を規制、監視および改善するための様々な措置を講じてきた。これらの措置の大半は、事業会社に対し、厳格化が進む安全基準をみたくよう求めている。

2002年、アルゼンチンで一般環境法（Ley General de Medioambiente）が制定され、総合環境政策の策定、環境管理に向けた地方と国のプログラムおよび戦略の調整、持続可能な環境資源利用の指針の作成、経済の開発・成長計画の推進、対環境影響の研究の情報提供および実施、環境基準の設定、比較研究の実施ならびに環境プロジェクトの国際資金調達管理を担う連邦環境審議会（Consejo Federal de Medioambiente）の設置が承認された。さらに、京都議定書の締約国として、アルゼンチンは温室効果ガスの排出削減を目指して様々な規制を実施している。

環境基準の確実な遵守に向けて監視と執行を強化するためにとられた措置には、以下が含まれる。

2007年に制定された法律第26,011号により、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を承認した。

マタンサ・リアチェロ川流域の持続可能開発プロジェクトが、内閣の環境・持続的開発部会（Secretaría de Ambiente y Desarrollo Sustentable de la Jefatura de Gabinete de Ministros）の監督のもと、その基金の一部をマタンサ・リアチェロ川流域当局の計算機器購入費に割り当てた。2016年3月、政府は、マタンサ・リアチェロ側流域の持続可能開発プロジェクト（Proyecto de Desarrollo Sustentable de la Cuenca Matanza-Riachuelo）に対する総額約10億米ドルの融資について世界銀行と合意した。

都市固形廃棄物管理国家プロジェクト（Proyecto Nacional para la Gestión Integral de los Residuos Sólidos Urbanos）は、持続可能な手法で固形廃棄物問題の解消を実現しようとする初の国家プロジェクトである。同プロジェクトが、独自の計画および総合管理システムの開発に向けた州および自治体へのインセンティブとして、インフラおよび関連システムの開発に技術的・財政的な支援を提供する。

環境保護課（Unidad de Medio Ambiente）が、効率および競争力の改善を通じて環境要因を向上させることで、アルゼンチンの持続可能な産業開発を支援する。

地域開発統合基金（El Fondo integral para el Desarrollo Regional、または「FONDER」）が、雇用創出、輸出拡大および地域市場の開発を目標に、零細・中小企業（「MESME」）のニーズを重視して生産活動やサービスの開発のための資金を提供する。

情報公開法

2016年9月14日、議会は法律第27,275号を可決し、特に政府、検事総長局、司法委員会、議会、中央銀行、政府が所有する事業体、政府が管理する機関または基金、および公的資金を受けている事業組織または信託の一定の情報に係る公開請求権を設定した。

最近の動向

COVID-19感染拡大への対応措置

2019年12月下旬、湖北省武漢で初めて見つかった新型肺炎（新種のコロナウィルスを原因とするCOVID-19）が世界保健機関に報告され、間もなく中国の複数の州およびその他の国で症例が確認された。2020年3月11日、世界保健機関はCOVID-19のパンデミックを認定した。中国政府ならびに人口の多くが新型コロナウイルスに罹患した欧州連合、英国、米国、韓国および日本をはじめとするその他の国々の政府により、コロナウィルスを抑制するためのいくつかの措置が講じられ、それには、検疫の義務化および航空会社や外国政府による上記対象国との往来制限が含まれた。2020年9月30日現在、アルゼンチンでは75万1,000人超のコロナウィルス感染例が確認され、16,937人超の死者が出た。アルゼンチンは今日まで、集団感染やアルゼンチンの医療施設の過密化を防止することを目的として、COVID-19の感染拡大に対していくつかの措置を講じており、それらを以下に（時系列で）抜粋する。

2020年2月26日から3月12日：空港での乗客スクリーニング、COVID-19の疑いまたは確定症例のある者、COVID-19の疑いまたは確定症例のある者との濃厚接触者、および感染地域からの到着者または直近の入国者を対象とする14日間の強制隔離；人が密集する活動の凍結；スポーツイベントの現地観戦の中止。

2020年3月13日から3月15日：アルゼンチン国境の監視の強化、航空各社の運行中止およびアルゼンチン居住者の帰国便手配のための規則の採択；国立公園および保護区の閉鎖；（食糧支援および行政目的を除いた）学校の休校。

2020年3月16日から3月18日：アルゼンチン国境の閉鎖；国内の航空便、長距離列車およびバスの運行停止；全国サッカーリーグの休止；妊婦、60歳超の高齢者、特別な感染リスクが懸念される者を対象とする一時休暇；（必要不可欠サービスの提供担当者以外の）連邦公務員のリモート勤務の許可；民間部門のホームオフィス政策の推進およびモジュール工法による8病院の建設着工。

2020年3月19日：特別で必要不可欠な業務および国内移動のみが許される全国規模の強制ロックダウンの発動；ロックダウン実施のための治安部隊の展開（パンデミックの影響がもっとも大きかった区域では2020年10月23日まで延長されたが、それ以外の区域はソーシャル・ディスタンス確保義務に）。

2020年3月20日から4月24日：アルゼンチンの国外居住者への支援；アルゼンチンの国境封鎖関連のルール強化ならびにフェイスマスク、体温計および消毒剤の上限価格の設定。

2020年4月26日：一定の場合に規制緩和を行う権限を州当局に付与。

2020年7月1日：ブエノスアイレス市及びブエノスアイレス州における強制ロックダウンを2020年7月1日から7月17日まで強化。

同時に、アルゼンチンは、COVID-19感染拡大の経済への影響を限定するためにいくつかの景気対策を発表および実施しており、これには以下が含まれる。

格差解消児童手当の受給者約440万人を対象に、現金3,100ペソの一時金を支給。

年金受給が最低保証年金額（現行15,892ペソ）である退職者や最低保証額以上だが18,892ペソ未満である退職者（該当する退職者は約460万人）を対象に、現金3,000ペソの一時金を支給。

社会福祉制度受給者の約55万6,000人を対象に、現金3,000ペソの一時金を支給。

社会的弱者のうち失業者および非公式部門従業員の約9百万人を対象に、現金10,000ペソを3回支給する緊急時家計所得（Ingreso Familiar de Emergencia）を設定。

デビットカード助成金 (Tarjeta Alimentar) の受給者の約150万人を対象に、子供 1 人の家庭には4,000ペソ相当額、および子ども 2 人以上の家庭には6,000ペソ相当額を特別支給。

保健、安全保障および国防分野の公務員を対象に、月額5,000ペソのボーナスを支給。

インフラ、教育および観光に関する約1,000億ペソ設備投資プログラム。

脆弱産業の企業について社会保障拠出義務を免除し、感染拡大の影響を受けかつ従業員総数が100人未満の企業について失業保険および国政府による賃金負担部分を増額するための、労働・生産への緊急支援プログラム (Programa de Asistencia de Emergencia al Trabajo y la Producción) を設定 (4月にはその対象を感染拡大の影響を受けた従業員総数800人未満の企業にまで拡張し、それ以降は月次で再設定)。

2020年8月1日から2020年11月30日までの間に失効する失業保険を2020年12月31日まで延長。

従業員に給与純額の75%以上を支払うことを条件に、従業員を一時的に自宅待機させる権能を2020年8月5日まで延長。

金融制度を通じて、中小企業 (SME) 向けの総額約3,700億ペソの運転資金を利子助成付きで融資。

自営業者向けの無利子信用枠、および営業を再開した企業向けの低金利信用枠。

民間部門の従業員に支払われる月給の追加手当 (50%を政府が負担)。

6,000ペソから 1 万ペソの範囲で失業給付を増額。

COVID-19感染拡大の経済への影響を緩和するためにアルゼンチンが講じたその他の措置には、以下が含まれる。

一部の弱者層ユーザーについて、2020年3月1日から2020年12月31日までの間、3通未満の請求書に係る不払を理由に電気エネルギー、天然ガス、水道、固定電話、携帯電話、インターネットおよびケーブルテレビのサービス供給を停止することを禁止し、また電話、インターネットおよびケーブルテレビを公共サービスに編入してこれらのサービスの料金を凍結。

ANSESが付与する信用枠の分割返済を一時的に猶予。

資金不足による小切手の支払拒絶を理由とする罰金ならびに銀行口座の閉鎖および停止を2020年12月まで留保し、またANSESおよびAFIPに債務残高を有する企業への銀行融資を承認。

2020年9月30日現在の (クレジットカード・ファイナンスを除いた) ローン分割払債務の未返済分について満期の書換え (ロールオーバー) を実施し、利払を契約金利に限定。

食品、日用品、医薬品、医療品などの一部の必需品の価格を2020年10月31日まで凍結。

緊急事態に対処するために政府が取得した財貨・サービスに上限価格を設定し、また政府による財貨・サービスの調達に適用されるフレームワーク (COVID-19のパンデミックに対処するために取得する財貨・サービスに関する、潜在的入札者の参加促進を目的とした公開入札手続規制を含む。) を変更。

2020年9月30日まで、賃料引上げを留保し、賃貸借契約の満了日を延長し、また賃料不払いに基づく立退請求を留保。

モーゲージ返済および一部のUVA建てローンを凍結。

生産性向上プログラム (Programa de Recuperación Productiva) を承認。これにより、パンデミックの影響で収入が減少した企業の民間部門従業員の月額賃金の一部を政府が拠出する。

不当な解雇や停職を2020年11月30日まで禁止し、また不当解雇に対する二重補償を2020年12月まで実施。

保健部門の強化および医療支援の確保のため、保健サービス提供者の年金と税金の負担を軽減。

産業部門企業向けの輸出還付金の申請対象期間を短縮。

パンデミックの克服に必要な医療用の資機材の輸出について、事前の政府承認を要件化。

アルコール、研究・製薬品目、医療用手袋、消毒剤およびその他の医療関連資機材など一部の必需品に適用される輸入税を撤廃。

当初の納付期限が10月31日までに到来する社会保障、租税、関税債務の猶予期間を延長。これにより債務者は、未納債務を分納プランに従って収めることが可能となり、また分納プランで設定された新たな納付期限を守る納税者には一定のベネフィットが付与される。

公共歳入管理庁（AFIP）による中小企業（SME）に対する租税差押処分を2020年4月30日まで留保。

国政府から州へ総額1,200億ペソを支援。

国内総生産

以下の表は、指定期間中の実勢価格に基づく名目GDPおよび1人当たりGDPを示す。

GDPおよび1人当たりGDPの推移

（実勢価格）(1)

6月30日に終了する12か月間

	2019年	2020年
名目GDP（百万ペソ）(2)	17,554,864	23,968,191
GDP（百万米ドル）(2)	462,717	401,852
1人当たりGDP（米ドル）(2)	10,348	8,899
ペソ/米ドル為替レート(3)	379,386	596,443

(1) 速報値。

(2) 2019年6月30日および2020年6月30日に終了する12か月間における平均のGDPの数値。

(3) 2019年6月30日および2020年6月30日に終了する12か月間における平均の名目為替レート。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価に基づく歳出別のアルゼンチンの実質GDPに関する情報を示す。

歳出別実質GDPの内訳

（百万ペソ、2004年固定価格）(1)(2)

6月30日に終了する6か月間

	2019年	2020年
消費：		
公共部門消費	94,049	88,890
民間消費	519,322	443,930
消費合計	613,371	532,820
総投資	118,953	84,833
財貨・サービスの輸出	151,625	138,500
財貨・サービスの輸入	169,569	130,509
純輸出 / (輸入)	-17,944	7,991
棚卸資産引当金	-12,691	-12,806
統計上の誤差	6,149	6,145
実質GDP	707,838	618,982

(1) 速報値。

(2) 2019年6月30日および2020年6月30日に終了する6か月間における平均のGDPの数値。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、表示期間における、2004年固定価格に基づく歳出別のアルゼンチンの総投資に関する情報を示す。

総投資の内訳

(百万ペソ、2004年固定価格) (1)(2)
6月30日に終了する6か月間

	2019年	2020年
天然資源その他(3)	603	542
製造用耐久性設備		
機械類と設備：		
国産	16,674	14,221
輸入	32,791	24,857
合計	49,465	39,078
輸送用製品		
国産	6,123	5,128
輸入	3,193	2,433
合計	9,316	7,561
製造用耐久性設備の合計	58,781	46,639
建設(4)	59,569	37,652
総投資の合計	118,953	84,833

- (1) 速報値。
(2) 2019年6月30日および2020年6月30日に終了する6か月間における平均値。
(3) 研究開発および育成生物資源を含む。
(4) 採掘探査を含む。

出所：INDECおよび経済省

2019年のアルゼンチン経済に影響を与えた要因の詳細については、「 - 近時の経済動向 - 経済の歴史および背景 - 2018年および2019年のアルゼンチン経済への影響要因および対応措置」を参照のこと。

経済の主要部門

以下の表は、指定期間中の経済部門別のアルゼンチンの実質GDPの内訳を示す。

部門別実質GDP

(百万ペソ、2004年固定価格) (1)(2)
6月30日に終了する6か月間

	2019年	2020年
第一次産業：		
農業・畜産・狩猟・林業	71,690	65,149
水産	2,159	1,670
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	21,331	19,379
第一次産業合計	95,180	86,198
第二次産業：		
製造	104,982	90,323
建設	21,485	13,812
電気・ガス・水道	12,022	12,083
第二次産業合計	138,489	116,217
サービス：		
運輸・倉庫・通信	57,504	49,395

部門別実質GDP

(百万ペソ、2004年固定価格)(1)(2)

6月30日に終了する6か月間

	2019年	2020年
商業・ホテル・飲食	94,745	80,571
金融・不動産・業務・賃貸サービス	99,664	92,655
行政・教育・保険・社会的・個人向けサービス	103,014	89,447
家事サービス(3)	4,402	3,546
サービス合計	359,329	315,614
輸入税加算(4)	114,840	100,952
実質GDP合計	707,838	618,982

- (1) 速報値。
(2) 2019年6月30日および2020年6月30日に終了する6か月間における平均値。
(3) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む国内労働者により完結されるサービスを含む。
(4) 本表の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定する際にはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。

出所：INDECおよび経済省

2020年6月30日に終了した6か月中、実質GDPは2019年同期比で12.6%減少した。この減少は主に、民間消費の4.5%減および投資の28.7%減に起因したが、財貨・サービスの貿易収支の黒字の減少（輸入の23.0%減が輸出の8.7%減により一部相殺された。）により一部相殺された。

2020年6月30日に終了した6か月に、第一次産業部門は2019年同期比で9.4%減少した。第二次産業部門は主に製造部門および建設部門の減少が牽引して16.1%縮小した。

2020年6月30日に終了した6か月に、サービス部門は2019年同期比で12.2%縮小し、実質GDPの51.0%を占めた。この縮小は、商業・ホテル・飲食部門および行政・教育・保険・社会的・個人向けサービスが牽引した。

2020年10月に政府は、地場生産の促進および付加価値輸出の増加を主目的として産業、鉱業、農業および建設部門向けの一連の経済対策を発表し、これには以下が含まれる。

- 産業部門：製品の付加価値に関する輸出還付金の増額、産業製品の輸出関税の暫定的な引下げ、およびメルコスールへの自動車輸出関税の撤廃。
- 鉱業部門：政府が8%を上限に金属輸出関税を設定。
- 農業部門：大豆の輸出関税が33%から2020年10月、11月および12月にそれぞれ30%、31.5%および32%に暫定的に引き下げられ、2021年1月には33%に戻る。その他の大豆派生品の輸出関税はより大きな下げ幅で、2020年10月、11月および12月にそれぞれ約28%、29.5%および30%となり、2021年1月は31%となる。また、小規模な大豆生産者や協同組合を保証および奨励するために最大115億ペソが割り当てられる。バイオジーゼルについては、輸出関税が30%から2020年10月、11月および12月に26%、27.5%および28%に引き下げられ、2021年1月は29%となる。
- 建設部門：政府は2つの法案を国会に提出する意向であり、(i) 1つは、新規建設プロジェクトに割り当てられた金融資産に対する3年間の課税免除、ならびに法人税および資産譲渡税の納付繰延べによって投資を刺激する法案、また、(ii) もう1つは、モーゲージ信用制度の持続性を高めるための基金（財源は金融機関からの拠出金および顧客負担の信用手数料の一部を想定）を創設する法案である。

インフレーション

以下の表は、表示期間中の卸売物価指数（WPI）および全国CPIを示す。

	CPI	WPI
2020年		
1月	2.3%	1.5%
2月	2.0%	1.1%
3月	3.3%	1.0%
4月	1.5%	-1.3%
5月	1.5%	0.4%
6月	2.2%	3.7%
7月	1.9%	3.5%
8月	2.7%	4.1%
9月	2.8%	3.7%

2020年1月2日、政府はブエノスアイレス大都市圏の公共交通運賃の凍結を発表し、これは2020年12月31日まで延長された。

2020年2月3日、政府は文房具、学用品、制服の多くについて2か月間の価格凍結を発表し、2020年3月31日まで実施した。

インフレ慣性を抑制するための総合政策の結果、2020年1月にインフレ率は減速の兆候を見せ始めて月2.3%（2019年12月の月間値から1.4%ポイントの低下）となった。INDECから発表された2020年9月30日終了9か月の全国CPI手法の測定によるインフレ率は22.3%であり、これは主に衣料品、履物および飲料の価格上昇により牽引された。2020年9月の対前年インフレ率は36.6%であった。

雇用および労働

失業

2020年第2四半期の失業率は2019年同四半期から2.5%ポイント増加して13.1%となり、労働力率は2019年同四半期から9.3%ポイント低下して38.4%となった。2020年第2四半期のパンピーナ地域の失業率は国内でもっとも高い16.7%となった。

賃金および労働生産性

2020年8月の最低保証月額賃金は、2019年8月比で19.5%増の16,875ペソに設定された。

2020年8月において、所得税の課税対象となる最低所得は、独身の労働者について59,866ペソおよび2人の子供がいる既婚の労働者について79,194ペソであった。

経済における国家の役割

貧困および所得分布

INDECの大ブエノスアイレス圏における必需的財貨・サービスのバスケット評価によれば、標準的な家庭が必需的財貨・サービスの一式を享受するために必要な額は、2019年8月の33,013.2ペソに対して2020年12月は45,477.7ペソであった。

INDECによれば、世帯当たり必需食料バスケット額は、2019年8月の13,258.3ペソに対して2020年8月は18,792.2ペソであった。

アルゼンチンの貧困水準はパンデミックの拡大の間に悪化し、2020年6月には世帯の30.4%および人口の40.9%が貧困レベルにあり、特に大ブエノスアイレス圏および北東地域において顕著であった。政府は、COVID-19の感染拡大期にもっとも影響を受けた低所得部門への影響を緩和するための幅広い支援策を実施している。「 - COVID-19感染拡大への対応措置」を参照のこと。

(3)【貿易及び国際収支】

概 要

2017年6月以降、共和国は、国際通貨基金（IMF）の国際収支および対外資産負債残高マニュアル第6版の分類基準に準拠した手法に基づく国際収支統計を報告している。2017年6月、INDECは、2017年に採用した手法に従い作成され新たに入手可能となった情報を反映するため、および中央銀行が公表する対外部門のデータとの整合性を維持するために、2006年から2016年までの間に公表してきた国際収支に関する情報の再表示を行った。

国際収支勘定は、ある国の居住者とその他の世界各国の居住者との間で行われた取引高を計上するために用いられる。アルゼンチンの国際収支勘定は、以下3つの勘定から構成される。

経常収支： 当事国の国際貿易（財貨およびサービス）の一般的な尺度、居住者と非居住者の間の第一次所得（労働力、金融資源または非生産・非金融資産の一時的使用による授受）および第二次所得（財貨および投資収益の経常移転）を反映する。

資本収支： 居住者と非居住者の間の非生産・非金融資産に係る貸方および借方への記入ならびに資本の移転を表す。

金融収支： 居住者と非居住者の間の金融資産および金融負債の取得および処分（純額）を計上する。

アルゼンチンの国際収支は、2015年から2019年までの各年度の経常収支において赤字を計上したが、主に金融収支に計上した借入金により資金調達された。

2019年、共和国の経常収支は、2018年の270億米ドルの赤字に対し、40億米ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は、主に財貨およびサービス貿易が、2018年に計上した97億米ドルの赤字から2019年には130億米ドルの黒字へと転換したこと、および第一次所得の赤字が2018年の186億米ドルから2019年には178億米ドルへと8億米ドル減少したことによるものであった。

2019年、共和国の資本収支は、2018年に計上した8,400万米ドルの黒字から4,200万米ドル増加して、1億2,600万米ドルの黒字を計上した。これは主に、プロのスポーツ選手の知的財産権の取引および移転に伴う非生産・非金融資産の減少によるものであった。

2019年、共和国の金融収支は、52億米ドルの純流入を計上した。これは主に、中央銀行の外貨準備高の214億米ドルの減少、非金融公共部門が計上した80億米ドルの純流入（主としてIMFと締結したSBAに基づく融資による流入）、および預金取扱機関が計上した28億米ドルによるものであったが、金融資産（通貨および預金）の取得の増加によるその他部門に計上された純流出280億米ドルにより一部相殺された。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの国際収支の情報を示す。

国際収支

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	合計	合計	合計	合計	合計
経常収支	(17,622)	(15,105)	(31,151)	(27,049)	(3,997)
財貨およびサービス貿易	(6,600)	(4,035)	(15,143)	(9,709)	13,012
財貨(1)	(785)	4,416	(5,447)	(743)	18,227
貸方	56,809	57,960	58,662	61,801	65,155
借方	57,594	53,544	64,109	62,544	46,923
サービス(2)	(5,815)	(8,452)	(9,695)	(8,965)	(5,215)
貸方	13,214	13,425	15,506	15,274	14,134
借方	19,029	21,876	25,202	24,239	19,349
第一次所得収支(所得収支)	(12,105)	(12,192)	(16,380)	(18,619)	(17,836)
雇用者報酬	26	(94)	(81)	(78)	(77)
投資収益	(12,130)	(12,098)	(16,299)	(18,541)	(17,759)
直接投資	(8,145)	(7,166)	(8,682)	(7,415)	(5,677)
ポートフォリオ投資	(2,687)	(3,505)	(5,981)	(9,323)	(8,774)
その他の投資	(1,322)	(1,487)	(1,767)	(2,220)	(3,636)
準備資産	24	61	130	417	328
第二次所得収支(経常移転収支)	1,083	1,123	371	1,279	827
資本収支	52	366	173	84	126
正味外部資金調達需要	(17,570)	(14,739)	(31,978)	(26,965)	(3,871)
金融収支	(18,498)	(13,964)	(31,273)	(27,985)	(5,153)
中央銀行	(12,486)	14,918	9,425	4,074	(22,375)
準備金	(4,906)	14,311	14,556	11,277	(21,375)
負債	7,580	(607)	5,131	7,203	1,000
預金取扱機関	(1,493)	1,532	(6,068)	1,909	(2,790)
政府	1,000	(29,628)	(33,935)	(44,380)	(7,978)
その他部門	(5,518)	(785)	(695)	10,413	27,989
誤差脱漏純額	(928)	775	(295)	(1,019)	(1,282)
備忘項目					
準備資産の取引の増減	(4,906)	14,311	14,556	11,277	(21,375)
中央銀行外貨準備高の推移	(5,844)	13,745	15,747	10,731	(20,937)
為替調整	(938)	(566)	1,191	(546)	437

(1) 財貨はFOBベースで計算されている。

(2) 輸出・輸入の輸送量および保険料を含む。

対外貿易と国際収支の最近の傾向

(a) 経常収支

アルゼンチンの経常収支は、貿易取引収支、サービス貿易、第一次所得（雇用者報酬および投資収益）および第二次所得（経常移転）で構成される。2015年から2019年の各年度において経常収支は赤字を計上した。

以下は、2015年から2019年の間に経常収支赤字に最も重要な影響を与えた要因である。

利息および配当の支払いによる流出。

2015年から2018年の期間における貿易赤字。

非居住者によるサービスに対する居住者の需要の高まりに伴う、主に貨物および旅客運送、観光ならびにロイヤルティに関する流出。

2015年、経常収支は2014年の92億米ドルの赤字から176億米ドルの赤字計上となった。赤字の増加は、主に2014年比での財貨およびサービス貿易収支の黒字減少、および第一次所得収支の赤字増加によるものであった。2014年比で財貨の輸入は8.4%減少し、それを上回って輸出が17.0%減少した結果、財貨の貿易収支は赤字となった。

2016年、経常収支は2015年の176億米ドルの赤字から151億米ドルの赤字計上となった。この赤字の減少は主に、財貨およびサービス貿易の赤字の減少によるものであった。財貨の輸入は7.0%減少し、財貨の輸出が2.0%増加した結果、財貨の貿易収支は2015年の赤字から黒字に転じた。この財貨貿易の黒字は、サービス貿易の赤字が45.3%増加したことにより一部相殺された。

2017年、経常収支は2016年の151億米ドルの赤字から312億米ドルの赤字計上となった。この赤字の増加は、主に以下によるものであった。

財貨およびサービス貿易収支の赤字151億米ドル。2016年の40億米ドルの赤字から111億米ドル増加したが、これは主に、2016年に財貨収支が44億米ドルの黒字であったのに対し、2017年は54億米ドルの赤字となったことによるものであった。

第一次所得収支の赤字164億米ドル。2016年の赤字122億米ドルから42億米ドル増加したが、これは主に、投資収益の赤字が34.7%増加したことによるものであった。

2018年、経常収支は2017年の312億米ドルの赤字から270億米ドルの赤字計上となった。この赤字の減少は、主に2018年に計上した財貨貿易収支の赤字が47億米ドル減少し、財貨およびサービス貿易収支の赤字が2017年に計上した151億米ドルから2018年には97億米ドルへと54億米ドル減少したことによる。2018年、第一次所得収支は2017年の164億米ドルの赤字から22億米ドル増加して186億米ドルの赤字を計上したが、これは主に、ポートフォリオ投資による流出が33億米ドル増加したことによるものであった。

2019年、経常収支は2018年の270億米ドルの赤字から40億米ドルの赤字計上となった。この赤字の減少は、主に財貨貿易収支が182億米ドルの黒字となり、財貨およびサービス貿易収支が2018年に計上した97億米ドルの赤字から2019年には130億米ドルの黒字へと227億米ドル変動したことによる。2019年、第一次所得収支は2018年の186億米ドルの赤字から8億米ドル減少して178億米ドルの赤字を計上したが、これは主に、直接投資による流出が18億米ドル減少したことによるものであった。

財貨の貿易

輸出

2015年の財貨輸出は、2014年比で17.0%減少の568億米ドルであった。この減少は主に輸出量の1.7%減少および価格の15.6%低下によるものであった。

2015年において、

一次産品の輸出は6.5%減少した。これは価格の18.5%の低下および輸出量の14.8%の増加によるものである。

農産物加工品の輸出は11.8%減少した。この減少は主に価格の20.0%低下によるもので、輸出量の10.3%の増加により一部相殺された。

工業製品の輸出は21.3%減少した。この減少は価格の2.6%低下および輸出量の19.3%減少による。

燃料およびエネルギーの輸出は54.5%減少した。この減少は価格の45.4%の低下および輸出量の16.9%の減少による。

2016年の財貨輸出は、2015年比で2.0%増加の580億米ドルであった。この増加は主に輸出量の6.8%増加によるものであり、価格が4.5%下落したことにより一部相殺された。

2016年において、

一次産品の輸出は18.0%増加した。この増加は輸出量の22.9%増加によるが、価格の3.9%低下により一部相殺された。

農産物加工品の輸出は0.3%微増した。この増加は主に輸出量の4.4%増加によるもので、価格の4.0%低下により相殺された。

工業製品の輸出は6.4%減少した。この減少は価格の4.1%低下および輸出量の2.3%減少による。

燃料およびエネルギーの輸出は8.8%減少した。この減少は価格の10.9%低下によるもので、輸出量の2.7%増加により一部相殺された。

2017年において財貨輸出は、2016年比で1.2%増加の587億米ドルであった。この増加は主に価格の1.4%上昇によるものであり、輸出量が0.1%減少したことにより一部相殺された。

2017年において、

一次産品の輸出は5.6%減少した。この減少は輸出量の5.0%減少および価格の0.6%低下による。

農産物加工品の輸出は3.4%減少した。この減少は輸出量の3.3%減少および価格の0.1%低下による。

工業製品の輸出は11.8%増加した。この増加は価格の1.7%上昇および輸出量の9.9%増加による。

燃料の輸出は21.1%増加した。この増加は価格の29.6%上昇によるもので、輸出量の6.8%減少により一部相殺された。

2017年には、2009年に一時停止となった柑橘類のブラジルへの輸出が再開し、日本との間では、農産物の輸入促進について合意に達した。

2018年において財貨輸出は、2017年比で5.4%増加の618億米ドルであった。この増加は主に価格の5.7%上昇によるものであり、輸出量が0.4%減少したことにより一部相殺された。

2018年において、

一次産品の輸出は5.4%減少した。この減少は輸出量の11.2%減少（主として農業部門に影響を及ぼした干ばつが原因）によるもので、価格の6.5%上昇により一部相殺された。

農産物加工品の輸出は1.6%増加した。この増加は価格の7.0%上昇によるもので、輸出量の5.0%減少により一部相殺された。

工業製品の輸出は9.7%増加した。この増加は輸出量の9.1%増加および価格の0.5%上昇による。

燃料およびエネルギーの輸出は69.6%増加した。この増加は輸出量の42.4%増加および価格の19.0%上昇による。

近年におけるアルゼンチンの主要な輸出品は、大豆や穀物などの商品、農産物加工品および工業製品である。2018年には、輸出全体の59.9%が（一次産品または加工品のいずれかの）農産物であった。また、2018年、17年間停止されていたレモンの米国への輸出が再開され、メキシコへの輸出も開始した。

2018年1月、アルゼンチンは、米国一般特惠関税制度を再度適用できることとなった。当該制度により、500を超えるアルゼンチンの輸出者は特惠税率を享受している。アルゼンチンは、米国の会社に関連するICSID条約を遵守しなかったため、2012年に当該制度の適用が停止されていた。さらに、2018年4月に米国は、アルゼンチンの鋼鉄およびアルミニウムの米国への輸出について関税を免除することで合意した。

2018年1月、政府は、中国によるアルゼンチンの食肉輸入に対する制限撤廃について、中国と協定を締結した。

2019年において財貨輸出は、2018年比で5.4%増加の652億米ドルであった。この増加は主に輸出量の12.2%増加によるものであり、価格が6.0%減少したことにより一部相殺された。

2019年において、

一次産品の輸出は25.1%増加した。この増加は輸出量の33.2%増加（主として農業部門に影響を及ぼした干ばつからの回復が起因した）によるもので、価格の6.1%低下により一部相殺された。

農産物加工品の輸出は4.6%増加した。この増加は輸出量の14.2%増加によるもので、価格の8.5%減少により一部相殺された。

工業製品の輸出は6.8%減少した。この減少は輸出量の4.5%減少および価格の2.4%低下による。

燃料およびエネルギーの輸出は4.1%増加した。この増加は輸出量の12.6%増加によるもので、価格の7.6%低下により一部相殺された。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸出品の情報を示す。

製品別輸出 (1)

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一次産品：					
穀物	4,842	6,975	6,969	7,646	9,425
種子および油糧種子	4,746	3,839	3,148	1,784	4,104
魚類および海産物（未加工品）	1,180	1,421	1,707	1,860	1,557
果物	776	875	801	856	712
野菜	461	726	736	609	641
銅	711	1,004	744	504	362
タバコ	195	375	306	287	240
はちみつ	164	168	183	174	147
その他	227	310	220	394	332
合計	13,301	15,694	14,813	14,021	17,520
農産物加工品：					
残余物(2)	10,650	10,785	9,834	9,997	9,541

油脂	4,703	4,970	4,858	3,990	4,693
食肉	1,444	1,540	1,937	2,702	3,915
野菜加工品	1,113	1,163	1,153	1,211	1,011
飲料、酒類および酢	929	926	918	939	891
製粉製品	870	755	764	718	777
乳製品	866	638	584	755	773
皮革	861	747	746	743	586
その他	1,852	1,839	1,770	1,886	1,775
合計	23,288	23,362	22,564	22,941	23,962
工業製品：					
輸送機器	5,992	5,012	5,781	7,433	6,460
化成品	4,153	4,493	4,388	4,318	3,843
宝石および貴金属	2,514	2,233	2,517	2,504	2,568
卑金属	1,344	1,265	1,732	2,191	2,002
機械・設備	1,375	1,271	1,365	1,486	1,379
プラスチック	950	979	996	1,079	836
紙、段ボールおよび印刷物	387	333	411	504	471
ゴムおよびゴム製品	228	252	299	275	292
海上、河川および航空輸送機	290	343	583	186	196
その他	715	625	718	642	1,164
合計	17,949	16,806	18,789	20,618	19,211
燃料およびエネルギー：					
燃料	2,245	1,995	2,478	3,613	3,696
エネルギー	1	54	-	588	726
合計	2,246	2,048	2,478	4,201	4,422
輸出額合計	56,784	57,909	58,645	61,782	65,115

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 残余物とは、農産加工物からの残りの副産物でほかの目的で転売することができるもののことである。

出所：INDECおよび経済省

製品別輸出 (1)

(総輸出に占める比率(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一次産品：					
穀物	8.5	12.0	11.9	12.3	14.5
種子および油糧種子	8.4	6.6	5.4	2.9	6.3
魚類および海産物（未加工品）	2.1	2.5	2.9	3.0	2.4
果物	1.4	1.5	1.4	1.4	1.1
野菜	0.8	1.3	1.3	1.0	1.0
銅	1.3	1.7	1.3	0.8	0.6
タバコ	0.3	0.6	0.5	0.5	0.4
はちみつ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
その他	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5
合計	23.4	27.1	25.3	22.7	26.9
農産物加工品：					
残余物(2)	18.8	18.6	16.8	16.2	14.7
油脂	8.3	8.6	8.3	6.5	7.2
食肉	2.5	2.7	3.3	4.4	6.0
野菜加工品	2.0	2.0	2.0	2.0	1.6
飲料、酒類および酢	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4
製粉製品	1.5	1.3	1.3	1.2	1.2
乳製品	1.5	1.1	1.0	1.2	1.2
皮革	1.5	1.3	1.3	1.2	0.9
その他	3.3	3.2	3.0	3.1	2.7
合計	41.0	40.3	38.5	37.1	36.8
工業製品：					
輸送機器	10.6	8.7	9.9	12.0	9.9
化成品	7.3	7.8	7.5	7.0	5.9
宝石および貴金属	4.4	3.9	4.3	4.1	3.9
卑金属	2.4	2.2	3.0	3.5	3.1
機械・設備	2.4	2.2	2.3	2.4	2.1
プラスチック	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3
紙、段ボールおよび印刷物	0.7	0.6	0.7	0.8	0.7
ゴムおよびゴム製品	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
海上、河川および航空輸送機	0.5	0.6	1.0	0.3	0.3
その他	1.3	1.1	1.2	1.0	1.8
合計	31.6	29.0	32.0	33.4	29.5
燃料およびエネルギー：					
燃料	4.0	3.4	4.2	5.8	5.7
エネルギー	-	0.1	-	1.0	1.1
合計	4.0	3.5	4.2	6.8	6.8
輸出額合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 残余物とは、農産加工物からの残りの副産物でほかの目的で転売することができるもののことである。

出所：INDECおよび経済省

輸 入

2015年、財貨の輸入は、2014年の657億米ドルから8.4%減少して602億米ドルとなった。総輸入の41.2%は資本財とその部品および付属品であり、中間財は総輸入の30.1%を占めた。燃料およびエネルギーの輸入は39.6%減少し、乗用車の輸入は6.2%減少した一方、消費財の輸入は2.0%増加した。上記は米ドルの価値による。

2016年、財貨の輸入は、2015年の602億米ドルから7.2%減少して559億米ドルとなった。総輸入の42.0%は資本財とその部品および付属品であり、中間財の輸入は14.5%減少し総輸入の27.7%を占めた。燃料およびエネルギーの輸入は29.2%減少し、乗用車の輸入は33.3%増加した一方、消費財の輸入は8.5%増加した。上記は米ドルの価値による。

2017年、財貨の輸入は、2016年の559億米ドルから19.8%増加して669億米ドルとなった。資本財とその部品および付属品は18.8%増加し総輸入の41.6%となり、中間財の輸入は15.2%増加し総輸入の26.7%となった。燃料およびエネルギーの輸入は17.9%増加し、乗用車の輸入は40.9%増加した一方、消費財の輸入は20.9%増加した。上記は米ドルの価値による。

2018年、財貨の輸入は、2017年の669億米ドルから2.2%減少して655億米ドルとなった。資本財とその部品および付属品は12.3%減少し総輸入の37.3%となった一方、中間財の輸入は14.6%増加し総輸入の31.2%を占めた。燃料およびエネルギーの輸入は14.6%増加し、乗用車の輸入は16.2%減少した一方、消費財の輸入は5.1%減少した。上記は米ドルの価値による。

2019年、財貨の輸入は、2018年の655億米ドルから25.0%減少して491億米ドルとなった。資本財とその部品および付属品は23.8%減少し総輸入の37.9%となり、中間財の輸入は16.2%減少し総輸入の34.9%を占めた。燃料およびエネルギーの輸入は32.2%減少し、乗用車の輸入は55.2%減少した一方、消費財の輸入は25.6%減少した。上記は米ドルの価値による。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの経済的用途別の輸入品の情報を示す。

経 済 的 用 途 別 輸 入 (1)

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中間財	18,104	15,483	17,840	20,448	17,132
資本財の部品および付属品	12,761	11,308	12,925	12,171	10,124
資本財	12,304	12,122	14,908	12,238	8,478
消費財	6,820	7,399	8,947	8,488	6,314
燃料およびエネルギー	8,854	4,856	5,723	6,555	4,446
乗用車	3,353	4,468	6,297	5,275	2,362
その他	276	216	299	307	268
合 計	60,203	55,852	66,938	65,483	49,125

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの主要な特性別の輸入製品の情報を示す。

製品別輸入 (1)

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
機械、装置および電気材料	17,081	15,420	18,561	17,333	14,013
工業製品	9,457	8,486	9,070	9,700	8,939
輸送機器	9,867	11,520	14,825	11,521	5,991
鉱物	7,348	5,193	6,184	7,134	4,785
プラスチック、ゴムおよび プラスチック・ゴム製品	3,649	3,187	3,485	3,394	2,968
常用金属および常用金属製品	3,534	2,628	3,573	3,621	2,784
野菜加工品	645	977	1,501	3,217	2,213
光学機器、医療・外科用精密機、 時計および楽器	1,909	1,684	1,884	1,797	1,435
繊維および繊維製品	1,437	1,465	1,562	1,572	1,173
木材パルプ、紙および段ボール	1,179	1,047	1,126	1,161	994
日用品およびその他の製品	915	1,031	1,233	1,172	838
飼料、飲料およびタバコ	875	923	1,116	1,075	800
靴、傘、造花およびその他	477	612	697	642	446
宝石、石膏、セメント、石綿、 雲母、陶磁器およびガラス	604	580	679	613	433
家畜および畜産物	168	243	294	320	263
その他の製品	1,059	857	1,148	1,209	1,051
輸入額合計	60,203	55,852	66,938	65,483	49,125

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

出所：INDECおよび経済省

製品別輸入(1)

(総輸入に占める比率(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
機械、装置および電気材料	28.4	27.6	27.7	26.5	28.5
工業製品	15.7	15.2	13.6	14.8	18.2
輸送機器	16.4	20.6	22.1	17.6	12.2
鉱物	12.2	9.3	9.2	10.9	9.7
プラスチック、ゴムおよび プラスチック・ゴム製品	6.1	5.7	5.2	5.2	6.0
常用金属および常用金属製品	5.9	4.7	5.3	5.5	5.7
野菜加工品	1.1	1.7	2.2	4.9	4.5
光学機器、医療・外科用精密機 器、時計および楽器	3.2	3.0	2.8	2.7	2.9
繊維および繊維製品	2.4	2.6	2.3	2.4	2.4
木材パルプ、紙および段ボール	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0
日用品およびその他の製品	1.5	1.8	1.8	1.8	1.7
飼料、飲料およびタバコ	1.5	1.7	1.7	1.6	1.6
靴、傘、造花およびその他	0.8	1.1	1.0	1.0	0.9
宝石、石膏、セメント、石綿、 雲母、陶磁器およびガラス	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
家畜および畜産物	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
その他の製品	1.8	1.5	1.7	1.8	2.1
輸入額合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

出所：INDECおよび経済省

貿易の規制

1990年代の初めまで、アルゼンチンは、輸入代替政策を手本とし、高い貿易障壁を有する比較的閉鎖的な経済であった。1960年代から1980年代を通じ、貿易自由化のための改革が何度か実行されたが、1990年代になって初めて政府は大幅な貿易自由化政策を実施した。

1990年代の貿易政策は比較的安定しており、経済のいくつかの部門における少ない輸出税と低い輸入税率によって特徴付けられる。兌換制度が崩壊した2002年以降、政府は、歳入の増加、外貨流出の抑制、基本財貨の価格決定管理（輸出抑制を含む。）および地域産業の保護を目的とした貿易政策を採用した。

2012年、アルゼンチンの非課税障壁の使用および輸入に関する政府の特定の行為に関してWTOの紛争解決機関に訴訟が申し立てられた。紛争は主に以下の2つの措置に関するものであった。(i)輸入者に対し、事前輸入宣誓供述書(Declaración Jurada Anticipada de Importación、または「DJAI」)の形式で非自動輸入ライセンスの提出を要求したこと、および(ii)貿易関連要件を課し、外国企業が輸入を制限し、輸入分を同程度の輸出で相殺し、アルゼンチン国内で生産された商品のローカル・コンテンツを増加させることを、アルゼンチンへの輸入、または一定の恩恵を得るための条件とした。WTOの紛争解決機関は、かかる行為が国際貿易規定に違反すると判断した。アルゼンチンは2015年12月31日までにWTOのかかる決定に従うものとされた。2016年1月14日、アルゼンチンは、紛争となった措置を廃止したことをWTOの紛争解決機関に通知した。2016年1月18日、欧州連合およびアルゼンチンは、双方が紛争解

決を円滑に進め将来における手順上の紛争範囲を縮小する手続きに関して合意に達したことを紛争解決機関に報告し、当該訴訟は取り下げられた。

貿易の地域分布

アルゼンチンの最大の貿易相手国はブラジルである。アルゼンチンはまた、中国、米国ならびにラテンアメリカおよびヨーロッパ諸国を含むその他の国々とも相当な量の貿易を行っている。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸出の地域分布の情報を示す。

輸出の地域分布(1)

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ブラジル	10,098	9,040	9,325	11,288	10,385
中国	5,387	4,669	4,606	4,497	7,053
米国	3,435	4,491	4,535	4,287	4,110
チリ	2,405	2,306	2,646	3,059	3,069
オランダ	1,214	1,183	1,394	1,718	1,807
ペルー	720	821	1,073	1,169	1,588
スペイン	1,364	1,648	1,486	1,594	1,432
ウルグアイ	1,233	1,139	1,208	1,247	1,136
パラグアイ	1,055	983	1,176	1,257	1,017
ドイツ	1,344	1,272	1,172	1,055	942
カナダ	1,292	1,148	1,342	1,339	651
その他のALADI諸国(2)	3,890	3,259	2,817	3,239	3,077
その他のEU諸国	4,326	4,498	4,676	4,887	4,641
ASEAN諸国	4,583	5,803	5,059	5,260	6,351
中東諸国	2,249	2,261	2,507	2,932	3,304
その他のアジア諸国	3,363	3,903	3,471	2,656	3,905
その他(3)	7,900	8,771	9,210	9,153	9,743
目的地未詳(4)	926	714	940	1,145	904
合計	56,784	57,909	58,645	61,782	65,115

備忘項目：

メルコスール(5)	13,756	11,869	11,955	14,151	12,664
ALADI	19,401	17,548	18,247	21,259	20,272

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 2020年9月30日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、パナマ、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国への輸出を含む。

(4) 目的地が特定できない輸出を含む。

(5) 2020年9月30日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。ベネズエラ・ボリバル共和国については、ウシュアリア議定書の第5条2項の規定により、メルコスール加盟国としての地位に固有のすべての権利義務が停止されている。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

輸出の地域分布(1)

(総輸出に占める比率(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ブラジル	17.8	15.6	15.9	18.3	15.9
中国	9.5	8.1	7.9	7.3	10.8
米国	6.0	7.8	7.7	6.9	6.3
チリ	4.2	4.0	4.5	5.0	4.7
オランダ	2.1	2.0	2.4	2.8	2.8
ペルー	1.3	1.4	1.8	1.9	2.4
スペイン	2.4	2.8	2.5	2.6	2.2
ウルグアイ	2.2	2.0	2.1	2.0	1.7
パラグアイ	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6
ドイツ	2.4	2.2	2.0	1.7	1.4
カナダ	2.3	2.0	2.3	2.2	1.0
その他のALADI諸国(2)	6.9	5.9	4.8	5.2	4.7
その他のEU諸国	7.6	7.8	8.0	7.9	7.1
ASEAN諸国	8.1	10.0	8.6	8.5	9.8
中東諸国	4.0	3.9	4.3	4.7	5.1
その他のアジア諸国	5.9	6.7	5.9	4.3	6.0
その他(3)	13.9	15.1	15.7	14.8	15.0
目的地未詳(4)	1.6	1.2	1.6	1.9	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(5)	24.2	20.5	20.4	22.9	19.4
ALADI	34.2	30.3	31.1	34.4	31.1

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 2020年9月30日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国への輸出を含む。

(4) 目的地が特定できない輸出を含む。

(5) 2020年9月30日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。ベネズエラ・ポリバル共和国については、ウシュアリア議定書の第5条2項の規定により、メルコスール加盟国としての地位に固有のすべての権利義務が停止されている。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸入の地域分布の情報を示す。

輸入の地域分布(1)

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ブラジル	13,044	13,605	17,872	15,577	10,094
中国	11,861	10,487	12,331	12,092	9,267
米国	7,937	6,985	7,636	7,716	6,274
ドイツ	3,129	3,054	3,229	3,351	2,766
パラグアイ	422	712	1,105	2,177	1,647
ボリビア	1,468	812	1,249	1,442	1,369
イタリア	1,376	1,436	1,676	1,559	1,126
メキシコ	1,828	1,785	2,081	1,877	1,125
スペイン	960	921	1,452	1,431	977
日本	1,222	953	1,057	1,082	895
フランス	1,453	1,553	1,345	1,110	885
その他のALADI諸国(2)	1,936	1,951	2,242	2,140	1,633
その他のEU諸国	3,147	3,033	3,824	3,815	3,193
ASEAN諸国	2,032	2,336	2,819	2,867	2,685
中東諸国	537	781	798	1,147	533
その他のアジア諸国	2,392	2,079	2,180	2,056	1,670
その他(3)	4,934	2,944	3,471	3,448	2,403
原産地未詳(4)	525	425	571	596	583
合計(5)	60,203	55,852	66,938	65,483	49,125

備忘項目：

メルコスール(6)	13,891	14,857	19,484	18,235	12,159
ALADI	18,698	18,865	24,549	23,213	15,868

(1) CIFベースで算定されている。

(2) 2020年9月30日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国からの輸入を含む。

(4) 原産地が特定できない輸入を含む。

(5) この表のデータは「国際収支」の表に記載のデータより更新頻度が高いため、この表の輸入合計は「国際収支」の表のデータとは異なることがある。

(6) 2020年9月30日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。ベネズエラ・ボリバル共和国については、ウシュアリア議定書の第5条2項の規定により、メルコスール加盟国としての地位に固有のすべての権利義務が停止されている。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

輸入の地域分布(1)

(総輸入に占める比率(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ブラジル	21.7	24.4	26.7	23.8	20.5
中国	19.7	18.8	18.4	18.5	18.9
米国	13.2	12.5	11.4	11.8	12.8
ドイツ	5.2	5.5	4.8	5.1	5.6
パラグアイ	0.7	1.3	1.7	3.3	3.4
ボリビア	2.4	1.5	1.9	2.2	2.8
イタリア	2.3	2.6	2.5	2.4	2.3
メキシコ	3.0	3.2	3.1	2.9	2.3
スペイン	1.6	1.6	2.2	2.2	2.0
日本	2.0	1.7	1.6	1.7	1.8
フランス	2.4	2.8	2.0	1.7	1.8
その他のALADI諸国(2)	3.2	3.5	3.3	3.3	3.3
その他のEU諸国	5.2	5.4	5.7	5.8	6.5
ASEAN諸国	3.4	4.2	4.2	4.4	5.5
中東諸国	0.9	1.4	1.2	1.8	1.1
その他のアジア諸国	4.0	3.7	3.3	3.1	3.4
その他(3)	8.1	5.3	5.2	5.3	4.9
原産地未詳(4)	0.9	0.8	0.9	0.9	1.2
合計(5)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(6)	23.1	26.6	29.1	27.8	24.8
ALADI	31.1	33.8	36.7	35.4	32.3

(1) CIFベースで算定されている。

(2) 2020年9月30日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国からの輸入を含む。

(4) 原産地が特定できない輸入を含む。

(5) この表のデータは「国際収支」の表に記載のデータより更新頻度が高いため、この表の輸入合計は「国際収支」の表のデータとは異なることがある。

(6) 2020年9月30日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。ベネズエラ・ボリバル共和国については、ウシュアリア議定書の第5条2項の規定により、メルコスール加盟国としての地位に固有のすべての権利義務が停止されている。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

メルコスール(南米共同市場)諸国との貿易

枠組み

アルゼンチンの他に、メルコスールにはブラジル、パラグアイ、ウルグアイおよび2012年からベネズエラが加盟国として含まれている。2016年12月以降、ベネズエラの正式加盟国としての資格が、他の加盟国により一時停止となった。詳細は「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。2015年7月、ボリビアは、正式加盟国となるための協定書に署名したが、現在もブラジル、パラグアイおよびボリビアの議会

による承認が条件となっている。メルコスールの目的は、貿易障壁の撤廃、マクロ経済政策の調和ならびに共通対外関税および共通対外貿易政策の設定により加盟国の経済を段階的に統合することである。ただし、詳細は「(1) 概要 - 政治および外交 - (b) 外交および国際機関」を参照のこと。

貿易

メルコスール加盟国間の貿易は、2010年までの10年において大幅に増加したが、その後減少した。この減少は、国内外の経済状況の悪化という状況下で起きている。かかる業績の悪化は広くすべての加盟国に影響をもたらしている。

2019年におけるアルゼンチンのメルコスール加盟国との貿易は、アルゼンチンの貿易総額の21.7%を占める248億米ドルに達した。アルゼンチンのメルコスール加盟国への輸出は127億米ドルで、アルゼンチンの総輸出額の19.4%を占めた一方、メルコスールからの輸入は122億米ドルで、アルゼンチンの総輸入額の24.8%を占めた。アルゼンチンのメルコスールとの貿易収支は、2018年の41億米ドルの赤字から2019年の5億米ドルの黒字となった。この変動は、主に対ブラジル貿易収支が2018年の44億米ドルの赤字から2019年には2億米ドルの黒字へと変動したことによるものであった。

ブラジル

ブラジルはアルゼンチンの主要輸出先市場かつ輸入元である。工業製品は総輸出額の約65.3%を占める。2019年、ブラジルからの主要輸入品は、合計39億米ドルに相当する中間財、および20億米ドルに相当する自動車であった。2019年における対ブラジル主要輸出品は合計68億米ドルに相当する工業製品で、これに一次産品が続き、合計18億米ドルに相当した。アルゼンチンの対ブラジル貿易は、2018年の44億米ドルの赤字から2019年には2億2,600万米ドルの黒字となった。これは主に、対ブラジル輸入合計が35.3%減少し、対ブラジル輸出合計が8.0%減少したためである。

2018年との比較で2019年にブラジルからの輸入が減少したのは、資本財の輸入における49.4%の減少および自動車の輸入における50.6%の減少による。

2018年との比較で2019年の輸出が減少したのは、主に工業製品の輸出が11.1%減少したこと、および一次産品の輸出が5.0%減少したことによる。

中国

中国はアルゼンチンの主要な貿易相手国の1つである。中国からの輸入品は、主に化学製品、機械および電子機器、オートバイおよびシリンダー容積の小さいエンジン、ならびに玩具を含む。中国への輸出品には、主に小麦、大豆およびトウモロコシなどの農産物に加え、食肉および食肉製品が含まれる。

2019年における中国からの輸入品は、主に中間財（合計27億米ドル相当）、資本財（合計26億米ドル相当）ならびに部品および付属品（合計25億米ドル相当）であった。2019年における中国への輸出品は、主に一次産品（合計36億米ドル相当）、これに農産物加工品（合計30億米ドル相当）が続く。アルゼンチンの対中国貿易赤字は、2018年の76億米ドルから2019年の22億米ドルとなった。

2018年との比較で2019年に中国からの総輸入額が23.4%減少したのは、主に消費財、資本財ならびに部品および付属品の輸入が減少したことによる。

2018年との比較で2019年に中国への総輸出額が56.8%増加したのは、主に一次産品の輸出が89.2%増加し農産物加工品の輸出が81.3%増加したことによるが、燃料およびエネルギーの輸出が68.6%減少したことにより一部相殺された。

米 国

米国は歴史的にアルゼンチンの最も重要な貿易相手国の1つであった。アルゼンチンの対米輸入では資本財および中間財が非常に大きな割合を占める一方で、アルゼンチンの対米輸出では工業製品が大きな割合を占めている。

2019年、米国からの輸入品には、主に総額25億米ドルになる中間財、総額13億米ドルになる燃料および総額10億米ドルとなる資本財（機械、機器および電子材など）が含まれた。同期間の対米輸出品は、主に総額17億米ドルの工業製品があり、総額10億米ドルで燃料およびエネルギーが続いた。アルゼンチンの対米貿易赤字は、2018年の34億米ドルから2019年は22億米ドルとなった。これは主に、米国からの輸入総額が18.7%減少した一方で、米国への輸出総額の減少が4.1%であったためである。

2018年との比較で2019年に米国からの輸入が減少したのは、主に中間財、資本財、燃料および消費財の需要が減少したことによる。

2018年から2019年に米国への輸出が減少したのは主に、工業製品の輸出が9.9%減少したことによる。かかる減少は、燃料およびエネルギーの輸出4.4%増加により一部相殺された。

日 本

2019年において、アルゼンチンから日本への輸出は総輸出の0.7%を占め、日本からの輸入は総輸入の1.8%を占めた。貿易収支は全期間を通じて日本の受取り超過であった。

2019年において、日本に対する貿易赤字は、2018年の5億9,800万米ドルから26.9%減少して4億4,200万米ドルとなった。この減少は主として、日本への輸出が前年並みだった中で日本からの輸入が減少したことによる。

以下の表は、2015年から2019年までのアルゼンチンの日本との貿易を示す。

年	(単位：百万米ドル)		貿易収支
	輸 出	輸 入	
2015年	573	1,222	(649)
2016年	658	953	(296)
2017年	637	1,057	(421)
2018年	485	1,082	(598)
2019年	453	895	(442)

サービス貿易

サービス貿易収支は、非居住者がアルゼンチン国内で購入したサービスの額と、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入したサービス（金融サービスを含むが、利息、配当およびその他の収入の支払いは除く。）の金額との対比を計上したものである。たとえば、サービス貿易の赤字は、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入したサービスの価値が、非居住者がアルゼンチン国内で購入したサービスの価値を超えることを指す。アルゼンチンのサービス収支は、財貨貿易に関連する輸送費および保険料を含むため、アルゼンチンの財貨貿易の全体的水準をも部分的に織り込んだものとなっている。

2015年において、サービス貿易収支に計上された純流出は12億米ドル増加して58億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出増加がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2015年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2014年の17億米ドルから26.2%増加して、2015年は22億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2014年の10億米ドルから100.9%増加して、2015年は21億米ドルとなった。

これらの純流出の増加は、専門職・技術・業務サービス収支の純流入が2014年の10億米ドルから4.8%増加して2015年は11億米ドルとなったことにより一部相殺された。

2016年において、サービス貿易収支に計上された純流出は26億米ドル増加して85億米ドルとなった。これは、サービス収支の純流出増加がサービス収支の流入減少により進んだためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2016年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2015年の22億米ドルから17.8%増加して、2016年は25億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2015年の21億米ドルから129.4%増加して、2016年は47億米ドルとなった。

2017年において、サービス貿易収支に計上された純流出は17億米ドル増加して101億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出増加がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2017年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2016年の25億米ドルから28.4%増加して、2017年は33億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2016年の47億米ドルから27.3%増加して、2017年は60億米ドルとなった。

2018年において、サービス貿易収支に計上された純流出は9億米ドル減少して93億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出減少がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2018年の純流出の減少は以下に起因する。

観光収支の純流出が、2017年の60億米ドルから14.9%減少して、2018年は51億米ドルとなった。

ロイヤルティ収支の純流出が、2017年の21億米ドルから15.9%減少して、2018年は18億米ドルとなった。

2019年において、サービス貿易収支に計上された純流出は38億米ドル減少して52億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出減少がサービス収支の流入減少を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2019年の純流出の減少は以下に起因する。

観光収支の純流出が、2018年の51億米ドルから48.9%減少して、2019年は26億米ドルとなった。

輸送収支の純流出が、2018年の30億米ドルから33.7%減少して、2019年は20億米ドルとなった。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンのサービス貿易の純収支を示す。

サービス

(単位：百万米ドル、現在価格)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
輸送：					
貨物	(1,600)	(1,456)	(1,908)	(2,026)	(1,454)
旅客	(1,852)	(2,095)	(2,342)	(1,977)	(1,563)
その他	1,296	1,012	998	959	998
輸送合計	(2,155)	(2,539)	(3,252)	(3,044)	(2,019)
観光	(2,055)	(4,713)	(6,009)	(5,107)	(2,609)
ロイヤルティ	(2,016)	(1,940)	(1,994)	(1,700)	(1,442)
専門職・技術・業務サービス	1,076	1,313	1,758	1,091	1,042
その他(1)	(665)	(574)	(199)	(206)	(187)
サービス合計	(5,815)	(8,452)	(9,695)	(8,965)	(5,215)

(1) 電気通信、建設、保険、金融、情報、娯楽およびリクリエーションサービスならびに一部の政府サービスを含む。

出所：INDECおよび経済省

観光

2015年、観光部門は、2014年の10億米ドルの純流出に対して21億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の16.7%の増加および非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の0.7%の減少による。

2016年、観光部門は、2015年の21億米ドルの純流出に対して47億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の38.6%の増加によるものであり、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の増加0.8%を上回った。

2017年、観光部門は、2016年の47億米ドルの純流出に対して60億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の17.6%の増加によるものであり、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の増加8.1%を上回った。

2018年、観光部門は、2017年の60億米ドルの純流出に対して51億米ドルの純流出を計上した。この純流出の減少は主に、居住者の海外旅行に関する流出が6.2%減少した一方で、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入が3.6%増加したことによる。

2019年、観光部門は、2018年の51億米ドルの純流出に対して26億米ドルの純流出を計上した。この純流出の減少は主に、居住者の海外旅行に関する流出が26.4%減少した一方で、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入が5.8%減少したことによる。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンの観光情報を示す。

観光統計

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
観光収入(単位：百万米ドル)	4,927	4,967	5,370	5,563	5,241
観光支出(単位：百万米ドル)	6,982	9,679	11,378	10,670	7,850
収支(単位：百万米ドル)	(2,055)	(4,713)	(6,009)	(5,107)	(2,609)

出所：INDECおよび経済省

第一次所得

第一次所得収支は、居住者と非居住者の間における労働力、金融資産および非生産・非金融資産（雇用者報酬ならびに直接投資、ポートフォリオ投資、その他の投資および準備資産から稼得する収益で構成される投資収益を含む。）の一時的な使用の授受に係る対価の支払額および受取額を計上する。

2015年、第一次所得の赤字は、2014年から4.2%増加して121億米ドルとなった。これは主に、直接投資による純流出が11.6%増加したことによる。直接投資による純流出が増加したのは、直接投資に伴う非居住者への支払いが2014年比で増加したためである。ポートフォリオ投資による純流出は、2014年比で8.6%減少した。

2016年、第一次所得の赤字は122億米ドルとなった。ポートフォリオ投資による純流出は2015年比で30.4%増加し、その他の投資による純流出は12.4%増加したが、雇用者報酬については、2015年における2,600万米ドルの流入が2016年には9,400万米ドルの流出となった。これらの影響は、直接投資による純流出の12.0%減少により一部相殺された。

2017年、第一次所得の純流出は、2016年から34.4%増加し164億米ドルとなった。これは主に、ポートフォリオ投資による純流出が2016年比で70.6%増加し、直接投資による純流出が21.1%増加したためである。

2018年、第一次所得の純流出は、2017年から13.7%増加し186億米ドルとなった。これは主に、ポートフォリオ投資による純流出が2017年比で55.9%増加し、その他の投資による純流出が25.6%増加したためであるが、直接投資による純流出の14.6%の減少により一部相殺された。

2019年、第一次所得の純流出は、2018年から4.2%減少し178億米ドルとなった。これは主に、直接投資による純流出が2018年比で23.4%減少し、ポートフォリオ投資による純流出が5.9%減少したためであるが、その他の投資による純流出の63.8%の増加により一部相殺された。

以下の表は、記載された期間における第一次所得情報を示す。

	第 一 次 所 得				
	(単位：百万米ドル)				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
第一次所得収支（所得収支）	(12,105)	(12,192)	(16,380)	(18,619)	(17,836)
貸 方	2,359	2,824	4,017	6,282	6,335
雇用者報酬	216	79	110	90	85
投資所得	2,144	2,746	3,907	6,193	6,250
直接投資	647	699	1,019	1,523	1,300
ポートフォリオ投資	1,070	1,358	1,966	3,034	3,238
その他の投資	401	627	791	1,219	1,384
準備資産	24	61	130	417	328
借 方	14,464	15,017	20,397	24,901	24,171
雇用者報酬	190	173	190	168	162
投資所得	14,274	14,844	20,206	24,733	24,010
直接投資	8,793	7,866	9,701	8,938	6,977
ポートフォリオ投資	3,758	4,864	7,947	12,357	12,012
その他の投資	1,724	2,114	2,559	3,438	5,020

出所：INDECおよび経済省

(b) 資本収支

資本収支は、アルゼンチンの居住者と非居住者の間の資本移転ならびに非生産・非金融資産の取得および処分を計上する。

IMFの勧告に従い2017年にINDECが採用した国際収支の報告手法が要求する通り、資本収支は金融収支とは別個に表示される。

2015年から2019年の各年度において、資本収支は黒字を計上した。

2015年、資本収支は、2014年の資本収支に計上した5,680万米ドルの純流入から8.6%減少し、5,190万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、資本移転が減少したことによる。

2016年、資本収支は、2015年の資本収支に計上した5,190万米ドルの純流入から604.4%増加し、3億6,580万米ドルの純流入を計上した。

2017年、資本収支は、2016年の資本収支に計上した3億6,580万米ドルの純流入から52.7%減少し、1億7,300万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、金融機関、非金融法人および家計への資本移転が減少したことによる。

2018年、資本収支は、2017年の資本収支に計上した1億7,300万米ドルの純流入から51.5%減少し、8,380万米ドルの純流入を計上した。

2019年、資本収支は、2018年の資本収支に計上した8,380万米ドルの純流入から50.4%増加し、1億2,610万米ドルの純流入を計上した。

(c) 金融収支

金融収支は、居住者と非居住者の間での金融資産および金融負債の取得および処分の純額を計上する。

金融収支には、直接投資フロー、ポートフォリオ投資、金融デリバティブ（外貨準備を除く。）、その他の投資および準備資産（貨幣用の金、特別引出権、IMF準備ポジションおよびその他の準備資産）が含まれる。中央銀行準備金は金融収支の一部を構成する。外国人所有資産によりアルゼンチンで生成された分配所得のうち、所有者の決定が否かにかかわらず、または規制上の障害（送金規制等）により分配されていないものについては、金融収支上生成されたが送金されていない年度の流入として取り扱われる。

2015年に、金融収支は、2014年から98.5%の増加となる185億米ドルの純流入を計上した。

預金取扱機関： 2015年、預金取扱機関は、2014年に預金取扱機関が計上した純流入から83.3%の増加となる15億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、直接投資による流入の増加および非居住者貸主が設定する信用枠の利用増加によるものであった。

政府： 2015年、非金融公共部門は、前年に計上した71億米ドルの純流入に対して81億米ドルの減少となる10億米ドルの純流出を計上した。この減少は主に、多国間、二国間その他の信用機関による融資の減少およびポートフォリオ投資の減少によるものであった。

その他部門： 2015年、その他部門は、前年の6億1,270万米ドルの純流出に対して55億米ドルの純流入となった。この変化は主に、非居住者による直接投資の増加および商業融資からの流入の増加によるものであり、居住者による海外資産（主に外貨および預金）の取得により一部相殺された。

経常収支、資本収支および金融収支の変動の結果、中央銀行の外貨準備高は49億米ドル減少した。中央銀行の金融負債は76億米ドル増加した。これは、中央銀行と中国人民銀行との間の通貨スワップ協定に基づく借入金によるものであった。

2016年に、金融収支は、2015年から24.5%の減少となる140億米ドルの純流入を計上した。

預金取扱機関： 2016年、預金取扱機関は、2015年に計上した15億米ドルの純流入に対して15億米ドルの純流出を計上した。この純流出は主に、居住者による外国資産（外貨保有および預金）の取得の増加による。

政府： 2016年に、非金融公共部門は、2015年に計上した10億米ドルの純流出に対して296億米ドルの純流入を計上した。これらの純流入は主に、国際資本市場における総額312億米ドルの債務証券の売出しによるものであり、その収入は債務の返済に一部使用された。

その他部門： 2016年、その他部門は、前年の55億米ドルの純流入に対して減少となる7億8,500万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、外国為替規制が撤廃されたことによる留保された未送金利益の分配に起因して、非居住者会社によるアルゼンチン国内での投資が121億米ドル減少したことによるものであった。

経常収支、資本収支および金融収支の変動の結果、中央銀行の外貨準備高は143億米ドル増加した。中央銀行の金融負債は6億700万米ドル減少した。これは、国際機関に対する債務の免除および非居住者が保有するLebacs債の消却によるものであった。

2017年に、金融収支は、2016年から124.0%の増加となる313億米ドルの純流入を計上した。

預金取扱機関： 2017年、預金取扱機関は、2016年に計上した15億米ドルの純流出に対して61億米ドルの純流入を計上した。この純流入は主に、金融資産（外貨保有および預金）の売却の増加および負債発行の増加に起因した。

政府： 2017年に、非金融公共部門は、前年に計上した296億米ドルの純流入に対して、43億米ドルの増加となる339億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、国際資本市場における債務証券の売出しおよび共和国が締結した取引に従った2024年満期のBonares債の売出しによる流入に起因した。共和国は、当該取引に基づき定められた金額を支払うことで当該Bonares債を消却できる権利が付与されている。この増加は、ポートフォリオ投資の流出により一部相殺された。売出しの対象である2024年満期のBonares債は、2019年8月に消却された。

その他部門： 2017年、その他部門は、前年の7億8,500万米ドルの純流入に対して6億9,500万米ドルの純流入を計上した。

経常収支、資本収支および金融収支の変動の結果、中央銀行の外貨準備高は146億米ドル増加した。中央銀行の金融負債は51億米ドル増加したが、これは主に非居住者に対するLebacs債の発行によるものであった。

2018年に、金融収支は、2017年から10.5%の減少となる280億米ドルの純流入を計上した。

預金取扱機関： 2018年、預金取扱機関は、2017年に計上した61億米ドルの純流入に対し、19億米ドルの純流出を計上した。これらの流出は主に、対外資産（主に現金および預金）の取得の増加および非居住者が保有する預金取扱機関の債務免除（純額）に起因した。

政府： 2018年、非金融公共部門は、前年に計上した339億米ドルの純流入から104億米ドルの増加となる444億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、2018年1月の国際資本市場における債務証券の売出し、IMFと締結したSBAに基づく金融支援、ならびに共和国が締結した取引に従った2024年満期のBonares債および2025年満期のBonares債の売出しに起因した。共和国は、当該取引に基づき定められた金額を支払うことで当該Bonares債を消却できる権

利が付与されている。この増加は、ポートフォリオ投資の流出により一部相殺された。売出しの対象である2024年満期のBonares債および2025年満期のBonares債は、2019年8月に消却された。

その他部門： 2018年、その他部門は、前年の6億9,500万米ドルの純流入に対して104億米ドルの純流出を計上した。この変動は主に、海外金融資産（通貨および預金）の取得の増加によるものであった。

経常収支、資本収支および金融収支の変動の結果、中央銀行の外貨準備高は113億米ドル増加した。

中央銀行の金融負債は72億米ドル増加した。これは、中央銀行と中国人民銀行との間の通貨スワップ契約に基づく借入金によるものであったが、残存していたLebacs債の消却により一部相殺された。

2019年に、金融収支は、2018年から81.6%の減少となる52億米ドルの純流入を計上した。

預金取扱機関： 2019年、預金取扱機関は、2018年に計上した19億米ドルの純流出に対し、28億米ドルの純流入を計上した。これらの流入は主に、対外資産（主に現金および預金）の取得の増加によるものであり、預金取扱機関の対外債務の免除（純額）を上回った。

政府： 2019年、非金融公共部門は、2018年に計上した444億米ドルの純流入から364億米ドルの減少となる80億米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、国際資本市場における債務証券の売出し額の減少、およびIMFと締結したSBAに基づく金融支援の減少に起因した。

その他部門： 2019年、その他部門は、前年の1億400万米ドルの純流出に対して280億米ドルの純流出を計上した。この増加は主に、対外金融資産（通貨および預金）の取得の増加によるものであった。

経常収支、資本収支および金融収支の変動の結果、中央銀行の外貨準備高は214億米ドル減少した。

中央銀行の金融負債は10億米ドル増加した。これは、中央銀行と中国人民銀行との間の通貨スワップ協定に基づく借入金によるものであったが、残存していたLebacs債の消却により一部相殺された。

(d) 海外投資

海外投資規制

2016年に政府および中央銀行は、貿易収支に影響を与える規制のすべてを廃止した。詳細は、後述の「 - 外国為替取引の制限およびその他規制」を参照のこと。しかしながら、2019年9月に中央銀行は、外貨取引に制限を課した。詳細は、「(4) 通貨・金融制度 - 通貨・金融制度および証券市場の概要 - (b) 金融政策」を参照のこと。

ポートフォリオ投資および直接投資の推移

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチン経済に対するポートフォリオ投資、直接投資およびその他の投資に関する情報を示す。

ポートフォリオ投資、直接投資およびその他の投資の状況

(単位：百万米ドル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
金融収支	(18,498)	(13,964)	(31,273)	(27,985)	(5,153)
直接投資	(10,884)	(1,474)	(10,361)	(10,071)	(5,124)
金融資産の純取得(外国会社への債務)	875	1,787	1,156	1,802	1,539
既発生債務の純額(外国会社への債務)	11,759	3,260	11,517	11,873	6,663
ポートフォリオ投資	(437)	(35,255)	(35,922)	(6,683)	7,127
金融資産の純取得	93	798	5,502	6,092	2,104
既発生債務の純額	530	36,053	41,424	12,775	(5,022)
金融デリバティブの純額	(25)	222	(96)	(35)	(30)
その他の投資	(2,246)	8,232	550	(22,473)	14,249
金融資産の純取得	8,814	2,689	12,506	25,185	31,175
債務発行の純額	11,060	(5,542)	11,956	47,657	16,926
外貨準備金	(4,906)	14,311	14,556	11,277	(21,375)

出所：INDECおよび経済省

海外直接投資

アルゼンチンへの直接投資は、兌換制度の導入および海外投資への障壁解除を受けて、1990年代に大幅に増加した。1990年代初頭から半ばにかけての資本流入の大半は、国有企業の民営化により海外の民間資本が集まったことによるものであった。直接投資純額は1999年、1992年から進行していたYPFの完全民営化を以て最高潮に達した。2002年に開始したマクロ経済政策および2012年におけるYPF株式の51%を含む、一部の民営企業の収用の結果、直接投資による資本流入は大幅に減少した。

2015年、直接投資による純流入は、2014年の31億米ドルから77億米ドル増加して109億米ドルとなった。かかる増加は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が67億米ドル増加したこと（主に留保利益の形で）、およびアルゼンチン居住者によるオフショア投資が10億米ドル減少したことによりもたらされた。

2016年、直接投資による純流入は2015年の109億米ドルから94億米ドル減少して15億米ドルとなった。かかる減少は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が85億米ドル減少したことによりもたらされた。これは、外国為替制限の撤廃に伴う留保された未送金利益の分配によるものである。かかる減少は、アルゼンチンの居住者によるオフショア投資が9億1,100万米ドル増加したことにより一部相殺された。

2017年、直接投資による純流入は2016年の15億米ドルから89億米ドル増加して104億米ドルとなった。かかる増加は主に、累積利益の再投資が増加したことによりもたらされた。

2018年、直接投資による純流入は2017年の104億米ドルから2億9,100万米ドル減少して101億米ドルとなった。

2019年、直接投資による純流入は2018年の101億米ドルから49億米ドル減少して51億米ドルとなった。かかる減少は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が52億米ドル減少したことによりもたらされた。

ポートフォリオ投資

株式、債券およびその他の証券の購入から成るポートフォリオ投資は、非常に流動的かつ短期となる傾向があり、このためとりわけ市場における変動に左右されやすい。

2015年、ポートフォリオ投資による純流入は4億3,700万米ドルとなった。2014年は23億米ドルの純流出であった。これは主に、非金融民間部門およびその他金融機関により総額18億米ドルの債務証券が購入されたこと、ならびに政府の債務返済額が2014年の28億米ドルから減少して2015年に16億米ドルとなったことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は1億4,300万米ドル減少し、2014年の1億6,800万米ドルの純流入から2015年は2,500万米ドルの純流入となった。

2016年、ポートフォリオ投資による純流入は353億米ドルとなった。2015年は4億3,700万米ドルの純流入であった。これは主に、政府により総額3,120万米ドルの債券が発行されたこと、ならびに非金融民間部門およびその他金融機関が海外資産および投資信託への関与を縮小したことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流出は、2015年の2,500万米ドルの純流入に対して2億2,200万米ドルの純流出となった。

2017年、ポートフォリオ投資による純流入は359億米ドルとなった。2016年は353億米ドルの純流入であった。これは主に、政府により総額284億米ドルの債券が発行されたこと、ならびに中央銀行、金融機関およびその他の部門により債券が発行されたことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は9,600万米ドルとなったが、2016年は2億2,200万米ドルの純流出であった。

2018年、ポートフォリオ投資による純流入は67億米ドルとなった。2017年は359億米ドルの純流入であった。これは主に、政府による債券発行の減少および残存していたLebacs債の消却によるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は総額3,500万米ドルとなったが、2017年は9,600万米ドルの純流入であった。

2019年、ポートフォリオ投資による純流出は71億米ドルとなった。2018年は67億米ドルの純流入であった。これは主に、政府による債券発行の減少および残存していたLebacs債の消却によるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は総額3,000万米ドルとなったが、2018年は3,500万米ドルの純流入であった。

その他の投資

その他の投資は、非金融公共部門（政府）、非金融民間部門およびその他金融機関（その他部門）、金融部門（預金取扱機関）ならびに中央銀行のその他の資産および負債に関する情報を含み、以下のように分類される。

その他の株式投資

貨幣および預金

融資

保険、年金および標準化された保証手段

商業信用および前渡金

その他の支払 / 受取勘定

2015年、その他の投資は、22億米ドルの純流入を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は2014年の14億米ドルから増加して88億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2014年の110億米ドルの流入からわずかに増加して111億米ドルの流入となった。

2016年、その他の投資は、82億米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は2015年の88億米ドルから減少して27億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2015年の111億米ドルの流入に対して2016年は55億米ドルの流出となった。

2017年、その他の投資は、5億5,030万米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は、2016年の27億米ドルから増加して125億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2016年の55億米ドルの流出に対して2017年は120億米ドルの流入となった。

2018年、その他の投資は、225億米ドルの純流入を計上した。金融資産の増加は、対外金融資産（主に現金および預金）の取得、IMFと締結したSBAに基づく金融支援および通貨スワップによる流入に起因した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は、2017年の125億米ドルから増加して252億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2017年の120億米ドルに対して2018年は477億米ドルとなった。

2019年、その他の投資は、142億米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は、2018年の252億米ドルから増加して312億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2018年の477億米ドルに対して2019年は162億米ドルに減少した。

(e) 外国為替および外貨準備高

外国為替

2002年2月より、ペソは他通貨に対する変動が認められた。名目為替レートが数年変動した後、2012年に米ドルに対するペソの価値は約12.5%下落した。中央銀行による介入およびアルゼンチン居住者による外貨取得の制限措置が強化されたにもかかわらず、2014年、ペソの価値は米ドルに対して23.8%下落した。2015年12月、中央銀行は為替規制の大部分を撤廃し、中央銀行は外国為替市場の運営強化を目的とした介入を行い変動相場制に移行した。2015年12月16日に通貨規制の大部分が撤廃され、その直後の2015年12月17日、為替レートは1.00米ドル13.76ペソに達し、米ドルに対するペソの価値は28.6%下落した。2016年および2017年、中央銀行はペソの他の通貨に対する自由な変動を認めた。中央政府による介入は、外国為替市場の秩序ある運営を確実にするための政策に限定された。2018年、中央銀行にとって、その金融政策および為替政策を維持することは大きな課題となった。2018年1月2日から5月31日の間の米ドルに対するペソの価値は25.6%下落し、中央銀行の外貨準備高は約154億米ドル減少した。IMFがSBAを通じて支援を行ったにもかかわらず、2018年には米ドルに対するペソの価値が50.3%下落した。2019年、中央銀行は、退蔵目的の外国為替市場へのアクセスに新たな制限を設けた。2019年7月18日、中央銀行は、中国との間で締結した7,000万人民元のスワップ契約を更新し、2019年12月17日、当該契約を補完する6,000万人民元の契約を更新し、スワップ契約の合計額は1億3,000万人民元となった。2019年、米ドルに対するペソの価値は36.4%下落した。詳細は、「(4)通貨・金融制度 - 通貨・金融制度および証券市場の概要 - (b) 金融政策 - 2019年に実施された金融政策措置」を参照のこと。

以下の表は、記載の期間におけるペソの米ドルに対する為替レートを示す。

名目為替レート(1)

(単位: 1米ドル当たりのペソ)

	平均	期末
2015年	9.27	13.01
2016年	14.78	15.85
2017年	16.57	18.77
2018年	28.09	37.81
2019年	48.24	59.90

(1) 中央銀行の参照為替レート(中央銀行の通達A第3500号)である。

出所: 中央銀行

2020年9月30日現在の為替レートは、2019年12月31日現在の1.00米ドル59.90ペソに対して76.18ペソとなった。

外貨準備高

中央銀行の外貨準備高は、外貨預金、外貨および金で構成されている。以下の表は、記載された各年度における12月31日現在の中央銀行の外貨準備高内訳を示す。

中央銀行の外貨準備高

(単位: 十億米ドル)

合計	外貨預金	外貨	金
----	------	----	---

2015年	25.6	12.3	11.1	2.1
2016年	38.8	13.1	23.2	2.1
2017年	55.1	20.0	33.0	2.3
2018年	65.8	20.1	43.9	2.3
2019年	44.8	13.1	29.1	2.7

出所：中央銀行

2015年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で18.6%減少の256億米ドルであった。このうち、123億米ドルは外貨預金、111億米ドルは外貨、21億米ドルは金での保有であった。

2016年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で51.7%増加の388億米ドルであった。このうち、131億米ドルは外貨預金、232億米ドルは外貨、21億米ドルは金での保有であった。

2017年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で42.0%増加の551億米ドルであった。このうち、200億米ドルは外貨預金、330億米ドルは外貨、23億米ドルは金での保有であった。

2018年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で19.5%増加の658億米ドルであった。このうち、201億米ドルは外貨預金、439億米ドルは外貨、23億米ドルは金での保有であった。

2019年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で31.8%減少の448億米ドルであった。このうち、131億米ドルは外貨預金、291億米ドルは外貨、27億米ドルは金での保有であった。詳細は、「(2) 経済 - 近時の経済動向 - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

2011年から2015年にかけて、中央銀行は2010年に設立した返済基金を通して、政府が民間債権者へ支払うための貸付、および多国間機関への支払のための貸付を行った。それと入れ替えに、中央銀行は米ドル建て譲渡不能10年満期のトレジャリー・ノートを受領した。2015年12月において、これらの譲渡不能なトレジャリー・ノートの一部はアルゼンチンの市場性のある有価証券と交換された（2022年満期のBonares債、2025年満期のBonares債および2027年満期のBonares債）。

外国為替取引の制限およびその他規制

外国為替管理

2001年におけるアルゼンチン経済および財務制度の悪化、アルゼンチンの対外債務の返済能力欠如、および財政制度における積立レベルの低下により、政府は2001年12月3日付で大統領令第1570/2001号を發布し、一定の金融および為替管理政策を敷いた。これには一定の例外を除く銀行預入資金の積立制限および海外送金の制限が含まれる。

上記政策に加え、2002年2月8日、政府および中央銀行は、海外債務の元利金支払いのための一部の海外送金に事前の承認を要求するようになった。2011年から2015年12月までの間、政府は国内居住者による外貨の売却および海外資産取得に対する規制を強化し、資金の海外移転可能性に制限を加えた。

一部の外国為替取引にアルゼンチン税務当局または中央銀行による事前承認を課す2012年に制定した規制と併せて、当局が実施した一定の政策は単一自由為替相場（Mercado Único y Libre de Cambio、または「MULC」）へのアクセスを著しく制限した。これに対し、公式の対米ドル為替レートからは大きく乖離する非公式の米ドル取引市場が発展した。

資本流入の増加を目的として2015年12月に採用した一連の最初の措置に続き、政府および中央銀行は、貿易収支に影響を与える制限を撤廃する追加措置を導入した。2016年8月に中央銀行は、MULCへのアクセスを大幅に緩和した。2016年12月30日、中央銀行は、輸出代金の本国送金義務を撤廃することで、為替管理のさらなる緩和を実施した。2017年1月4日、当時の財務省は、（ ）一定の対外債務によって生成される国内為替市場への資金流入、および（ ）非居住者による資本流入に適用する最低滞留期間義務を廃止した。2017年1月20日、工業生産大臣は、財貨輸出代金の本国送金に適用される期限を5年から10年に延長した。

中央銀行は2017年7月1日付で、残る為替規制の大半を撤廃し、居住者および非居住者による外国為替市場へのアクセスを提供する措置を導入した。2017年11月、政府は、アルゼンチン居住者の輸出代金の本国送金義務を撤廃した。アルゼンチン居住者のみに適用されている報告義務は、統計の作成のみを目的としている。

2018年以降、状況の抜本的な変化により、マクリ政権初期に導入された政策の多くが急速に転換された。2019年9月1日に中央銀行は、外貨取引に制限を課し、金融機関に対して、外国為替市場での外貨購入に中央銀行の事前承認を取得するよう要求した（外国貿易の場合を除く。）。個人による外貨購入については、1か月につき10,000米ドル以下に制限される。さらに中央銀行は、輸出者に対し、支払受領後5日以内にまたは出荷許可取得後180日以内に、輸出取引代金を本国送金するよう要求した。

最近の動向

国際収支

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの国際収支の情報を示す。

国際収支

(単位：百万米ドル)

	6月30日に終了した6か月	
	2019年	2020年
	合計	合計
経常収支	(5,485)	3,076
財貨およびサービス貿易	3,607	7,925
財貨(1)	6,766	9,048
貸方	30,795	27,428
借方	24,028	18,380
サービス(2)	(3,159)	(1,123)
貸方	7,089	5,428
借方	10,429	6,551
第一次所得収支(所得収支)	(9,455)	(5,454)
雇用者報酬	(36)	(38)
投資収益	(9,419)	(5,417)
直接投資	(2,836)	(956)
ポートフォリオ投資	(5,088)	(2,736)
その他の投資	(1,690)	(1,766)
準備資産	196	41
第二次所得収支(経常移転収支)	364	605
資本収支	45.6	32.2
正味外部資金調達需要	(5,439)	3,108
金融収支	(6,010)	2,413
中央銀行	(1,818)	(1,382)
準備金	(1,818)	(1,882)
負債	-	(500)
預金取扱機関	(2,521)	(339)
政府	(6,202)	3,156
その他部門	4,531	978
誤差脱漏純額	(571)	(695)
備忘項目		
準備資産の取引の増減	(1,818)	(1,882)
中央銀行外貨準備高の推移	(1,508)	(1,607)
為替調整	311	275

(1) 財貨はFOBベースで計算されている。

(2) 輸出・輸入の輸送量および保険料を含む。

経常収支

2020年6月30日に終了した6か月における経常収支は、2019年同期の55億米ドルの赤字に対し、31億米ドルの黒字を計上した。この変動は、主に財貨およびサービス貿易収支において、2019年同期に計上した36億米ドルの黒字から79億米ドルの黒字になったことによる。これは主に、2020年6月30日に終了した6か月における財貨が、2019年同期の68億米ドルの黒字から90億米ドルの黒字となったことに起因する。さらに、同期間において一般政府の支払利子が29億米ドル減少した。

金融収支

2020年6月30日に終了した6か月における金融収支は、2019年同期の60億米ドルの純流入から84億米ドル変動して24億米ドルの純流出を計上した。

預金取扱機関： 2020年6月30日に終了した6か月において、預金取扱機関は、2019年同期に計上した25億米ドルの純流入に対して、3億米ドルの純流入を計上した。

政府： 2020年6月30日に終了した6か月において、非金融公共部門は、2019年同期に計上した62億米ドルの純流入に対して、32億米ドルの純流出を計上した。この純流出は主に、債務返済によるものであった。

その他部門： 2020年6月30日に終了した6か月において、その他部門は、2019年同期の45億米ドルの純流出に対し、10億米ドルの純流出を計上した。

その結果として、2020年6月30日に終了した6か月における中央銀行の外貨準備高は、19億米ドル減少した。

外貨準備高

2020年9月30日現在、中央銀行の総外貨準備資産は、2019年12月31日現在の448億米ドルに対して414億米ドルとなった。総外貨準備資産のこの減少は主に、対外債務の支払い、ならびに対外債務再編プロセスおよびCOVID-19感染拡大の影響に伴い財政の不確実性が増大した数か月間における外国為替市場への介入によるものであった。詳細については、「(2) 経済 - 近時の経済動向 - IMFおよびその他の多国間組織との合意」および「(6) 公債 - 債務内容および債務再編 - (a) 外貨建債務」を参照のこと。

外国為替市場への制限およびその他の関連措置

2020年5月12日、国家証券委員会 (Comisión Nacional de Valores、または「CNV」) は、投資信託に対し、その資産の少なくとも75%をアルゼンチンで発行されたペソ建の金融商品または有価証券へ投資するよう義務付けた。さらに、CNVは、オープンエンド型投資信託のポートフォリオにおける外貨建て資産の保有に一定の上限を定めた。

2020年5月28日および6月11日、中央銀行は、さらなる為替規制を導入した。とりわけ、() 財貨の取得および輸入、() アルゼンチン居住者による特定の使用目的のためのその他外貨取得、() 居住者が有効に申告した対外的債務の金利ヘッジ契約に係るプレミアムの支払い、保証の設定および決済において、アルゼンチン国外へ資金を送金するための外国為替市場へのアクセスには、現在中央銀行による事前承認が必要である。ただし、アクセス申請を行う者が、外国為替市場へのアクセス日時点で、(A)() アルゼンチンにおいて保有しているすべての外貨を銀行口座に保有していること、() 100,000米ドルを超える利用可能な「流動性のある対外資産」(例えば、外貨の現金保有、金、外国銀行口座の残高および外貨による即時利用可能資金へのその他の投資であるが、海外の金融債務またはデリバティブ取引に関連する準備金または保証金に該当し海外口座に預け入れられている資金を除く。)を保有していないが、当該金額から流動性のある対外資産、つまり、(x) 外国為替市場へのアクセスが許可されている支払いの

ために使用される、もしくは外国為替市場での事業を認可されている現地法人の口座に居住者を代理して送金される資金、(y) 財貨およびサービスの輸出、輸出金融もしくは非金融・非生産資産の売却のうち、適用される5日の期間内に外国為替市場で決済される代金、または(z) 今後120暦日における債務の元本と利息の返済額を超えない海外からの借入による収入を控除することが可能であること、(B)アクセス申請を行う者が、() 2020年5月28日後に第三者に行う貸付、() 2020年5月28日後に積み立てられる定期預金、および() 2020年5月28日後に取得されたあらゆる種類の資産の売却の回収によって受領した外貨建て資金の外国為替市場を通じた決済を、5営業日以内に行うことを示す宣誓供述書を提出した場合を除く。

また、2020年10月31日まで、関連当事者との間で締結された金融債務に関するクロスボーダー契約に基づく元本返済のために外国為替市場へアクセスするには、中央銀行による許可が必要である。

さらに、2020年10月31日まで、財貨の輸入の支払いまたは財貨の輸入により生じた債務における元本の期限前返済のための外国為替市場へのアクセスには、以下の場合を除き、中央銀行による事前承認が必要である。

(a) 宣誓供述書が提出され、外国為替市場へのアクセスを申請中の支払いを含む、2020年の間に影響を受けた財貨輸入の支払合計額が、2020年に輸入代金支払監視システム(SEPAIMPO)に登録された名義で財貨輸入について計算された額を超えないことを記載している場合。

(b) 外国為替規制により定められた残りの要件を遵守していることを証明する補足文書を仲介業者に提出している場合。

2020年6月25日、中央銀行は、追加取引(重要な医薬品、COVID-19検査キット、2020年7月1日以降に出荷された財貨および医薬品の現地製造用物資の購入、関連する中央銀行の規制より前に生じた債務に対応する輸入支払い(当該規制により定められた100万米ドルの限度額または医薬品・その他医療関連財もしくは現地製造に必要な物資の場合は300万米ドルを超えない金額)を含む。)について、外国為替市場へのアクセスを認めることを発表した。

さらに、外国為替市場へのアクセスは宣誓供述書の提出を条件としており、当該宣誓供述書は、() 外国為替を取得しようとする者が、当該日現在、かつ、最近90日の期間において外貨取得のために証券を売却しておらず、または外国の清算機関に証券を移管していないことを証明し、() 外国為替市場へのアクセス日後90日の期間中、当該者がその業務を行わない旨の約束を含むものとする。

2020年9月15日、中央銀行は、他の政府機関と連携して、以下の措置を講じた。

外国為替の効率的な配分を促進する。 AFIPは、経済成長と雇用の回復に外貨の配分を優先させるため、外貨購入および外貨によるクレジットカード・デビットカードでの購入に対し、35%の所得税および個人資産税の徴収を想定する仕組みを構築した。

現地金融市場での非居住者による混乱を生じさせる業務を防止する。 中央銀行は、現地資本市場を通じた外貨流出を規制するため、非居住金融機関によるアルゼンチンでの外貨に対する証券決済業務を制限する金融正常化戦略を実施している。また、潜在的な規制回避を防止するため、中央銀行は、海外で実行されている一部の証券取引の決済を制限する意向である。

資本市場の発展を促進する。 中央銀行は、個人の外貨による証券取得およびその後のペソ建て決済に適用される最低保有期間を廃止する予定である。また、CNVでは、現地通貨決済のための海外からの証券の移転により遵守すべき最低保有期間の調整など、現地市場での金融取引の処理を促進する一連の措置を講じていく。

外貨建て民間部門金融債務の再編のためのガイドラインおよび基準。中央銀行は、民間企業がそれぞれの対外債務の再交渉プロセスを開始するための一連のガイドラインを策定した。この枠組みの下、民間企業は、現在の外貨建て債務削減プロセスを、経済の為替ニーズと整合するペースで維持することが求められる。

輸出の事前融資における中小企業の優先順位付け。中央銀行は、大企業による輸出の事前融資に関する融資枠への参加を減らす予定である。この取組みの目的は、国際的な信用市場にアクセスできる大企業が共和国の政府債務の再編によって生じた状況を活かし、中小規模の輸出企業のために資金調達マージンを利用可能にすることを確保することにある。

(4)【通貨・金融制度】

通貨・金融制度および証券市場の概要

(a) 中央銀行

1935年に創設された中央銀行は、アルゼンチンの通貨および金融の職責を有する主たる官庁である。中央銀行はその憲章および金融機関法（Ley de Entidades Financieras、「金融機関法」）に従い運営される。

中央銀行は、中央銀行総裁が率いる10名の理事からなる理事会により統治されている。中央銀行総裁および理事会構成員は大統領により選任され、上院による承認を受ける。任期は6年で再任可能であり、理由がある場合のみ大統領が解任することができる。中央銀行はその憲章の条項に従い、その運営は政府から独立していなければならない。

中央銀行憲章（直近では2012年に改正済）に基づき、中央銀行はとりわけ、

通貨および金融制度の安定、雇用ならびに社会的平等を伴う経済成長を促進しなければならない。

金利を規制し、貸付業務を規制および指導する権限を与えられている。

金および外貨を含む外貨準備高を維持および管理しなければならない。

適用ある法制に従った為替相場政策を実行しなければならない。

政府の財務代理人として行為し、資本市場が適切に機能するようにし、金融システムおよび外国為替取引に
関係する業務を規制し、金融サービスの消費者の権利を保護しなければならない。

直近12か月間に政府が徴収した歳入の10%に相当する金額を上限として、政府に特別前払金を付与することができる。

(b) 金融政策

通貨単位

アルゼンチンの通貨単位はペソであり、1ペソは100セントをもって構成される。銀行券は、10、20、50、100、200、500および1,000ペソの額面で発行されている。硬貨の種類は1、5、10、25および50セントならびに1、2、5および10ペソである。

経緯

1991年から2001年までのアルゼンチンの金融政策は、ペソ対米ドルを1対1の交換レートにペグ（固定）し、中央銀行に少なくともマネタリー・ベース（流通自国通貨および金融機関の中央銀行へのペソ建預金で構成される。）と等しい外貨準備高を維持することを要求した1991年兌換法に従っていた。兌換制度の下では、ペソは実質ベースで過大評価され、1995年のメキシコ通貨危機および1997年のアジア通貨危機など、アルゼンチン経済に影響を及ぼした外的ショックに対処するために必要な手段を中央銀行は有していなかった。さらに、1995年から、政府はその業務の資金を調達するために国際資本市場への依存度を高め、ペグ相場のための外貨準備に対する需要をさらに高めることとなった。2001年12月までに、アルゼンチン経済からの継続的な資本逃避により、兌換制度を維持することが不可能になった。2002年1月6日、国会は国家緊急事態法を制定し、同法により、中央銀行の外貨準備高の総額が常にマネタリー・ベースの少なくとも100%と等しくなければならないという要件が撤廃されたことで、兌換制度は事実上廃止された。国家緊急事態法はペソと米ドル間のペグ制を廃止し、行政府に外国為替市場を規制し、外国為替相場を設定する権限を与えた。

2003年、中央銀行は、通貨の安定性の回復および中央銀行の外貨準備高の増強を意図した一連の措置を講じた。この措置には、2001年から2002年の危機の間にいくつかの州が発行した準通貨の廃止、2002年にその貸借対照表の不釣り合いなペソ化を命ずる政令により影響を受けた多くの金融機関の資本強化、経済成長の加速の影響を制限するためのインフレ目標の採択、金融システムによる貸付業務の拡大ならびに、経済成長の資金調達源としての資本市場取引の奨励、が含まれていた。2004年第4四半期中、中央銀行は外貨準備の蓄積を開始し、マネタリー・ベースの増加を成し遂げるための様々な措置を講じた。

2007年下半年より、信用市場の逼迫および世界的な金融危機に対応し、中央銀行は、為替相場の不安定性の高まりを管理するために外国為替市場に介入し、地方銀行に流動性を供給し、マネタリー・ベースを拡大した。中央銀行の行動には、特に、レポ貸付の利回りの管理、Lebac債およびNobacs債に対する売りオプションの入札実施ならびに金融機関向け外貨預金最低準備率の引下げが含まれていた。これらの手段は、銀行がその流動性比率を適正水準に維持することを可能にし、また、銀行の貸出を促すことを目的とした。2009年後半に政府は緊急命令（Decreto de Necesidad y Urgencia）を発し、中央銀行が保有する外貨準備を対外債務の支払いに充当できるようにした。

2012年に中央銀行憲章が改訂され、実体経済に関連付けた目的を含む中央銀行の任務が拡大し、その権限および手段が強化された。その結果、中央銀行は、特に生産活動への貸出の積極的な推進を開始した。さらに、積極的な金融政策および名目為替レートの変動性を軽減することを目的とした政策手段の実行には、2011年末以降有効となった資本規制の実施が求められた。

2015年12月、中央銀行はペソを変動相場制に移行するとともに、為替および資本フローに対する制限を撤廃し、為替規制を簡素化した。さらに、中央銀行は、インフレ目標に基づく長期金融政策の実施決定およびその主たる金融政策の手段として短期利付債に依存することを公表した。2017年1月から、中央銀行は、インフレ・ターゲット体制のアンカーとして7日物レポ参照レートをを用いた正式なインフレ・ターゲット制度を実施した。

2018年第1四半期までのアルゼンチン経済において、月間インフレ率は、15%に設定された年間目標を達成できない状態が続いた。金融システムの流動性を吸収するため、中央銀行はペソ建の短期Lebac債に依存しているが、インフレ抑制には十分でなく、重大なリファイナンス・リスクが生じるとともに、投資家がペソ市場からの撤退を模索したためペソへの圧力が高まった。2018年5月より、中央銀行は、主要金利の数回にわたる引上げを含む、増大するペソへの圧力を緩和するための一連の措置を発表した。2018年8月、中央銀行は、新しい金融政策金利として7日物レポ参照レートから7日物Leliqs債に切り替え、銀行事業体とそのポートフォリオのために入手できる唯一の金利となった。中央銀行はまた、Lebac債の在庫を段階的に廃止する意向を発表した。2018年10月1日より、中央銀行は、インフレ対策をマネタリー・ベース拡大の管理へと完全に移行した。中央銀行は、2019年3月までマネタリー・ベースを拡大せず、金銭需要の季節的増加に対処するために12月と6月に調整を行うことを発表した。この目標は、実質ベースで大幅な通貨収縮を引き起こした。マネタリー・ベース目標を達成するために、中央銀行は、日次ベースで銀行とLeliqs債の取引を行った。中央銀行は、為替介入および不介入レンジにより金融目標を補完した。

2019年に実施された金融政策措置

2019年第1四半期には、公共サービスなどの規制価格の上昇や米ドルに対するペソ安が、インフレの新たな加速要因となった。こうした中、2019年3月から4月にかけて、中央銀行は、インフレ圧力の緩和を目的とした一連の追加措置を採択した。特に、マネタリー・ベース目標の引き下げ、2019年6月に予定されていた目標の季節調整の撤廃、2019年6月から2019年12月までのマネタリー・ベースの引き上げを行わない旨のコミットメントの延長を行った。

中央銀行は、ドル需要の高まりを受けて、金融政策金利から定期預金金利への伝達メカニズムの強化を図った。

2019年8月からは、為替相場に対する強い圧力があつたことから、中央銀行は、政策金利を相次いで引き上げ、為替市場に積極的に参加することとなった。これにもかかわらず、外貨預金の払戻しが続き、金融システムはこれに対応することができた。外貨準備高の減少に対処するため、中央銀行は個人のドル購入の上限を設定し、マネタリー・ベースの目標を新たな市場状況に適合させた。

高い実質金利と金融引締め政策によってインフレを削減する戦略は、過去2年間にアルゼンチン経済が経験してきた経済の縮小を悪化させることによって非効率で逆効果であることが証明された。

フェルナンデス政権が発足した2019年12月以降、経済的および社会的緊急事態を背景に、中央銀行は、金利および為替管理を中心とした政策指針を調整した。中央銀行は、実質金利の水準は、金融および為替レートの安定性を維持し、生産資金の調達や長期イールドカーブの構築と両立し、国内通貨の貯蓄に有利に働くものでなければならぬと発表した。また、為替レートの急激な変動がインフレや成長にマイナスの影響を与えることを防ぐため、為替レートの変動管理政策が発表された。2020年1月1日以降に中央銀行が講じた金融政策措置については、「 - 最近の動向 - 金融政策」を参照のこと。

(c) 流動性総額

マネタリー・ベースは、流通自国通貨（銀行が保有する手元現金を含む。）および金融機関が中央銀行に保有するペソ建預金から構成される。

さらに、中央銀行は以下の集計量を用いて、経済の流動性水準を測定している。

M 1 は、流通自国通貨にペソ建要求払預金および外貨建要求払預金を加えた合計である。

M 2 は、M 1 にペソ建貯蓄預金および外貨建貯蓄預金を加えた合計である。

M 3 は、M 2 にその他すべてのペソ建預金および外貨建預金を加えた合計である。

以下の表は、表示日現在におけるアルゼンチンの流動性総額に関する情報を示す。

流動性総額

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
流通通貨(1)	478,777	594,616	786,712	859,536	1,153,405
M 1	804,666	1,033,908	1,243,334	1,514,752	1,952,282
M 2	1,133,787	1,662,509	2,151,280	3,023,178	3,684,447
M 3	1,761,355	2,422,522	3,105,535	4,736,256	5,700,972
マネタリー・ベース	623,890	821,664	1,001,113	1,408,977	1,895,381

(1) 銀行の手元現金は含まない。

出所：中央銀行

流動性総額

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
流通通貨(1)	33.5	24.2	32.3	9.3	34.2
M 1	25.6	28.5	20.3	21.8	28.9
M 2	31.8	46.6	29.4	40.5	21.9

M 3	37.3	37.5	28.2	52.5	20.4
マネタリー・ベース	34.9	31.7	21.8	40.7	34.5

(1) 銀行の手元現金は含まない。

出所：中央銀行

2015年のマネタリー・ベースの増加は、主に中央銀行による政府への継続的な資金提供に牽引されたものである。2016年におけるマネタリー・ベースの変動は、主に外貨購入から生じた。2017年におけるマネタリー・ベースの増加は、外貨購入および政府の継続的な資金調達により促進された。2015年から2017年の期間におけるマネタリー・ベースの増加は、Lebacs債の売却およびレポ取引により一部相殺された。

2018年におけるマネタリー・ベースの4,078億6,400万ペソの増加は、主に2018年第2四半期および第3四半期のLebacs債の消却に促進されたが、Leliqs債の売却および外貨の売却により一部相殺された。

2019年におけるマネタリー・ベースの34.5%の増加（同年のインフレ率は53.8%）は、主に中央銀行から国庫への純移転（前貸しおよび利益納付の形で）および中央銀行発行の有価証券の利払いによるものであったが、外貨の購入、Leliqs債の純発行および不胎化目的のレポ取引により一部相殺された。

(d) 金融部門に対する規制

中央銀行は金融部門を規制している。中央銀行は、最低資本金、流動性および支払能力の要件の設定、銀行の合併の承認、一定の増資および株式譲渡の承認、銀行免許の付与および取消しならびにアルゼンチンにおける外国金融機関の支店設立の許可について権限を有している。また、中央銀行は、それらの金融機関に対し定期的な財務報告の提出を求め金融機関の活動および運営を定期的に監視し、金融機関法に従った規制を採用する権限を与えられている。

中央銀行は、主に金融機関および取引所監督局（Superintendencia de Entidades Financieras y Cambiarias）を通じて金融部門への規制を行う。金融機関および取引所監督局ではアルゼンチンの銀行法の執行、銀行部門に対する会計および財務の報告要件の設定、金融機関の融資慣行の監視および規制ならびに金融機関の外国為替市場への参加および債券その他証券の発行に関する規則の制定に責任を有する。

2011年に、中央銀行はバーゼル 実施のためのロードマップを公表した。それ以来中央銀行はシステム上重要な国内金融機関の流動性不足に関連したリスクの特定を目的としたこれらの規則を段階的に採用し、システム上の脆弱性対策につながるバーゼル に基づく包括的な改革措置の実施を開始した。現在、中央銀行は、金融機関による既存指標の遵守を監視し、その結果を6か月ごとに出される財務安定性報告書で公表している。

2016年上半年中、バーゼル銀行監督委員会は資本および銀行流動性の規制に関するアルゼンチンの国際基準採択について定期的なレビューを実行した。このレビューの主たる目的は、バーゼル委員会の全メンバーに、これらの基準の一貫した適用を保証することであった。2017年および2018年に、バーゼル銀行監督委員会は、アルゼンチンによるこれらの基準採択の進捗状況を反映した報告書を公表した。さらに、2018年11月に、国際決済銀行は、かかる基準採択の進捗状況を記載し、基準に関する規制の整合性および一貫性を評価し、また規制の結果を分析する報告書を公表した。

2019年1月22日、政府は、大統領令第62/2019号を制定した。この大統領令は、汚職、麻薬取引、マネーロンダリングおよび人身売買等の犯罪行為から得た対価で取得された財貨および不動産を、司法が早急に回収する手続きを確立するものである。

2019年7月28日、政府は、指定テロ組織のリストを作成した。このリストは司法省で管理され、テロ活動またはその資金供給に関与する者、公人および事業体に関する情報へのアクセスおよび情報交換を行い、テロ活動およびその資金供給の防止、取締まりおよび根絶のために国内外に協力を促すことを目的としている。

(e) 金融部門の構成

2019年12月31日現在、アルゼンチンにおいて営業していた金融機関数は、2015年から変動はなく78であった。以下の表は、表示日現在においてアルゼンチンで営業していた金融機関の数を示す。

金融システムの下で営業している金融機関の種類別の数

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)	13	13	13	13	13
民間銀行	49	50	49	50	50
銀行以外の金融機関	15	14	14	14	15
信用機関 (Cajas de Crédito)	1	1	1	1	-
合計	78	78	77	78	78

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融システムの下で営業している国内金融機関および外国金融機関の数

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国内機関(1)	52	52	52	53	53
外資系機関(2)	26	26	25	25	25
合計	78	78	77	78	78

(1) 国有銀行、民間銀行および（信用組合などの）その他の金融機関を含む。

(2) 民間の外国銀行および銀行以外のその他の外国金融機関を含む。

出所：中央銀行

(f) 金融システムの資産および負債

以下の表は、表示日現在におけるアルゼンチンの金融システムの資産および負債を示す。

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)					
資産	752,960	1,154,748	1,327,376	2,206,045	2,543,317
負債	667,561	1,040,432	1,189,633	1,979,127	2,283,135
純額	85,399	114,316	137,744	226,918	260,182
民間銀行					
資産	1,071,357	1,450,303	2,072,541	3,234,660	4,091,928
負債	935,641	1,274,597	1,818,018	2,862,124	3,459,164
純額	135,716	175,706	254,523	372,536	632,764
銀行以外の金融機関					
資産	22,998	40,621	68,866	91,100	105,906
負債	17,250	33,436	59,936	79,917	88,245
純額	5,748	7,185	8,930	11,183	17,661
資産および負債の総額					
資産	1,847,314	2,645,672	3,468,783	5,531,805	6,741,151
負債	1,620,451	2,348,465	3,067,587	4,921,168	5,830,544

合計（純額）	<u>226,863</u>	<u>297,207</u>	<u>401,196</u>	<u>610,637</u>	<u>910,607</u>
--------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)					
資産	27.1	53.4	14.9	66.2	15.3
負債	25.6	55.9	14.3	66.4	15.4
純額	39.6	33.9	20.5	64.7	14.7
民間銀行					
資産	47.2	35.4	42.9	56.1	26.5
負債	49.5	36.2	42.6	57.4	20.9
純額	32.8	29.5	44.9	46.4	69.9
銀行以外の金融機関					
資産	15.4	76.6	69.5	32.3	16.3
負債	14.6	93.8	79.3	33.3	10.4
純額	17.9	25.0	24.3	25.2	57.9
資産および負債の総額					
資産	37.8	43.2	31.1	59.5	21.9
負債	38.2	44.9	30.6	60.4	18.5
合計(純額)	34.9	31.0	35.0	52.2	49.1

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

資産

金融システムの資産総額は増加し、名目額では、2015年が37.8%増の1兆8,473億ペソ、2016年が43.2%増の2兆6,457億ペソおよび2017年が31.1%増の3兆4,688億ペソ、2018年が59.5%増の5兆5,320億ペソであった。2019年の金融システムの資産総額は、名目額で21.9%増の6兆7,411億ペソとなったが、これは主に民間銀行に保有されている資産の増加によるものであった。

貸付ポートフォリオおよびリスク・プロファイル

以下の表は、表示日現在における金融部門の金融機関の種類別による貸付に関するデータである。

金融機関の種類別による貸付残高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)	320,582	359,248	559,421	802,674	989,157
民間銀行	546,389	742,390	1,071,810	1,398,031	1,651,170
銀行以外の金融機関	19,074	35,315	59,983	77,682	84,161
合計	886,046	1,136,954	1,691,214	2,278,387	2,724,488

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関の種類別による貸付残高

(合計に占める比率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)	36.2	31.6	33.1	35.2	36.3
民間銀行	61.7	65.3	63.4	61.4	60.6
銀行以外の金融機関	2.2	3.1	3.5	3.4	3.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
非金融公共部門	75,254	52,825	37,738	49,351	104,130
金融部門(公共および民間)	13,199	26,426	44,306	61,653	58,154
非金融民間部門	819,174	1,085,655	1,655,049	2,254,399	2,721,102
貸倒引当金	(21,581)	(27,953)	(45,879)	(87,016)	(158,898)
合計	886,046	1,136,954	1,691,214	2,278,387	2,724,488

出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
非金融公共部門	46.2	(29.8)	(28.6)	30.8	111.0
金融部門(公共および民間)	23.0	100.2	67.7	39.2	(5.7)
非金融民間部門	35.6	32.5	52.4	36.2	20.7
貸倒引当金	26.5	29.5	64.1	89.7	82.6
合計	36.5	28.3	48.7	34.7	19.6

出所：中央銀行

2015年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2014年比で38.4%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2014年の33億米ドルから11.9%減少し、2015年は29億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2014年の5,498億ペソから2015年には7,554億ペソへと37.4%増加した。

2016年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2015年比で14.0%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2015年の29億米ドルから214.5%増加し、2016年は92億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2015年の7,554億ペソから2016年には8,866億ペソへと17.4%増加した。

2017年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2016年比で41.8%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2016年の92億米ドルから60.9%増加し、2017年は148億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2016年

の8,866億ペソから2017年には1兆2,930億ペソへと45.9%増加した。同年のインフレ率は24.8%であった（詳細は「(2) 経済 - 最近5年間の経済の動向 - (c) インフレーションおよび物価の動向」を参照のこと。）。

2018年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2017年比で18.6%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2017年の148億米ドルから4.7%増加し、2018年は155億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2017年の1兆2,930億ペソから2018年には1兆5,405億ペソへと19.1%増加した。同年のインフレ率は47.6%であった（詳細は「(2) 経済 - 最近5年間の経済の動向 - (c) インフレーションおよび物価の動向」を参照のこと。）。

2019年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2018年比で19.4%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2018年の155億米ドルから30.7%減少し、2019年は108億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2018年の1兆5,405億ペソから2019年には1兆8,107億ペソへと17.6%増加した。同年のインフレ率は53.8%であった（詳細は「(2) 経済 - 最近5年間の経済の動向 - (c) インフレーションおよび物価の動向」を参照のこと。）。

2015年から2019年にかけて、リスク分類全体では大幅な変更はなく、その期間を通して回収不能と分類された貸付金は実質的に存在しなかった。

以下の表は、金融システムによる融資に関する情報をリスク分類別および金融機関の種類別に示す。

金融システム資産総額の金融機関種類別のリスク分類

(2019年12月31日現在の融資合計に占める比率(%))

	公営 銀行(7)	民間 銀行	金融 会社	金融 システム
リスク分類:				
正 常(1)	91.0	94.2	88.6	93.0
潜在的問題債権:				
要注意・支払不十分(2)	1.6	1.5	3.5	1.6
交渉中または再編中(3)	1.1	1.1	2.7	1.1
問題債権(4)	4.5	2.3	3.4	3.1
支払不能(5)	1.8	0.9	1.7	1.3
回収不能(6)	-	-	-	-
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 債務者の財務状態から金融債務を履行する能力を有すると証される融資を指す。金融機関監督局は、正常な融資（担保付と無担保とにかかわらず。）につき1%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (2) 債務者の財務状態からその時点で金融債務を履行する能力を有することは実証されるが、是正されない限り将来債務者の債務履行能力を損なうおそれのある外的状況が存在する融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合3%、無保証の場合5%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (3) 一定の金融債務を履行できない旨を宣言した後60日以内に再編交渉に入った債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合12%、無保証の場合25%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (4) 債務者がその金融債務を履行できないために債権者が重大な財務上の損失を被る結果となる融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合25%、無保証の場合50%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (5) 金融債務を履行する際に支払不能に陥る可能性が高い債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合50%、無保証の場合100%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (6) 債務者の財務状態から、債務不履行分が回収される可能性が低いと証される融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合100%、無保証の場合100%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (7) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

負債

金融システムの負債総額は増加し、2015年が38.2%増の1兆6,205億ペソ、2016年が44.9%増の2兆3,485億ペソ、2017年が30.6%増の3兆676億ペソおよび2018年が60.4%増の4兆9,212億ペソであった。2019年の金融システムの負債総額は、名目額で18.6%増の5兆8,370億ペソとなった。

預金

2015年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、38.4%増加し、2015年12月31日現在で1兆3,554億ペソに達した。2015年12月31日現在、非金融公共部門の預金は13.3%増加した。2015年12月31日現在非金融民間部門の預金は47.4%増加したが、これは要求払預金における24.9%の増加、貯蓄預金口座における48.5%の増加および定期預金における60.6%の増加を反映している。

預金の通貨別の内訳は2015年12月31日現在以下の通りである。

ペソ建預金総額は、2014年同日比で37.1%増加し1兆1,517億ペソとなった。

○ 非金融公共部門によるペソ建預金は、2014年同日比で22.6%増加し2,641億ペソとなった。

○ 非金融民間部門によるペソ建預金は、2014年同日比で42.1%増加し8,876億ペソとなった。

米ドル建預金総額は、2014年同日比で20.4%増加し106億米ドルとなった。

2016年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、45.3%増加し、2016年12月31日現在で1兆9,690億ペソに達した。2016年12月31日現在、非金融公共部門の預金は51.8%増加した。2016年12月31日現在、非金融民間部門の預金は43.2%増加したが、これは要求払預金における38.3%の増加、貯蓄預金口座における64.9%の増加および定期預金における14.5%の増加を反映している。

預金の通貨別内訳は2016年12月31日現在以下のとおりである。

ペソ建預金総額は、2015年同日比で21.3%増加し1兆3,975億ペソとなった。

○ 非金融公共部門によるペソ建預金は、2015年同日比で15.3%増加し3,044億ペソとなった。

○ 非金融民間部門によるペソ建預金は、2015年同日比で23.1%増加し1兆930億ペソとなった。

米ドル建預金は、2015年同日比で131.3%増加し245億米ドルとなった。

2017年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、24.2%増加し、2017年12月31日現在で2兆4,460億ペソに達した。2017年12月31日現在、非金融公共部門の預金は3.6%増加した。2017年12月31日現在、非金融民間部門の預金は30.2%増加したが、これは貯蓄預金口座における70.2%の増加、定期預金における24.7%の増加および要求払預金における13.0%の増加を反映している。

預金の通貨別内訳は2017年12月31日現在以下のとおりである。

ペソ建預金総額は、2016年同日比で25.0%増加し1兆7,462億ペソとなった。

○ 非金融公共部門によるペソ建預金は、2016年同日比で21.0%増加し3,683億ペソとなった。

○ 非金融民間部門によるペソ建預金は、2016年同日比で26.1%増加し1兆3,779億ペソとなった。

米ドル建預金は、2016年同日比で24.9%増加し306億米ドルとなった。

2018年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、67.0%増加し、2018年12月31日現在で4兆852億ペソに達した。これは主に、金利の引上げおよびLebacs債の消却によるものであった。2018年12月31日現在、非金融公共部門の預金は88.9%増加した。2018年12月31日現在、非金融民間部門の預金は61.8%増加したが、これは定期預金における75.6%の増加、貯蓄預金口座における65.4%の増加および要求払預金における15%の増加を反映している。

預金の通貨別内訳は2018年12月31日現在以下のとおりである。

ペソ建預金総額は、2017年同日比で53.2%増加し2兆6,758億ペソとなった。

- 非金融公共部門によるペソ建預金は、2017年同日比で96.7%増加し7,248億ペソとなった。
- 非金融民間部門によるペソ建預金は、2017年同日比で41.6%増加し1兆9,510億ペソとなった。

米ドル建預金は、2017年同日比で7.0%増加し327億米ドルとなった。

2019年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、2018年12月31日現在の4兆852億ペソから18.4%増加し、2019年12月31日現在で4兆8,381億ペソに達した。2019年12月31日現在、非金融公共部門の預金は2018年12月31日より11.8%減少した。2019年12月31日に終了した11か月間において、非金融民間部門の預金は2018年12月31日より26.5%増加したが、これは要求払預金における75.7%の増加、貯蓄預金口座における16.9%の増加および定期預金における20.7%の増加を反映している。

預金の通貨・部門別（金融部門を除く。）内訳は2019年12月31日現在以下のとおりである。

非金融公共部門によるペソ建預金総額は、2018年比で20.3%増加し3兆2,192億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2018年比で19.1%減少し5,862億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2018年比で34.9%増加し2兆6,323億ペソとなった。

非金融公共部門による米ドル建預金は、2018年比で36.5%減少し208億米ドルとなった。

2019年中、アルゼンチンの景気後退および財政難が悪化したことで、金融部門による米ドル建預金は大幅に減少し、当座預金口座は定期預金に比べて大幅に増加した。

以下の表は、表示日現在における金融部門に対する預金総額に関する情報を示す。

金融機関種別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)	607,504	919,438	1,062,980	1,796,873	2,059,643
民間銀行	744,606	1,044,548	1,374,885	2,275,692	2,763,659
銀行以外の金融機関	3,242	5,042	8,133	12,678	15,585
合計	1,355,353	1,969,029	2,445,998	4,085,243.7	4,838,886

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関種別預金高

(合計に占める比率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国有銀行(1)	44.8	46.7	43.5	44.0	42.6
民間銀行	54.9	53.0	56.2	55.7	57.1
銀行以外の金融機関	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

部門別および預金種別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
非金融公共部門	291,104	441,890	457,957	864,851	763,198
金融部門(公共および民間)	1,659	5,451	6,053	12,996	17,950
非金融民間部門	1,062,590	1,521,687	1,981,988	3,207,397	4,057,738
要求払預金	220,829	305,445	345,060	396,692	696,920
貯蓄口座	301,304	496,770	845,595	1,398,264	1,634,611
定期預金	510,385	584,603	728,811	1,279,725	1,544,710
その他	30,072	134,869	62,522	132,716	181,497
預金総額	1,355,353	1,969,029	2,445,998	4,085,244	4,838,886

出所：中央銀行

部門別および預金種別預金高

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
非金融公共部門	13.3	51.8	3.6	88.9	(11.8)
金融部門(公共および民間)	(5.1)	228.7	11.0	114.7	38.3
非金融民間部門	47.4	43.2	30.2	61.8	26.5
要求払預金	24.9	38.3	13.0	15.0	75.7
貯蓄口座	48.5	64.9	70.2	65.4	16.9
定期預金	60.6	14.5	24.7	75.6	20.7
その他	30.1	348.5	(53.6)	112.3	36.2
預金総額	38.4	45.3	24.2	67.0	18.4

出所：中央銀行

(g) 金利

銀行の貸付に対する金利

2019年12月31日現在、ペソ建貸付に対する年間平均銀行間金利は60.2%（これに対し2018年12月31日は44.3%）であった。当座預金貸越金利は、2018年12月31日現在の48.6%から2019年12月31日現在は67.3%に上昇した。年間平均米ドル建銀行間金利は、2018年12月31日現在の2.6%から2019年12月31日現在は2.5%に低下した。

2019年12月31日現在、個人向け融資のペソ建名目年金利は2018年12月31日現在の63.9%から71.6%に上昇し、ペソ建抵当貸付の平均金利は2019年12月31日現在47.5%と安定していた。

以下の表は、表示日現在における銀行貸付に対する平均金利に関する情報を示す。

	銀行の貸付に対する金利				
	（名目年金利(%)）				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
自国通貨					
銀行間貸付金利(1)	21.9	29.1	25.4	44.3	60.2
当座預金貸越(2)	24.9	31.2	26.6	48.6	67.3
外国通貨					
銀行間貸付金利(1)	3.2	2.2	2.6	2.6	2.5

(1) 平均銀行間金利

(2) 当座預金のペソ建貸越に係る平均金利

出所：中央銀行

預金に対する金利

ペソ建定期預金に対する平均名目年金利は、2014年の20.8%から2015年には21.7%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目年金利は、2014年の1.05%から2015年には1.8%に上昇した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2014年12月の20.0%から2015年12月には27.5%に上昇した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2015年の21.7%から2016年には24.4%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2015年の1.8%から2016年には0.9%に低下した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2015年12月の27.5%から2016年12月には20.0%に低下した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2016年の24.4%から2017年には19.1%に低下した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2016年の0.9%から2017年には0.5%に低下した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2016年12月の20.0%から2017年12月には23.2%に上昇した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2017年の19.1%から2018年には32.0%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2017年の0.5%から2018年には1.0%に上昇した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2017年12月の23.2%から2018年12月には48.6%に上昇した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2018年の32.0%から2019年には47.3%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2018年の1.0%から2019年には1.6%に上昇した。民間銀行向け月平均名目ペソ建BADLAR金利は、2018年12月の48.6%から2019年12月には41.7%に低下した。

以下の表は、表示日現在における平均銀行預金金利に関する情報を示す。

預金、Lebacs債およびLeliqs債に対する金利

(名目年金利(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
自国通貨					
貯蓄預金	0.2	0.2	0.3	3.4	7.2
定期預金(1)	21.7	24.4	19.1	32.0	47.3
平均預金金利(2)	14.7	16.1	11.9	23.5	34.6
Lebacs債(3)	28.8	30.0	32.6	35.7	未詳
Leliqs債(4)	-	-	-	64.8	66.02
外国通貨					
貯蓄預金	-	-	-	-	-
定期預金(1)	1.8	0.9	0.5	1.0	1.6
平均預金金利(2)	1.2	0.4	0.2	0.3	0.5
Lebacs債(3)	3.4	1.4	未詳	未詳	未詳

(1) 全定期預金に対する加重平均金利

(2) 定期預金および貯蓄預金の合計に対する加重平均金利

(3) 全定期Lebacs債に対する加重平均年金利

(4) 全定期Leliqs債に対する加重平均年金利

出所：中央銀行

本報告書日現在、すべてのLebacs債は消却されている。「(b) 金融政策 - 2019年に実施された金融政策措置」を参照のこと。

(h) 証券市場

アルゼンチンの証券市場においては、国債取引が主流であり、その後に会社株式取引、社債取引と続いている。先物(フューチャー)およびオプションなどその他の金融商品の取引は、市場活動のごく一部を占めるにすぎない。

証券市場に対する規制

アルゼンチンの証券市場は、国家証券委員会(Comisión Nacional de Valores、または「CNV」)および株式市場による規制を受けている。CNVは、アルゼンチンの公開証券市場において取引を行う、ブローカー、上場会社、ミューチュアル・ファンドおよび決済機関を含むすべての仲介業者を監督の対象とし、国債の新規発行を除くすべての証券の公募を規制・監督する権限を有する。

2016年12月29日、公募に対する承認を経て、CNVは、Bolsas y Mercados Argentinos(「ByMA」)を証券上場市場として認可した。ByMAは、2017年5月23日にその業務を開始し、これに伴いMERVALに上場されていた証券はすべて自動的にByMAに移管された。現在、主要な市場は、ByMAおよびMercado Abierto Electrónico(「MAE」)である。

1990年代前半に法的枠組みを変更し、コマーシャル・ペーパー、新種の社債ならびに先物およびオプションを含む、アルゼンチン資本市場での新規金融商品の発行・取引を規定した。この時期は、アルゼンチン証券市場は規制が比較的低下水準で、その実行は限られていた。2013年11月に国会は、アルゼンチン証券市場に係る開示および規制基準を強化する権限をCNVに与える資本市場法第26,831号を承認した。新たな基準は、決議第622/2013号に基づき施行されるCNV規則の変更を通じて導入される。2018年5月9日に、国会は、法律第27,440号を制定した。同法は、(i) MSME向けの融資を増やすために国内資本市場を発展させること、() 抵当ローン向け融資を提供することにより住

宅の購入を促進すること、() 長期貯蓄に有利でありそれを促進する金融商品を増やすこと、() CNVの規制権限を強化すること、ならびに() 技術を通じて資本市場の連邦化を促進することを目的としている。

2015年12月31日現在、アルゼンチンの主要証券市場（ブエノスアイレス証券取引所）の株式時価総額は、主として為替相場の変動により、2014年12月31日に比べ44.4%減の2,532億米ドルであった。

2016年12月31日現在、アルゼンチンの主要証券市場（ブエノスアイレス証券取引所）の株式時価総額は、主として株価の変動により、2015年12月31日に比べ12.4%増の2,847億米ドルであった。

2017年12月31日現在、アルゼンチンの主要証券市場（ブエノスアイレス証券取引所）の株式時価総額は、主として株価の上昇およびアルゼンチンの発行体による様々な株式の一般募集の完了により、2016年12月31日に比べ28.7%増の3,663億米ドルであった。

2018年において、アルゼンチンの有価証券の価格は、マクロ経済の動向の長期的影響に対する投資家の見方により悪影響を受けた。その結果、企業評価が大幅に低下し、アルゼンチンの発行体の債務証券の流通市場利回りが上昇した。2018年12月31日現在、アルゼンチンの主要株式市場の時価総額は、2017年12月31日に比べ24.0%減少して2,784億米ドルであった。

2019年において、アルゼンチンの有価証券の価格は、マクロ経済の動向の長期的影響に対する投資家の見方により悪影響を受けた。その結果、企業評価が大幅に低下し、アルゼンチンの発行体の債務証券の流通市場利回りが上昇した。2019年12月31日現在、アルゼンチンの主要株式市場の時価総額は、米ドルにより評価すると、2018年12月31日現在の当該時価総額に比べて36.7%減少し1,763億米ドルとなった。ペソによる評価の場合、2019年におけるアルゼンチンの主要株式市場の時価総額は、上場会社が減少したにもかかわらず安定していた。

ミューチュアル・ファンドおよびFGS

2005年から2008年にかけて、個人、年金基金およびミューチュアル・ファンドは、アルゼンチンの資本市場における最も規模の大きい投資家グループを構成した。

2008年11月20日に、国会は法律第26,425号を承認し、同法は2008年12月9日に発効して民間年金制度が改革された。同法に基づき、従来の民間年金制度は、「賦課型」の構造を有するアルゼンチン統合年金制度（Sistema Solidario de Reparto）に吸収および承継された。この結果、民間の年金基金により管理されていたすべての資金は、広範な上場会社の株主持分を含め、ANSESにより管理される別口の基金（FGS）に移管された。FGSが保有する資産は、社会保障および年金の支払いを行う政府の（ANSESを通じた）債務の履行を妨げる予想外の財政赤字を補うことを目的とした、政府への前払金にのみ利用することができる。FGSは幅広い金融資産を保有し、これには公共部門証券、会社株式、固定および変動利付商品、債券、投資信託、信託に基づき発行される負債表章証券ならびにモーゲージ債が含まれるがこれらに限定されない。2019年12月現在、FGSの評価額は2兆3,878億ペソであった。有価証券および債券（obligaciones negociables）は引き続きFGSの最も重要な投資対象であり、同基金の総評価額の75.6%を占めた。

FGSの総資産

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
資産（単位：十億ペソ）	664.0	875.4	1,202.6	1,648.2	2,387.8
前年からの増加率（%）	40.6	31.8	37.4	37.1	44.8

出所：FGS

FGS特別貸付およびその他のプログラム

2016年6月29日、国会は退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムを承認する法律を制定した。このプログラムは、政府の社会保障政策を最高裁判所の判断と一致させることを目的としたものであり、その主な構想には、() 200万人超の退職者に対する給付および30万人超の退職者に対する遡及的補償、ならびに() 退職者適格が認められない165歳超の者すべてに所得を保障する格差解消年金(pensión universal)の新設が含まれる。このプログラムは、退職者に対して総額470億ペソ以上の遡及的補償を給付し、また潜在的受給者すべてを対象に750億ペソを上限として支出する。同法は、このプログラムの資金を調達するために、株主持分を含め、FGSにより保有される資産を必要な場合に徐々に売却することができる旨を定めている。

国債

取引高という点で、アルゼンチンの債券市場は、政府の有価証券が大半を占めている。公債の総取引高は、2015年が564億米ドル、2016年が704億米ドル、2017年が1,260億米ドル、2018年が1,189億米ドル、2019年が1,596億米ドルであった。

政府が発行する債券の種類に関する記載については、「(6) 公債」を参照のこと。

社債

社債は、記名式で発行され、自国通貨または外国通貨建てであることができる。社債の金利は固定金利または変動金利のいずれかであり、市場条件および発行者の信用力により大きく異なることがある。

株式

アルゼンチンの株式市場はCNVの規制を受ける。認可された市場は、CNVの基準に従い、発行企業がこれらの市場に株式を上場するために従わなければならない規則を制定する。

2015年に、株式の総取引高は4.2%増加し50億米ドルとなった。2016年に、株式の総取引高は9.7%減少し45億米ドルとなった。2017年に、株式の総取引高は58.7%増加し71億米ドルとなった。2018年に、株式の総取引高は3.6%増加し74億米ドルとなった。2019年に、株式の総取引高は2018年の74億米ドルから41.6%減少し43億米ドルとなった。

以下の表は、表示日現在のブエノスアイレス証券取引所における時価総額および一日当たり平均取引高に関する一定のデータを示す。

**ブエノスアイレス証券取引所における
時価総額および取引高**

(単位：別段の記載がない限り、百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
市場の時価総額 (単位：十億米ドル)	253.2	284.7	366.3	278.4	176.3
一日当たり平均取引高	331.6	365.9	624.6	628.9	857.5
株式	20.6	18.1	28.6	33.1	17.9
社債	7.7	8.8	18.5	16.5	18.5
公債	230.4	285.3	504.3	507.2	627.0
その他(1)	72.8	53.7	73.2	72.1	194.1

総取引高(2)	80,887.3	90,328.6	155,317	146,721	214,049
株 式	4,976.6	4,495.4	7,133	7,386	4,313
社 債	1,871.5	2,179.7	4,579	3,862	4,670.2
公 債	56,403.5	70,416.9	125,988	118,886	159,619.4
その他(1)	17,635.7	13,236.6	17,618	16,588	45,446

(1) 投資信託、指数先物、オプションその他を含む。

(2) 各年の総取引高

出所：ブエノスアイレス証券取引所

中央銀行の貸借対照表

以下の表は、表示日現在の中央銀行の貸借対照表に関する情報を示す。

中央銀行
貸借対照表

(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)
12月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
資産					
外貨準備:					
金	27,401	33,313	43,158	85,281	160,786
外貨	144,744	368,453	619,326	1,658,318	1,740,554
外貨プレースメント	159,791	207,294	376,347	760,307	786,790
その他(1)	518	5,479	(5,215)	(16,658)	(1,939)
外貨準備高総額(2)	332,453	614,538	1,033,615	2,487,248	2,686,192
公債(3)	867,621	1,098,212	1,305,944	1,657,560	3,372,924
貸付:					
政府への貸付(一時的な前渡金)	331,850	382,230	472,230	502,730	852,730
金融システムへの貸付(4)	2,998	1,439	682	62	736
国際機関(5)	46,971	65,469	82,996	168,417	273,446
その他資産(6)	225,963	276,400	327,905	698,483	1,691,043
資産合計	1,807,856	2,438,342	3,223,372	5,514,500	8,877,071
負債					
マネタリー・ベース:					
流通通貨(7)	478,777	594,616	786,712	859,536	1,153,405
ペソ建経常勘定(8)	145,113	227,049	214,400	549,441	741,976
マネタリー・ベース合計	623,890	821,664	1,001,113	1,408,977	1,895,381
預金:					
政府預金	5,078	18,726	37,029	527,210	50,258
その他の預金	171,937	246,759	240,958	535,119	534,036
預金合計	177,016	265,485	277,987	1,062,329	584,294
国際機関に対する債務	8,223	9,887	3,636	101,761(9)	220,491
中央銀行手形:					
外貨建て	31,273	-	-	-	-
ペソ建て	385,619	698,425	1,160,332	735,114	1,065,094
中央銀行手形合計(10)	416,892	698,425	1,160,332	735,114	1,065,094
その他負債	404,491	508,259	627,422	1,621,557	3,126,583
負債合計	1,630,510	2,303,720	3,070,489	4,929,738	6,891,843
純資産	177,346	134,623	152,883	584,762	1,985,228
備忘項目:					
外貨準備(単位:百万米ドル)	25,563	38,772	55,055	65,786	44,848
中央銀行の外貨準備(輸入総額月数)	4.1	6.4	7.4	9.1	8.1
ペソ/米ドル為替レート(11)	13.01	15.85	18.77	37.81	59.90

(1) ラテンアメリカ統合連合(ALADI)との相殺信用契約に基づく取引の純利益を含む。

(2) 短期の外貨建債券および外貨建預金を含む。

(3) 1990年統合債券(1990 Consolidated Treasury Note)、IMF債務などを含む。

- (4) 借換後の信用枠を含む。2018年、金融システムへの貸付は90.9%減少したが、これは主に地域インフラ連邦信託基金（Fondo Fiduciario Federal de Infraestructura Regional）による中央銀行への債務残高3億7,440万ペソの免除に起因した。
- (5) 政府勘定からの国際機関への移転およびIMFによる政府への移転を含む。
- (6) 経過勘定などを含む。
- (7) 銀行の手元現金を含む。
- (8) 中央銀行におけるペソ建預金準備を含む。
- (9) 国際決済銀行と締結した信用契約20億米ドルを含む。
- (10) Lebac債、Nobacs債およびLeliqs債を含む。
- (11) 中央銀行がその貸借対照表公表のために使用している為替レート。

出所：中央銀行

2017年に、中央銀行がペソ建で発行した債券は、2016年の7,000億ペソから1兆2,000億ペソへ増加した。これは主に、インフレの軽減および外貨準備を増やすための海外資産の取得を目的として、中央銀行が金融政策手段として用いたLebac債の発行の増加によるものであった。

2018年に、中央銀行に保有する政府預金が2017年の370億ペソから5,272億ペソに増加した。これは主に、2018年1月の国際資本市場における債務証券の売出し、IMFと締結したSBAに基づく融資、ならびに共和国が締結した取引に従った2024年満期のBonares債および2025年満期のBonares債の売出しによるものであった。共和国は、当該取引に基づき定められた金額を支払うことで当該Bonares債を消却できる権利が付与されている。この増加は、ポートフォリオ投資の流出により一部相殺された。売出しの対象であった2024年満期のBonares債および2025年満期のBonares債はすべて、2019年8月に消却された。

2019年に、中央銀行に保有する政府預金が2018年の5,272億ペソから502億ペソに減少した。これは主に、2019年のSBAに基づく融資が2018年から減少したこと、および政府が様々な目的により一部の預金を引き出したことに起因した。

最近の動向

金融政策

2020年1月27日、中央銀行は、アルゼンチンの社会的・経済的困難に直面している状況に対処し、政府の財政への取組みに沿って、通貨および金融の安定の達成と経済発展の促進を追求することを目的とした、最新の金融政策ガイドラインの採択を発表した。

新たな金融政策ガイドラインは、中央銀行が、対外債務の返済のための資金調達において、また、例外的な状況の下で、バランスのとれた短期金融市場の保全を確保する意図の範囲内で、ペソ建の債務及び経費の資金調達において、アルゼンチン経済省を支援することを可能にするために導入された。

中央銀行の金融政策ガイドラインは、以下の主要原則に基づいている。

金利：金利は、金融および経済の安定を維持し、長期的なイールドカーブを形成し、実質金利がマイナスの水準に達しないことを確保することにより、現地通貨の貯蓄を奨励する水準に設定される。

物価：中央銀行は、政府の経済・所得政策イニシアティブと整合的で調整された、慎重な金融政策アプローチに基づき、緩やかではあるが持続可能なインフレ削減経路を誘導するために取り組む。

通貨集計量：中央銀行は、長期的な成長に見合ったマネタイゼーション水準を維持するよう努める。中央銀行は、インフレに直接的または間接的な影響を与える流動性の不均衡を回避するため、このようなプロセスを慎重に実施する意向である。

為替レート:中央銀行は、大きな為替レートの変動を抑えるために管理された変動為替相場制を採用し、外貨準備の蓄積を促進する。

信用:中央銀行は、生産的発展と両立する金利で、短期、中期および長期の国内信用市場の発展を促進する。

活動レベルと雇用レベル:金融政策は、国内市場の回復、輸出の成長、持続可能な投資と生産性の促進を支援する。

為替レートのボラティリティが限定的であることに伴う為替規制及び価格の緩和により、2019年12月31日現在の55%から2020年3月1日現在の38%への引き下げが可能となった。また、スワップ・レートは、2019年12月31日現在の48.13%から2020年3月1日現在の19%に引き下げられた。こうした利下げにより、中央銀行は補助利率で生産的信用を促進する措置を実施することが可能となった。さらに、中央銀行は、期待インフレ率と比較して、国内通貨の貯蓄にプラスの実質リターンをもたらすと期待される利回りの改善を進めた。

補助利率で信用枠を設定したことで、2018年半ばに始まった強力な縮小サイクルを逆転させ、前例のない一定価格(2019年7月から2020年7月までの53%)での信用枠の拡大が可能となった。2020年5月、ペソによる貯蓄を促すため、中央銀行は、個人の100万ペソを上限とする30日間の定期預金に適用される年間名目金利を33.06%とし、その他のすべての預金に適用される名目金利を30.02%と設定した。

2020年10月、為替圧力の高まりを受けて、中央銀行は以下を実施した。

() 短期の現地通貨建て金融商品の実質金利のリターンを高めるために、翌日物リバース・スワップ金利を19%から30%に引き上げ、() 年利33%の7日物スワップの提供を開始し、() 財務省の金利を中央銀行の不胎化における商品金利に合わせて段階的に調整するために、Le liqs金利を36%に設定し、() 個人による100万ペソを上限とした30日間の定期預金に適用される年間名目金利を34%とし、その他すべての預金に適用される年間名目金利を32%に設定した。

切下げを事前に設定する仕組みを廃止し、柔軟性を高め、多国間実質為替レートの競争水準を維持した。

MAEで円卓会議を開き、外国貿易業務のための人民元購入を可能にするため、ロサリオ先物取引所(ROFEX)での処理を認可した。さらに、中央銀行は、人民元建ての先物契約を承認する。中央銀行は、これらの業務に対応するため、人民元の準備預金を利用する意向であり、中国人民銀行との通貨スワップを利用する意向ではない。

新たな外国直接投資による資本流入を促進するため、投資売却後1年以内に投資を本国送金することにより、投資家による公定市場へのアクセスが可能になった。

以下の表は、表示日現在の中央銀行の貸借対照表に関する情報を示す。

中央銀行 貸借対照表

(単位:別段の記載がない限り、百万ペソ)

	6月30日現在	
	2019年	2020年
資 産		
外貨準備:		
金	105,528	248,924
外 貨	1,790,850	1,643,167
外貨ブレースメント	841,983	1,154,377
その他(1)	(9,869)	110
外貨準備高総額(2)	2,728,492	3,046,580
公 債(3)	1,791,327	4,320,736
貸 付:		
政府への貸付(一時的な前渡金)	502,730	1,164,730
金融システムへの貸付	131	454
国際機関(4)	190,075	320,765
その他資産(5)	977,286	2,365,598
資産合計	6,190,041	11,218,862
負 債		
マネタリー・ベース:		
流通通貨(6)	872,460	1,575,181
ペソ建経常勘定(7)	503,343	589,320
マネタリー・ベース合計	1,375,803	2,164,501
預 金:		
政府預金	419,563	103,642
その他の預金	662,870	738,832
預金合計	1,082,433	842,473
国際機関に対する債務	114,064	222,527
中央銀行手形:		
外貨建て	-	-
ペソ建て	1,127,035	2,474,255
中央銀行手形合計(8)	1,127,035	2,474,255
その他負債	2,009,407	4,017,965
負債合計	5,708,741	9,721,720
純資産	481,300	1,497,141
備忘項目:		
外貨準備(単位:百万米ドル)	64,278	43,241
中央銀行の外貨準備(輸入総額月数)	10.5	9.1
ペソ/米ドル為替レート(9)	42.45	70.46

(1) ラテンアメリカ統合連合(ALADI)との相殺信用契約に基づく取引の純利益を含む。

(2) 短期の外貨建債券および外貨建預金を含む。

(3) 1990年統合債券(1990 Consolidated Treasury Note)、IMF債務などを含む。

(4) 政府勘定からの国際機関への移転およびIMFによる政府への移転を含む。

(5) 経過勘定などを含む。

(6) 銀行の手元現金を含む。

(7) 中央銀行におけるペソ建預金準備を含む。

(8) Lebacks債、Nobacs債およびLeliqs債を含む。

(9) 中央銀行がその貸借対照表公表のために使用している為替レート。

出所:中央銀行

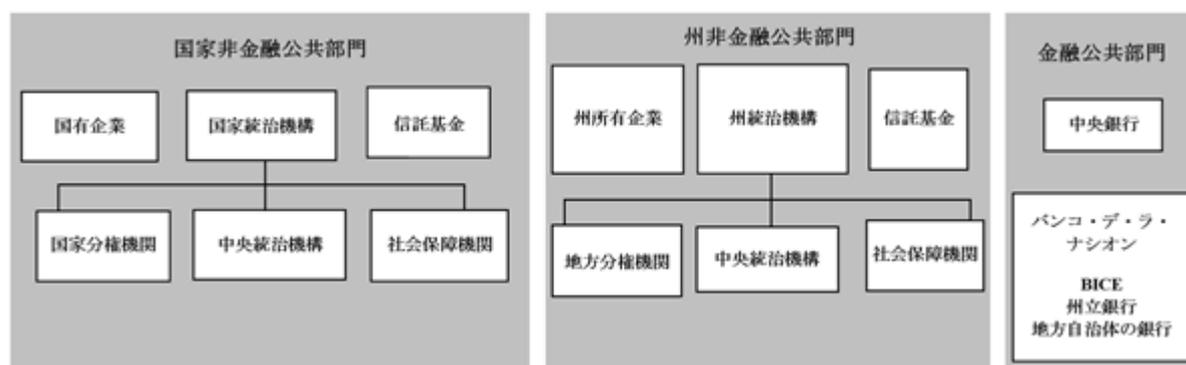
(5)【財政】

財政制度および租税制度の概要

概 要

アルゼンチンの公共部門は、中央政府、州政府および地方自治体から成る。これらの組織は非金融公共部門および金融公共部門に分けられる。非金融公共部門は、国家、州および地方自治体の統治機構、国有企業、一定の公的機関および特別目的信託基金により構成される。また、国家統治機構は、中央統治機構、国家分権機関および社会保障機関（かつての州年金基金を含む。）により構成される。金融公共部門は、中央銀行、バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）、BICEおよび10のその他の公的金融機関（州および地方自治体の銀行を含む。）より成る。

以下の図はアルゼンチンの公共部門の組織構成（地方自治体の非金融部門を除く。）を表す。



中央統治機構は、省庁を含め、政府の行政府、立法府および司法府から成る。国家の分権機関は、公共歳入管理庁（AFIP）等、中央統治機構から独立した予算、歳入および歳出を有する政府機関を含む。国家の社会保障機関は、ANSES（国民社会保障機構）（独立機関である。）、軍隊年金基金および連邦警察年金基金より成る。2020年10月23日現在において、10州およびブエノスアイレス市がその社会保障債務をANSESに移管していた。「(2) 経済 - 最近5年間の経済の動向 - (e) 社会保障制度」を参照のこと。これらかつての州の債務は現在、ANSESにより管理されている。

国家公共会計は国家の非金融公共部門の連結成績を反映するものである。しかしながら、中央銀行およびFGSから政府への（資金）移転は2015年12月31日までは政府の経常歳入に含まれていた。2016年より（プロフォルマ（想定）ベースでは2014年および2015年より）、中央銀行およびFGSからの政府への移転は基礎的財政収支の項目の下に個別に計上されている。また、政府は、期限通りに履行されずに次会計年度に繰延べられた納入業者に対する債務総額を基礎的歳出中の小項目として個別に計上した。

アルゼンチンの州政府および地方自治体政府は政府から独立し、別個の財政を営んでいる。したがって、州政府および地方自治体政府の財政実績は国家公共会計には反映されていない。しかしながら、中央統治機構は法律上、その歳入の一部を州に移転しなければならず、また随時、州に対してその他の形の財政援助を行っている。「一般会計 - (f) 州との財政関係」を参照のこと。

以下の検討において別途明示する場合を除き、国家公共会計は、歳入および歳出が発生した期間に関係なく、キャッシュフローが実際に起こった期間において計算する現金主義で計上されている。下記の国家公共会計の検討および本報告書全体において、国家の非金融公共部門を「政府」という。さらに、国家の非金融公共部門の財政収支を基礎的財政収支（プライマリー・バランス）という。この基礎的財政収支には、政府が（納入業者等に対する）その

支払債務および支払利息の一部を弁済するために発行する債務証書であるBocones債の発行は反映されていない。国家の非金融公共部門の総合収支には、別途明示する場合を除き、支払利息が含まれる。

公共機関の概要

政府は、国有企業および国営企業を通じて一定の任務を遂行し、商業活動を行っており、それには以下のものが含まれる。

アルゼンチン最大の航空会社であるAerolíneas Argentinas S.A. (「Aerolíneas Argentinas」)
Banco de la Nación Argentina (アルゼンチン国立銀行)
Banco de Inversión y Comercio Exterior S.A. (「BICE」)
飲料水および公衆衛生の基礎サービスを提供するAgua y Saneamientos Argentinos S.A. (「AYSA」)
国家の郵政事業を担うCorreo Oficial de la República Argentina (「Correo Argentino」)
国有エネルギー会社であるEnergía Argentina S.A. (「ENARSA」)
国有鉄道会社であるOperadora Ferroviaria S.E.
国営のエネルギー会社であるYPF

一般会計

(a) 国家公共会計

概 要

2016年以降、財政実績は、()中央銀行およびFGSからの政府に対する移転は財政歳入合計から除外され、()政府による公的部門内における公債の支払利息は基礎的歳出合計から除外され、ならびに()税収は州との租税配分に基づく歳入および移転を控除して表示され、年金拠出金、助成金および政府の社会保障移転が表示されている。以下に記載の2016年より前の年度についての情報には、上記の新たな報告方式によるデータが使用されている。

以下の財政実績の検討の記述中の数値は直後の表中に表示されている数値である。ただし、社会保障税、付加価値税(「VAT」)、所得税、財貨およびサービス税ならびに燃料税による歳入の記述はこの限りでなく、これらはそれぞれ、州との租税配分に基づく歳入(および移転)(「- (f) 州との財政的關係」を参照のこと。)およびアルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む「- (b) 租税制度」に記載の「租税歳入の構成」という表題の表中に記載されている数値に関連する。

財政実績の推移：2015年 - 2019年

2015年から2019年に、政府は、社会プログラムへの資金拠出および社会保障給付金の増額などを通じた歳出の増加が主な要因となり、基礎的財政収支と総合収支の双方において赤字を記録した。政府が社会保障給付、公的給付金および州への移転を大幅に増加させたため、上記の期間において歳出が拡大した。

国家公共会計

(単位：百万ペソ)

	2015年(1)	2016年(1)	2017年(1)	2018年(1)	2019年(1)
財政歳入：					
経常歳入：					
国家管理税(2)	708,801	976,663	1,117,613	1,414,607	2,209,307
社会保障税(2)	419,419	558,087	727,254	901,922	1,224,439
国有企業運営利益(純額)	(24,627)	(44,011)	(46,641)	(70,981)	(84,725)
その他の租税外歳入(3)	74,718	94,116	150,446	271,828	383,686
資本収入(4)	457	443	2,770	12,202	119,642
財政歳入合計(5)	<u>1,178,768</u>	<u>1,585,298</u>	<u>1,951,442</u>	<u>2,529,579</u>	<u>3,852,349</u>
基礎的歳出：(6)					
経常歳出：					
国家統治機構の給与	199,066	266,831	333,193	400,835	536,937
財貨およびサービス	69,469	79,327	104,349	134,995	168,399
社会保障(7)	535,697	734,717	1,022,541	1,291,678	1,866,686
州への移転	27,614	73,589	82,660	79,266	130,846
その他の移転(8)	374,174	573,125	599,858	738,462	994,296
その他の歳出	36,456	19,188	5,049	13,034	13,944
資本支出	160,887	182,045	207,934	210,296	236,362
基礎的歳出合計	<u>1,403,363</u>	<u>1,928,823</u>	<u>2,355,584</u>	<u>2,868,566</u>	<u>3,947,470</u>
基礎的財政収支	<u>(224,595)</u>	<u>(343,526)</u>	<u>(404,142)</u>	<u>(338,987)</u>	<u>(95,122)</u>
支払利息(9)	(79,166)	(131,260)	(224,907)	(388,940)	724,285
民営化による収入	-	-	-	-	-
非金融公共部門の総合収支	<u>(303,761)</u>	<u>(474,786)</u>	<u>(629,050)</u>	<u>(727,927)</u>	<u>(819,407)</u>

- (1) 「その他の租税外歳入」には中央銀行およびFGSからの移転は含まれず、「支払利息」には公共部門間の支払利息が含まれない。
- (2) 本表に記載されているデータは「租税歳入の構成」という表題の表のデータとは異なる。これは、州との租税配分に基づく歳入（および移転）を除いているためであり、また、「租税歳入の構成」の表のデータに後れて公表され、したがって、更新された情報を反映しているためである。
- (3) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、経常移転ならびにその他の移転を含む。
- (4) 民営化による収入を除く。
- (5) アルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む。
- (6) 政府はBoconesとして知られる債券の発行により（納入業者等に対する）その一定の支払債務を履行している。Bocones債は現金払いされるといよりも将来において支払われる債券であり、上記の表に表示の期間において基礎的歳出として計上されたり、または非金融公共部門の総合収支の一部として反映されることはない。2015年、2016年、2017年、2018年および2019年に発行されたBocones債の金額は、それぞれ、16億ペソ、5億9,000万ペソ、11億ペソ、4億6,000万ペソおよび5,000万ペソであった。
- (7) 上記の表中で「社会保障」の項目で表示されている金額は現金ベースで算出されているため、発生主義に基づき算出され国家統治機構についての金額と一致する「国家の公共部門歳出の構成」という表題の表の数値とは異なる。
- (8) 民間部門への移転（助成金を含む。）、公共部門への移転（大学への移転等）、世帯主プログラムに基づく移転、国有企業への移転を含む。
- (9) 2005年債務交換および2010年債務交換に基づき発行された債券に対する支払利息を含む。

出所：経済省

国家公共会計

(対名目GDP比(%))

	2015年(9)	2016年(9)	2017年(9)	2018年(9)	2019年(9)
財政歳入:					
経常歳入:					
国家管理税(1)	11.9	11.9	10.5	9.7	10.3
社会保障税(1)	7.0	6.8	6.8	6.2	5.7
国有企業運営利益(純額)	(0.4)	(0.5)	(0.4)	(0.5)	(0.4)
その他の租税外歳入(2)	1.3	1.1	1.4	1.9	1.8
資本収入(3)	-	-	-	0.1	0.6
財政歳入合計(4)	19.8	19.3	18.3	17.4	18.0
基礎的歳出:(5)					
経常歳出:					
国家統治機構の給与	3.3	3.2	3.1	2.8	2.5
財貨およびサービス	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8
社会保障(6)	9.0	8.9	9.6	8.9	8.7
州への移転	0.5	0.9	0.8	0.5	0.6
その他の移転(7)	6.3	7.0	5.6	5.1	4.6
その他の歳出	0.6	0.2	0.0	0.1	0.1
資本支出	2.7	2.2	2.0	1.4	1.1
基礎的歳出合計	23.6	23.4	22.1	19.7	18.4
基礎的財政収支	(3.8)	(4.2)	(3.8)	(2.3)	(0.4)
支払利息(8)	1.3	1.6	2.1	2.7	3.4
民営化による収入	-	-	-	-	-
非金融公共部門の総合収支	(5.1)	(5.8)	(5.9)	(5.0)	(3.8)

(1) 本表に記載されているデータは「租税歳入の構成」という表題の表のデータとは異なる。これは、州との租税配分に基づく歳入(および移転)を除いているためであり、また、「租税歳入の構成」の表のデータに後れて公表され、したがって、更新された情報を反映しているためである。

(2) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、経常移転ならびにその他の移転を含む。

(3) 民営化による収入を除く。

(4) アルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む。

(5) 政府はBoconesとして知られる債券の発行により(納入業者等に対する)その一定の支払債務を履行している。Bocones債は現金払いされるというよりも将来において支払われる債券であり、上記の表に表示の期間において基礎的歳出として計上されたり、または非金融公共部門の総合収支の一部として反映されることはない。2015年、2016年、2017年、2018年および2019年に発行されたBocones債の金額は、それぞれ、16億ペソ、5億9,000万ペソ、11億ペソ、4億6,000万ペソおよび4億5,000万ペソであった。

(6) 上記の表中で「社会保障」の項目で表示されている金額は現金ベースで算出されているため、発生主義に基づき算出され国家統治機構についての金額と一致する「国家の公共部門歳出の構成」という表題の表の数値とは異なる。

(7) 民間部門への移転(助成金を含む。)、公共部門の団体への移転(大学への移転等)、世帯主プログラムへの移転、国有企業への移転を含む。

(8) 2005年債務交換および2010年債務交換に基づき発行された債券に対する支払利息を含む。

(9) 「その他の租税外歳入」には中央銀行およびFGSからの移転は含まれず、「支払利息」には公共部門間の支払利息が含まれない。

出所: 経済省

2015年において、政府の基礎的財政収支の赤字は名目GDPの3.8%に相当し、政府の総合収支の赤字は、名目GDPの5.1%となった。2016年において基礎的財政収支の赤字は名目GDPの4.2%に相当し、総合収支の赤字は、名目GDPの5.8%となった。2017年において基礎的財政収支の赤字は名目GDPの3.8%に相当し、総合収支の赤字は、名目GDPの

5.9%となった。2018年において、基礎的財政収支の赤字は名目GDPの2.3%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、名目GDPの5.0%となった。2019年において、基礎的財政収支の赤字は名目GDPの0.4%に相当し、総合収支の赤字は名目GDPの3.8%となった。

2015年の財政実績と2014年の財政実績の比較

以下の分析は、2016年より前の財政実績の報告方式に基づく2014年および2015年のデータを使用しており、財産所得を含んでいる。「 - 概要」を参照のこと。

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2014年の386億ペソから2015年には1,048億ペソに増加した。歳入合計および基礎的歳出は2015年の当初の予算額を超過して増加した。2015年において歳入合計が30.2%増加した一方、基礎的歳出は35.5%の増加となり、基礎的財政赤字の拡大につながった。

財政歳入： 2015年において、財政歳入は、2014年の9,972億ペソから2015年には1兆2,990億ペソとなり30.2%増加した。この増加は主に、社会保障税、VAT、所得税、燃料税、金融取引税およびその他の租税外歳入の増加によるもので、これらは増加額全体の約96.8%を占めた。この財政歳入の増加には以下のものが含まれる。

社会保障負担金からの収入が増加し、増加額全体の約37.7%を占めた。

主に、アルゼンチン統合年金制度から生み出されFGSにより管理される収益の増加により、その他の租税外歳入が増加し、増加額全体の約11.4%を占めた。

所得税収入が増加し、増加額全体の約19.7%を占めた。

VAT歳入が増加し、増加額全体の約19.3%を占めた。また、主に輸入税の増加により外国貿易税収入も増加したが、この増加は輸出税収入の減少により一部相殺された。

基礎的歳出： 2015年において、政府の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2014年の1兆358億ペソから35.5%増加して1兆4,034億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は2014年の2,843億ペソから31.6%増加して2015年には3,742億ペソとなり、増加額全体の約24.4%を占めた。

この増加は主に電力部門に対する助成金の増加によるものであった。その他の移転の増加はまた、特に一般的孩子手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加も要因となった。

社会保障支出は2014年の3,634億ペソから47.4%増加して2015年には5,357億ペソとなり、増加額全体の約46.9%を占めたが、この増加は主に、退職者数の増加および年金収入の継続的な増加によるものであった。2015年中において、年金は平均33.0%増加した。

国家統治機構の給与は2014年の1,432億ペソから39.0%増加して2015年には1,991億ペソとなり、増加額全体の約15.2%を占めた。

資本支出は2014年の1,313億ペソから22.6%増加して2015年には1,609億ペソとなり、増加額全体の約8.1%を占めた。この増加は主として、エネルギー、運輸および住宅インフラに対する資本支出によるものであった。

総合財政収支： 非金融公共部門の総合財政赤字は、2014年の1,097億ペソに対して、2015年には2,256億ペソとなった。

2016年の財政実績と2015年の財政実績の比較

2016年、政府は財政実績報告における方式を変更した。そのため、2016年の財政実績は、従前の方式を用いて算出された2015年の財政実績と直接比較することはできない。下記の分析は、比較の目的で変更後の方式をベースに表示された2015年の財務実績に基づくもので、かかる2015年の実績は2014年以前の年度について入手できるデータと比較不能である。

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年が2,246億ペソであったのに対して、2016年には3,435億ペソに達した。2016年において、財政歳入合計が34.5%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は37.4%の増加となった。

財政歳入： 2016年において、財政歳入は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の1兆1,788億ペソから1兆5,853億ペソとなり34.5%増加した。この増加は主に、租税特赦法（以下に定義される。）に関する罰金を含むその他の租税、社会保障税、VAT、金融取引税、輸入税および所得税からの歳入の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2016年において、政府の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の1兆4,034億ペソから37.4%増加して1兆9,288億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の5,357億ペソから37.2%増加して2016年には7,347億ペソとなり、歳出の増加額全体の約37.9%を占めた。この増加は、退職者数の増加およびこれに対応する年金支払の増加によるものであった。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の3,742億ペソから53.2%増加して2016年には5,731億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約37.9%を占めた。この増加は主に電力部門に対する助成金の増加によるものであった。また、その他の移転の増加は、特に一般の子供手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加ならびに地方輸送業者および電力電気供給持続可能性行動プログラムへの移転も要因であった。2016年以降、自営業者および臨時従業員に対する家族手当の対象が拡大された。この方策により、514,000人の子供および家族が対象となった。

国家統治機構における給与は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の1,991億ペソから34.0%増加して2016年には2,668億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約12.9%を占めた。

資本支出は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の1,609億ペソから2016年には1,820億ペソに増加した。

総合財政収支： 政府の総合財政収支は、（2016年に採用された方式に従い算出された）2015年の3,038億ペソの赤字に対して、2016年には4,748億ペソの赤字となった。

2017年の財政実績と2016年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2016年が3,435億ペソであったのに対して、2017年には4,041億ペソとなった。2017年において、財政歳入合計が23.1%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は22.1%の増加となった。

財政歳入： 2017年において、財政歳入は2016年の1兆5,853億ペソから1兆9,514億ペソとなり23.1%増加した。この増加は主に、VAT、社会保障税および所得税からの歳入の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2017年において、政府の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2016年の1兆9,288億ペソから22.1%増加して2兆3,556億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、2016年の7,347億ペソから39.2%増加して2017年には1兆225億ペソとなり、歳出の増加額全体の約67.4%を占めた。この増加は主に、法律により定められた年金支払の増加による。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、2016年の5,731億ペソから4.7%増加して2017年には5,999億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約6.3%を占めた。この増加は主に、特定の助成金（特に運輸部門に対する助成金）の増加によるものであった。2017年中、エネルギー部門への移転は前年と比べて39.9%減少した。また、その他の移転の増加は、特に一般的孩子手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加、大学に対する移転ならびにガスおよび石油の産出および輸出の促進を目的とした炭化水素投資についての国家計画への移転も要因となった。

国家統治機構における給与は、2016年の2,668億ペソから24.9%増加して2017年には3,332億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約15.6%を占めた。資本支出は、2016年の1,820億ペソから2017年には2,079億ペソに増加した。

総合財政収支： 政府の総合財政収支は、2016年の4,748億ペソの赤字に対して、2017年には6,291億ペソの赤字となった。

2018年の財政実績と2017年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2017年が4,041億ペソであったのに対して、2018年には3,390億ペソとなった。2018年において、財政歳入合計が29.6%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は21.8%の増加となった。

財政歳入： 2018年において、財政歳入は2017年の1兆9,514億ペソから2兆5,296億ペソとなり29.6%増加した。この増加は主に、VAT、金融取引税ならびに輸入および輸出税からの歳入の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2018年において、政府の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2017年の2兆3,556億ペソから21.8%増加して2兆8,686億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、2017年の1兆225億ペソから26.3%増加して2018年には1兆2,917億ペソとなり、歳出の増加額全体の約52.5%を占めた。この増加は主に、法律により定められた年金支払の増加による。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、2017年の5,999億ペソから23.1%増加して2018年には7,385億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約27.0%を占めた。この増加は主に、特定の助成金（特にエネルギー部門への移転）によるもので、前年と比べて41.6%増加した。また、その他の移転の増加は、特に一般的孩子手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加も要因となった。

国家統治機構における給与は、2017年の3,332億ペソから20.3%増加して2018年には4,008億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約13.2%を占めた。資本支出は、2017年の2,079億ペソから2018年には2,103億ペソに増加した。

総合財政収支： 政府の総合財政収支は、2017年の6,291億ペソの赤字に対して、2018年には7,279億ペソの赤字となった。

2019年の財政実績と2018年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2018年が3,390億ペソであったのに対して、2019年には951億ペソとなった。2019年において、財政歳入合計が52.3%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は37.6%の増加となった。

財政歳入： 2019年において、財政歳入は2018年の2兆5,296億ペソから3兆8,523億ペソとなり52.3%増加した。この増加は主に、VAT、輸入および輸出税からの歳入ならびに社会保障税の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2019年において、政府の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2018年の2兆8,680億ペソから37.6%増加して3兆9,475億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、2018年の1兆2,917億ペソから44.5%増加して2019年には1兆8,667億ペソとなり、歳出の増加額全体の約53.3%を占めた。この増加は主に、法律により定められた年金支払額の増加による。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、2018年の7,385億ペソから34.6%増加して2019年には9,943億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約23.7%を占めた。この増加は主に、特に一般的子供手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加が要因となった。

国家統治機構における給与は、2018年の4,008億ペソから34.0%増加して2019年には5,369億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約12.6%を占めた。

資本支出は、2018年の2,103億ペソから2019年には2,364億ペソに増加した。

総合財政収支： 政府の総合財政収支は、2018年の7,279億ペソの赤字に対して、2019年には8,194億ペソの赤字となった。

(b) 租税制度

概要

アルゼンチンにおいては、法的な課税権限は国会、州立法府および、一定の限度で、地方自治体に分有されている。

連邦税は国会の法律により授權されなければならないが、行政機関は国会の立法を実施するために必要な規則および命令を発する権限を与えられている。アルゼンチンは連邦歳入法典を有していない。これに代え、随時変更される個別の法律が様々な種類の租税について定める。経済省は連邦歳入の徴収責任を負っている。経済省はこの任務を主として、AFIPを通じて遂行する。

本項で表示されているデータは、州との租税配分の歳入（および移転）を含むため、「 - (a) 国家公共会計」の項で表示されているものとは異なる。「 - (f) 州との財政関係」を参照のこと。

租税収入の構成

政府は以下の租税を課している。

物品財貨およびサービスに対するVAT

所得税

社会保障税

外国貿易税

資本税

燃料税

財貨およびサービスに係るその他の租税（消費税および金融取引税等）

伝統的に、政府はその収入の大部分をVAT（付加価値税）、社会保障負担金および所得税から得ている。

2019年12月31日に終了した年度の租税収入は、2018年と比較して48.5%増加し、5兆1,024億ペソであった。この増加は主として以下によるものである。

公共部門および民間部門の名目賃金額の増加

製品およびサービスの価格上昇

名目為替レートの上昇

2019年中、

VAT歳入は、消費の活発化（名目ベース）およびデジタル・サービスへの課税により2018年と比べて38.7%増加したが、経済活動の低下、穀物生産者および輸出業者に対するVATの還付額の増加、VATが免除される製品数の増加ならびに基礎食料バスケットに含まれる一定の製品に対するVAT適用の一時的な停止により一部相殺された。

金融取引税からの歳入は、主に銀行取引が名目ベースで増加したため49.2%増加した。

社会保障税は34.2%増加した。これは主に、課税対象賃金の増加（名目ベース）によるもので、正規雇用の減少により一部相殺された。

主に法人および個人による予納税額および納税額の増加、金融収入に対する徴税ならびに課税資産の再評価による租税収入の増加により、所得税収は33.7%増加した。

外国貿易税は151.2%増加した。輸入税収入は、主に名目為替レートの上昇を受けて52.2%増加した。輸出税収入は248.9%増加したが、これは名目為替レートの上昇、輸出関税率の引き上げによるものであり、また、これらより程度は低いものの、サービス輸出への課税や一部製品の関税納付期限の前倒しも要因となった。

以下の表は、表示特定期間中の政府の租税歳入の構成を示す。

租税歳入の構成

(単位：百万ペソ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(3)
VAT	433,076	583,217	765,336	1,104,580	1,532,597
金融取引税	97,480	131,669	172,838	234,300	349,559
社会保障税(1)	415,410	556,067	733,527	913,427	1,225,673
所得税	381,463	432,907	555,023	742,052	1,096,521
法人所得税	183,207	233,028	294,546	399,623	589,240
個人所得税	187,663	173,720	234,117	293,343	430,725
その他	10,593	26,159	26,360	49,086	76,556
輸入および輸出税	113,053	130,223	141,373	227,215	570,669
資本税	18,538	19,976	22,786	15,296	32,383
燃料税	56,478	75,664	102,846	116,409	161,666
物品およびサービスに対する					
その他の税	41,548	61,960	91,856	104,003	136,602
そ の 他	10,004	121,614	61,408	12,348	26,026
租税規制対応	1,306	110,721	46,131	(8,646)	(1,070)
その他	8,697	10,894	15,277	20,994	27,095
租税歳入総額(2)	1,567,050	2,113,298	2,646,993	3,469,630	5,131,696
払 戻 し	(8,831)	(14,983)	(24,953)	(34,600)	(29,270)
純租税歳入	1,558,219	2,098,315	2,622,040	3,435,030	5,102,426

(1) アルゼンチンの包括年金制度による年金負担金を含む。

(2) 租税歳入総額には、一定の状況において払い戻されることとなるVATおよび所得税など、ある年度において徴収され、後日払い戻される特定の租税歳入を含む。かかる払い戻しは、純租税歳入を計算するために租税歳入総額から控除される。

(3) 暫定値。

出所：経済省

租税歳入の構成

(政府の歳入総額に対する割合(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(3)
VAT	27.8	27.8	29.2	32.2	30.0
金融取引税	6.3	6.3	6.6	6.8	6.9
社会保障税(1)	26.7	26.5	28.0	26.6	24.0
所得税	24.5	20.6	21.2	21.6	21.5
法人所得税	11.8	11.1	11.2	11.6	11.5
個人所得税	12.0	8.3	8.9	8.5	8.4
その他	0.7	1.2	1.0	1.4	1.5
輸入および輸出税	7.3	6.2	5.4	6.6	11.2
資本税	1.2	1.0	0.9	0.4	0.6
燃料税	3.6	3.6	3.9	3.4	3.2
物品およびサービスに対する					
その他の税	2.7	3.0	3.5	3.0	2.7
そ の 他	0.6	5.8	2.3	0.4	0.5
租税規制対応	0.1	5.3	1.8	(0.3)	-
その他	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
租税歳入総額(2)	100.6	100.7	101.0	101.0	100.6
払 戻 し	(0.6)	(0.7)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
純租税歳入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) アルゼンチンの包括年金制度による年金拠出金を含む。

(2) 租税歳入総額には、一定の状況において払い戻されることとなるVATおよび所得税など、ある年度において徴収され、後日払い戻される一定の租税歳入を含む。かかる払い戻しは、純租税歳入を計算するために租税歳入総額から控除される。

(3) 暫定値。

出所：経済省

以下の情報は、社会保障税を除き、政府により課せられる2019年12月現在の主な租税の略述である。社会保障税の内容については、「(2) 経済 - 最近5年間の経済の動向 - (e) 社会保障制度」を参照のこと。

付加価値税 (VAT)

VATは、アルゼンチン内における財貨およびサービスの販売、および海外におけるサービスの実質的な利用がアルゼンチン内で行われた場合の海外でのサービス提供であって、かつ、そのサービスの提供者がVAT課税対象者として登録されている場合におけるかかる海外におけるサービスの提供に対して課せられる。VATは消費財の輸入およびアルゼンチン内で実質的に利用されたデジタル・サービスに対しても課せられる。

2019年12月31日現在、一般VATの税率は21.0%であった。27.0%の増加税率が非居住者向のガス、電気、水道、下水道および電気通信サービスの提供に適用される。10.5%の削減税率が、住宅プロジェクト、家畜およびその他の農産物の販売、資本財の販売ならびに一定の財務収益および費用を含む、一定の場合に適用される。

政府はまた、一定の財貨およびサービスの消費に対して一定の税を課している。以下の表は、一定の製品に対して適用される税率の例を示す。

財貨およびサービスに対する税の構成

製 品	税率(%)
-----	-------

財貨	
タバコ製品	20-70
アルコール飲料	8-26
非アルコール飲料（エキス、濃縮物およびミネラルウォーターを含む。）	4-8
高級品	20
レクリエーション・スポーツ機器（自家用飛行機およびヨットを含む。）	20
電子製品	11
自動車、エンジンおよびオートバイ	20
サービス	
保険	0.1-23
衛星電話および携帯電話	5

出所：経済省

金融取引税

金融取引税は例外的措置として2001年に導入され、政府の重要な収入源となっている。この税は特定の限定的な例外を除き、大部分の金融取引の総額に対して課せられる。標準税率は当座預金口座への入出金については0.6%、資金その他の現金の送金については1.2%である。金融取引税は当初は、2002年12月に失効予定だったが、国会が何度も連続してその失効期日を延長した。その結果、当座預金口座への入出金に対する租税は2022年12月31日まで有効となった。かかる税収は、社会保障制度/年金支払に充当されている。

携帯電話税

2010年以降、政府は携帯電話税を徴収しており、「その他の税」に計上されている。この租税は、顧客が携帯電話会社に支払う金額（VATを控除後）の1%に相当する。2017年12月、政府は、携帯電話税を顧客が携帯電話会社に支払う金額（VATを控除後）の5%まで引き上げる法律を制定した。

所得、ユーティリティおよびキャピタルゲインに対する税金

アルゼンチンの居住者およびアルゼンチンに住所を有する法人はその全世界における所得に対して所得税の課税対象となる。非居住者については、アルゼンチンに源泉のある所得に対して所得税の課税対象となる。

国、州および地方自治体当局の収入ならびに非営利団体（生活協同組合、宗教的機関および財団を含む。）は所得税を免除される。政府は、ティエラ・デル・フエゴ島等の一定の地域において行われているプロジェクト、ならびに公共輸送およびごみ収集等の一定の経済活動に対して、税を免除または特別報奨金（優遇税制措置の形式による）を創設した。

アルゼンチンにおいては主に2種類の所得に対する税金がある。

利益所得税（Impuesto a las ganancias）：

所得税の目的におけるアルゼンチンの居住者である個人については、その全世界における所得に対して5%から35%までの税率により課税される。有価証券取引から生じた利益の純額に対しては、15%の税率が適用される。

すべての事業体はその全世界における所得の純額に対して一律30%の税率で課税される。また、外国会社の支店に対してはその親会社に利益を送金した時点で7%の追加税が課せられる。

非居住者である個人および事業体は、アルゼンチンに源泉のある所得（アルゼンチンを源泉とするとみなす所得を含む。）に対して35%の税が課される。

個人および不可分財産は、証券およびデジタル通貨の売却から生じた利息、利回り、ディスカウント、プレミアム、配当、ユーティリティおよびキャピタルゲインに対して5%から15%の税が課せられ一定の例外が設けられている。

2019年12月に導入された所得税の改正については、「 - 連帯法による税制改正」を参照のこと。

くじおよび賭博収益特別税：この税率は31%であり、くじおよび賭博による利得の純額の90%に対して課せられる。

外国貿易税

外国貿易税は輸出関税および輸入関税から成る。

輸入関税はアルゼンチンに消費向けに輸入される物品財貨およびサービスに対して課される。輸入関税は従価（すなわち、物品財貨またはサービスの実価）もしくは単位（単位当たりの固定額で算定される。）のいずれかに基づき、またはこれらを組み合わせて賦課される。

以下の輸入関税とそれぞれの税率が適用される。

域内輸入関税：メルコスール加盟国から輸入され、メルコスール加盟国を原産とする消費財の輸入に対しては、20%の輸入関税の対象となる砂糖および関連製品を除き、課される輸入関税は0%である。

共通対外関税：非メルコスール加盟国を原産とし、他のメルコスール加盟国からアルゼンチンに輸入される消費財の輸入に対しては、0%から35%の範囲の輸入関税が課される。

域外輸入関税：非メルコスール加盟国を原産地とし、かつ、非メルコスール加盟国から輸入される消費財に対して課される輸入関税率は、各メルコスール加盟国が提供する除外リストに含まれる一定の製品を除き、共通対外関税に規定される適用税率である。

資本財の輸入は2%から14%の税率で課税される。繊維、履物、おもちゃ、乳製品および桃等の一定の製品は特別税率で課税される。輸出関税は2002年に導入された。

輸出関税は2003年以降、主に、国際的商品価格の高騰およびペソの下落により、政府の重要な歳入源となっており、ペソの下落は2002年のペソ切下げ後の当初数年間においてアルゼンチンの米ドル建ての輸出品のペソでみた競争力と価値を高めた。時の経過とともに国内のインフレーションおよびペソの実質的上昇によりアルゼンチンの輸出は競争力を損なった。

2015年12月、政府は、小麦、とうもろこし、牛肉、鉱業、石油および地域産品に対する輸出関税を撤廃し、とりわけ、大豆の輸出関税を5%引き下げ、35%から30%にした。しかしながら、2018年において、アルゼンチン経済に影響を及ぼした一連の要因を受けて、政府はすべての輸出品に対する輸出関税を2019年1月1日より再導入した。

輸出関税は消費財の輸出に課される。国内から提供され、その使用または実際の利用が海外で行われるサービスも輸出税の対象になる商品とみなされる。

以下が、2019年12月31日現在に施行されている一定の輸出関税率に関する説明である。

原油および燃料の輸出については、

1 バレル当りの原油および燃料の国際価格が、71.00米ドルを下回る場合、適用される輸出関税は、1%である。

1 バレル当りの原油および燃料の国際価格が原油で71.00米ドルを上回る場合、輸出関税は、次の公式に従って計算される。

$$D = \frac{(PI - VC)}{VC} \times 100$$

Dは輸出関税、PIは国際価格、VCは値引額（輸出業者に支払われる税控除後の正味最高額：2019年12月31日現在、値引額は1バレル当り70,00米ドルである。）である。

金属廃棄物の輸出については5%

皮革類の輸出については5%から10%

天然コルクの輸出については5%から10%

紙およびリサイクルの段ボールの輸出については20%

大豆およびその他の大豆派生製品の輸出については11%から18%

天然資源ガスの輸出については100%

コモディティおよび付加価値が低い製品に対しては1米ドル当たり4ペソ、その他すべての製品に対しては1米ドル当たり3ペソを上限として、消費財およびサービスの輸出については12%が課せられる。かかる輸出についてさらに上記に掲げた関税の一つが課せられる場合は、上記の上限を条件として、かかる輸出関税にこの12%の税率が加算される。かかる関税は2020年12月31日まで適用される。2019年12月14日、政府は、一部の財に関して1米ドル当たり4ペソの上限を無効として9%を課税する大統領令を制定した。

2015年において、食料・飲料品、農産物および燃料製品に係る輸出関税が輸出関税総額に占める割合は、それぞれ40.6%、43.90%および2.3%であった。

2016年において、食料・飲料品、農産物および燃料製品に係る輸出関税が輸出関税総額に占める割合は、それぞれ55.2%、41.7%および1.5%であった。

2017年において、食料・飲料品、農産物および燃料製品に係る輸出関税が輸出関税総額に占める割合は、それぞれ57.2%、42.2%および0.1%であった。

2018年において、食料・飲料品、農産物および燃料製品に係る輸出関税が輸出関税総額に占める割合は、それぞれ49.9%、27.7%および3.48%であった。

2019年において、食料・飲料品、農産物および燃料製品に係る輸出関税が輸出関税総額に占める割合は、それぞれ31.3%、41.6%および3.7%であった。

輸出入関税による歳入は、2018年の2,271億ペソから151.2%増加し、2019年は5,707億ペソになった。輸出関税による歳入は、主に名目為替レートの上昇および輸出量の増加により、2019年は2018年と比べて248.9%増加したが、これは輸出価格の低下により一部相殺された。輸入関税による歳入は、名目為替レートの上昇により2018年と比べて2019年には52.2%増加したが、輸入量の減少および輸入価格の低下により一部相殺された。

資本税

資本税には、個人が所有する個人資産の価額に対する租税、信用組合の純資産に対する租税および不動産の売却に対する租税が含まれる。全体的に見た場合、2019年において資本税が政府の租税歳入総額に占める割合は0.5%未満であった。

非居住者および外国人の不可分財産については、アルゼンチンに所在する資産に対して0.5%の税率が課される。アルゼンチンの居住者については、0.5%から1.25%までの間の累進税率により課税される。「 - 連帯法による税制改正 - 資本税」を参照のこと。

燃料税

政府はガソリンおよびディーゼル等の液体燃料ならびに圧縮天然ガスを含む種々の燃料の販売に対して租税を課している。2019年末まで、液体燃料の販売に対する租税は一般的に輸入業者、精製業者および販売業者に対して課せられていた。燃料の販売に対する租税は、単位（液体燃料1リットル当たりの固定額で表示され、INDECが公表するCPIの変動率に基づきAFIPにより四半期毎にアップデートされ、そのウェブサイト公表される。）に基づき賦課される。

租税の執行

租税徴収率の改善のために政府が取り入れた最近の取り組みには、以下を含む。

二重課税防止および租税協力協定

アルゼンチンは多くの国々（近年におけるアラブ首長国連邦（2016年）、スイス（2016年）、米国（2016年）、ブラジル（2017年）、パナマ（2017年）、モロッコ（2018年）およびカナダ（2018年）を含む。）との間で、情報の交換を通じて租税事項の国際協力を促進し、国境を越えた商業取引の透明性を高めるための協力協定に調印している。こうした協定により、書類の形式による租税情報の共有が規定され、および一定の場合相手国の領土において、一国の管轄当局の代表者が事情を聴取し、当該領土での記録の検証ができる。その他の場合、こうした協約は、関税手続きにおける相互の援助を規定している。

アルゼンチンは、OECDが推進する1988年税行政執行共助条約および2014年当局多国間合意の参加当事国でもある。2018年、アルゼンチンはOECDとの間で、OECD南米租税金融犯罪調査アカデミーの設立に関する覚書を締結した。かかるアカデミーの目的は、租税と金融に関する犯罪に対処するため、脱税の処理に包括的に取り組むことを促進することである。

租税特赦法

2016年7月に、アルゼンチンの居住者に自発的な資産の申告を促すため、租税特赦法（Régimen de Sinceramiento Fiscal）が導入された。同法により、アルゼンチン国内または海外にアルゼンチンの税務当局へ申告していない資金または資産を保有するアルゼンチンの税法上の居住者は、（ ）指定の期限日まで当該資産を保有していた証拠を提出できることを条件に、当該資産について脱税の訴追を受けることなく、または当該資産に係る未払租税債務の納付を求められることなく、（現金の場合は2016年10月31日まで、その他の財産の場合は2017年3月31日までに）当該資産を申告すること、および（ ）アルゼンチン国外にある申告済みの財産をアルゼンチンに送ることなく保持することが認められた。未申告の現金および資産の価額に対しては、一定の投資有価証券が保有納税者により購入されている場合を除き、特別税が適用されることとなった。同制度では特に、法を遵守する納税者への恩恵、個人資産税の一部に係る変更、アルゼンチンの会社が支払う配当金に係る10%の源泉所得課税の廃止、および名目最低所得税の2019年1月1日以降の廃止が定められた。コリエンテス州、チュブ州およびフォルモサ州を除く全てのアルゼンチンの州が租税特赦法に従った。

2017年4月3日までに、1,168億米ドル分の現金資産、不動産および有価証券が送還され、合計1,486億ペソが政府により租税収入として徴収された。

連帯法による税制改正

2017年12月27日、アルゼンチン国会は税制改革(「2017年税制改革」)について承認した。これは、アルゼンチンの租税制度における一定の抜け穴および非効率性を排除し、脱税を減らし、個人に適用される所得税の対象を拡大し、財政収支回復を目指したアルゼンチンの中期および長期の取り組みを持続しつつ投資を促進することを目的としている。

しかしながら、2017年税制改革による変更以後において経済成長は見られず、アルゼンチンの税収がGDPに占める割合が減少した。2019年12月、アルゼンチン国会は連帯法を制定したが、これは一連の税制措置と非税制措置を通じて短期的な財政収支の改善を目的とした。

連帯法によって導入されたアルゼンチンの税制の主な改正は以下のとおりである。

雇用主の社会保障制度拠出

2017年税制改革では、社会保障制度への雇用主拠出金の算定に先立ち、従業員の総報酬から控除する非課税額(1万2,000ペソ、毎年インフレ調整される。)が設定された。さらに、2017年税制改革では、税率の収斂プロセスが確立され、これはほとんどの雇用主(特に最も多くの拠出を行うことになる雇用主)が最高税率を支払うことから、実際には平均実効税率の大幅な低下を意味した。

連帯法により、2020年について設定された税率の引き下げと非課税額のさらなる拡大が凍結されたが、登録労働者が25人未満の企業は、追加で1万ドルを控除することができる。また、企業の給与増額を促すため、連帯法により、給与増額に伴う手数料や社会保障拠出金の支払いの一時的な免除を認める権限が政府に与えられた。

インフレ調整

2017年税制改革(2018年に修正済)では、インフレの影響を考慮した財務諸表の修正再表示の結果として所得の決定がなされる場合、かかる決定に関する経過措置期間が考慮された。

2020年に包括的なインフレ調整をもたらしたと思われる財政への影響をさらに緩和するため、連帯法は経過措置期間を72か月延長した。

資本税

2015年までの資本税の税率は、課税された資産の総額に応じて0.5%から1.25%の範囲であった。2018年12月、アルゼンチン国会は、最高税率を0.75%まで引き下げ、非課税基準を1,800万ペソとする住宅用不動産を構成する資産を除き、非課税基準を200万ペソとする法律を成立させた。

連帯法により、税率は2015年のものに戻されたが、(税の累進性を高める)非課税基準は維持され、アルゼンチン国外で保有される資産に適用される税率を最大100%まで引き上げる権限が政府に与えられた。ただし、これらの資産の一部の本国への還流については一定の例外が設けられている。

さらに、連帯法では、ペソ建金融資産の一定の貯蓄についても免除が与えられている。

包摂的かつ連帯的なアルゼンチンのための税

連帯法により、貯蓄のための外貨の購入または交換、財貨・サービスの取得に関するオフショア支払いおよびアウトバウンド・ツーリズムに関するその他の支払いならびに非居住者によりアルゼンチンで提供される財貨・サービスの消費に課される特別税(「PAIS税」)が導入された。ただし、医薬品、健康関連給付金、書籍、教育プラットフォームの利用、研究プロジェクトに関連する費用は除く。PAIS税の税率は、デジタル・サービスに支払われる価格(8%の税率で課税される。)を除き、各取引額の30%に設定された。PAIS税からの収入の70%はANSESプログラムの資金調達に、残りの30%は経済インフラおよび公営住宅への資金供給に充てられる。

銀行の入出金その他金融取引に対する税

現金の使用を最小限に抑え、公的経済と金融包摂を奨励するために、連帯法は、現金の引き出しが行われる場合、銀行からの引落し金額に現行の適用税率の2倍を課税することを定めた。個人および中小企業はかかる規則の対象とはならない。

内国税

内国税は、タバコ、アルコール飲料、電話サービス、高級品、自動車、オートバイ、レジャー用ボートおよび航空機などを対象としている。これらの税は、国内生産を保護し、高級品の消費に課税するために連帯法によって修正された。特に、内国税の累進性を高めるため、陸上自動車、オートバイ、船舶および航空機については、従来の20%の単一税率制度から、国内卸売物価指数の推移を反映させるため、四半期毎に調整される販売価格に応じた制度に変更された。自動車やオートバイの場合、自動車またはオートバイの価値に基づく税率となる。

輸出関税

連帯法では、以下のような一定の制限を条件として、2020年12月31日まで政府が課税価格または公式FOB価格の33.0%を超えない税率で輸出関税を設定することができるかと規定している。

輸出関税を課されていない財貨または2018年9月2日現在税率ゼロの対象となっていた財貨については、15%を超えてはならない。

一定の地域経済の農産物については、5%を超えてはならない。

工業製品およびサービスの輸出については、5%を超えてはならない。

炭化水素および鉱業については、8%を超えてはならない。

加えて、連帯法により、2020年中、国内で履行されたサービスの輸出は5%の税率で課税されることが規定された。ただし、零細企業および小規模企業によって輸出されるサービスについては、ある暦年において60万米ドルを超える輸出サービスからの所得に対してのみ課税される。零細および小規模企業による輸出に対しては、ある暦年の輸出品のFOB価額が前暦年の輸出品のFOB価額を上回る場合には、追加的な減税が適用される。ただし、当該輸出品のFOB価額が5,000万米ドルを超えないことを条件とする。

法人所得税

2017年税制改革により、法人所得税率は2018年度と2019年度については35%から30%、2020年度については25%に引下げられた。当該改革以前は、法人所得税は一律35%であったが、株主配当は課税されなかった。連帯法により、2020年についての法人所得税率の引下げが延期され、かかる税率は30%とされた。

税の調和

経済省では、連帯法の制定以降、地方自治体および州の管轄区域の徴税権限を尊重しつつ、税務行政のあらゆるレベルでの調和を重視した改革パッケージに取り組んでおり、累進性を高めることにより制度の簡素化と効率化を図っている。この税の調和は、()財政の持続可能性の強化と向上、()労働者の雇用と生産のインセンティブの改善、()税制の累進性の強化、()納税者のコンプライアンスと実施を容易にする税制の簡素化、の4つの原則に基づいている。

調和案に関連して必要とされる税制改革は、国会に提出され、議論が行われる予定である。

特定の金融資産に係る所得税免除

2017年12月29日、アルゼンチンの居住者および非居住者である個人が保有する一定の金融資産に対する特定の所得税免除について規定した法律第27,430号が官報において公表された。法律第27,430号に従い、「協力的な管轄地」の居住者であり、かつその資金が「協力的な管轄地」において発生したアルゼンチンの非居住者は、(イ)()証券取引委員会(CNV)により承認された公募を通じて募集される、()時間と価格の優先性の障害となるものから募集が守られているセグメントの下でCNVにより承認された証券取引所において取引される、または()CNVにより承認された株式公開買付けまたは交換制度を通じて売却される限りにおいて、株式または現物株を表象する証券の売却または交換により発生したキャピタルゲイン、ならびに(ロ)()連邦政府、州政府もしくは地方自治体またはブエノスアイレス市により発行されたソブリン証券(LEBACs債を除く。)、()法律第23,576号の第36条に基づき定められた要件を満たす譲渡可能債務、()アルゼンチンの金融信託により発行された公募債券、()法律第24,083号第1条に含まれるアルゼンチンのミューチュアル・ファンドの公募割当、および()アルゼンチン企業により発行され、CNVの承認により公募される現物株を表象する海外発行証券により生じる利息およびキャピタルゲインに対して、所得税の支払いが免除される。

一般的には、アルゼンチンの非居住者である受益者が「協力的な管轄地」に居住しており、その資金が「協力的な管轄地」において生じる場合、免除の要件を満たさない通貨調整条項が付されていないペソ建証券からの利子所得は5%の税率で課税され、一方、通貨調整条項が付されたペソ建証券または外貨建証券から生じる利子所得は15%の税率で課税される。アルゼンチンの非居住者である受益者が「協力的な管轄地」に居住しており、その資金が「協力的な管轄地」において生じる場合、免除の要件を満たさない金融資産の売却または交換により発生したキャピタルゲインは、関連する資産に応じて5%または15%の税率で課税される。

アルゼンチンの非居住者である受益者が「非協力的な管轄地」に居住している、またはアルゼンチンの金融資産を購入するために使用された資金が「非協力的な管轄地」において生じた場合、利息および/またはキャピタルゲインについて法定の課税ベースに対して35%の税率が適用される。

中小企業モラトリアム

連帯法では、中小企業および非営利団体に納税義務を遵守させることを目的としたモラトリアムを設定する権限を政府に与えた。

(c) 公共部門歳出の構成

公共部門歳出には一般管理歳出、公債の元利金支払い、公共インフラおよびサービスに対する投資、防衛および安全保障に関する支出、司法制度の管理費用ならびに社会プログラム支出が含まれる。

以下の表は、歳入および歳出の支払いが受領または実行される期間にかかわらず、それらの歳入歳出が発生する期間において計上する発生主義により計算された以下に示す期間の国家統治機構の歳出を示す。この計算方法は、国家の公共会計を計算するためにアルゼンチンが使用する現金主義とは異なるものである。「 - 財政制度および租税制度の概要 - 概要」を参照のこと。

国家統治機構の歳出の構成(1)

(対名目GDP比(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一般管理	1.0	1.2	1.3	0.7	0.7
防衛および安全保障	1.3	1.3	1.2	1.0	0.9
司法	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
社会プログラム	14.5	14.5	15.0	13.8	13.2
社会保障(2)	10.3	10.7	11.2	10.6	10.3
文化、教育、科学および技術	2.0	1.9	1.9	1.6	1.3
保健	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
住宅	0.8	0.5	0.4	0.4	0.2
社会福祉	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
労働	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
経済的インフラストラクチャーおよび サービスに対する公共支出	5.0	4.7	3.2	2.9	2.7
公債の元利金支払い(3)	1.8	3.7	3.0	3.8	4.4
合計	24.0	25.9	24.1	22.7	22.2

(1) この表に記載の未払の金額には、国有企業および信託基金のようなアルゼンチンの国家の非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。上記のデータには未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の実質上全てが2016年4月以降において支払われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されており、罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いの申入れを行っていない。「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。

(2) 本表の「社会保障」項目で表示される金額は、「国家公共会計」の表で表示されるデータと異なる方法を用いて計算されたため、これらのデータは一致していない。

(3) 支払継続債務に基づく。

出所：経済省

国家の公共部門歳出の構成(1)

(対政府歳出総額比(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一般管理	4.2	4.8	5.2	3.2	3.1
防衛および安全保障	5.5	5.0	5.0	4.6	4.1
司 法	1.6	1.5	1.7	1.7	1.7
社会プログラム	60.2	56.1	62.2	60.9	59.4
社会保障(2)	42.7	41.4	46.6	46.6	46.6
文化、教育、科学および技術	8.4	7.3	7.8	6.9	6.0
保 健	3.9	3.5	3.7	3.6	3.6
住 宅	3.2	2.1	1.7	1.7	1.1
社会福祉	1.5	1.4	2.0	1.8	1.9
労 働	0.4	0.3	0.4	0.2	0.2
経済的インフラストラクチャーおよびサービ スに対する公共支出	20.8	18.2	13.2	12.8	12.0
公債の元利金支払い(3)	7.7	14.4	12.7	16.8	19.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) この表に記載の未払の金額には、国有企業および信託基金のようなアルゼンチンの国家の非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。上記のデータには、未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の実質上全てが2016年4月以降において支払われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されており、罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いの申入れを行っていない。「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。

(2) 本表の「社会保障」項目で表示される金額は、「国家公共会計」の表で表示されるデータと異なる方法を用いて計算されたため、これらのデータは一致していない。

(3) 支払継続債務に基づく。

出所：経済省

社会プログラムに対する歳出

政府は歳入の大部分を社会プログラムにあてている。2015年から2019年までの間、社会プログラムに対する歳出は平均で国家統治機構の年間歳出の59.8%を占めており、そのうち社会保障給付のみで平均44.8%を占めた。これらの社会プログラムには社会保障制度、文化財およびサービス、教育、科学および技術プログラム、保健制度、低所得住宅プログラム、社会福祉プログラムならびに労働補助金が含まれている。また、現行法に基づき、政府、州およびブエノスアイレス市の統合年間予算の6%が教育、科学および技術に割り当てられなければならない。

公共のインフラストラクチャーおよびサービス

公共インフラの主要プロジェクトには以下のものが含まれる。

鉄道および道路の建設

送電のための電線の敷設および改修

火力発電所のためのガス輸送システムの拡張

水道管および排水路の建設

詳細な情報については、「(d) インフラストラクチャー開発」を参照のこと。

2016年12月21日、アルゼンチンの最高裁判所は、サンタクルス州にある「ネストル・キルチネル大統領」ダムおよび「ホルヘ・セペルニック知事」ダムにおける建設工事を差し止めた。最高裁は、法的強制力のある環境への影響に関するアセスメントおよびプロジェクトに関する公聴会が行われていないとし、工事の続行はこれらの手続きが完了することを条件とした。最高裁判所により義務付けられたように、2017年中にこれらのプロジェクトは見直され、国会が開催した公聴会を受けた環境への影響についての報告結果が採り入れられ、2018年に建設は再開された。2020年10月23日現在、建設は継続されている。

公債の元金支払い

政府は支払継続債務に関して支払われた利息のみを計上している。下記のデータには、未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の一部は2016年4月およびその後の取引において支払われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されている。かかる金額には罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いの申入れを行っていない。和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチン政府は不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。2016年4月以降に発行された債務証券（その手取金の全部または一部は未交換債務に基づく債権の返済に充当された。）について支払われる利息は「公債の元金支払い」の項目に反映される。2015年には、主にBonares債、元本削減債およびトレジャリー・ノートに関する支払いにより、支払利息が歳出総額に占める割合は7.7%と安定しており、名目ベースで見た場合では26.0%増加した。2016年には、主にBonares債、元本削減債およびトレジャリー・ノートに関する支払いならびに2016年4月以降に発行された証券（その一部が未交換債務に基づく債権の返済を目的とする。）から生じた利息により、支払利息が歳出総額に占める割合は14.5%まで上昇し、名目ベースで見て180%増加した。2017年には、主にBirads債、Bontes債およびトレジャリー・ノートに関する支払いにより、支払利息が歳出総額に占める割合は2016年の14.4%から12.7%まで低下し、名目ベースで見た場合には5.8%増加した。2018年には、主にBirads債、Bontes債およびトレジャリー・ノートに関する支払いにより、支払利息が歳出総額に占める割合は2017年の12.7%から16.8%まで上昇し、名目ベースで見た場合には70.7%増加した。2019年には、主に、Bonares債、元本削減債、Birads債およびその他の外貨建債務の利払いにおけるペソの対米ドル価値の下落の影響ならびにSBAおよびペソ建債券（Botapo債およびBonares債）に基づく支払いの増加により、支払利息が歳出総額に占める割合は19.7%まで上昇し、名目ベースで見た場合には69.2%増加した。「(6) 公債 - 債務内容および債務再編 - (a) 外貨建て債務 - 支払継続外貨建債務支払」を参照のこと。

防衛および安全保障

防衛および安全保障に対する政府歳出が歳出総額に占める割合は、2015年に5.5%、2016年と2017年にそれぞれ5.0%、2018年に4.6%および2019年に4.1%となった。

一般管理歳出

2015年には一般管理歳出が政府歳出総額に占める割合は2014年の3.9%から4.2%に上昇し、名目ベースでは2014年と比べて36.4%増加した。

2016年には一般管理歳出が政府歳出総額に占める割合は2015年の4.2%から4.8%に上昇し、名目ベースでは2015年と比べて67.9%増加した。

2017年には一般管理歳出が政府歳出総額に占める割合は2016年の4.8%から5.2%に上昇し、名目ベースでは2016年と比べて32.1%増加した。

2018年には一般管理歳出が政府歳出総額に占める割合は2017年の5.2%から3.2%に低下し、名目ベースでは2017年と比べて21.2%減少した。

2019年には一般管理歳出が政府歳出総額に占める割合は2018年の3.2%から3.1%へと僅かに低下し、名目ベースでは2018年と比べて40.4%増加した。

(d) インフラストラクチャー開発

以下の表は、表示の年度のインフラ開発における政府の歳出（助成金を含む。）の構成を示す。

公共部門歳出の構成

	(対歳出総額比(%))				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
経済的インフラストラクチャーに対する公共部門歳出	20.8	18.2	13.2	12.8	12.0
エネルギー、燃料および鉱業	12.2	11.0	6.0	6.3	5.2
通信	0.8	0.4	0.4	0.4	0.2
運輸	6.2	5.5	5.6	5.2	5.6
エコロジーおよび環境	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3
農業	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3
工業	0.4	0.5	0.4	0.3	0.2
貿易、観光およびその他のサービス	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
保険および金融	-	-	-	-	-

出所：経済省

公共部門歳出の構成

	(対GDP比(%))				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
経済的インフラストラクチャーに対する公共部門歳出	5.0	4.7	3.2	2.9	2.7
エネルギー、燃料および鉱業	2.9	2.9	1.4	1.4	1.2
通信	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
運輸	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2
エコロジーおよび環境	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
農業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
工業	0.1	0.1	0.1	0.1	-
貿易、観光およびその他のサービス	0.1	-	-	-	-
保険および金融	-	-	-	-	-

出所：INDECおよび経済省

(e) 予算

内閣の長は国家統治機構の予算を作成する責任があり、予算は次年度以降3年間の国家統治機構の財政実績を予想しなければならない。予算は3年度単位で作成されるが、国会は次年度の予算のみを承認する。予算が承認されて初めて、政府は割当てられた金額を種々の機関ならびに州およびブエノスアイレス市に対して四半期毎に配布することができる。国家会計検査院（Auditoría General de la Nación）は国家統治機構およびその機関の予算遵守を監督する責任がある。公共部門財政法は、政府が運営費用を賄うために借入を行うことを禁止している。

2019年9月14日、マクリ政権は2020年度の国家予算の原案を国会に提出した。しかしながら、2019年12月10日、フェルナンデス大統領は、アルゼンチンの公債の交渉が妥結するまで、国会において2021年予算案の検討と討議は行

わない旨を発表した。2020年1月2日付の大統領令第4号により、政府は、2019年12月31日に終了する年度について
の予算法を2020年12月31日終了年度にも拡大適用した。

(f) 州との財政関係

アルゼンチンの23の州およびブエノスアイレス市はその相互間および政府から独立した別個の法律上および財政
上の団体である。アルゼンチンの連邦制度は公共サービスおよびその他の公共支出に対する重要な責任を州に配分し
ているが、集権的租税徴収制度に主に依存している。州は主として租税配分制度（以下に定義される。）を通じて、
政府からの歳入移転に依存している。「 - 歳入移転」を参照のこと。租税配分制度に基づき、州は連邦政府に対して
一定の租税を徴収する憲法上の権限を授権し、政府はこれに対して、かかる租税から発生する歳入の一部を州に移転
することに同意している。

2015年から2019年までに、州（ブエノスアイレス市を含む。）の年間歳出総額は平均で名目GDPの15.8%であつた
が、州（ブエノスアイレス市を含む。）の徴収した年間歳入は平均で名目GDPの約15.1%（租税配分額を含む。）で
あつた。以下の表は、表示期間中の州レベルの財政実績総額の変動の要約を示している。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(単位：百万ペソ)(1)

12月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	314,906.1	425,473.2	580,721.8	768,200.5	1,044,589.1
国税					
租税配分	329,953.0	464,142.7	628,282.3	1,006,862.0	1,475,567.8
その他の国税	85,469.8	98,996.8	126,342.5	69,886.8	154,948.1
国税合計	415,422.8	563,139.4	754,624.9	1,076,748.9	1,630,515.8
管理税合計	730,328.9	988,612.6	1,335,346.7	1,844,949.4	2,675,104.9
その他の租税外収入	45,883.1	65,454.3	85,466.6	136,972.4	211,692.6
行政の物品およびサービスの販売	5,026.4	7,137.0	11,092.9	14,087.5	19,469.1
資産税	3,971.8	13,574.2	18,551.4	39,370.9	68,935.7
経常移転	49,081.3	96,227.9	126,617.7	122,576.0	128,870.6
経常歳入合計	834,291.5	1,171,006.0	1,577,075.2	2,157,906.0	3,104,072.9
資本収入	53,281.1	59,041.0	74,069.9	66,454.8	54,179.0
歳入合計	887,572.6	1,230,046.9	1,651,145.1	2,224,360.7	3,158,251.9
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	502,172.8	692,434.6	883,476.5	1,110,042.4	1,606,912.7
消費財	23,866.1	30,410.6	39,152.7	50,340.3	79,584.7
サービス	67,692.1	83,812.5	120,891.6	161,869.7	232,623.5
消費支出合計	593,731.0	806,657.8	1,043,520.7	1,322,252.4	1,919,120.9
支払利息	15,851.8	27,134.9	47,107.1	100,603.9	172,267.9
経常移転	212,518.8	303,634.9	382,650.9	513,824.0	779,616.6
経常歳出合計	822,101.6	1,137,427.6	1,473,278.7	1,936,680.3	2,871,005.4
資本支出					
直接投資	93,854.8	114,906.7	191,670.9	222,014.7	267,936.9
資本移転	24,132.0	34,062.8	43,555.9	66,509.8	76,081.0
財政投資	9,216.8	19,820.4	26,909.4	33,670.9	38,105.6
資本支出合計	127,203.6	168,789.8	262,136.2	322,195.4	382,123.5
歳出合計	949,305.2	1,306,217.4	1,735,414.9	2,258,875.7	3,253,128.9
財政収支	(61,732.6)	(76,170.5)	(84,269.8)	(34,515)	(94,877)

(1) 発生主義に基づき算定したの金額。

出所：経済省

以下の表は、表示期間中の州レベルの財政実績総額の要約を百分率で示す。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(前年度比(%))(1)

12月31日現在

	2015	2016年	2017年	2018年	2019年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	30.5	35.1	36.5	32.3	36.0
国税					
租税配分	37.3	40.7	35.4	60.3	46.6
その他の国税	34.5	15.8	27.6	(44.7)	121.7
国税合計	36.7	35.6	34.0	42.7	51.4
管理税合計	33.9	35.4	35.1	38.2	45.0
その他の租税外収入	13.6	42.7	30.6	60.3	54.6
行政の物品およびサービスの販					
売	22.0	42.0	55.4	27.0	38.2
資産税	31.5	241.8	36.7	112.2	75.1
経常移転	30.9	96.1	31.6	(3.2)	5.1
経常歳入合計	32.4	40.4	34.7	36.8	43.8
資本収入	26.6	10.8	25.5	(10.3)	(18.5)
歳入合計	32.0	38.6	34.2	34.7	42.0
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	42.3	37.9	27.6	25.6	44.8
消費財	40.3	27.4	28.7	28.6	58.1
サービス	48.0	23.8	44.2	33.9	43.7
消費支出合計	42.8	35.9	29.4	26.7	45.1
支払利息	36.8	71.2	73.6	113.6	71.2
経常移転	34.0	42.9	26.0	34.3	51.7
経常歳出合計	40.3	38.4	29.5	31.5	48.2
資本支出					
直接投資	37.1	22.4	66.8	15.8	20.7
資本移転	32.8	41.2	27.9	52.7	14.4
財政投資	45.5	115.0	35.8	25.1	13.2
資本支出合計	36.8	32.7	55.3	22.9	18.6
歳出合計	39.8	37.6	32.9	30.2	44.0
財政収支	847.5	23.4	10.6	(59.0)	174.9

(1) 発生主義に基づき算定した金額。

出所：経済省

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(対GDP比(%))(1)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	5.3	5.2	5.4	5.3	4.9
国税					
租税配					
分	5.5	5.6	5.9	6.9	6.9
その他の国税	1.4	1.2	1.2	0.5	0.7
国税合計	7.0	6.8	7.1	7.4	7.6
管理税合計	12.3	12.0	12.5	12.7	12.5
その他の租税外収入	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0
行政の物品およびサービスの					
販売	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
資産税	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3
経常移転	0.8	1.2	1.2	0.8	0.6
経常歳入合計	14.0	14.2	14.8	14.8	14.5
資本収入	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3
歳入合計	14.9	14.9	15.5	15.3	14.7
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	8.4	8.4	8.3	7.6	7.5
消費財	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
サービス	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1
消費支出合計	10.0	9.8	9.8	9.1	8.9
支払利息	0.3	0.3	0.4	0.7	0.8
経常移転	3.6	3.7	3.6	3.5	3.6
経常歳出合計	13.8	13.8	13.8	13.3	13.4
資本支出					
直接投資	1.6	1.4	1.8	1.5	1.2
資本移転	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4
財政投資	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
資本支出合計	2.1	2.1	2.5	2.2	1.8
歳出合計	15.9	15.9	16.3	15.5	15.2
財政収支	(1.0)	(0.9)	(0.8)	(0.2)	(0.4)

(1) 発生主義に基づき算定したの金額。

出所：経済省

歳入移転

現在、租税配分制度およびその他のいくつかの特別歳入分配取決めに基づき、政府と州の間において歳入移転が行われている。1988年租税配分法（2002年の改正を含む。）（「租税配分法」）は現行の租税配分制度（「租税配分制度」）について定めている。租税配分法は当初、暫定的措置として意図されたものであったが、1989年末の失効予定時以降、毎年自動的に更新されている。1994年の憲法改正は1996年までに新租税配分法の採択を要求しているが、今日までいかなる法律も採択されていない。1980年代中頃から、政府の行政機関と州およびブエノスアイレス市は歳入移転に関し合意的取決めを堅持し、国会はこれを定期的にそのまま承認している。租税配分法に基づき創設された連邦の機関である連邦税制委員会（Comisión Federal de Impuestos）が租税配分制度の遵守を監視している。

2017年12月31日まで、租税配分法により政府は、下記に記載の特別歳入分配取決めに基づく控除後、所得税歳入の64.0%（下記の5億8,000万ペソを控除後）、付加価値税歳入の89.0%、名目最低所得税歳入の100.0%、個人資産税歳入の93.7%、金融取引に係る税収の30.0%、物品税およびその他の少額の税からの税収を連邦租税配分基金に移転することを要求されていた。2018年1月1日から、財政協定により、租税配分制度に基づく自動分配に従い、所得税歳入に関する64.0%の上限が撤廃された。この撤廃の結果、2018年より、所得税歳入の100%が租税配分基金に組み入れられ、租税配分制度に従い配分されなければならない。さらに、財政協定により、金融取引に係る税収の100.0%が連邦租税配分制度に基づく州への同歳入の30.0%の優先配分を実行後にANSESに配分されることになる。加えて、財政協定により、（ ）所得税と金融取引税の配分変更により資金が減少した法域への一定の補償および（ ）大ブエノスアイレス圏基金の廃止に伴うブエノスアイレス州への特定の補償が定められた。

2019年12月31日まで行われていた特別歳入分配取決めには、連邦租税配分制度に加えて以下が含まれていた。

VAT： VAT歳入（輸出関税払戻しを控除後）の11%は以下の通り配分された。社会保障基金が連邦政府に移転されなかった州（ブエノスアイレス、チャコ、チュブ、コルドバ、コリエンテス、エントレ・リオス、フォルモサ、ラ・パンパ、ミシオネス、ネウケン、サンタクルス、サンタフェおよびティエラ・デル・フエゴ）に対して6.27%ならびにANSESに残りの93.73%を配分

液体燃料および二酸化炭素に関する税： 液体燃料および二酸化炭素に対する税からの収入の15.07%が国家住宅基金（Fonavi）を通じて州およびブエノスアイレス市に配分される。

個人資産税： INCUCAIに対する300万ペソを控除後、社会保障基金が連邦政府に移転されなかった州に6.27%を配分

個人事業主税（Monotributo）： 個人事業主税収入は、税部分および社会保障部分に分けられる。税部分は、ANSESに70%、30%は租税配分法の規定に従い配分される。社会保障部分は全て、ANSESに配分される。

新連邦主義のための合意

財政協定の実施前は、政府、州およびブエノスアイレス市の間1992年の合意により、ANSESに資金拠出するため、租税配分制度に従い政府は租税歳入合計の15%を控除することが認められていた。この15%の控除は1年毎に延長されていたが、最終的に2006年に法律第26,078号「2006年国家予算法（Presupuesto de Gastos y Recursos de la Administración Nacional para el Ejercicio 2006）」第76条の下に制定された。2015年11月、アルゼンチン最高裁判所は、かかる控除のコルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州への適用は違憲とし、2006年以降これらの州から徴収した資金をそれまでの利息とともに返還するよう政府に命じた。

2016年、政府は、（最高裁判所の判決による利益を受けた）コルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州を除く州との間で2006年国家予算法第76条に基づき徴収された資金の段階的な返還について合意（「新連邦主義のための合

意(Programa Acuerdo para el Nuevo Federalismo)」)した。新連邦主義のための合意により、各州は一定の条件に従い、政府により従前に徴収されていた15%分につき段階的に回収していくことが認められた。ANSESを通じた特別金融措置により、これらの州およびブエノスアイレス市に返還すべき上記の15%のうち、6%に相当する額が2016年中に、および3%に相当する額がその後の5年をかけて供給された。政府は、コルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州とも、最高裁が命じたこれらの州への返還の実施について別途の合意に至った。

その他の州との取決め

1990年代後半以降、政府は州の財政状態を正常化するため、州との間で様々な合意を結んできた。これらの取決めに従い、政府は州に対して様々な形で種々の条件に基づき財政支援を提供している。以下にこれらのプログラムのいくつかを挙げる。

財政責任法：財政責任法は、2004年に制定され、これを承認した州およびブエノスアイレス市でのみ、拘束力がある。現在までに23の州のうち21州が財政責任法を承認している。同法はアルゼンチンの国家、州および地方自治体の公共部門の財政枠組みに対して重要な改革を実施することを目的としている。その主な内容の一部は以下のとおりである。

政府および州は一定の財政方針、目標および予測を記載した将来の各年度の年次財政計画を作成し、その財務実績をそれぞれウェブサイトで定期的に公表しなければならない。

国家および州の政府の基礎的歳出の増加率は予想名目GDP成長率を上回ることができない。

政府および州は均衡予算を堅持しなければならない。

政府および州は財政周期の変動を抑えるため、特別の周期調整基金を創設しなければならない。

州は地方自治体への租税配分移転額控除後の州の当期の収入の15%を超える元利払債務を負うことができない(経済活動、雇用および社会的支援の促進に向けた支出に関するものを除く。)。この制限に反する州は一定の例外を除き、追加的債務を負うことができなくなる。

政府はその債務再編後、名目GDPの一定割合に残存債務を削減する責任を負わなければならない。

州は債務を負担し、または保証を行うためには、経済省の承認を求めなければならない。

経済省はその州債券の発行もしくは保証に関する承認を当該法律案に定める要素を基準に行う。

しかしながら、財政責任法は連邦租税配分制度に対する変更を行うものではない。

2009年以降、国会は、財政規制に対して大幅な柔軟性を与えるための財政責任法の改正案を可決した。より大幅な柔軟性とは、公共部門歳出の増加と財政実績の水準の両方を指す。また、州は適切な年度に、地方政府への租税配分移転額控除後の州の当期収入の15%を超える元利払債務を負うことができない。かかる改正は、州政府による財政赤字への対処に資することを目的としている。

2016年10月25日、その当時の財務・財政省は、各州の財務大臣と共に、財政責任法の一定の改正を政府の2017年予算に適用すると発表した。この改正により、2017年の公共部門の総合収支赤字を削減し、州の公共会計の透明性を高め、および2017年の公共支出の伸びの上限を名目GDPの成長率とすることで公共支出を抑制することを目指している。

2017年11月16日、全ての州(サンルイス州およびラ・パンパ州を除く。)は、国家および州レベルでの健全な公共財政慣行を推進し、一定の期間における公共支出の増加率を当該期間のインフレ率までとした上限の設定ならびに全体的な公的雇用の増加を人口増加率までとした上限の設定などの各法域がその支出の管理の維持を確保するための

ルールを定めた財政協定を承認した。また、財政協定は、国家および州レベルでの経済成長を育むため、特に労働および生産ならびにそれらに対する資金提供に対する税などの増税を制限している。

2017年12月22日、国会は財政責任法の改正としての財政協定を承認し、公共部門の総合収支赤字の削減を目的として国家および州の公共部門会計の支払能力向上のためのガイドラインを定めた。2020年10月23日現在、全ての州議会（ラ・パンバ州およびサンルイス州の議会を除く。）およびブエノスアイレス市議会が財政協定を承認している。

2018年8月、政府は合同連邦基金（Fondo Federal Solidario）を廃止する大統領令を制定した。合同連邦基金は州および地方自治体のインフラ支出のために2009年3月に創設された。同基金は大豆輸出からの税収の30%により賄われ、租税配分法に従い各州の間で分配されていた。歳入が失われる分を州に補填するため、2018年9月に政府は、州・地方自治体向け連邦財政支援プログラム（Programa de Asistencia Financiera a Provincias y Municipios）を創設し、これを通じて政府は財政協定を締結した全ての法域に対して総額41億ペソの移転を確約した。

2019年12月、政府、財政協定に合意した全ての州およびブエノスアイレス市は、2020年に関して取り決められた全州についての租税に関するコミットメントを停止することに合意した。

特別会計

アルゼンチンは特別会計を設けていない。

減債基金

アルゼンチンは国家減債基金を設けていない。

最近の動向

2021年予算

2020年9月15日、政府は2021年度の国家予算の原案を国会に提出した。かかる原案では、12.1%のGDPの落ち込みが予想され、2021年についてのマクロ経済および財政上の前提が更新されており、これには、それぞれ2020年比で、（ ）約5.5%の実質GDP成長率、（ ）5.5%の民間消費の増加、（ ）公共消費の2.0%の増加、（ ）投資の18.1%の増加、（ ）10.2%の輸出の増加および16.3%の輸入の増加、が含まれていた。年間インフレ率が2020年12月において32.0%と予想されていたのに対し、かかる原案では2021年12月までに約32.0%までに低下すること前提としている。「本報告書の注記 - 注(4) 将来の見通しに関する記述」を参照のこと。

2021年度予算の基礎となった戦略的指針には以下のものが含まれた。

COVID-19のパンデミックの影響から生産を回復し、包括的で持続可能な経済開発モデルを確立し、尊厳ある労働条件の下での雇用を促進して全ての住民の生活水準を改善することに焦点を当てる。

道路建設計画、住宅政策、水、エネルギーおよび運輸部門に重点を置いた生産と経済活動を促進するためのインフラへの投資を行う。

保健および教育システムへ資金を配分し、ワクチン接種、プライマリー・ヘルスケア、病院サービスなどパンデミック後の段階において不可欠なプログラムおよび政策ならびに接続性および教育インフラを向上させるプログラムの強化を図る。

(6)【公債】

概 要

(a) 概 観

別段の定めがない限り、本章「(6) 公債」に記載のアルゼンチンの未償還債券に関する金額の算出は2019年12月31日現在のものである。

アルゼンチンの総公的債務合計は、政府により直接に借入れられた外貨建およびペソ建債務、ならびに他の国家公共機関、州（ブエノスアイレス市を含む。）および民間部門の団体の債務に対し政府が付与した保証より成る間接債務により構成される。これには州または他の機関の直接債務で政府による保証が付与されていないものは含まれない。示された場合を除き、外貨建債務およびペソ建債務は、支払継続債務および支払非継続債務（未交換債務を含む。）で構成される。未交換債務は、未払元本および2019年12月31日までの約定利率により算出された未払利息に、補償利息または不履行利息を加えたものと定義されている。本和解案に基づく時効完成前の請求に関する和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチンは不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いの申し出を行っていない。「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。

2015年12月31日現在において残存している未交換債務の大部分は、様々な海外の管轄地域の法廷において法的手続きに服しており、アルゼンチンに対する貨幣性判決は多くの訴訟で出されている。貨幣性の判決には、一般的に罰則的および各管轄地域の適用ある法令による利息に対する利息を含む。2015年12月31日現在、経済省の公的勘定に登録されている未交換債務の支払期日到来済元本金額および期日未到来元本金額（支払期日到来済利息金額、罰則的利息および利息に対する利息は含まない。）は合計61億米ドルであった。2015年12月31日現在残存していた未交換債務の大部分は、アルゼンチンの本和解案に基づき和解に至っている。

2015年から2019年までのアルゼンチンの総公的債務合計（未交換債務を含む。）は、以下の通りであった。

2015年12月31日現在、	2,407億米ドル
2016年12月31日現在、	2,754億米ドル
2017年12月31日現在、	3,209億米ドル
2018年12月31日現在、	3,322億米ドル
2019年12月31日現在、	3,231億米ドル

2019年12月31日現在、経済省の公的勘定に登録されている未交換債務勘定に係る額面請求額（この目的のみににおいてアルゼンチンが時効完成済みとみなす請求を含む。）は総額約24億米ドルであった。

2019年12月31日現在未償還のアルゼンチンの総公的債務合計である3,231億米ドルのうち、ペソ建債務は、総額4兆2,912億ペソ（716億米ドル）であり、アルゼンチンの総公的債務合計の22.2%を占めており、そのうち34.2%はCER指数連動債券であった。外貨建債務は総額2,514億米ドルであり、アルゼンチンの総公的債務合計の77.8%を占めていた。

2019年12月31日現在、債権者の種類別に分類した総公的債務合計（支払非継続債務および未交換債務を含む。）は、以下のとおりである。

総公的債務合計の40.0%（1,291億米ドル）が主に公共部門国家機関が保有する公債によるものであった。

総公的債務合計の37.3%（1,206億米ドル）が民間部門債権者が保有する公債によるものであった。

総公的債務合計の22.7%（734億米ドル）が主に多国間および二国間の貸し手が保有する公債によるものであった。

2019年12月31日現在、金融商品の種類別に分類した（支払非継続債務および未交換債務を除く。）総公的債務合計は、債券が60.6%で1,942億米ドル、多国間および二国間の貸し手からの借入れが22.9%で734億米ドル、トレジャリー・ノートおよびトレジャリー・ビルが7.5%で239億米ドル、中央銀行からの一時前払金が4.4%で142億米ドル、保証債務（PPPプロジェクトに関連のない再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付のトレジャリー・ノート、トレジャリー・ノートおよび約束手形）が3.6%で114億米ドル、商業銀行からの借入れが0.9%で28億米ドル、および国家保証ローンが0.2%で6億4,030万米ドルであった。

2019年12月31日現在、支払非継続債務（未交換債務を除く。）は合計で1億400万米ドル、総公的債務合計の0.03%未満であり、そのうち6,050万米ドルは期日未到来の支払非継続債務が占め、4,350万米ドルは債務再編対象または支払遅延の支払非継続債務に相当する。

2011年から2015年の間に、政府は、公債返済資金を得るために中央銀行から自由に使用できる外貨準備高を担保にして借入れを行った。2010年の緊急政令を通じて、民間の債権者が保有する債務の返済資金を調達するためにアルゼンチンの債務返済基金が設立された。さらに、中央銀行は国際金融機関および二国間公式部門債権者に対する債務を履行するための資金を前払いした。各借入金額ごとに、中央銀行は10年物譲渡不能トレジャリー・ノートを受け取った。

アルゼンチンの公的部門債務の持続可能性への取り組みのために2020年において実行された方策については、「(6) 公債 - 最近の動向」を参照のこと。

(b) 債務記録

序論

アルゼンチンは、法第24,156号第65項およびその他適用ある法律に従い、随時債務再編取引を公的および民間の債権者との間で行っている。1990年から2019年の間において、アルゼンチンはブレイディ・プラン、2005年債務交換および2010年債務交換の3度にわたる対外および国内不履行債務の再編を行ってきた。2020年に行われた債務再編の詳細については、「(6) 公債 - 最近の動向」を参照のこと。

パリクラブ

アルゼンチンは、1985年、1987年、1989年、1991年、1992年の5回にわたる個々の契約を通じて、債権国のグループであるパリクラブのメンバーに対する債務を再編した。2001年に始まった債務危機の間、アルゼンチンはパリクラブのメンバー国に対する残存債務について債務を履行しなかった。2014年4月30日現在、パリクラブのメンバー国に対する残存債務は総額96億9,000万米ドルであり、この内訳は、元本49億5,500万米ドル、利息11億200万米ドルおよび36億3,300万米ドルの遅延利息であった。2014年5月29日に、アルゼンチンは今後5年間で債務残高すべてを償却するとの決済契約締結に至った。決済契約の条項に基づき、2015年から2019年にかけて、アルゼンチンは、60億4,900万米ドルの元本支払いを行った。残存額には年率3.00%の基本利率により利息が発生する。2020年3月13日、経済相はパリクラブのメンバー宛の書簡において、当初2020年5月5日に期限が到来していた21億米ドルの支払いを2021年5月5日まで延長する決定を行ったことを表明した。「(6) 公債 - 最近の動向 - パリクラブ」を参照のこと。

商業銀行

1985年および1987年にアルゼンチンは国際商業銀行債権者に対し負っていた347億米ドルの債務につき再編交渉を行った。これら銀行による総額約30億米ドルの新規貸付提供に加え、「ニュー・マネー・ボンド」および「代替参加証書」(「API」)という2つの債券発行がこの再編の一部をなしている。銀行債権者への利息支払は1988年4月に停止され、ブレイディ・プラン(以下に記載される。)に基づく中期および長期の商業銀行債務の借換えまで、部分的に再開されただけであった。

ブレイディ・プラン

1992年4月、アルゼンチンは、商業銀行から借入れた中期および長期債務に関しブレイディ・プランに基づく借換契約を発表した。ブレイディ・プランは、当時未払いであった商業銀行の債務の96.0%超に相当する、推定93億米ドルの遅延利息を含む推定285億米ドルの債務に適用された。ブレイディ・プランはアルゼンチンの対外債務の額面金額の約30億米ドル削減を達成した。

商業銀行への債務の96.0%超はブレイディ・プランに従い借換えられた。ブレイディ・プランは、遅延利息93億米ドルを含めずに残存していた285億米ドルの対商業銀行債務と交換に、元本維持債、元本削減債および変動利付債券の発行ならびに7億米ドルの現金支払いを規定していた。

アルゼンチンは、2001年の債務不履行まではブレイディ債の支払いを行っていた。その時点で残存していた米ドル建ブレイディ債の約95.7%およびその時点で残存していたユーロ建ブレイディ債の81.3%が2005年債務交換で交換された。

2019年12月31日現在、2005年および2010年債務交換で申し込みがなされなかったまたは2016年以降の和解契約に基づくブレイディ債および変動利付債券は約7,720万米ドル(約定利率で発生した金利は含むが罰則的利息を含まない。)残存していた。

2001年の債務危機

2001年12月24日に、(ロドリゲス・サア大統領の暫定統治下にあった)政府は、アルゼンチン公債の大半につき支払停止を宣言した。後継者であるデュアルデ大統領は、数日後に就任した時に債務支払の停止を承認した。2002年1月6日に制定された国家緊急事態法(2020年12月31日まで延長された。)は、経済回復の条件を創出し、アルゼンチン公債を再編するために必要な措置を講ずる権限を政府に与えた。

2002年2月6日、政府は、アルゼンチンの公債に関する支払を公式に停止し、経済省にこれら債務の再編を行う権限を付与した。続いて政府は、債務支払停止の範囲をより明確化した様々な政策を発した。これらの措置により、政府は次の債権者に対する債務の履行を継続している。

多国間公式貸付機関

国家保証ローンのペソ化に同意した債権者

政府の債務支払停止宣言以降に発行された新債券(Boden債など)の保有者

他の一定範囲の公債

2005年債務交換

2005年1月14日、アルゼンチンは2001年に債務不履行に陥った152種の異なる種類の証券所有者に対し、その不履行債務を2038年元本維持債、2045年準元本維持債、2033年元本削減債および2035年GDP連動証券と交換するよう勧誘

した。債務交換の参加適格を有する債券の総額（対象となる債券の元本、および2001年12月までに累積した未払いの経過利息を含む。）はおよそ818億米ドルであった。2005年債務交換で申込まれた証券の交換対象総額は（いずれの場合も期日到来済利息を併せて）約623億米ドルであり、対象証券の交換対象総額の76.2%に相当する。

交換に提出された証券と提出時期により、2005年債務交換に参加した対象証券の所有者はその保持していた証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。：

2038年12月31日満期の2038年元本維持債

2033年12月31日満期の2033年元本削減債

2045年12月31日満期の2045年準元本維持債

2035年12月15日までに期日が到来するGDP連動証券の想定元本金額を伴う2035年GDP連動証券

ブレイディ債の保有者は元本総額約28億米ドルおよび2億3,500万ユーロのブレイディ債を交換に付し、その現在価値をブレイディ債の元本担保の償還から現金で受取った。

2010年債務交換

2010年4月30日、アルゼンチンは、2005年債務交換において発行された証券および2001年に債務不履行に陥った149種の異なる種類の証券の所有者に対し、当該証券を下記の新規証券、および場合により、現金支払いと交換するよう勧誘（「4月の勧誘」）を開始した。

4月の勧誘、またはアルゼンチンが4月の勧誘と並行して日本において実施する募集のいずれかに参加した適格証券の所有者は、その証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。

2033年12月満期で米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2033年元本削減債（2010）

2038年12月満期で米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2038年元本維持債（2010）

2017年満期で米ドル建の2017年グローバル債、および

2035年12月までに期日が到来し米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2035年GDP連動証券（2010）

2010年12月に、アルゼンチンは、国内市場において4月の勧誘を再開した（「12月の勧誘」）。12月の勧誘は2010年12月31日に締め切られた。

12月の勧誘に参加した適格証券の所有者は、その証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。

米ドルおよびペソ建の2033年元本削減債（2010）

2017年グローバル債、および

米ドルおよびペソ建の2035年GDP連動証券（2010）

2010年債務交換に申し込まれた不履行証券の交換対象金額は総額約124億米ドルで、対象証券の交換対象総額の約66.2%に相当した。

ブレイディ債の勧誘

2010年12月中、アルゼンチンは、ブレイディ債の所有者に対し、その所有するブレイディ債の、2033年元本削減債（2010）、2017年グローバル債券、2035年GDP連動証券（2010）および現金支払いとの組合せによる交換を勧誘する「ブレイディ勧誘」を公表した。ブレイディ勧誘は、しかしながら、下級審が申し込みのあったブレイディ債を担保する担保物件の手取り金を解放、清算および申し込み所有者に対して移転を認める決定を控訴審が支持することという要件が付されていた。2011年7月20日に控訴審は下級審の決定を破棄した。その結果、2011年8月にアルゼンチン

は何ら申し込みを受諾することなくブレイディ勧誘を中止した。ブレイディ勧誘に基づく申し込みはすべて、自動的に拒絶されたものとみなされた。

(c) 債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）および和解案

2001年末のアルゼンチンの債務に関する不履行の後、債権者はアルゼンチンに対し、米国を含むいくつもの法域において膨大な数の訴訟を提起した。債権同順位に基づく訴訟および未交換債務に係る請求を和解で処理するためのアルゼンチンの提案を含む米国の訴訟に関する詳細は、「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。

(d) 間接債務

政府は、州およびその他の国営および民間団体の特定の債務に関する元利金支払につき保証を付している。これら政府保証の一部は政府の資産または受取ることのできる租税により担保されている。

2019年12月31日現在、政府は、2018年12月31日現在の98億米ドルに対し総額113億米ドル（支払期日到来済元利金を含む。）の第三者の債務（PPPプロジェクトに基づく債務を除く。）を保証しており、これらは以下の債務により構成されている。

州による負債の15億米ドル（ブエノスアイレス市を含む。）で、その全額が発行者の資産により担保されていた。

政府以外の公共部門事業者（バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）など）が負っていた負債7億9,480万米ドル、および民間部門事業者の負債、90億米ドル。

これらの保証はアルゼンチンの資産により担保されていなかった。

(e) 担保付債務

特定の政府債務は、受取租税および他の形式の担保を含む特定の資産に係る質権により担保されている。以下にこれら担保約定を記載する。

国家保証ローン： このペソ建て借入は金融取引税および配分租税（すなわち、租税配分法に基づき政府が州と分配しなければならない租税）より生ずる歳入のうち、政府の帰属分に対する質権により担保される。2019年12月31日現在、国家保証ローンの元本残高は約6億4,030万米ドルであった。

ブレイディ債： 元本維持および元本削減ブレイディ債の総元本金額は、米ドル建債券の場合はゼロ・クーポン米国国債により、またユーロ建（当初はドイツ・マルク建債券であった。）の場合はドイツ復興金融公庫が発行したゼロ・クーポン債券により担保される。これら債券を担保する担保物件は2023年のこれら債券の満期日までは引出すことはできない。2019年12月31日現在、担保物件の価値は2億5,260万米ドルであった。ブレイディ債に対し支払われる利息の一部についても担保された。

スペイン債： 1993年にブレイディ債の債務再編の一環として政府はスペインの銀行に対し（30年物のブレイディ債の代わりに）2008年に満期を迎える無担保債券を発行した。この債券はスペイン政府により保証され、スペイン政府は2001年におけるアルゼンチン政府による債務支払停止の後、その保証を履行した。2014年に、政府は、スペイン政府に対する債務である支払総額9,370万米ドルの全額につき和解し、返済スケジュールについて合意した。2019年12月31日現在、スペイン政府に対する債務の残高は総額2,120万米ドルであった。

(f) 公債の変遷

2015年から2019年にかけて、アルゼンチンの総公的債務合計（未交換債務を含む。）は2015年12月31日現在の2,407億米ドルから34.2%増加して2019年12月31日には3,231億米ドルとなった。これは主に、2015年から2017年においては、発行高が償却支払額を上回ったこと、一定の未償還債券のインフレ調整および複利計算による利息、2018年以降はIMFと締結したSBAに基づく融資の実行によるものであった。ペソの名目価額の下落により米ドル換算した場合のペソ建債務は減少した。

外貨建債務は、2018年12月31日現在において2,537億米ドルで総公的債務合計の76.4%であったのに対し、2019年12月31日現在は2,514億米ドルで総公的債務合計の77.8%であった。

2019年12月31日現在、アルゼンチンの公債全体の40.0%は公共部門事業者が保有しており、同日現在、アルゼンチンの外貨建債務全体の32.9%を公共部門事業者が保有していた。

次の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの総公的債務合計に関する情報を示している。

総公的債務合計(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ペソ建債務(2)					
支払継続	73,819	87,068	100,274	78,427	71,581
支払非継続延滞元本	3	3	3	2	2
未交換債務(5)	81	90	92	67	63
ペソ建債務合計	73,903	87,161	100,368	78,496	71,646
総公的債務合計に占める比率	30.7%	31.6%	31.3%	23.6%	22.2%
外貨建債務(4)					
支払継続	148,780	179,806	217,677	250,854	248,945
支払非継続(期日未到来)(3)	60	60	60	60	60
支払非継続延滞元本	33	32	35	34	34
支払非継続延滞利息	8	8	9	8	8
支払非継続債務の補償利息	-	-	-	-	-
未交換債務(5)	17,881	8,378	2,785	2,739	2,372
外貨建債務合計	166,762	188,285	220,566	253,696	251,419
総公的債務合計に占める比率	69.3%	68.4%	68.7%	76.4%	77.8%
総公的債務合計(延滞分を含む。)(6)	240,665	275,446	320,935	332,192	323,065
担保および他の債権	(1,891)	(1,818)	(1,853)	(1,639)	(1,754)
担保および他の債権控除後の公債合計(延滞分を含む。)	238,774	273,628	319,082	330,553	321,311
備忘項目：					
総公的債務合計(延滞分を含む。)の対GDP比(7)	52.6%	53.1%	56.5%	86.4%	90.2%
総公的債務合計(延滞分を含む。)の対年間政府歳入比	241.0%	249.6%	287.7%	473.1%	455.6%
為替レート(8)	13.01	15.85	18.77	37.81	59.90
CER(参照安定化)指数(8)	5.04	6.84	8.38	12.34	18.70

- (1) 債務の合計は各期間末現在の為替相場を使用して算出されている。
- (2) 自国通貨建公債(公債、国家保証ローン、中央銀行からの一時前払金、トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビル、商業銀行債務、約束手形およびその他)を含む。当初は米ドルで発行されたがペソに転換された債務証券を含む。この証券の一覧については、「 - (b) 債務記録」を参照のこと。
- (3) 支払非継続債務の定義については、「本報告書の注記 - 注(1) 定義および一定の語法 - 定義」を参照のこと。
- (4) 外貨建公債(多国間および二国間債務、公的債券、トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビル、商業銀行債務その他)を含む。
- (5) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。
- (6) 未交換債務、主要債務者からアルゼンチンに対して支払額を弁償する債務を示す担保およびその他の債権を含む。
- (7) GDPの数値は名目値で表示されている。
- (8) 各期間末に公債合計を算出するために使用された為替相場およびCER。

出所：INDECおよび経済省

2015年に、アルゼンチンの総公的債務合計は、2014年と比べて0.6%増加して2,407億米ドル（名目GDPの52.6%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

618億米ドル相当のペソ建債券の発行

338億米ドル相当の外貨建債券の発行

こうした要素は、総額626億米ドルの元本支払い、債務を269億米ドル削減させた為替相場の変動および51億米ドルのCERに連動した債務の調整により部分的に相殺された。

2016年に、アルゼンチンの総公的債務合計は14.5%増加して2,754億米ドル（名目GDPの53.1%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

525億米ドル相当のペソ建債券の純発行

448億米ドル相当の外貨建債券の発行

19億米ドル相当のCERに連動した債務の調整

こうした要素は、総額445億米ドルの元本支払いおよび債務を104億米ドル削減させた為替相場の変動により一部相殺された。

2017年に、アルゼンチンの総公的債務合計は16.5%増加して3,209億米ドル（名目GDPの56.5%）となった。

総公的債務合計の増加は主に以下による。

694億米ドル相当のペソ建債券の純発行

751億米ドル相当の外貨建債券の発行。そのうち120億米ドルは2024年満期Bonares債に相当し、同債券は一定の取引の一環として発行され、アルゼンチンは同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。売出しの対象となった未償還の2024年満期Bonares債は2019年4月に消却された。

こうした要素は、総額839億米ドルの元本支払いおよび債務を101億米ドル削減させた為替相場の変動により一部相殺された。

2018年に、アルゼンチンの総公的債務合計は3.5%増加して3,322億米ドル（名目GDPの86.4%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

625億米ドル相当のペソ建債券の発行

763億米ドル相当の外貨建債券の発行。そのうち70億米ドルは2024年満期Bonares債および2025年満期Bonares債に相当し、同債券は一定の取引の一環として発行され、アルゼンチンは同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。売出しの対象となった未償還の2024年満期Bonares債および2025年満期Bonares債は2019年4月に消却された。

上記の要因は、総額756億米ドルの元本支払い、468億米ドルの債務削減をもたらした為替相場の変動および74億米ドルの債務削減をもたらしたCERによるインデクセーション調整により一部相殺された。

2019年に、アルゼンチンの総公的債務合計は2.7%減少して3,231億米ドル（名目GDPの90.2%）となった。2019年においてアルゼンチンは以下を行った。

535億米ドル相当のペソ建債券の発行

452億米ドル相当の外貨建債券の発行

57億米ドル相当の利息の資産計上

総額932億米ドルの元本支払い、204億米ドルの債務削減をもたらした為替相場の変動および11億米ドルの債務削減をもたらしたCERによるインデクセーション調整がこれらの要因を上回った。

次の表は、国庫に資金を供給した2015年1月1日から2019年12月31日までのアルゼンチン公共機関と契約をしたアルゼンチン公債の発行に関する情報を示す。

公共部門内公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日に終了した年度				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一時前払金(2)	33,130	21,617	26,969	17,395	16,636
ペソ建債券	33,130	21,617	26,969	17,395	16,636
外貨建債券	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	6,437	11,598	8,964	4,200	4,795
ペソ建債券(3)	5,796	10,879	8,964	4,200	3,689
外貨建債券(4)	641	718	-	-	1,106
Bonares債	2,527	945	1,615	2,120	6,203
ペソ建債券(5)	1,070	945	1,585	-	1,058
外貨建債券(6)	1,456	-	29	2,120	5,145
Boncercs債	-	643	4,038	893	1,861
ペソ建債券(7)	-	643	4,038	893	1,861
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bontes債	-	-	5,648	102	-
ペソ建債券(8)	-	-	5,648	102	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
トレジャリー・ビル	-	12,054	655	-	738
ペソ建債券(9)	-	-	115	-	-
外貨建債券(10)	-	12,054	540	-	738
約束手形	1,140	1,028	1,125	-	-
ペソ建債券(11)	1,140	1,028	1,125	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
Botapos債	-	-	1,096	-	-
ペソ建債券(12)	-	-	1,096	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
中央銀行 譲渡不能債券	10,640	376	-	-	1,327
ペソ建債券	-	-	-	-	-
外貨建債券(13)	10,640	376	-	-	1,327
BNAからの借入	3,506	-	-	-	521
ペソ建債券	3,506(14)	-	-	-	521(15)
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bonads債	2,157	-	-	-	-
ペソ建債券(16)	2,157	-	-	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bonacs債	457	-	-	-	-
ペソ建債券(17)	457	-	-	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
発行済アルゼンチン 公債合計	59,995	48,260	50,110	24,711	32,081

(1) 表中の数字は、表が示す各期間に国庫に新しい資金を供給したアルゼンチンの公共機関と契約をした資金の米ドルの額である。表中で表示される各期間の合計額は、特定日現在のかかる資金について残高を示しているものではなく、2015年から2019年の各年の1

月1日から12月31日までのそれぞれのかかる資金の米ドルでの合計額を示すものである。使用された為替レートは発行日現在のもの
である。

- (2) 中央銀行からの調達資金
 - (3) 0%から18.5%までの間の金利およびBADLAR金利の債券で、2014年2月12日から2020年8月24日の間に満期が到来するトレジャリー・ノート
 - (4) 0%から5%までの間の金利およびBADLAR金利の債券で、2014年2月3日から2020年5月27日の間に満期が到来するトレジャリー・ノート
 - (5) 利率がBADLARプラス200ベース・ポイントからBADLARプラス325ベース・ポイントの間で、満期が2016年3月18日から2022年4月3日の間に到来するBonares債
 - (6) 7%から9%の間の固定利付で、満期が2017年4月17日から2037年4月18日までの間に到来するBonares債
 - (7) 利率が2.25%から4.25%までの間で、2020年4月28日から2022年11月29日の間に満期が到来するBoncers債(8) 利率がBADLARプラス100ベース・ポイントで、満期が2019年8月8日から2020年11月22日の間に到来するBontes債
 - (9) 利率が0%で、2018年3月16日に満期が到来するトレジャリー・ビル
 - (10) 利率が0%で、満期が2018年2月23日から2020年2月28日までの間に到来するトレジャリー・ビル
 - (11) 2016年3月3日、2016年3月20日および2018年3月20日に満期が到来する約束手形
 - (12) 利率が金融政策金利と等しい2020年6月21日に満期が到来するBotapos債
 - (13) 中央銀行に対し発行された譲渡不能債券を含む。これらの債券への適用利率は、LIBORマイナス1%と国際準備利回りのいずれか低い方により、満期日は2016年1月3日から2029年12月30日の間である。
 - (14) これらの借入れの金利は、BADLAR金利に100ベース・ポイントを加えた金利と同等の変動年率である。元金は、2013年、2014年、2015年および2016年の1月の第5営業日、または履行される貸付枠実行の6か月後の月の第5営業日に始まり、その後は各月の第5営業日に24ヵ月間連続の分割で償却された。
 - (15) この借入れの金利は、BADLAR金利と同等の変動年率で、満期は2020年4月25日である。
 - (16) 0.75%から2.50%の固定利付で、満期が2017年2月22日から2018年6月4日までの間に到来するBonads債
 - (17) 変動利付(Lebacs債およびその他)で2016年3月31日および2016年9月30日に満期が到来するBonacs債
- 出所：INDECおよび経済省

金利の種類別公債

次の表は金利の種類別のアルゼンチンの総公的債務合計に関する情報を示す。

金利の種類別総公的債務合計(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
固定金利(2)	127,611	154,438	172,553	190,021	161,098
変動金利	85,427	85,659	94,644	104,587	122,267
BADLAR	18,574	15,078	16,175	7,030	6,449
LIBOR	9,910	11,641	14,443	17,128	18,557
LIBORマイナス1%(3)	48,388	48,687	48,687	48,687	50,013
IADBの変動利率	299	387	549	759	704
IMF	-	-	-	28,032	44,128
その他(4)	8,256	9,866	14,790	2,952	2,415
ゼロ金利(5)	27,626	35,349	53,738	37,584	39,699
総公的債務合計	240,665	275,446	320,935	332,192	323,065

(1) 支払期日到来済元利金（未交換債務を含む。）を含む。

(2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレ率に対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額（支払期日到来済元利金を含む。）は、2019年12月31日現在245億米ドルであった。

(3) IMF、民間の債券保有者、多国間機関および二国間の債権者への債務解約の補償として発行され、中央銀行に対し発行された譲渡不能債券（中央銀行向けの2016、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026および2029年債）。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りのうちの低い方である。

(4) 貯蓄預金口座金利その他を含む。

(5) 中央銀行からの一時前払金、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノート、トレジャリー・ノート、約束手形およびディスカウント・レート・トレジャリー・ビルを含む。2015年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は255億米ドルであり、トレジャリー・ノートの残高は8億900万米ドルおよび約束手形の残高は11億米ドルであった。2016年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は241億米ドルであり、トレジャリー・ノートの残高は17億米ドルおよび約束手形の残高は12億米ドルであった。2017年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は252億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は45億米ドル、約束手形の残高は11億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は5億5,080万米ドルであった。2018年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は133億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は74億米ドル、約束手形の残高は11億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は2億3,270万米ドルであった。2019年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は142億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は74億米ドル、約束手形の残高は13億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は23億米ドル、保証の残高は20億米ドルおよび商業銀行からの借入れは20億米ドルであった。2016年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は81億米ドルであった。2017年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は198億米ドルであった。2018年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は142億米ドルであった。2019年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は94億米ドルであった。

出所：経済省

金利の種類別総公的債務合計(1)

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
固定利率(2)	53.0	56.1	53.8	57.2	49.9
変動利率	35.5	31.1	29.5	31.5	37.8
BADLAR	7.7	5.5	5.0	2.1	2.0
LIBOR	4.1	4.2	4.5	5.2	5.7
LIBORマイナス1%(3)	20.1	17.7	15.2	14.7	15.5
IADBの変動利率	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
IMF	-	-	-	8.4	13.7
その他(4)	3.4	3.6	4.6	0.9	0.7
ゼロ金利(5)	11.5	12.8	16.7	11.3	12.3
総公的債務合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 支払期日到来済元利金(未交換債務を含む。)を含む。

(2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレ率に対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額(支払期日到来済元利金を含む。)は、2019年12月31日現在245億米ドルであった。

(3) IMF、民間の債券保有者、多国間機関および二国間の債権者への債務解約の補償として発行され、中央銀行に対し発行された譲渡不能債券(中央銀行向けの2016、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026および2029年債)。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りのうちの低い方である。

(4) 貯蓄預金口座金利その他を含む。

(5) 中央銀行からの一時前払金、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノート、トレジャリー・ノート、約束手形およびディスカウント・レート・トレジャリー・ビルを含む。2015年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は255億米ドルであり、トレジャリー・ノートの残高は8億900万米ドルおよび約束手形の残高は11億米ドルであった。2016年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は241億米ドルであり、トレジャリー・ノートの残高は17億米ドルおよび約束手形の残高は12億米ドルであった。2017年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は252億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は45億米ドル、約束手形の残高は11億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は5億5,080万米ドルであった。2018年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は133億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は74億米ドル、約束手形の残高は11億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は2億3,270万米ドルであった。2019年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は142億米ドルであり、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノートの残高は74億米ドル、約束手形の残高は13億米ドル、トレジャリー・ノートの残高は23億米ドル、保証(Avales)の残高は20億米ドルおよび商業銀行からの借入れは20億米ドルであった。2019年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は94億米ドルであった。2018年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は142億米ドルであった。2017年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は198億米ドルであった。2016年12月31日現在、トレジャリー・ビルの残高は81億米ドルであった。

出所: INDECおよび経済務省

2019年12月31日現在、金利の種類別の公債構成(未交換債務を除く。)には以下を含む。

Boncercs債、トレジャリー・ビル、2045年準元本維持債、Bontes債、2033年元本削減債、Bonaresデュアル債、Bogato債、Bonares債、国家保証ローン、2038年元本維持債、約束手形およびBocones債などのペソ建固定金利債券

Birads債、Bonares債、2033年元本削減債、2038年元本維持債、多国間債務、Biraes債、二国間債務、Biraf債などの固定金利外貨建債券

中央銀行からの一時前払金、トレジャリー・ビル、商業銀行からの借入れ、約束手形、Bonar債、トレジャリー・ビル、トレジャリー・ノートなどのゼロ金利ペソ建債券
トレジャリー・ビル、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノート、トレジャリー・ノート、約束手形、多国間債務などのゼロ金利外貨建債券
トレジャリー・ノート、Bonares Pesos債、Botapo債、トレジャリー・ビルその他、Bocones債、アルゼンチン国立銀行からの借入、およびBADLAR、普通預金、Lebacs債または定期預金の金利で発行された全ての債券のような変動金利ペソ建債券
LIBOR金利商品、多国間組織（IMFを含む。）からの借入および二国間債務、中央銀行に発行された譲渡不能債券（民間債権者、多国間組織および二国間債権者に対する債務解約のために使用された前払金の補償として発行された中央銀行向けの2021、2022、2023、2024および2025年債）、IMFにおけるアルゼンチンの出資割当額引上げのために中央銀行に対して発行された譲渡不能債券、二国間債務の一部およびIADB金利借入のような変動金利外貨建債券

満期プロフィール

債務満期プロフィール上、アルゼンチンはその債務を3つに分類した：短期債務、中長期債務および延滞債務・未交換債務である。延滞元利金ですでに満期となったものは、短期あるいは中長期債務額には含まれていないが、債務残高合計には含まれている。また、補償利息および不履行利息ならびに未交換債務も債務残高合計に含まれている。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの期間別公債合計を示す。

期間別総公的債務合計

（単位：百万米ドル）

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
短期(1)	18,808	37,049	39,537	38,733	19,365
中期および長期(2)	203,852	229,887	278,474	290,609	301,221
延滞債務：					
元本	36	35	38	36	35
利息	8	8	9	8	8
補償利息(3)	-	-	-	-	-
延滞債務合計	44	43	47	44	43
未交換債務(4)	17,962	8,468	2,877	2,805	2,435
総公的債務合計(5)	240,665	275,446	320,935	332,192	323,065

(1) 当初の満期が1年以下の債務

(2) 当初の満期が1年超の債務

(3) 補償利息は約定利率に基づき評価されている。

(4) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(5) かかる合計には未交換債務を含む。

出所：経済省

期間別総公的債務合計

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
短期(1)	7.8	13.5	12.3	11.7	6.0
中期および長期(2)	84.7	83.5	86.8	87.5	93.2
延滞債務：	-	-	-	-	-
元本	-	-	-	-	-
利息	-	-	-	-	-
補償利息(3)	-	-	-	-	-
延滞債務合計	-	-	-	-	-
未交換債務(4)	7.5	3.1	0.9	0.8	0.8
総公的債務合計(5)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 当初の満期が1年以下の債務。
(2) 当初の満期が1年超の債務。2024年満期Bonares債、2025年満期Bonares債および2037年満期Bonares債は2017年、2018年および2019年に一定の取引の一環として発行され、アルゼンチンは同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。売出しの対象となった未償還の2024年満期Bonares債、2025年満期Bonares債および2037年満期Bonares債は2019年8月に消却された。
(3) 補償利息は約定利率に基づき評価されている。
(4) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。
(5) かかる合計には未交換債務を含む。

出所：経済省

アルゼンチンの短期債務が総公的債務合計に占める割合は、2015年12月31日現在の7.8%から2019年12月31日現在には6.0%にまで減少した。この減少は主に、中央銀行からの一時前払金が2015年の158億米ドルから2019年には94億米ドルに減少したことによるものであった。

2019年中、アルゼンチンの短期債務は、2018年の387億米ドルから194億米ドルへと50.0%減少した。この減少は主に、2019年8月30日におけるトレジャリー・ビルの発行停止によりトレジャリー・ビルが2018年の201億米ドルから2019年には436億米ドルへ減少し、中央銀行からの一時前払金が2018年の108億米ドルから2019年には94億米ドルに減少したことによる。

アルゼンチンの中期および長期債務は、相対的には総公的債務合計に占める割合で2015年12月31日現在の92.2%から2019年12月31日現在の94.0%に増加し、金額ベースでは、2015年12月31日現在の2,219億米ドルから2019年12月31日現在では818億米ドル増加して3,037億米ドルとなった。これは主に、IMFとの間で締結したSBAに基づく融資の実行、償却支払分を上回る発行高、一定の未償還債券のインフレ調整および複利計算による利息によるものであった。これらの影響は、米ドル表示するとペソ建債務を削減させるペソの名目上の下落により一部相殺された。

債権者および期間別総公的債務合計分布

以下の表は債権者別のアルゼンチンの支払継続債務および支払非継続債務（未交換債務を含む。）に関する情報を示す。

債権者別支払継続・支払非継続総公的債務合計

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支払継続債務：					
中期および長期債務：					
公式債務：					
多国間債務：					
IMF	-	-	-	28,032	44,128
米州開発銀行	11,207	11,422	11,778	12,332	12,647
世界銀行	5,852	6,048	6,328	6,879	7,128
アンデス山脈開発会社	2,590	2,641	3,039	3,467	3,656
ラプラタ河流域開発基金	82	81	115	167	237
欧州投資銀行	-	-	-	71	86
国際農業開発基金	38	39	45	45	41
中米経済統合銀行	-	-	3	3	3
OPEC国際開発基金	-	-	20	41	75
多国間債務総額	19,768	20,230	21,327	51,037	68,001
パリクラブ	7,272	5,859	5,296	3,596	1,941
二国間債務	1,911	1,986	2,984	3,316	3,457
二国間債務合計	9,183	7,845	8,280	6,912	5,398
公式債務総額	28,952	28,075	29,607	57,950	73,399
債券：					
ペソ建債券	34,512	43,798	56,592	43,400	38,723
外貨建債券	117,952	140,902	165,334	171,851	155,429
債券総額	152,463	184,700	221,926	215,252	194,153
トレジャリー・ビル(1)：					
ペソ建債券	-	-	-	3,189	5,840
外貨建債券	-	-	6,068	717	8,704
トレジャリー・ビル総額	-	-	6,068	3,906	14,544
中央銀行からの一時前払金	9,746	9,347	10,182	2,478	4,842
トレジャリー・ノート(2)：					
ペソ建債券	5,445	2,455	-	233	185
外貨建債券	59	-	522	-	1,016
トレジャリー・ノート総額	5,504	2,455	522	233	1,202
商業銀行	3,126	1,069	2,434	1,194	2,284
国家保証ローン	2,076	1,845	1,139	684	640
保証債務：					
約束手形	998	898	797	504	332
保証(Avales)	927	1,438	1,239	931	2,397
保証付トレジャリー・ノート	-	-	4,499	7,417	7,368
保証債務総額	1,925	2,336	6,535	8,852	10,098
中期および長期債務総額	203,791	229,826	278,414	290,548	301,161
短期債務：					
債券(3)：					
ペソ建債券	-	-	-	4,208	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
債券総額	-	-	-	4,208	-
トレジャリー・ビル(4)：					
ペソ建債券	-	5,678	2,906	8,010	4,319
外貨建債券	-	8,595	10,823	12,056	-
トレジャリー・ビル総額	-	14,273	13,729	20,066	4,319
トレジャリー・ノート(5)					
ペソ建債券	1,543	6,023	9,515	2,629	2,752
外貨建債券	641	950	257	-	1,106
トレジャリー・ノート総額	2,183	6,973	9,772	2,629	3,859
中央銀行からの一時前払金	15,771	14,768	14,972	10,819	9,395
約束手形	854	1,035	1,065	1,013	1,291
商業銀行	-	-	-	-	501
短期債務総額	18,808	37,049	39,537	38,733	19,365
支払継続債務合計	222,599	266,875	317,951	329,282	320,525

支払非継続債務(6) :

支払非継続債務(期日未到来) :

中期および長期債務:

二国間債務(7)	-	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-
商業銀行	60	60	60	60	60
支払非継続債務(期日未到来)					
合計	60	60	60	60	60
支払非継続延滞元利金:					
パリクラブ	-	-	-	-	-
その他二国間債務	-	-	-	-	-
商業銀行	34	32	36	34	33
納入業者	10	11	11	10	10
補償利息	-	-	-	-	-
支払非継続延滞元利金合計	44	43	47	44	43
支払非継続債務合計	104	103	107	105	104
未交換債務(8)	17,962	8,468	2,877	2,805	2,435
総公的債務合計(延滞金を含む。)(9)	240,665	275,446	320,935	332,192	323,065

(1) Letes、Lecaps、LecerおよびLeLinkなどの公開入札または私募により発行される中・長期の譲渡可能証券を含む。

(2) 公的部門事業体または一定の民間事業体(とりわけ、China Machinery Engineering Argentina S.A.(「CMEA」))により保有されている中・長期の譲渡不能証券を含む。

(3) 2017年、2018年および2019年に一定の取引の一環として発行された2024年満期Bonares債、2025年満期Bonares債および2037年Bonares債を含む。アルゼンチンは同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。売出しの対象となった未償還の2024年満期Bonares債、2025年満期Bonares債および2037年満期Bonares債は2019年8月に消却された。

(4) Letes、Lecaps、Lecer、LeLinkおよびLebadなどの公開入札または私募により発行される短期の譲渡可能証券を含む。

(5) 公的部門事業体または一定の民間事業体により保有されている短期の譲渡不能証券を含む。

(6) 支払非継続債務については、「本報告書の注記-注(1)定義および一定の語法-定義」を参照のこと。

(7) 二国間債務とは、主権国家政府との間の債務である。

(8) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(9) かかる合計には未交換債務を含む。

出所: 経済省

債権者別支払継続・支払非継続総公的債務合計

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支払継続債務:					
中期および長期債務:					
公式債務:					
多国間債務:					
IMF	-	-	-	8.4	13.7
米州開発銀行	4.7	4.1	3.7	3.7	3.9
世界銀行	2.4	2.2	2.0	2.1	2.2
アンデス山脈開発会社	1.1	1.0	0.9	1.0	1.1
ラプラタ河流域開発基金	-	-	-	0.1	0.1
欧州投資銀行	-	-	-	-	-
国際農業開発基金	-	-	-	-	-
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	-	-	-	-	-
多国間債務総額	8.2	7.3	6.6	15.4	21.0
パリクラブ	3.0	2.1	1.7	1.1	0.6
二国間債務	0.8	0.7	0.9	1.0	1.1
二国間債務合計	3.8	2.8	2.6	2.1	1.7
公式債務総額	12.0	10.2	9.2	17.4	22.7
債券:					
ペソ建債券	14.3	15.9	17.6	13.1	12.0

外貨建債券	49.0	51.2	51.5	51.7	48.1
債券総額	63.4	67.1	69.1	64.8	60.1
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	-	-	1.0	1.8
外貨建債券	-	-	1.9	0.2	2.7
トレジャリー・ビル総額	-	-	1.9	1.2	4.5
中央銀行からの一時前払金	4.0	3.4	3.2	0.7	1.5
トレジャリー・ノート					
ペソ建債券	2.3	0.9	-	0.1	0.1
外貨建債券	-	-	0.2	-	0.3
トレジャリー・ノート総額	2.3	0.9	0.2	0.1	0.4
商業銀行	1.3	0.4	0.8	0.4	0.7
国家保証ローン	0.9	0.7	0.4	0.2	0.2
保証債務：					
約束手形	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1
保証 (Avales)	0.4	0.5	0.4	0.3	0.7
保証付トレジャリー・ノート	-	-	1.4	2.2	2.3
保証債務総額	0.8	0.8	2.0	2.7	3.1
中期および長期債務総額	84.7	83.4	86.8	87.5	93.2
短期債務：					
債券：					
ペソ建債券	-	-	-	1.3	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
債券総額	-	-	-	1.3	-
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	2.1	0.9	2.4	1.3
外貨建債券	-	3.1	3.4	3.6	-
トレジャリー・ビル総額	-	5.2	4.3	6.0	1.3
トレジャリー・ノート					
ペソ建債券	0.6	2.2	3.0	0.8	0.9
外貨建債券	0.3	0.3	0.1	-	0.3
トレジャリー・ノート総額	0.9	2.5	3.0	0.8	1.2
中央銀行からの一時前払金	6.6	5.4	4.7	3.3	2.9
約束手形	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
商業銀行	-	-	-	-	0.2
短期債務総額	7.8	13.5	12.3	11.7	6.0
支払継続債務合計	92.5	96.9	99.1	99.1	99.2
支払非継続債務(1)：					
支払非継続債務(期日未到来)：					
中期および長期債務：					
二国間債務(2)	-	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-
商業銀行	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
支払非継続債務(期日未到来)					
合計	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
支払非継続延滞元利金：					
パリクラブ	-	-	-	-	-
その他二国間債務	-	-	-	-	-
商業銀行	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
納入業者	-	-	-	-	-
補償利息	-	-	-	-	-
支払非継続延滞元利金合計	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
支払非継続債務合計	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03
未交換債務(3)	7.5	3.1	0.9	0.8	0.8
総公的債務合計(延滞金を含む。)(4)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 支払非継続債務については、「本報告書の注記 - 注(1) 定義および語法 - 定義」を参照のこと。

(2) 二国間債務とは、主権国家政府との間の債務である。

(3) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(4) かかる合計には未交換債務を含む。

出所：経済省

支払継続債務

中期・長期債務

支払継続債務の合計に対する中期および長期債務の割合は、相対的には、2015年12月31日現在の91.6%から2019年12月31日には94.0%に増加したが、金額では、2015年12月31日現在の2,038億米ドルから2019年12月31日現在では3,012億米ドルと974億米ドル増加した。これは新債券、再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビルおよび保証（Avalés）の発行、IMFとの間で締結したSBAに基づく融資の実行および一定の未償還債券のインフレ調整によるものである。この増加は、為替相場の変動（ユーロの名目値の下落による米ドル表示の際のユーロ建債券金額の減少およびペソの名目値の下落による米ドル表示の際のペソ建債券金額の減少）により一部相殺された。

短期債務

2019年8月28日、政府は、アルゼンチン法に準拠し、機関投資家により保有されている2019年第4四半期に満期を迎える短期債務の償還額の85%について、予定されていた償還日を繰り延べる政令を発した。繰延べられる金額のうち30%は当初の支払期日から90日後に返済され、残りの70%は当初の支払期日から180日後に返済されるが、2020年満期Lecaps債の国内保有分については当初の支払期日から90日後に全額返済される。個人の投資家が保有する短期債券の支払いは当初の予定通り行われた。

支払継続債務の合計に対する短期債務の割合は、相対的には、2015年12月31日現在の8.4%から2019年12月31日現在では6.0%に減少し、金額では、2015年12月31日現在の188億米ドルから2019年12月31日現在では194億米ドルと5億5,700万米ドル増加した。これは主として、トレジャリー・ビル、トレジャリー・ノート、発行済約束手形および商業銀行からの借入れの金額が増加したことによる。この増加は中央銀行からの一時前払金の減少により一部相殺された。

債権者別の総支払継続公的債務合計における変動

アルゼンチンの総公的債務合計に対する多国間債務の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の15.4%から2019年12月31日現在には21.0%に上昇し、金額では、2018年12月31日現在の510億米ドルから2019年12月31日現在には680億米ドルへと170億米ドル増加した。この増加は主として、IMFと締結したSBAに基づく融資の実行によるものであった。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する二国間債務の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の2.1%から2019年12月31日現在には1.7%に低下したが、金額では、2018年12月31日現在の69億米ドルから2019年12月31日現在には54億米ドルへと15億米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する債券による債務の割合は、相対的にみて2018年12月31日現在の64.8%から2019年12月31日現在には60.1%に低下し、金額では、2018年12月31日現在の2,153億米ドルから2019年12月31日現在には1,942億米ドルへと211億米ドル減少した。この減少は主に、償却支払および為替相場の変動（米ドル表示の際のペソ建債務を減少させたペソの下落）によるものであったが、CER調整および複利計算による利息が要因となって一部相殺された。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する中期および長期のトレジャリー・ビルの割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の1.2%から2019年12月31日現在には4.5%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の39億米ドルから2019年12月31日現在には145億米ドルへと106億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する中期および長期の中央銀行からの一時前払金の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の0.7%から2019年12月31日現在には1.5%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の25億米ドルから2019年12月31日現在には48億米ドルへと24億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する中期および長期のトレジャリー・ノートの割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の0.1%から2019年12月31日現在には0.4%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の2億3,300万米ドルから2019年12月31日現在には12億米ドルへと9億6,900万米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する商業銀行への債務の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の0.4%から2019年12月31日現在には0.7%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の12億米ドルから2019年12月31日現在には23億米ドルへと10億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する国家保証ローンの割合は、2019年12月31日現在において0.2%で、2018年12月31日現在の国家保証ローンと比べて大幅な変動はなかった。金額では、2018年12月31日現在の6億8,350万米ドルから2019年12月31日現在には6億4,030万米ドルへと4,320万米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する保証債務の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の2.7%から2019年12月31日現在には3.1%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の89億米ドルから2019年12月31日現在には101億米ドルへと12億米ドル増加したが、これは主に保証（Avaies）の発行の増加によるものであった。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期の債券の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の1.3%から2019年12月31日現在には0%に減少し、金額では、2018年12月31日現在の42億米ドルから2019年12月31日現在には0ドルまで減少したが、これは2019年8月30日におけるトレジャリー・ビルの発行停止によるものであった。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期トレジャリー・ビルの割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の6.0%から2019年12月31日現在には1.3%に低下し、金額では、2018年12月31日現在の201億米ドルから2019年12月31日現在には43億米ドルへと157億米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期トレジャリー・ノートの割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の0.8%から2019年12月31日現在には1.2%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の26億米ドルから2019年12月31日現在には39億米ドルへと12億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期の中央銀行からの一時前払金の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の3.3%から2019年12月31日現在には2.9%に低下し、金額では、2018年12月31日現在の108億米ドルから2019年12月31日現在には94億米ドルへと14億米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期約束手形の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の0.3%から2019年12月31日現在には0.4%に増加し、金額では、2018年12月31日現在の10億米ドルから2019年12月31日現在には13億米ドルへと2億7,760万米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する商業銀行からの短期借入れの割合は、相対的にみて、2019年12月31日現在において0.2%であり、金額では、2019年12月31日現在には5億90万米ドルに増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期債務の割合は、相対的にみて、2018年12月31日現在の11.7%から2019年12月31日現在には0.6%に減少し、金額では、2018年12月31日現在の387億米ドルから2019年12月31日現在には193億米ドルへと194億米ドル減少した。

支払非継続債務（未交換債務を除く。）

支払非継続債務（未交換債務を除く。）は、金額ベースで、2015年12月31日現在の1億440万米ドルから2019年12月31日現在では1億400万米ドルと40万米ドル減少した。

債務内容および債務再編

(a) 外貨建債務

次の表は、表示日現在の、支払期日到来済元利金ならびに補償利息および不履行利息を含む、アルゼンチンの外貨建債務総額に関する情報を示す。

債券別外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支払継続債務	148,780	179,806	217,677	250,854	248,945
多国間債務	19,768	20,230	21,327	51,037	68,001
中央銀行向け2016、2020、2021、 2022、2023、2024、2025、2026、 2029年債への譲渡不能債券	48,388	48,687	48,687	48,687	50,013
Birad債	-	19,250	29,000	38,000	35,250
Bonar債	28,188	29,442	25,358	24,104	22,182
2033年元本削減債	14,585	14,483	15,008	14,834	14,885
2038年元本維持債	12,167	11,975	12,719	12,441	12,329
トレジャリー・ビル	-	8,595	16,891	12,773	10,826
再生可能エネルギー・プロジェクトのための保証付トレジャリー・ノート			4,499	7,417	7,368
2024年Bonar債	7,230	7,448	19,695	15,426	6,634
うち、合意に基づくBonar24債 (2)	-	-	11,973	7,705	-
二国間債務	9,183	7,845	8,280	6,912	5,398
Birae債		2,632	6,298	6,004	5,885
2033年元本削減債(2010)	4,404	4,316	4,708	4,559	4,500
2038年元本維持債(2010)	1,737	1,690	1,901	1,821	1,789
2025年Bonar債			1,536	5,555	1,536
うち、合意に基づくBonar25債 (3)	-	-	-	4,019	-
Biraf債	-	-	411	406	413
商業銀行	1	1	1	1	279
約束手形	249	123	84	48	18
Bontes債	-	-	4	4	4
Bocones債	3	3	3	3	3
トレジャリー・ノート	699	950	257	-	-
2017年グローバル債券	966	966	-	-	-
Baade債	272	-	-	-	-
Boden債	-	-	-	-	-
その他	939	1,172	1,011	821	1,631
支払非継続債務	101	100	105	103	102
支払非継続債務(期日未到来)	60	60	60	60	60
支払非継続延滞債務	41	40	44	42	42
補償利息	-	-	-	-	-
未交換債務(4)	17,881	8,378	2,785	2,739	2,372
外貨建債務合計	166,762	188,285	220,566	253,696	251,419

14,885

4

- (1) 支払継続および支払非継続債務（未交換債務を含む。）を含む。
- (2) アルゼンチンが締結した一定の合意の裏付けとして発行された2024年満期Bonares債に相当し、アルゼンチンは、同合意に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。かかる2024年満期Bonares債は2019年8月に消却された。
- (3) アルゼンチンが締結した一定の合意の裏付けとして発行された2025年満期Bonares債に相当し、アルゼンチンは、同合意に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。かかる2025年満期Bonares債は2019年8月に消却された。
- (4) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および／または利息に係る請求を含む。

出所：経済省

総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル、%は除く)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
外貨建債務(百万米ドル)	166,762	188,285	220,566	253,696	251,419
対GDP比(%)	26.0	33.8	34.3	49.0	56.6
対政府歳入比(%)	119.0	159.1	174.5	268.5	285.8
対輸出比(%)	238.2	263.8	297.4	329.2	317.1
対外貨準備比(%)	652.4	479.0	400.6	385.5	561.4
対総公的債務合計比(%)	69.3%	68.4%	68.7%	76.4%	77.8%

(1) 支払継続および支払非継続債務(未交換債務を含む。)を含む。

出所：INDECおよび経済省

外貨建債務

2019年、アルゼンチンは、元本総額282億米ドルの外貨建債務を発行した。これらは主に、元本総額166億米ドルのトレジャリー・ビル、元本総額35億米ドルのトレジャリー・ノートおよび元本総額13億米ドルの2024年満期Bonares債で構成されていた。さらに、2019年にそれぞれ元本総額23億米ドルおよび28億米ドルの2024年満期および2037年満期のBonares債が、2019年1月および2月にアルゼンチンにより締結された取引の一環として発行され、アルゼンチンは同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。売出しの対象となった未償還の2024年満期Bonares債および2037年満期Bonares債は2019年8月に消却された。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの通貨別総外貨建債務に関する情報を示す。

通貨別総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
米ドル	142,841	163,423	193,592	201,060	184,101
ユーロ	21,422	22,752	24,697	22,770	21,779
日本円	1,937	1,651	1,463	1,128	790
特別引出権	24	20	19	28,048	44,142
その他(2)	537	439	796	690	608
外貨建債務合計	166,762	188,285	220,566	253,696	251,419

(1) 未交換債務を含む。

(2) 数値は、デンマーク・クローネ、スウェーデン・クローナ、スイス・フラン、カナダ・ドル、豪ドルおよびクウェート・ディナールを含む。

出所：経済省

2019年12月31日現在、アルゼンチンの総外貨建公的債務合計は以下の通貨建てであった。

米ドル建73.2%
ユーロ建8.7%
日本円建0.3%

その他の通貨建17.8%（特別引出権を含む。）

支払継続外貨建債務支払

2015年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は58億米ドル(2015年の対名目GDP比0.9%)であった。2016年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は65億米ドル(2016年の対名目GDP比1.2%)であった（未交換債務に関してアルゼンチンに対して訴訟を起こした債権者との和解のために発行された債務に対して支払われた利息を含む。「(7) その他 - 訴訟手続」を参照のこと。）。2017年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は84億米ドル(2017年の対名目GDP比1.3%)であった。2017年のアルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払い利息の増加は主に、2017年中の新規発行（Birads債、Biraes債、Birafs債、トレジャリー・ビル、2024年満期Bonares債、2025年満期Bonares債、2037年満期Bonares債および2018年満期Bonares債）を含む未償還債務の増加によるものであった。2018年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は96億米ドル(2018年の対名目GDP比1.8%)であった。2019年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は111億米ドル(2019年の対名目GDP比2.5%)であった。

以下の表は、2019年12月31日現在の下記の期間中の支払継続外貨建債務に対するアルゼンチンの予定債務支払義務に関する情報を示す。

債権者別支払継続外貨建公債支払予定(1)(2)

(単位：百万米ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：								
米州開発銀行	854	415	836	382	772	353	781	327
世界銀行	451	211	391	199	291	189	264	181
アンデス山脈開発会社	522	134	540	115	530	96	459	79
国際農業開発基金	6	1	6	1	6	-	5	-
ラプラタ河流域開発基金	16	11	22	10	25	9	27	8
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	4	4	4	4	7	3	8	3
欧州投資銀行	0	2	10	2	10	2	10	2
IMF	0	1,562	3,669	1,666	17,346	1,443	18,395	623
多国間債務合計	1,854	2,339	5,478	2,378	18,988	2,096	19,950	1,222
二国間債務（パリクラブを除く）	319	173	339	157	316	139	338	121
パリクラブ	1,941	175	-	-	-	-	-	-
二国間債務合計	2,260	349	339	157	316	139	338	121
公的債務合計	4,113	2,688	5,817	2,535	19,304	2,234	20,288	1,344
債券：	6,821	7,501	15,452	6,844	18,233	6,380	14,824	5,633
トレジャリー・ビル	9,889	-	233	-	211	-	448	-
商業銀行	34	3	35	3	35	2	35	2
保証債務								
約束手形	17	-	1	-	-	-	-	-
保証（Avales）	1,366	22	120	15	104	7	32	2
保証付トレジャリー・ノート	244	-	359	-	365	-	371	-
保証債務合計	1,627	22	480	15	469	7	403	2
支払継続外貨建債務支払合計	22,484	10,214	22,017	9,396	38,253	8,624	35,997	6,980

	2024年		2025年		2026年		2027年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：								
米州開発銀行	856	301	822	272	797	245	756	218
世界銀行	285	174	288	165	321	156	321	146
アンデス山脈開発会社	442	61	391	44	209	30	174	21
国際農業開発基金	5	-	4	-	4	-	3	-
ラプラタ河流域開発基金	29	6	24	5	18	4	18	3
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	8	3	8	2	8	2	5	1
欧州投資銀行	11	1	11	1	11	1	11	-
IMF	4,719	71	-	-	-	-	-	-
多国間債務合計	6,353	616	1,547	489	1,368	437	1,288	391
二国間債務（パリクラブを除く）	327	104	326	86	317	69	317	52
パリクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-
二国間債務合計	327	104	326	86	317	69	317	52
公的債務合計	6,680	720	1,873	575	1,685	506	1,605	443
債券：	14,714	5,261	17,534	4,877	8,815	4,044	11,781	3,511
トレジャリー・ビル	45	-	-	-	-	-	-	-
商業銀行	35	2	33	1	33	1	32	-
保証債務								
約束手形	-	-	-	-	-	-	-	-
保証（Avales）	1	-	1	-	-	-	-	-
保証付トレジャリー・ノート	371	-	371	-	371	-	371	-
保証債務合計	372	-	372	-	371	-	371	-

支払継続外貨建債務支払合 計	21,847	5,983	19,812	5,453	10,904	4,550	13,789	3,954
-------------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------

- (1) 2019年12月31日現在の債務合計、為替レートおよび金利に基づき算出されている。
- (2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7) その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

2020年4月21日、アルゼンチンは、一定の外貨建対外債務の証券保有者に対して、当該債券と新債券を交換するよう勧誘し、2020年8月31日に、債務交換の申入れへの参加に勧誘された対象債券全シリーズの残存額面総額の99.01%の交換および/または変更に必要な債権者から同意を得たことを発表した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 外国法に準拠する債務」を参照のこと。

さらに、2020年8月18日、アルゼンチンは、アルゼンチン法に準拠する外貨建債務の保有者に対して当該債券と新債券の交換の申入れを行い、2020年9月18日に、国内債務交換の申入れへの参加の勧誘を受けた対象債券全シリーズの残存額面総額の99.4%に相当する債権者が申入れに参加したと発表した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 外国法に準拠する債務」を参照のこと。

2020年8月26日、アルゼンチンは、IMFとの間で、既存のSBAの下で生じた債務の条件に対処する新たなプログラムを模索するための正式な協議を開始した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

(b) ペソ建債務

以下の表は、表示日現在のアルゼンチンのペソ建債務総額を示す。

債券別ペソ建債務(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支払継続債務	73,819	87,068	100,274	78,427	71,581
中央銀行からの一時前払金	25,517	24,115	25,153	13,297	14,237
トレジャリー・ビル		5,678		11,199	10,159
Boncer債		2,271	8,715	9,392	10,992
2045年準元本維持債	8,649	3,938	9,975	7,290	6,974
Bones PIK債					3,973
Bontes債	-	10,511	14,807	11,586	3,727
Bonares債	10,178	9,510	10,198	5,682	3,139
トレジャリー・ノート	6,988	8,478	12,943	2,861	2,938
2033年元本削減債	3,535	9,636	4,065	2,970	2,842
商業銀行	3,124	1,068	36	1,193	2,505
Botapos債	-	-	5,561	2,761	2,377
Bonarデュアル債	-	-	-	3,638	1,638
約束手形	1,603	1,809	4,175	1,469	1,605
Bogato債	-	-	-	3,123	1,097
Bonos PGN債					950
国家保証ローン	2,076	1,845	1,139	684	640
2038年元本維持債	760	846	867	633	606
Bocones債	880	789	782	471	357
2033年元本削減債(2010)	42	47	49	36	34
2038年元本維持債(2010)	3	3	3	3	2
Bonads債	6,526	5,526	1,526	-	-
Bonacs債	3,845	668	-	-	-
その他	94	330	280	139	787
支払非継続債務	84	3	3	2	2
支払非継続債務(期日未到来)	-	-	-	-	-
支払非継続期日到来済債務	3	3	3	1	2
未交換債務(2)	81	90	92	67	63
ペソ建債務総額	73,903	87,161	100,368	78,496	71,646

(1) 支払継続および支払非継続債務(未交換債務を含む。)を含む。

(2) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

出所：INDECおよび経済省

2019年12月31日現在のペソ建債務総額は、2015年12月31日現在の9,611億ペソ(739億米ドル、総公的債務合計の22.2%)に対し、4兆2,912億ペソ(716億米ドル、総公的債務合計の22.2%)となった。この債務合計に対する割合の低下は主として、以下を反映したものであった。

ペソ建債券の発行および中央銀行からの一時前払金の減少

その条件によりCERに基づくインフレ調整の対象となるペソ建債務の一部がインフレ調整を要因として額面価額でみて増加したが、ペソの下落の影響がかかる増加を上回ったこと

支払継続ペソ建債務支払

2015年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2014年の424億ペソから57.6%増加し、668億ペソ（72億米ドル、または利息合計の55.3%）となった。この増加は主として、トレジャリー・ノート（2015年は77億ペソ）、Bonacs債（2015年は74億ペソ）、2005年および2010年債務交換による債券（2015年は59億ペソ）、Bonares債（2015年は33億ペソ）、Bonads債（2015年は3億3,700万ペソ）、Bocones債（2015年は3億2,200万ペソ）および国家保証ローン借入（2015年は2億7,000万ペソ）に対する利息支払が増加したためである。この増加は主として、その他ペソ建債務（2015年は4億4,500万ペソ）、アルゼンチン国立銀行からの借入（2015年は3億7,600万ペソ）およびBodenes債（2015年は900万ペソ）に対する利息支払の減少により一部相殺された。

2016年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2015年の668億ペソから32.4%増加し、885億ペソ（60億米ドル、または利息合計の47.8%）となった。この増加は主として、Bonares債およびBonacs債にかかる支払いが増加したためである。この増加は、CERに連動した債務再編債券に係る支払いが減少したことにより一部相殺された。公債支払いにかかる全体的なコストに関しては、ペソ建債務の支払いはペソの下落により減少した。

2017年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2016年の885億ペソから90.4%増加し、1,685億ペソ（102億米ドル、または利息合計の54.7%）となった。この増加は主として、Bonares債、Bonads債およびBonac債にかかる利払いが増加したことによる。

2018年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2017年の1,685億ペソから45.4%増加し、2,450億ペソ（87億米ドル、または利息合計の47.7%）となった。この増加は主として、Bonares債、Bontes債およびBotapo債にかかる利払いが増加したことによる。

2019年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2018年の2,450億ペソから54.4%増加し、3,783億ペソ（78億米ドル、または利息合計の41.4%）となった。この増加は主として、Bonares債およびBotapo債にかかる利払いが増加したことによる。

以下の表は、表示期間中の支払継続ペソ建公債に対するアルゼンチンの債務支払予定に関する情報を示す。

債権者別支払継続ペソ建公債支払予定(1)(2)

(単位：百万米ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
債券	14,092	4,031	6,936	1,862	1,965	1,266	2,196	923	379	722
国家保証ローン	17	32	-	31	-	31	-	31	-	32
商業銀行	2,505	138	-	-	-	-	-	-	-	-
中央銀行からの一時前払										
金	9,395	-	4,842	-	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	2,938	644	-	-	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ビル	10,159	142	-	-	-	-	-	-	-	-
約束手形	1,291	6	-	6	-	6	-	6	-	6
保証 (Avales)	733	42	13	5	17	3	10	-	-	-
支払継続ペソ建債務										
支払合計	41,131	5,034	11,791	1,904	1,982	1,306	2,206	961	379	759

	2025年		2026年		2027年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息
債券	1,362	680	1,988	638	382	365
国家保証ローン	-	31	-	31	126	30
商業銀行	-	-	-	-	-	-
中央銀行からの一時前払						
金	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ビル	-	-	-	-	-	-
約束手形	-	6	-	6	-	6
保証 (Avales)	-	-	-	-	-	-
支払継続ペソ建債務						
支払合計	1,362	717	1,988	675	508	400

(1) 2019年12月31日現在の債務の残存、為替レートおよび金利に基づき算出されている。

(2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7) その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。

出所：INDECおよび経済省

(c) 金融機関に対する債務

長年にわたり、IMF、米州開発銀行および世界銀行は、政府が安定化および改革の方針に従うことを条件として、アルゼンチンに対し財政支援を提供している。世界銀行および米州開発銀行の財政支援には、国家および州レベルの社会プログラム、公共事業および構造プロジェクトに対する資金調達を目的とし、分野を特定した構造融資を含む。2015年から2019年にかけて、政府の多国間債権者に対する債務残高は482億米ドル (244.0%) 増加し、680億米ドルとなった。これは主として、2019年におけるIMFと締結したSBAに基づく融資の実行による。

2015年に、政府は、多国間債権者に対し20億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は19億米ドルであった。

2016年に、政府は、多国間債権者に対し19億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は24億米ドルであった。

2017年に、政府は、多国間債権者に対し18億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は29億米ドルであった。

2018年に、政府は、多国間債権者に対し19億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は318億米ドルであった。

2019年に、政府は、多国間債権者に対し18億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は189億米ドルであった。

2015年から2019年まで、多国間債権者（米州開発銀行、世界銀行、IMFおよびその他の機関を含む。）に対する利息支払の総額は48億米ドルであった。政府はまた、諸州が多国間債権者に対し負っている債務の保証を行っている。当該債務の総額は、2019年12月31日現在7億7,520万米ドルであった。「(2) 経済 - 近似の経済動向 - IMFおよびその他の多国籍組織との協定」を参照のこと。

2018年6月7日、経済省とIMFのスタッフは、総額約500億米ドルの融資の実行について、期間36か月間のSBA(スタンドバイ取決め)の条件に関する合意に達し、2018年6月20日にIMFの理事会による承認を受けた。さらに、2018年6月7日、政府は、IADBと25億米ドルについての協定、世界銀行と17億5,000万米ドルの融資協定およびCAFと14億米ドルの融資協定を締結し、いずれの場合も、協定の締結後12か月以内に融資が実行されることになる。2018年10月26日、IFMの理事会は、2021年までのプログラムの期間中に総資産を約571億米ドルまで増加させるSBAの強化について承認した。2018年6月以降、政府は、SBAに基づき約445億米ドルを引き出している。「(2) IMFおよびその他の多国籍組織との合意 - IMFおよびその他の多国籍組織との協定」を参照のこと。2020年8月26日、アルゼンチンは、IMFとの間で、既存のSBAの下で生じた債務の条件に対処する新たなプログラムを模索するための正式な協議を開始した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

表示された各年の多国間債権者からの実行額および多国間債権者への支払額を以下の表に示す。

実行額 / 支払額 - 多国間債権者

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
世界銀行：					
実行額	642	936	903	1,244	761
元本支払	(790)	(740)	(632)	(698)	(511)
実行額（元本支払控除後）	(148)	197	271	546	249
利息支払	(138)	(119)	(141)	(177)	(239)
手数料支払	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)
純（流出）流入	(287)	75	126	365	5
国際通貨基金：					
実行額	-	-	-	28,252	16,225
元本支払	-	-	-	-	-
実行額（元本支払控除後）	-	-	-	28,252	16,225
利息支払	-	-	-	(153)	(1,227)
手数料支払	-	-	-	(249)	(115)
純（流出）流入	-	-	-	27,850	14,883
米州開発銀行：					
実行額	770	1,210	1,244	1,405	1,188
元本支払	(990)	(869)	(888)	(865)	(857)
実行額（元本支払控除後）	(220)	341	356	540	331
利息支払	(420)	(429)	(388)	(393)	(439)
手数料支払	(9)	(18)	(15)	(17)	(24)
純（流出）流入	(649)	(106)	(46)	129	(132)
FAD：(1)					
実行額	14	8	8	6	2
元本支払	(4)	(5)	(5)	(5)	(6)
実行額（元本支払控除後）	10	3	3	1	(3)
利息支払	-	-	(2)	(1)	(4)
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	10	2	1	(1)	(7)
ラプラタ河流域開発基金：(2)					
実行額	41	11	44	65	94
元本支払	(16)	(11)	(10)	(13)	(24)
実行額（元本支払控除後）	24	-	34	52	70
利息支払	(2)	(2)	(6)	(5)	(10)
手数料支払	(1)	(3)	-	(1)	(1)
純（流出）流入	21	(5)	27	45	59
アンデス山脈開発会社：					
実行額	420	283	703	774	571
元本支払	(217)	(232)	(305)	(346)	(382)
実行額（元本支払控除後）	202	51	398	428	189
利息支払	(61)	(68)	(83)	(111)	(154)
手数料支払	(5)	(4)	(5)	(5)	(5)
純（流出）流入	136	(22)	310	312	31

OPEC国際開発基金：

実行額	-	-	21	21	37
元本支払	-	-	-	-	(4)
実行額（元本支払控除後）	-	-	21	21	33
利息支払	-	-	-	(1)	(2)
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	-	-	21	20	31

中米経済統合銀行：

実行額	-	-	3	-	6
元本支払	-	-	-	-	-
実行額（元本支払控除後）	-	-	3	-	6
利息支払	-	-	-	-	(1)
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	-	-	3	-	4

欧州投資銀行：

実行額	-	-	-	71	10
元本支払	(5)	-	-	-	-
実行額（元本支払控除後）	(5)	-	-	71	10
利息支払	(1)	-	-	-	(2)
手数料支払	-	-	-	-	(1)
純（流出）流入	(5)	-	-	70	6

実行額合計	1,886	2,448	2,926	31,838	18,893
元本支払合計	(2,022)	(1,857)	(1,840)	(1,928)	(1,783)
実行額（元本支払控除後）	(136)	591	1,086	29,910	17,110
利息支払合計	(622)	(619)	(620)	(842)	(2,078)
手数料合計	(15)	(28)	(24)	(277)	(151)
純（流出）流入合計	(774)	(56)	442	28,790	14,881

(1) 国際農業開発基金

(2) ラプラタ河流域開発基金

出所：経済省

国際通貨基金

IMFは、兌換制度の崩壊に至る数年間に、アルゼンチンに対し1件は2000年12月に、もう1件は2001年8月にと2件の別個の財政支援パッケージを組成した。当該支援の一環として、IMFは、アルゼンチンの信用供与枠に基づきアルゼンチンが利用し得る金額を増額し、また、アルゼンチンのためにその他資金源を確保した（世界銀行、米州開発銀行およびスペイン政府からの融資確定契約（コミットメント）を含む。）。

2001年から2005年の間、アルゼンチンは残存する対IMF債務を2001年12月31日現在の140億米ドルから2005年12月31日現在で95億米ドルまで削減した。2004年8月、IMFはアルゼンチン政府が2003年のスタンバイ協定に基づき自己の実績を計画通りに再検討することを無期限延長した後、当該協定に基づく実行を停止した。

2006年1月3日、政府はIMFに対する全債務残高、95億米ドルを一括返済した。IMFへの返済はアルゼンチンの公債総額の7.4%を占め、5億6,800万米ドルの利息節約となった。政府は支払のため中央銀行から資金を借入れ、結果として中央銀行の準備金は33.3%減少し、281億米ドルから186億米ドルとなった。中央銀行に対してこの融資を返済す

るため、政府は米ドル建10年物譲渡不能トレジャリー・ノートを発行した。IMFへの債務は同額の中央銀行への債務へと交換されたことを考慮すると、IMFへの返済は政府の債務総額に影響を与えなかった。

IMF協定の第4条に基づき、IMFは加盟国との二者間協議を通常毎年行う。IMFのスタッフは加盟国を訪問して経済および金融に関する情報を収集し、その国の経済発展および政策について当局職員と議論を交わす。その後IMFのスタッフは、理事会による審議の土台となる報告書を作成する。直近のアルゼンチンとの第4条協議は2017年12月18日に完了した。IMFのウェブサイト (<https://www.imf.org/~media/Files/Publications/CR/2017/cr17409.ashx>) に報告書が公開されている。同ウェブサイトの内容は、それを参照することにより本報告書の一部を構成することが意図されたものではない。

2018年6月、政府は、IMFと期間36か月のスタンバイ取決めを締結した。「(2) IMFおよびその他の多国籍組織との合意 - IMFおよびその他の多国籍組織との協定」を参照のこと。

2019年12月31日現在、IMFはSBAに基づき319億SDR（約441億米ドル）の融資を実行していた。

2020年8月26日、アルゼンチンは、IMFとの間で、既存のSBAの下で生じた債務の条件に対処する新たなプログラムを模索するための正式な協議を開始した。「(6) 公債 - 最近の動向 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

世界銀行

2015年から2019年まで、世界銀行は、国家および州の両レベルで、インフラおよび教育プロジェクトを含む、経済復興を促進する活動、ならびに健康および環境など社会発展の各種プログラムのために、アルゼンチンに対し約45億米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、世界銀行による貸付の残存元本総額は、2018年12月31日現在の69億米ドルに対して、71億米ドルであった。2019年12月31日現在、世界銀行からの約33億ドルの融資確定契約が未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、世界銀行の融資に基づき総額34億米ドルの元本支払および利息として総額8億1,300万米ドルの支払いを行った。

米州開発銀行

2015年から2019年まで、米州開発銀行はアルゼンチンに対し、経済成長を支援する活動のためならびに健康、インフラおよび教育など多様な社会開発プログラムのため、約58億米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、米州開発銀行による貸付の残存元本総額は、2018年12月31日現在の123億米ドルに対して、126億米ドルであった。2019年12月31日現在、米州開発銀行からの約53億ドルの融資確定契約が未実行である。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、米州開発銀行の融資に基づき約45億米ドルの元本支払および利息として21億米ドルの支払いを行った。

FONPLATA

2015年から2019年の間、FONPLATAは、アルゼンチンに対し、経済開発および社会プログラムのために総額2億5,480万米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、FONPLATAにより行われた融資の残存元本総額は、2018年12月31日現在の1億6,730万米ドルに対し、2億3,740万米ドルであった。2019年12月31日現在、FONPLATAからの承認済融資額約4億350万米ドルが未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、FONPLATAの融資に基づき総額7,470万米ドルの元本支払および利息として2,590万米ドルの支払いを行った。

CAF

2015年から2019年の間、CAFはアルゼンチンに対する約28億米ドルの融資を、主にインフラ整備プログラム向けに実行した。2019年12月31日現在、CAFにより行われた融資の残存元本総額は、2018年12月31日現在の35億米ドルに対し、37億米ドルであった。2019年12月31日現在、CAFから承認された融資のうち約16億米ドルが未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、CAFの融資に基づき総額15億米ドルの元本支払および利息として4億7,710万米ドルの支払いを行った。

IFAD

2015年から2019年の間、国際農業開発基金（「IFAD」）は、アルゼンチンに対し、経済開発および社会プログラムのために総額3,830万米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、IFADにより行われた融資の残存元本総額は、2018年12月31日現在の4,520万米ドルに対し、4,110万米ドルであった。2019年12月31日現在、IFADからの承認済融資額約4,620万米ドルが未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、IFADの融資に基づき総額2,530万米ドルの元本支払および利息として780万米ドルの支払いを行った。

EIB

2015年から2019年の間、欧州投資銀行（「EIB」）は、アルゼンチンに対し、経済開発およびインフラのために総額8,020万米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在において、EIBにより行われた融資の残存元本総額は8,590万米ドルで、EIBからの承認済融資額7,060万米ドルが未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、EIBの融資に基づき総額480万米ドルの元本支払および利息として260万米ドルの支払いを行った。

OFID

2015年から2019年の間、OPEC国際開発基金（「OFID」）は、アルゼンチンに対し、経済開発プログラムのために総額7,900万米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、OFIDにより行われた融資の残存元本総額は、2018年12月31日現在の4,130万米ドルに対し、7,460万米ドルであった。2019年12月31日現在、OFIDからの承認済融資額約1億5,370万米ドルが未実行であった。

2015年から2019年の間に、アルゼンチンは、OFIDの融資に基づき総額360万米ドルの元本支払および350万米ドルの利息の支払いを行った。

BCIE

2015年から2019年の間、中米経済統合銀行（「BCIE」）は、アルゼンチンに対し、主にインフラ・プログラム向けに約830万米ドルの融資を実行した。2019年12月31日現在、BCIEからの承認済融資額1億9,740万米ドルが未実行であった。

二国間債務および民間債権者の債務

二国間債務は、パリクラブ債務およびその他二国間債務と呼ばれる債務を含む。パリクラブ債務には、パリクラブのメンバー国との交渉ラウンドにおいて再編されてきたパリクラブのメンバー国に対するすべての債務を含む。その他二国間債務には、主権国家政府との間の他の債務すべてが含まれる。アルゼンチンの実質的にすべての二国間債務は、パリクラブのメンバー国に対する債務に関するものであり、パリクラブの枠組みの下で扱われる。

民間債権者の債務は、納入業者への債務および商業銀行への債務から成る。民間債権者の債務の一部は、外国政府により付与される輸出信用保険により保証されており、パリクラブの枠組みの下で通常扱われる。2014年5月28日に、アルゼンチンはパリクラブのメンバー国と、アルゼンチンが負っていた96億9,000万米ドル（元本が49億5,500万米ドル、利息は11億200万米ドルおよび罰則的利息として36億3,300万米ドル）の債務を帳消しにするとの合意に達した。「 - 概要 - (b) 債務記録 - パリクラブ」を参照のこと。

外債建債務
直接債務

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
(単位：百万米ドル)						
世界銀行	固定金利 (1.38%~4.25%) / (a)	07/14/2006	03/15/2020	米ドル	18	1
世界銀行	固定金利 (1.62%~4.17%) / (a)	10/23/2006	03/15/2020	米ドル	150	9
世界銀行	固定金利 (1.37%~3.91%)	08/16/2007	01/01/2022	米ドル	37	9
世界銀行	固定金利 (1.80%~4.05%) / (a)	05/09/2007	07/01/2021	米ドル	300	62
世界銀行	1.39% / (a)	12/20/2006	09/15/2020	米ドル	37	5
世界銀行	固定金利 (1.29%~3.90%) / (a)	07/12/2007	09/15/2021	米ドル	221	44
世界銀行	固定金利 (1.65%~4.25%)	05/08/2007	10/15/2020	米ドル	100	13
世界銀行	固定金利 (1.54%~4.41%)	11/26/2007	03/15/2022	米ドル	100	24
世界銀行	固定金利 (1.82%~4.11%) / (a)	12/28/2007	01/01/2022	米ドル	19	4
世界銀行	1.50% / (a)	05/08/2007	05/15/2021	米ドル	69	13
世界銀行	固定金利 (1.82%~4.11%) / (a)	11/26/2007	01/01/2022	米ドル	200	51
世界銀行	2.89% / (a)	02/27/2009	03/15/2038	米ドル	51	38
世界銀行	2.89% / (a)	01/13/2009	03/15/2038	米ドル	20	15
世界銀行	1.64% / (a)	11/06/2008	07/01/2022	米ドル	45	13
世界銀行	3.67% / (a)	06/10/2009	12/15/2038	米ドル	450	342
世界銀行	2.90% / (a)	03/27/2009	09/15/2038	米ドル	300	239
世界銀行	3.32% / (a)	08/06/2009	04/01/2038	米ドル	153	115
世界銀行	3.00% / (a)	01/18/2010	09/15/2038	米ドル	50	38
世界銀行	3.23% / (a)	03/30/2010	09/15/2039	米ドル	141	113
世界銀行	3.37% / (a)	08/25/2009	03/15/2039	米ドル	840	596
世界銀行	2.99% / (a)	02/01/2010	03/15/2038	米ドル	31	23
世界銀行	3.24% / (a)	06/11/2010	02/15/2040	米ドル	31	25
世界銀行	3.23% / (a)	08/11/2010	09/15/2039	米ドル	150	127
世界銀行	(a)	05/04/2011	03/15/2037	米ドル	200	176
世界銀行	(a)	04/11/2011	03/15/2037	米ドル	447	400
世界銀行	(a)	04/11/2011	05/15/2038	米ドル	140	116
世界銀行	(a)	05/04/2011	03/15/2037	米ドル	400	324
世界銀行	(a)	08/04/2011	10/15/2037	米ドル	480	421
世界銀行	(a)	11/23/2011	12/15/2036	米ドル	160	143
世界銀行	(a)	08/06/2012	11/15/2037	米ドル	400	351
世界銀行	(a)	04/16/2015	12/15/2046	米ドル	250	198
世界銀行	(a)	04/16/2015	06/15/2047	米ドル	425	330
世界銀行	(a)	09/21/2015	08/15/2047	米ドル	59	12
世界銀行	(a)	10/09/2015	10/15/2049	米ドル	200	43
世界銀行	(a)	10/09/2015	10/15/2047	米ドル	350	145
世界銀行	(a)	12/09/2015	06/15/2046	米ドル	52	17
世界銀行	(a)	03/31/2016	10/15/2047	米ドル	200	200
世界銀行	(a)	09/30/2016	11/15/2048	米ドル	534	533
世界銀行	(a)	12/28/2016	11/15/2048	米ドル	45	33
世界銀行	(a)	04/25/2017	03/15/2049	米ドル	45	45
世界銀行	(a)	08/17/2017	05/15/2049	米ドル	200	113
世界銀行	(a)	08/17/2017	03/15/2049	米ドル	80	52
世界銀行	(a)	08/17/2017	07/15/2049	米ドル	300	0.31250
世界銀行	(a)	07/23/2018	01/01/2049	米ドル	300	28
世界銀行	(a)	04/20/2018	01/15/2049	米ドル	50	28
世界銀行	(a)	12/12/2018	12/01/2050	米ドル	500	500
世界銀行	(a)	12/12/2018	09/01/2050	米ドル	450	291
世界銀行	(a)	12/17/2018	10/01/2049	米ドル	300	23

世界銀行	(a)	02/12/2019	07/15/2050	米ドル	150	1
世界銀行	(a)	11/12/2019	01/01/2051	米ドル	245	1
世界銀行	(a)	11/14/2019	04/15/2051	米ドル	341	1
合計					10,816	6,444.31250
米州開発銀行	4.00%	06/05/1995	06/05/2020	米ドル	30	1
米州開発銀行	5.18%	06/05/1995	06/05/2020	米ドル	180	7
米州開発銀行	5.44%	02/20/1997	02/20/2022	米ドル	96	16
米州開発銀行	3.00%	03/16/1998	03/16/2023	米ドル	33	3
米州開発銀行	5.74%	03/16/1998	03/16/2023	米ドル	16	3
米州開発銀行	5.44%	08/08/1998	08/08/2023	米ドル	300	75
米州開発銀行	5.44%	01/13/1999	01/13/2024	米ドル	3	1
米州開発銀行	4.00%	12/09/1998	12/09/2023	米ドル	16	2
米州開発銀行	3.00%	12/09/1998	12/09/2023	米ドル	15	2
米州開発銀行	5.44%	10/18/1999	10/18/2024	米ドル	138	38
米州開発銀行	5.44%	03/02/2000	03/02/2020	米ドル	83	3
米州開発銀行	5.44%	03/26/2000	03/26/2020	米ドル	4	0.15823
米州開発銀行	5.44%	02/27/2001	02/27/2021	米ドル	400	40
米州開発銀行	5.44%	06/13/2001	06/15/2021	米ドル	500	50
米州開発銀行	5.44%	06/25/2001	06/15/2021	米ドル	1	0.12853
米州開発銀行	5.44%	09/05/2001	09/05/2021	米ドル	500	67
米州開発銀行	固定金利 (3.53%~5.74%)	11/20/2003	11/20/2028	米ドル	600	265
米州開発銀行	5.44%	10/25/2001	10/25/2021	米ドル	4	1
米州開発銀行	固定金利 (3.44%~5.74%)	10/25/2001	10/25/2026	米ドル	43	16
米州開発銀行	2.22%	12/28/2004	12/15/2024	米ドル	500	167
米州開発銀行	2.01%~2.54% / (b)	05/04/2005	05/04/2025	米ドル	4	1
米州開発銀行	固定金利 (2.53%~2.88%)	05/04/2005	05/04/2025	米ドル	5	2
米州開発銀行	固定金利 (2.60%~3.21%)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	30	13
米州開発銀行	固定金利 (2.57%~3.21%)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	19	7
米州開発銀行	2.72%~3.07% / (b)	03/01/2006	03/01/2031	米ドル	700	366
米州開発銀行	2.34%	05/18/2006	05/18/2026	米ドル	500	217
米州開発銀行	2.13%~2.66% / (b)	08/09/2006	08/09/2026	米ドル	280	126
米州開発銀行	固定金利 (2.73%~3.31%) / (a)	11/07/2006	11/07/2026	米ドル	50	27
米州開発銀行	固定金利 (4.05%~5.74%) / (b)	11/06/2006	11/06/2031	米ドル	840	541
米州開発銀行	固定金利 (4.05%~5.74%)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	350	219
米州開発銀行	固定金利 (3.16%~3.63%) / (b)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	242	158
米州開発銀行	固定金利 (3.74%~4.06%) / (b)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	1,197	801
米州開発銀行	固定金利 (3.25%~3.66%) / (b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	49	33
米州開発銀行	固定金利 (3.25%~3.66%) / (b)	11/06/2007	06/15/2032	米ドル	62	39
米州開発銀行	固定金利 (3.60%~3.86%) / (b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	39	29
米州開発銀行	固定金利 (3.16%~3.65%) / (b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	23	13
米州開発銀行	3.66% / (b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	72	53
米州開発銀行	固定金利 (3.28%~3.67%) / (b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	658	387

米州開発銀行	固定金利 (3.28%~3.67%) / (b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	212	130
米州開発銀行	固定金利 (3.31%~3.87%) / (b)	11/04/2008	11/04/2033	米ドル	241	166
米州開発銀行	3.33% / (b)	02/27/2009	02/27/2034	米ドル	14	10
米州開発銀行	固定金利 (3.39%~3.71%)	03/31/2009	03/31/2034	米ドル	50	36
米州開発銀行	3.31%~3.88% / (b)	07/31/2009	07/31/2034	米ドル	850	543
米州開発銀行	3.39%~3.72% / (b)	07/31/2009	07/31/2034	米ドル	200	144
米州開発銀行	固定金利 (3.43%~3.74%)	03/08/2010	03/08/2035	米ドル	100	78
米州開発銀行	3.41%~3.74% / (b)	03/29/2010	03/29/2035	米ドル	120	91
米州開発銀行	(b)	04/12/2010	04/12/2035	米ドル	2	2
米州開発銀行	3.23%~3.81% / (b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	200	165
米州開発銀行	固定金利 (3.49%~3.79%)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	492	371
米州開発銀行	3.81% / (b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	131	108
米州開発銀行	3.79% / (b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	120	96
米州開発銀行	3.57%	01/13/2012	01/13/2037	米ドル	14	12
米州開発銀行	(b)	12/29/2011	12/15/2036	米ドル	40	33
米州開発銀行	3.84% / (b)	12/29/2011	12/15/2036	米ドル	230	187
米州開発銀行	3.92% / (b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	400	360
米州開発銀行	3.89% / (b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	200	159
米州開発銀行	3.86% / (b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	14	8
米州開発銀行	3.89% / (b)	08/21/2012	08/21/2037	米ドル	200	195
米州開発銀行	3.92% / (b)	09/28/2012	09/15/2037	米ドル	44	30
米州開発銀行	(b)	11/29/2012	11/15/2037	米ドル	3	2
米州開発銀行	3.92% / (b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	300	237
米州開発銀行	(b)	10/30/2012	10/30/2037	米ドル	80	37
米州開発銀行	3.96% / (b)	03/19/2013	03/15/2038	米ドル	200	185
米州開発銀行	3.92% / (b)	03/19/2013	03/15/2037	米ドル	500	216
米州開発銀行	3.95% / (b)	01/30/2013	01/15/2038	米ドル	30	22
米州開発銀行	3.92% / (b)	05/06/2013	04/15/2038	米ドル	154	132
米州開発銀行	(b)	05/16/2013	05/15/2038	米ドル	60	37
米州開発銀行	4.00% / (b)	10/28/2013	10/15/2038	米ドル	280	262
米州開発銀行	4.02% / (b)	12/13/2013	11/15/2038	米ドル	300	250
米州開発銀行	4.03% / (b)	03/10/2014	02/15/2039	米ドル	20	17
米州開発銀行	(b)	03/26/2014	03/15/2039	米ドル	50	30
米州開発銀行	(b)	03/26/2014	03/15/2039	米ドル	300	147
米州開発銀行	4.04% / (b)	03/29/2014	03/15/2039	米ドル	250	122
米州開発銀行	4.04% / (b)	03/29/2014	03/15/2039	米ドル	24	16
米州開発銀行	4.07% / (b)	09/30/2014	09/15/2039	米ドル	200	70
米州開発銀行	(b)	12/09/2014	11/15/2039	米ドル	30	26
米州開発銀行	(b)	12/09/2014	11/15/2038	米ドル	150	56
米州開発銀行	(b)	09/16/2015	09/15/2040	米ドル	200	77
米州開発銀行	(b)	10/30/2015	10/15/2040	米ドル	150	115
米州開発銀行	(b)	05/19/2016	05/15/2041	米ドル	200	100
米州開発銀行	(b)	10/25/2016	10/15/2041	米ドル	20	20
米州開発銀行	(b)	05/11/2017	04/15/2042	米ドル	320	92
米州開発銀行	(b)	02/22/2017	02/15/2042	米ドル	120	24
米州開発銀行	(b)	05/11/2017	04/15/2042	米ドル	100	25
米州開発銀行	(b)	05/31/2017	05/15/2042	米ドル	80	2
米州開発銀行	(b)	05/31/2017	05/15/2042	米ドル	100	20
米州開発銀行	(b)	07/26/2017	07/15/2042	米ドル	13	5
米州開発銀行	(b)	07/26/2017	07/15/2042	米ドル	74	4
米州開発銀行	(b)	09/13/2017	08/15/2042	米ドル	300	181
米州開発銀行	(b)	09/29/2017	09/15/2042	米ドル	100	60
米州開発銀行	(b)	10/31/2017	10/15/2042	米ドル	200	5
米州開発銀行	(b)	11/03/2017	10/15/2042	米ドル	25	4
米州開発銀行	(b)	11/30/2017	11/15/2037	米ドル	200	200
米州開発銀行	(b)	01/16/2018	01/15/2043	米ドル	50	6
米州開発銀行	(b)	06/15/2018	06/15/2043	米ドル	200	32
米州開発銀行	(b)	08/21/2018	08/15/2038	米ドル	300	300
米州開発銀行	(b)	11/26/2018	11/15/2043	米ドル	200	200

米州開発銀行	(b)	12/03/2018	11/15/2043	米ドル	900	893
米州開発銀行	(b)	01/16/2018	01/15/2043	米ドル	50	5
米州開発銀行	0.75%	04/22/2019	01/15/2039	米ドル	100	8
米州開発銀行	(b)	05/15/2019	05/15/2039	米ドル	300	300
米州開発銀行	(b)	06/12/2019	05/15/2039	米ドル	200	200
米州開発銀行	(b)	05/03/2019	04/15/2044	米ドル	40	0.20000
米州開発銀行	(b)	11/28/2019	11/15/2044	米ドル	60	19
合計					19,989	11,474.48676
パリクラブ・ラウンド6	9.00%	04/30/2014	05/30/2021	多種	8,600	1,941
合計					8,600	1,941
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/04/2010	12/02/2029	米ドル	1	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	05/07/2014	05/03/2029	米ドル	25	19
ラプラタ河流域開発基金	(c)	02/20/2015	02/15/2030	米ドル	10	2
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/25/2015	06/20/2030	米ドル	35	0.43930
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/16/2015	06/13/2030	米ドル	28	20
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/20/2015	03/14/2030	米ドル	18	15
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/16/2017	09/11/2025	米ドル	12	3
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/10/2017	03/24/2025	米ドル	7	4
ラプラタ河流域開発基金	(c)	04/01/2017	09/28/2025	米ドル	20	4
ラプラタ河流域開発基金	(c)	05/11/2017	05/11/2032	米ドル	20	2
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/01/2017	06/01/2029	米ドル	35	4
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/01/2017	06/01/2032	米ドル	20	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/08/2017	12/08/2025	米ドル	10	0.08221
ラプラタ河流域開発基金	(c)	07/03/2017	06/30/2025	米ドル	40	40
ラプラタ河流域開発基金	(c)	09/29/2017	09/27/2022	米ドル	5	3
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/15/2018	06/15/2033	米ドル	22	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	01/21/2019	09/15/2030	米ドル	50	50
ラプラタ河流域開発基金	(c)	10/23/2018	03/15/2026	米ドル	7	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	08/07/2019	09/15/2034	米ドル	30	4
合計					395	174.52151
国際農業開発基金	(d)	11/27/2006	12/15/2022	SDR	20	4
国際農業開発基金	(d)	10/17/2008	10/01/2024	SDR	19	6
国際農業開発基金	(d)	11/25/2011	06/01/2028	SDR	8	3
国際農業開発基金	(d)	11/25/2011	06/01/2028	ユーロ	50	22
国際農業開発基金	(d)	04/21/2017	06/01/2035	米ドル	12	3
国際農業開発基金	(d)	03/13/2017	06/01/2035	ユーロ	24	3
合計					133	41
アンデス開発公社	(c)	08/29/2007	08/31/2022	米ドル	300	69
アンデス開発公社	(c)	12/11/2007	12/11/2022	米ドル	80	24
アンデス開発公社	(c)	12/11/2007	12/11/2022	米ドル	200	48
アンデス開発公社	(c)	05/21/2008	05/21/2023	米ドル	95	34
アンデス開発公社	(c)	12/02/2008	12/02/2020	米ドル	275	31
アンデス開発公社	(c)	11/03/2009	11/03/2021	米ドル	80	55
アンデス開発公社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	100	38
アンデス開発公社	(c)	07/29/2010	01/29/2024	米ドル	64	29
アンデス開発公社	(c)	07/29/2010	07/29/2025	米ドル	15	8
アンデス開発公社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	35	11
アンデス開発公社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	36	11
アンデス開発公社	(c)	12/10/2010	12/10/2025	米ドル	500	250
アンデス開発公社	(c)	03/18/2011	03/18/2026	米ドル	326	149
アンデス開発公社	(c)	03/18/2011	03/18/2023	米ドル	8	4
アンデス開発公社	(c)	03/18/2011	03/18/2026	米ドル	140	83
アンデス開発公社	(c)	04/23/2012	04/23/2024	米ドル	100	44
アンデス開発公社	(c)	07/20/2012	07/20/2024	米ドル	50	32
アンデス開発公社	(c)	03/30/2012	04/23/2024	米ドル	14	8
アンデス開発公社	(c)	08/30/2012	08/31/2024	米ドル	65	34
アンデス開発公社	(c)	11/15/2012	11/15/2027	米ドル	168	89
アンデス開発公社	(c)	08/09/2012	08/09/2024	米ドル	30	14
アンデス開発公社	(c)	12/18/2012	12/18/2024	米ドル	75	36
アンデス開発公社	(c)	02/06/2013	02/06/2025	米ドル	42	17
アンデス開発公社	(c)	02/06/2013	02/06/2025	米ドル	50	23
アンデス開発公社	(c)	02/06/2013	02/06/2031	米ドル	240	197
アンデス開発公社	(c)	12/18/2012	12/18/2027	米ドル	70	51
アンデス開発公社	(c)	12/18/2012	12/18/2027	米ドル	250	157
アンデス開発公社	(c)	12/18/2012	12/18/2024	米ドル	150	86
アンデス開発公社	(c)	04/15/2014	04/15/2029	米ドル	150	102

アンデス開発公社	(c)	06/18/2014	06/18/2026	米ドル	75	13
アンデス開発公社	(c)	06/18/2014	12/18/2028	米ドル	60	42
アンデス開発公社	(c)	06/18/2014	06/18/2029	米ドル	120	40
アンデス開発公社	(c)	08/19/2014	08/19/2026	米ドル	90	56
アンデス開発公社	(c)	09/04/2014	09/04/2029	米ドル	90	64
アンデス開発公社	(c)	09/30/2014	09/30/2026	米ドル	50	26
アンデス開発公社	(c)	10/21/2014	10/21/2029	米ドル	70	50
アンデス開発公社	(c)	05/19/2015	05/19/2027	米ドル	70	33
アンデス開発公社	(c)	06/15/2015	06/15/2027	米ドル	100	29
アンデス開発公社	(c)	07/21/2015	07/21/2027	米ドル	9	3
アンデス開発公社	(c)	03/09/2016	03/09/2031	米ドル	120	38
アンデス開発公社	(c)	01/30/2017	01/30/2031	米ドル	400	367
アンデス開発公社	(c)	08/12/2016	08/12/2023	米ドル	70	1
アンデス開発公社	(c)	07/04/2017	07/04/2032	米ドル	150	150
アンデス開発公社	(c)	08/12/2016	08/12/2028	米ドル	57	1
アンデス開発公社	(c)	11/21/2017	11/21/2032	米ドル	75	1
アンデス開発公社	(c)	11/15/2017	11/15/2029	米ドル	100	100
アンデス開発公社	(c)	08/21/2018	08/21/2025	米ドル	750	695
アンデス開発公社	(c)	09/17/2018	09/17/2030	米ドル	150	150
合計					6,314	3,593
中米経済統合銀行	(c)	10/21/2016	12/19/2031	米ドル	50	3
合計					50	3
BEI	(c)	11/02/2017	09/15/2027	米ドル	71	71
合計					71	71
FMI	IMFレート	06/20/2018	08/01/2024	SDR	57,100	44,128
合計					57,100	44,128

- (a) 世界銀行の変動利率 + スプレッド
- (b) 米州開発銀行の変動利率
- (c) 6ヶ月物 LIBOR + スプレッド
- (d) 国際農業開発基金の変動利率

外貨建債務
間接債務

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
					(単位：百万ドル)	
世界銀行	(a)	03/08/2005	04/15/2021	米ドル	200	24
世界銀行	(a)	05/18/2006	03/15/2020	ユーロ	125	16
世界銀行	(a)	06/12/2007	10/15/2021	米ドル	127	25
世界銀行	固定金利 (1.63% ~ 4.49% / (a)	06/27/2008	06/15/2022	米ドル	400	102
世界銀行	(a)	05/30/2008	04/15/2023	米ドル	264	89
世界銀行	(a)	05/30/2011	11/15/2040	米ドル	27	25
世界銀行	(a)	08/31/2011	02/15/2040	米ドル	49	40
世界銀行	(a)	02/06/2012	02/15/2039	米ドル	50	47
世界銀行	(a)	11/10/2016	04/15/2038	米ドル	200	139
世界銀行	(a)	12/21/2017	12/01/2045	米ドル	170	110
世界銀行	(a)	12/21/2017	07/15/2046	米ドル	30	7
世界銀行	(a)	12/21/2017	03/15/2046	米ドル	300	31
世界銀行	(a)	10/24/2019	08/15/2051	米ドル	150	30
合計					2,092	685
米州開発銀行	(b)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	70	29
米州開発銀行	5.73% / (b)	11/07/2006	11/07/2031	米ドル	180	103
米州開発銀行	(b)	02/05/2007	02/05/2032	米ドル	33	20
米州開発銀行	(b)	11/07/2006	11/07/2031	米ドル	230	148
米州開発銀行	固定金利 (3.03% ~ 3.67% / (b)	04/06/2008	04/06/2033	米ドル	114	82
米州開発銀行	固定金利 (2.76% ~ 3.29% / (b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	100	69
米州開発銀行	(b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	100	70
米州開発銀行	(b)	01/15/2009	01/15/2034	米ドル	58	42
米州開発銀行	固定金利 (3.51% ~ 3.81% / (b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	200	157
米州開発銀行	(b)	06/30/2010	06/15/2035	米ドル	25	20
米州開発銀行	(b)	01/19/2012	01/19/2037	米ドル	30	19
米州開発銀行	(b)	05/06/2013	04/15/2038	米ドル	34	20
米州開発銀行	(b)	05/17/2013	05/15/2038	米ドル	60	54
米州開発銀行	(b)	12/10/2014	05/15/2038	米ドル	230	71
米州開発銀行	(b)	03/06/2015	02/15/2040	米ドル	50	32
米州開発銀行	(b)	10/30/2015	10/15/2040	米ドル	200	73
米州開発銀行	(b)	08/31/2018	08/15/2043	米ドル	100	65
米州開発銀行	(b)	07/31/2001	07/31/2021	米ドル	214	27
米州開発銀行	固定金利 (3.08 % ~ 5.73%)	11/05/2002	11/05/2022	米ドル	200	47
米州開発銀行	(b)	12/04/2003	12/04/2028	米ドル	34	16
米州開発銀行	(b)	03/09/2004	03/09/2024	米ドル	11	3
米州開発銀行	(b)	12/20/2018	12/15/2043	米ドル	150	4
米州開発銀行	(b)	12/20/2018	12/15/2043	米ドル	200	2
合計					2,623	1,173
ラブラタ河流域開発基金	(c)	08/26/2008	07/26/2028	米ドル	47	36
ラブラタ河流域開発基金	(c)	10/23/2018	10/15/2033	米ドル	40	4
ラブラタ河流域開発基金	(c)	11/21/2019	09/15/2034	米ドル	50	25
合計					137	65
アンデス開発公社	(c)	07/19/2016	07/19/2028	米ドル	49	49
アンデス開発公社	(c)	07/04/2017	01/04/2030	米ドル	13	0.25360
アンデス開発公社	(c)	10/27/2017	10/27/2029	米ドル	10	4
アンデス開発公社	(c)	10/27/2017	10/27/2032	米ドル	100	10
合計					172	63.25360
OPEC国際開発基金	(c)	02/23/2015	09/15/2032	米ドル	50	46
OPEC国際開発基金	(c)	02/02/2018	02/15/2027	米ドル	50	19
OPEC国際開発基金	(c)	10/19/2018	05/15/2036	米ドル	50	10
合計					150	75

BEI	(c)	11/29/2018	04/20/2036	米ドル	45	6
BEI	(c)	11/29/2018	04/20/2039	米ドル	104	9
合計					149	15

- (a) 世界銀行の変動利率 + スプレッド
- (b) 米州開発銀行の変動利率
- (c) 6か月物 LIBOR + スプレッド

ペソ建債務
直接債務
ペソ建支払継続債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
(単位: 百万ドル)						
PR15/\$/BADLAR/04-10-2022	(a)	01/04/2010	10/04/2022	ペソ	90	142
BONAR/DLK/4.50%US\$-2.35%\$/13-02-2020	4.50%	07/13/2018	02/13/2020	ペソ	1,638	1,638
BONAR/\$/6.72763943919512%/31-12-2028	6.72763943919512%	04/03/2018	12/31/2028	ペソ	783	706
BONAR/\$/BADLAR+200PB/03-04-2022	(a)	04/03/2017	04/03/2022	ペソ	895	895
BONAR/\$/BADLAR+300PB/23-12-2020	(a)	12/23/2013	12/23/2020	ペソ	591	591
BONAR/\$/BADLAR+325PB/01-03-2020	(a)	03/01/2016	03/01/2020	ペソ	279	279
BONO CONSOLIDADO\$/02-01-2089	ゼロクーポン	01/02/1990	01/02/2089	ペソ	15	13
BONTE/\$/26.00%/21-11-2020	26.0%	06/21/2018	11/21/2020	ペソ	2,084	2,084
BONTE/\$/15.50%/17-10-2026	15.5%	10/17/2016	10/17/2026	ペソ	1,612	1,612
BONTE/\$/16.00%/17-10-2023	16.0%	10/17/2016	10/17/2023	ペソ	1,071	1,071
BONTE/\$/17.25%/13-09-2021	17.25%	03/13/2018	09/13/2021	ペソ	1,474	1,890
BONTE/\$/18.20%/03-10-2021	18.20%	10/03/2016	10/03/2021	ペソ	1,043	1,043
BOTAPO/\$/TPE/21-06-2020	経済政策 レート	06/21/2017	06/21/2020	ペソ	2,377	2,377
BONAR/\$/BADLAR+200/08-02-2021	(a)	02/08/2019	02/08/2021	ペソ	668	668
BONOS PGN 2021/DLK/28-06-2021	ゼロクーポン	02/27/2019	06/28/2021	ペソ	1,582	950
Letra del Tesoro	48.0%	07/19/2019	04/08/2020	ペソ	761	778
Letra del Tesoro	51.0%	06/28/2019	03/11/2020	ペソ	990	746
Letra del Tesoro	51.0%	07/31/2019	05/13/2020	ペソ	676	693
Letra del Tesoro	31.8%	02/22/2019	05/28/2020	ペソ	397	515
Letra del Tesoro	45.0%	07/19/2019	08/27/2020	ペソ	758	911
Letra del Tesoro	51.0%	05/31/2019	02/26/2020	ペソ	754	604
Letra del Tesoro	36.0%	10/30/2018	07/29/2020	ペソ	458	693
Letra del Tesoro	41.4%	09/21/2018	03/30/2020	ペソ	733	739
Letra del Tesoro	31.8%	01/31/2019	10/29/2020	ペソ	820	1,093
Letra del Tesoro	40.2%	10/19/2018	04/28/2020	ペソ	664	907
Letra del Tesoro	(a)	12/30/2019	04/03/2020	ペソ	207	207
Letra del Tesoro	(a)	12/23/2019	06/22/2020	ペソ	411	411
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	08/14/2019	02/12/2020	ペソ	21	21
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	09/16/2019	03/16/2020	ペソ	69	69
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	07/22/2019	01/20/2020	ペソ	17	17
Letra del Tesoro - FGS	(b)	10/07/2019	04/01/2020	ペソ	200	200
Letra del Tesoro - FGS	(b)	09/13/2019	03/13/2020	ペソ	584	584
Letra del Tesoro - FGS	(a)	12/26/2019	06/23/2020	ペソ	1,274	1,274
Letra del Tesoro - FGS	(b)	11/29/2019	05/27/2020	ペソ	83	83
Letra del Tesoro - FGS	(b)	11/04/2019	04/30/2020	ペソ	67	67
Letra del Tesoro - FGS	(b)	10/22/2019	04/17/2020	ペソ	33	33
Letra del Tesoro - INTRA SP	(b)	11/07/2019	05/05/2020	ペソ	237	237
Letra del Tesoro - INTRA SP	(b)	10/18/2019	04/15/2020	ペソ	165	165
Letra del Tesoro - SRT	(b)	08/26/2019	08/24/2020	ペソ	1	1
Letra del Tesoro - CMEA	ゼロクーポン	09/19/2018	09/21/2020	ペソ	185	185
Letra del Tesoro	4.25%	05/23/2019	03/31/2020	ペソ	436	370
Letra del Tesoro	4.25%	05/23/2019	03/02/2020	ペソ	322	193
Letra del Tesoro	4.25%	05/23/2019	06/01/2020	ペソ	424	360
Letra del Tesoro	4.25%	05/23/2019	05/04/2020	ペソ	241	205
PR13/\$+CER/2.00%/15-03-2024	2.0%	03/15/2004	03/15/2024	ペソ + CER	32	215
BONCER/\$+CER/2.50%/22-07-2021	2.5%	07/22/2016	07/22/2021	ペソ + CER	958	2,861
BONCER/\$+CER/2.25%/28-04-2020	2.25%	10/28/2016	04/28/2020	ペソ + CER	1,843	5,239
BONCER/\$+CER/4.00%/06-03-2023	4.0%	03/06/2018	03/06/2023	ペソ + CER	472	1,002

BONCER/\$+CER/4.00%/27-04-2025	4.0%	04/27/2018	04/27/2025	ペソ + CER	486	992
BONCER/\$+CER/8.50%/29-11-2022	8.5%	11/29/2018	11/29/2022	ペソ + CER	567	898
BOGATO/\$/CER+4%/06-03-2020	4.0%	03/06/2018	03/06/2020	ペソ + CER	501	1,097
PAR EN PESOS - DTO. 1735/04	1.18%	12/31/2003	12/31/2038	ペソ + CER	47	606
PAR EN PESOS - DTO. 563/10	1.18%	12/31/2003	12/31/2038	ペソ + CER	0.18775	2
DISCOUNT EN PESOS - DTO. 1735/04	5.83%	12/31/2003	12/31/2033	ペソ + CER	174	2,842
DISCOUNT EN PESOS - DTO. 563/10	5.83%	12/31/2003	12/31/2033	ペソ + CER	2	34
CUASIPAR EN PESOS - DTO. 1735/04	3.31%	12/31/2003	12/31/2045	ペソ + CER	391	6,974
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	02/28/2019	02/26/2020	ペソ + CER	130	112
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	03/29/2019	03/30/2020	ペソ + CER	745	621
Amparos						1
合計					34,538.18775	51,816

- (a) 民間部門BADLAR金利 + スプレッド
(b) 公共部門BADLAR金利+ スプレッド

直接債務
外貨建支払継続債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
(単位:百万ドル)						
BONAR/U\$S/8.75%/07-05-2024	8.7500%	05/07/2014	05/07/2024	米ドル	7,960	6,634
BONAR/U\$S/8.00%/08-10-2020	8.0000%	10/08/2015	10/08/2020	米ドル	2,948	2,948
BONAR/U\$S/7.75%/30-12-2022	7.7500%	12/30/2015	12/30/2022	米ドル	4,498	4,498
BONAR/U\$S/7.875%/30-12-2025	7.8750%	12/30/2015	12/30/2025	米ドル	4,510	4,510
BONAR/U\$S/7.875%/30-12-2027	7.8750%	12/30/2015	12/30/2027	米ドル	4,690	4,690
BIRAD/U\$S/6.875%/22-04-2021	6.8750%	04/22/2016	04/22/2021	米ドル	4,500	4,500
BIRAD/U\$S/7.50%/22-04-2026	7.5000%	04/22/2016	04/22/2026	米ドル	6,500	6,500
BIRAD/U\$S/7.625%/22-04-2046	7.6250%	04/22/2016	04/22/2046	米ドル	2,750	2,750
BIRAD/U\$S/6.625%/06-07-2028	6.6250%	07/06/2016	07/06/2028	米ドル	1,000	1,000
BIRAD/U\$S/7.125%/06-07-2036	7.1250%	07/06/2016	07/06/2036	米ドル	1,750	1,750
BONAR/U\$S/1.00%/05-08-2023	1.0000%	08/05/2016	08/05/2023	米ドル	695	695
BIRAE/EUR/3.875%/15-01-2022	3.8750%	10/12/2016	01/15/2022	ユーロ	1,401	1,401
BIRAE/EUR/5.00%/15-01-2027	5.0000%	10/12/2016	01/15/2027	ユーロ	1,401	1,401
BIRAD/U\$S/5.625%/26-01-2022	5.6250%	01/26/2017	01/26/2022	米ドル	3,250	3,250
BIRAD/U\$S/6.875%/26-01-2027	6.8750%	01/26/2017	01/26/2027	米ドル	3,750	3,750
BIRAF/CHF/3.375%/12-10-2020	3.3750%	04/12/2017	10/12/2020	スイスフラン	413	413
BONAR/U\$S/5.75%/18-04-2025	5.7500%	04/18/2017	04/18/2025	米ドル	1,536	1,536
BONAR/U\$S/7.625%/18-04-2037	7.6250%	04/18/2017	04/18/2037	米ドル	2,721	2,721
BIRAD/U\$S/7.125%/28-06-2117	7.1250%	06/28/2017	06/28/2117	米ドル	2,750	2,750
BIRAE/EUR/3.375%/15-01-2023	3.3750%	11/09/2017	01/15/2023	ユーロ	1,121	1,121
BIRAE/EUR/5.250%/15-01-2028	5.2500%	11/09/2017	01/15/2028	ユーロ	1,121	1,121
BIRAE/EUR/6.250%/09-11-2047	6.2500%	11/09/2017	11/09/2047	ユーロ	841	841
BIRAD/U\$S/4.625%/11-01-2023	4.6250%	01/11/2018	01/11/2023	米ドル	1,750	1,750
BIRAD/U\$S/5.875%/11-01-2028	5.8750%	01/11/2018	01/11/2028	米ドル	4,250	4,250
BIRAD/U\$S/6.875%/11-01-2048	6.8750%	01/11/2018	01/11/2048	米ドル	3,000	3,000
BONAR/U\$S/8.00%/29-05-2020	8.0000%	11/29/2018	05/29/2020	米ドル	2,120	2,120
PAR EN U\$S - DTO. 1735/04 - LEY NY	固定金利(2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	5,297	5,297
PAR EN U\$S - DTO. 1735/04 - LEY ARG	固定金利(2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	1,230	1,230
PAR EN U\$S - DTO. 563/10 - LEY NY	固定金利(2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	97	97
PAR EN U\$S - DTO. 563/10 - LEY ARG	固定金利(2.5%まで段階的に上昇)%	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	71	71
PAR EN EUROS - DTO. 1735/04	固定金利(2.26%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	ユーロ	5,644	5,644
PAR EN EUROS - DTO. 563/10	固定金利(2.26%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	ユーロ	1,612	1,612
PAR EN YENES - DTO. 1735/04	固定金利(0.45%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	日本円	159	159
PAR EN YENES - DTO. 563/10	固定金利(0.45%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	日本円	8	8
DISCOUNT EN U\$S - DTO. 1735/04 - LEY NY	8.280%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	3,040	4,262
DISCOUNT EN U\$S - DTO. 1735/04 - LEY ARG	8.280%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	5,042	7,069
DISCOUNT EN U\$S - DTO. 563/10 - LEY NY	8.280%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	930	1,304
DISCOUNT EN U\$S - DTO. 563/10 - LEY ARG	8.280%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	131	184
DISCOUNT EN EUROS - DTO. 1735/04	7.820%	12/31/2003	12/31/2033	ユーロ	2,537	3,492
DISCOUNT EN EUROS - DTO. 563/10	7.820%	12/31/2003	12/31/2033	ユーロ	2,168	2,983
DISCOUNT EN YENES - DTO. 1735/04	4.330%	12/31/2003	12/31/2033	日本円	52	62

DISCOUNT EN YENES - DTO. 563/10	4.330%	12/31/2003	12/31/2033	日本円	23	28
AMPAROS					0	14
LETES/U\$S/30-08-2019	ゼロクーポン	01/25/2019	08/31/2020	米ドル	1,300	780
LETES/U\$S/13-09-2019	ゼロクーポン	02/08/2019	08/31/2020	米ドル	781	469
LETES/U\$S/27-09-2019	ゼロクーポン	02/22/2019	08/31/2020	米ドル	1,201	1,021
LETES/U\$S/11-10-2019	ゼロクーポン	03/15/2019	08/31/2020	米ドル	1,018	865
LETES/U\$S/25-10-2019	ゼロクーポン	03/29/2019	08/31/2020	米ドル	1,136	965
LETES/U\$S/15-11-2019	ゼロクーポン	04/12/2019	08/31/2020	米ドル	934	794
LETES/U\$S/29-11-2019	ゼロクーポン	04/26/2019	08/31/2020	米ドル	971	825
LETES/U\$S/20-12-2019	ゼロクーポン	05/24/2019	08/31/2020	米ドル	276	276
LETES/U\$S/17-01-2020	ゼロクーポン	06/14/2019	08/31/2020	米ドル	766	766
LETES/U\$S/31-01-2020	ゼロクーポン	06/28/2019	08/31/2020	米ドル	667	667
LETES/U\$S/14-02-2020	ゼロクーポン	07/19/2019	08/31/2020	米ドル	277	277
LETES/U\$S/28-02-2020	ゼロクーポン	07/26/2019	08/31/2020	米ドル	998	998
LETRA/U\$S/MENDOZA/28-10-2024	ゼロクーポン	08/16/2019	10/28/2024	米ドル	1,023	1,016
LETRA/U\$S/FGS/13-03-2020	ゼロクーポン	09/13/2019	03/13/2020	米ドル	275	275
LETRA/U\$S/FGS/01-04-2020	ゼロクーポン	10/07/2019	04/01/2020	米ドル	57	57
LETRA/U\$S/FGS/17-04-2020	ゼロクーポン	10/22/2019	04/17/2020	米ドル	176	176
LETRA/U\$S/FGS/30-04-2020	ゼロクーポン	11/04/2019	04/30/2020	米ドル	121	121
LETRA/U\$S/FGS/27-05-2020	ゼロクーポン	11/29/2019	05/27/2020	米ドル	384	384
LETRA DEL TESORO - INTRA SP	ゼロクーポン	10/08/2019	04/15/2020	米ドル	93	93
LETRA/U\$S/FDA/TITULOS/07-01-2021	Libor-1.00%	01/07/2011	01/07/2021	米ドル	7,504	7,504
LETRA/U\$S/FDA/TITULOS/20-04-2022	Libor-1.00%	04/20/2012	04/20/2022	米ドル	5,674	5,674
LETRA/U\$S/FDA/TITULOS/16-01-2023	Libor-1.00%	01/16/2013	01/16/2023	米ドル	7,133	7,133
LETRA/U\$S/FDA/TITULOS/30-01-2024	Libor-1.00%	01/30/2014	01/30/2024	米ドル	7,897	7,897
LETRA/U\$S/FDA/TITULOS/01-06-2025	Libor-1.00%	06/01/2015	06/01/2025	米ドル	10,563	10,563
LETRA/U\$S/FOI/14-03-2021	Libor-1.00%	03/14/2011	03/14/2021	米ドル	2,121	2,121
LETRA/U\$S/FOI/28-06-2022	Libor-1.00%	06/28/2012	06/28/2022	米ドル	2,084	2,084
LETRA/U\$S/FOI/18-08-2023	Libor-1.00%	08/16/2013	08/16/2023	米ドル	2,292	2,292
LETRA/U\$S/FOI/25-08-2024	Libor-1.00%	08/25/2014	08/25/2024	米ドル	3,043	3,043
LETRA/U\$S/BCRA/29-04-2026	Libor-1.00%	04/29/2016	04/29/2026	米ドル	376	376
LETRA/U\$S/BCRA/2029	Libor-1.00%	12/30/2019	12/30/2029	米ドル	1,327	1,327
合計					163,735	166,255
LETRAS EN GARANTIA	ゼロクーポン	08/31/2017	12/31/2042	米ドル	4,499	4,452
LETRAS EN GARANTIA	ゼロクーポン	12/21/2018	12/31/2041	米ドル	2,919	2,916
合計					7,417	7,368

ペソ建債務
直接債務
ペソ建債務不履行債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
(単位：百万ドル)						
BOCON PREV 2° S. PESOS - PRE3	変動利率 - 貯蓄預金口座	09/01/1992	09/01/2002	ペソ	0.03498	0.00834
BOCON PROV 1° S. PESOS - PR01	変動利率 - 貯蓄預金口座	04/01/1991	04/01/2007	ペソ	0.20322	0.14906
BOCON PROV 5° S. PESOS - PR09	変動利率 - 貯蓄預金口座	04/15/2001	04/15/2007	ペソ	0.10305	0.10305
BOCON PROV 2° S. PESOS - PR03	変動利率 - 貯蓄預金口座	12/28/1994	12/28/2010	ペソ	0.00219	0.00239
BOCON PROV 3° S. PESOS - PR05	変動利率 - 貯蓄預金口座	01/15/1999	04/15/2007	ペソ	0.11424	0.10053
BONEX 1992 / PESIFICADO	2%	09/15/1992	05/08/2003	ペソ + CER	24	3
BONO/2002 / 9% / PESIFICADO	2%	04/16/2001	04/16/2002	ペソ + CER	2	2
BONTE 02 / PESIFICADO	2%	05/09/1997	05/09/2002	ペソ + CER	10	10
BONTE 03 / PESIFICADO	2%	02/21/2000	05/21/2003	ペソ + CER	5	5
BONTE 03 V / PESIFICADO	2%	07/21/1998	07/21/2003	ペソ + CER	0.31752	0.31752
BONTE 04 / PESIFICADO	2%	05/24/1999	05/24/2004	ペソ + CER	1	1
BONTE 05 / PESIFICADO	2%	02/21/2000	05/21/2005	ペソ + CER	3	3
BONTE 06 / PESIFICADO	2%	02/21/2001	05/15/2006	ペソ + CER	0.22618	0.22618
B-P 02 / E+3.30% / PESIFICADO	2%	08/22/2000	08/22/2002	ペソ + CER	0.43712	0.43712
B-P 02 / E+4.00% / PESIFICADO	2%	04/24/2000	04/24/2002	ペソ + CER	0.14633	0.14633
B-P 04 / E+4.35% / PESIFICADO	2%	02/16/2001	02/16/2004	ペソ + CER	0.04371	0.04371
DT0.1023	変動利率 - 貯蓄預金口座	04/24/1995	04/01/2007	ペソ	0.13140	0.09638
EUROLETRA/\$/11.75%/2007	11.75%	02/12/1997	02/12/2007	ペソ	0.00534	0.00534
EUROLETRA/\$/8.75%/2002	8.75%	07/10/1997	07/10/2002	ペソ	0.00022	0.00022
FERROBONOS / PESIFICADO	2%	10/01/1991	10/01/2030	ペソ + CER	0.00281	0.00281
LETES/ Vto: 15-02-02 / PESIFICADO	2%	12/14/2001	02/15/2002	ペソ + CER	2	2
LETES/ Vto: 15-03-2002 / PESIFICADO	2%	03/16/2001	03/15/2002	ペソ + CER	5	5
LETES/ Vto: 22-02-2002 / PESIFICADO	2%	12/28/2001	02/22/2002	ペソ + CER	0.35492	0.35492
LETES/ Vto: 8-3-2002 / PESIFICADO	2%	12/14/2001	03/08/2002	ペソ + CER	2	2
LETES/ Vto: 22-03-2002 / PESIFICADO	2%	12/28/2001	03/22/2002	ペソ + CER	0.38725	0.38725
PRE4 / PESIFICADO	2%	09/01/1992	09/01/2002	ペソ + CER	4	1
PRE6 / PESIFICADO	2%	01/01/2000	01/01/2010	ペソ + CER	0.12802	0.21561
PR010 / PESIFICADO	2%	04/15/2001	04/15/2007	ペソ + CER	2	2
PR02 / PESIFICADO	2%	04/01/1991	04/01/2007	ペソ + CER	9	6

PR04 / PESIFICADO	2%	12/28/1994	12/28/2010	ペソ + CER	2	2
PR06 / PESIFICADO	2%	01/15/1999	04/15/2007	ペソ + CER	6	5
PR08 / PESIFICADO	2%	01/01/2000	01/01/2016	ペソ + CER	0.06027	0.10151
合計					79.69877	51.69827

**外貨建債務
直接債務
外貨建債務不履行債券**

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2019年 12月31日 現在残高
(単位：百万米ドル)						
EUROLETRA/CHF/7%/2003	7%	12/04/1996	12/04/2003	スイス フラン	8	8
BONO R.A./EUR/10%/2004	10%	12/07/1999	12/07/2004	ユーロ	2	2
BONO R.A./EUR/10%/2007	10%	09/07/2000	09/07/2007	ユーロ	1	1
BONO R.A./EUR/10%-8%/2008	10% - 8%	04/03/1998	02/26/2008	ユーロ	1	1
BONO R.A./EUR/10.25%/2007	10.25%	01/26/2000	01/26/2007	ユーロ	1	1
BONO R.A./EUR/14%-8%/2008	14% - 8%	04/06/1999	02/26/2008	ユーロ	2	2
BONO R.A./EUR/15%-8%/2008	15% - 8%	02/26/1999	02/26/2008	ユーロ	12	12
BONO R.A./EUR/8%/2002	8%	02/25/1999	02/25/2002	ユーロ	6	6
BONO R.A./EUR/8.5%/2004	8.5%	07/01/1999	07/01/2004	ユーロ	8	8
BONO R.A./EUR/9%/2003	9%	06/20/2000	06/20/2003	ユーロ	2	2
BONO R.A./EUR/9%/2006	9%	04/26/1999	04/26/2006	ユーロ	2	2
BONO R.A./EUR/9%/2009	9%	05/26/1999	05/26/2009	ユーロ	1	1
BONO R.A./EUR/9.25%/2002	9.25%	10/21/1999	10/21/2002	ユーロ	35	35
BONO R.A./EUR/9.50%/2004	9.5%	03/04/1999	03/04/2004	ユーロ	1	1
BONO R.A./EUR/9.75%/2003	9.75%	11/26/1999	11/26/2003	ユーロ	9	9
BONO R.A./EUR/EURIBOR+4%/2003	EURIBOR + 4%	07/22/1999	07/22/2003	ユーロ	3	3
DISCOUNT/DEM/L.+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125%	03/31/1993	03/31/2023	ユーロ	0.28084	0.28084
EURLETRA/ITL/10%-7.625%/2007	10% - 7.625%	08/11/1997	08/11/2007	ユーロ	2	2
EURO-BONO/ESP/7.5%/2002	7.5%	05/23/1997	05/23/2002	ユーロ	4	4
EUROLETRA/ATS/7%/2004	7%	03/18/1997	03/18/2004	ユーロ	1	1
EUROLETRA/DEM/10.25%/2003	10.25%	02/06/1996	02/06/2003	ユーロ	28	28
EUROLETRA/DEM/10.5%/2002	10.5%	11/14/1995	11/14/2002	ユーロ	29	29
EUROLETRA/DEM/11.25%/2006	11.25%	04/10/1996	04/10/2006	ユーロ	20	20
EUROLETRA/DEM/11.75%/2011	11.75%	05/20/1996	05/20/2011	ユーロ	37	37
EUROLETRA/DEM/11.75%/2026	11.75%	11/13/1996	11/13/2026	ユーロ	16	16
EUROLETRA/DEM/12%/2016	12%	09/19/1996	09/19/2016	ユーロ	13	13
EUROLETRA/DEM/14%-9%/2008	14% - 9%	11/19/1998	11/19/2008	ユーロ	0.17079	0.17079
EUROLETRA/DEM/7%/2004	7%	03/18/1997	03/18/2004	ユーロ	27	27
EUROLETRA/DEM/7.875%/2005	7.875%	07/29/1998	07/29/2005	ユーロ	0.29975	0.29975
EUROLETRA/DEM/8%/2009	8%	10/30/1997	10/30/2009	ユーロ	1	1
EUROLETRA/DEM/8.5%/2005	8.5%	12/23/1996	02/23/2005	ユーロ	19	19
EUROLETRA/DEM/9%/2003	9%	09/19/1996	09/19/2003	ユーロ	8	8
EUROLETRA/EUR/10%/2005	10%	01/07/2000	01/07/2005	ユーロ	4	4
EUROLETRA/EUR/10%/2007	10%	02/22/2001	02/22/2007	ユーロ	2	2
EUROLETRA/EUR/10.5%-7%/2004	10.5% - 7%	05/10/1999	03/18/2004	ユーロ	3	3
EUROLETRA/EUR/11%-8%/2008	11% - 8%	02/26/1998	02/26/2008	ユーロ	3	3
EUROLETRA/EUR/7.125%/2002	7.125%	06/10/1999	06/10/2002	ユーロ	2	2
EUROLETRA/EUR/8.125%/2004	8.125%	04/04/2000	10/04/2004	ユーロ	7	7
EUROLETRA/EUR/8.5%/2010	8.5%	07/30/1998	07/30/2010	ユーロ	2	2
EUROLETRA/EUR/8.75%/2003	8.75%	02/04/1998	02/04/2003	ユーロ	4	4
EUROLETRA/EUR/9%/2005	9%	05/24/2000	05/24/2005	ユーロ	4	4
EUROLETRA/EUR/9.25%/2004	9.25%	07/20/2000	07/20/2004	ユーロ	9	9
EUROLETRA/EUR/9.5%/2028	固定利率	05/28/1998	05/28/2028	ユーロ	0.19692	0.19692

EUROLETRA/EUR/EURIB.+5.1%/2004	EURIBOR + 5.1%	12/22/1999	12/22/2004	ユーロ	0.56384	0.56384
EUROLETRA/EUR/T.FIJA/2010	8% - 8.25% - 9%	07/06/1998	07/06/2010	ユーロ	1	1
EUROLETRA/ITL/10%/2007	10%	01/03/1997	01/03/2007	ユーロ	1	1
EUROLETRA/ITL/10.375%-8%/2009	10.375% - 8%	03/12/1998	10/30/2009	ユーロ	1	1
EUROLETRA/ITL/11%/2003	11%	11/05/1996	11/05/2003	ユーロ	2	2
EUROLETRA/ITL/9%-7%/2004	9% - 7%	10/24/1997	03/18/2004	ユーロ	2	2
EUROLETRA/ITL/9.25%-7%/2004	9.25% - 7%	10/21/1997	03/18/2004	ユーロ	3	3
EUROLETRA/ITL/LIBOR+1.6%/2004	LIBOR + 1.6%	05/27/1997	05/27/2004	ユーロ	2	2
EUROLETRA/ITL/LIBOR+2.5%/2005	LIBOR + 2.5%	07/08/1998	07/08/2005	ユーロ	3	3
GLOBAL BOND/EUR/8.125%/2008	8.125%	04/21/1998	04/21/2008	ユーロ	4	4
PAR BONDS/DEM/5.87%/2023	5.87%	03/31/1993	03/31/2023	ユーロ	4	4
EUROLETRA/GBP/10%/2007	10%	06/25/1997	06/25/2007	英ポンド	1	1
BONO R.A./JPY/4.85%/2005	4.85%	09/26/2000	09/26/2005	日本円	8	8
BONO R.A./JPY/5.40%/2003	5.4%	12/17/1999	12/17/2003	日本円	1	1
EUROLETRA/JPY/3.5%/2009	3.5%	08/11/1999	08/11/2009	日本円	0.18415	0.18415
EUROLETRA/JPY/5%/2002	5%	12/20/1996	12/20/2002	日本円	3	3
EUROLETRA/JPY/6%/2005	6%	11/12/1996	03/24/2005	日本円	0.18415	0.18415
SAMURAI/JPY/5.125%/2004	5.125%	06/14/2000	06/14/2004	日本円	5	5
BOCON PRO.3%S./U\$S/L./07/PRO6	LIBOR	01/15/1999	04/15/2007	米ドル	25	22
DISCOUNT/U\$S/L.+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125%	03/31/1993	03/31/2023	米ドル	7	7
EUROLETRA/U\$S/BAD.+2.98%/2004	BADLAR + 2.98%	05/11/2001	05/11/2004	米ドル	0.00001	0.00001
EUROLETRA/u\$S/LIBOR+5.75%/2004	LIBOR + 5.75%	04/06/1999	04/06/2004	米ドル	0.22679	0.22679
FLOATING RATE/U\$S/L+0.8125%/05	LIBOR + 0.8125%	03/31/1993	03/31/2005	米ドル	48	27
FRANS/U\$S/T.FLOTANTE/2005	変動利率	04/13/1998	04/10/2005	米ドル	0.31400	0.31400
GLOBAL BOND/\$/10%-12%/2008	10% - 12%	06/19/2001	09/19/2008	米ドル	0.00036	0.00036
GLOBAL BOND/u\$S/10.25%/2030	10.25%	07/21/1999	07/21/2030	米ドル	0.37600	0.37600
GLOBAL BOND/u\$S/11%/2005	11%	12/04/1998	12/04/2005	米ドル	18	18
GLOBAL BOND/u\$S/11%/2006	11%	10/09/1996	10/09/2006	米ドル	11	11
GLOBAL BOND/U\$S/11.375%/2010	11.375%	03/15/2000	03/15/2010	米ドル	9	9
GLOBAL BOND/u\$S/11.375%/2017	11.375%	01/30/1997	01/30/2017	米ドル	182	182
GLOBAL BOND/u\$S/11.75%/2009	11.75%	04/07/1999	04/07/2009	米ドル	10	10
GLOBAL BOND/U\$S/11.75%/2015	11.75%	06/15/2000	06/15/2015	米ドル	8	8
GLOBAL BOND/u\$S/12%/2020	12%	02/03/2000	02/01/2020	米ドル	2	2
GLOBAL BOND/u\$S/12%/2031	12%	06/19/2001	06/19/2031	米ドル	32	58
GLOBAL BOND/u\$S/12.125%/2019	12.125%	02/25/1999	02/25/2019	米ドル	3	3
GLOBAL BOND/u\$S/12.25%/2018	12.25%	06/19/2001	06/19/2018	米ドル	61	111
GLOBAL BOND/u\$S/12.375%/2012	12.375%	02/21/2001	02/21/2012	米ドル	36	36
GLOBAL BOND/u\$S/7%-15.5%/2008	7% - 15.5%	06/19/2001	12/19/2008	米ドル	8	8
GLOBAL BOND/u\$S/8.375%/2003	8.375%	12/20/1993	12/20/2003	米ドル	53	53
GLOBAL BOND/u\$S/8.875%/2029	8.875%	03/01/1999	03/01/2029	米ドル	0.00200	0.00200
GLOBAL BOND/u\$S/9.75%/2027	9.75%	09/19/1997	09/19/2027	米ドル	52	52
GLOBAL BOND/U\$S/T.CERO/2004	ゼロクー ボン	10/15/1999	10/15/2004	米ドル	0.06300	0.06300
PAR/U\$S/6%/2023	6%	03/31/1993	03/31/2023	米ドル	7	7
SPAN/U\$S/T.DIVERSAS/2002	変動利率	12/16/1997	11/30/2002	米ドル	0.45831	0.45831
合計					935.32091	1,007.32091

最近の動向

概要

2020年2月5日、国会は、行政権に対し、経済省を通じて、アルゼンチンの公的対外債務の持続可能性を回復する目的でアルゼンチンの債権者との取引や交渉を行う権限を付与する法律(「債務持続可能性法案」)を制定した。上記には、アルゼンチンが発行し、外国法に準拠する公的証券の元本、償還期限、利払いの変更が含まれる。

外貨建債務

外国法に準拠する債務

2020年4月21日、アルゼンチンは、元本総額約665億米ドルを保有する2005年および2016年の契約に基づき発行された外貨建対外債券の保有者に対し、当該債券を新規債券と交換する勧誘を実施した。当該勧誘は、当該債券の条件に含まれる集団訴訟条項の使用を意図したものであり、その使用により、一定の過半数による決定は、債券交換の申入れに応じない株主を拘束することになる。当該勧誘を発表して以降、アルゼンチンの代表者は、勧誘の条件に関して当該債券の保有者と数回の協議を行った。

2020年8月17日、アルゼンチンは、債権者からの意見を取り入れるため当該勧誘を修正し、2020年8月31日、債務交換の申入れへの参加に勧誘された対象債券全シリーズの残存額面総額の99.01%の交換および/または修正に必要な債権者の同意を取得したことを発表した。当該勧誘は2020年9月4日に終了した。この勧誘の結果、アルゼンチンが支払った外貨建対外債券の平均利率は3.07%に低下し、最高利率は5.0%となったが、これに対し、勧誘前の平均利率は7.0%、最高利率は8.28%であった。また、アルゼンチンの外貨建対外債券の残高総額は1.9%減少し、その平均残存期間は拡大した。

アルゼンチン法に準拠する債務

2020年4月5日、政府は大統領令第346/2020号を制定し、()アルゼンチン法に準拠する外貨建債券の一部の元本および利息の支払いを2020年12月31日まで、または経済省が決定するより早い日まで、アルゼンチンの公的債務の持続可能性を回復するために計画されたプロセスの前倒しの程度を考慮に入れて延期し、また、()経済省に、当該大統領令に従って支払いが延期されたアルゼンチン法に準拠する外貨建債券に影響を与える債務管理取引もしくは債務交換の申入れまたは債務再編措置を実施する権限を与えた。

2020年8月18日、アルゼンチンは、アルゼンチン法に準拠する外貨建債券の保有者に対し、外国法に準拠する債券の保有者への勧誘条件と同等の条件で、当該債券を新債券と交換する申入れを行った。2020年9月18日、アルゼンチンは、国内債務交換の申入れへの参加に勧誘された対象債券全シリーズの残存額面総額の99.4%に相当する保有者が参加したと発表した。債務交換の申入れの結果、アルゼンチン法に準拠するアルゼンチンが支払った外貨建債券の平均利率は、交換前の平均利率である7.6%から2.4%に低下した。また、債務交換の申入れによりかかる債券の平均残存期間は拡大した。

米ドル建トレジャリー・ビル・プログラム

2020年9月25日現在、元本総額3,200万米ドルのLetes債が未償還であり、民間部門によって保有されている。

国内通貨建債務

2020年9月30日までの9か月間において、アルゼンチンは、国内資本市場の発展の重要な要因と見なすペソ建債券のための国内資本市場の正常な機能維持に努めた。特に、当該期間中、政府は、国庫の資金調達能力を回復し、国内資本市場の発展のための条件を整え、プラスかつ持続可能な実質金利を有する貯蓄商品を創出し、その結果、財政上の資金調達ニーズを減らし、国内債券市場の深化と関連機関投資家の参加を拡大することを目指した。さらに、2020年の資金需要を満たすために必要な資金を調達し、2021年予算に概説されたガイドラインに従って2021年の財政プログラムを策定するために、国庫における資金調達手段を拡充させた。

2020年1月20日、政府は入札を行ってLecaps債を元本総額833億ペソのLebads債と交換した。

2020年2月3日、政府は入札を行い、2020年満期デュアル債券を、それぞれ元本総額7兆5,565億ペソ、1兆3,443億ペソ、84億米ドルおよび1,179億ペソの2021年満期Boncer債、2021年満期Bonar Badlar債、2021年満期米ドル連動債券および2021年満期デュアル債券と交換した。

2020年3月13日、政府は入札を行い、13種類の金融商品で表章されるペソ建短期債務およびデュアル債券を、元本総額594億ペソの2022年満期Boncer債と元本総額が合計636億ペソのLedes債およびLecer債と交換した。

2020年3月19日、政府は入札を行い、13種類の金融商品で表章されるペソ建短期債務を、新たに発行された4件のビル(「BONCER債」)と交換した。当該ビルの元本総額の合計は3,046億8,900万ペソで、2021年から2024年までの間に償還期限が到来し、利率は1%から1.5%のスプレッドを加えたCERに連動する。

2020年4月14日、政府は、983億2,800万ペソの2.25%利付2020年満期BONCER債と他の商品との交換の申入れを行い、2020年満期の割引トレジャリー・ノート330億200万ペソ、2020年満期のCER連動トレジャリー・ノート621億9,600万ペソ、2021年満期のBONCER債1,253億3,000万ペソおよび2022年満期のBONCER債935億4,100万ペソを交付した。

2020年5月7日および5月15日、政府は、総額21億9,200万米ドルの米ドル建割引Letes債および総額1億4,990万米ドルの2020年満期Bonoデュアル債との交換について2件の申入れを行い、2022年、2023年および2024年に満期を迎えるCER連動トレジャリー・ノートを、それぞれ304億3,700万ペソ、302億ペソおよび905億8,900万ペソで交付した。

2020年9月30日までの9か月間に、政府は数回のペソ建ての入札を行い、それにより、総額8,336億ペソの2020年8月31日から2021年1月29日までの間に満期が到来するゼロ・クーポン・トレジャリー・ノート、総額1,604億ペソの2021年、2022年および2023年に満期が到来するBONCER債、総額1,565億ペソのBADLAR債、総額1,243億ペソのCER連動割引トレジャリー・ノート、総額871億ペソの固定利付トレジャリー・ボンド、総額538億ペソのBADLAR債が発行された。

ペソ建トレジャリー・ビル・プログラム

2020年9月25日現在、元本総額8,937億ペソのLecaps債、Lebads債、Ledes債およびLecer債が残存しており、そのうち民間部門が約5,249億ペソを保有していた。

金融機関に対する債務

2020年8月26日、アルゼンチンは、IMFとの間で、既存のSBAの下で生じた債務の条件に対処する新たなプログラムを模索するための正式な協議を開始した。アルゼンチンは、景気回復がなければ安定化は不可能であると指摘しており、これをIMFとの交渉の指針の前提となるものとしている。「(2) 経済 - 近似の経済動向 - 2015年から2019年 -

IMFおよびその他の多国間組織との協定」を参照のこと。2020年10月23日現在、政府はSBAの下で約439億米ドルを引き出している。

2020年10月6日、IMFの代表団は、SBAの下で期限が到来した金額の借換えに関する新たなプログラムと合意の基盤の決定に向けて、政府との協議を開始した。

パリクラブ

2020年3月13日、経済大臣は、パリクラブのメンバー国に対し、かかるメンバー国との間で合意に達した2014年5月29日の決済契約(「パリクラブ2014年決済契約」)に基づき当初2020年5月5日に期限が到来する予定だった21億米ドルの支払いを2021年5月5日まで延期する決定を表明する書簡)を発出した。また、2020年4月7日、経済大臣は、パリクラブのメンバー国に対し、パリクラブ2014年決済契約の現行条件の変更提案を行い、主に満期日の延長と金利の大幅な引下げを求めた。「 - 概要 - (b) 債務記録 - パリクラブ」を参照のこと。

(7)【その他】

訴訟手続

2001年末に共和国の債券につき不履行を生じたことを受け、米国を含むいくつかの法域で債権者が共和国に対して多くの訴訟を提起した。これらの訴訟の原告は一般に、共和国が債券の利息および/または元本の適時支払いを怠ったと主張し、これら債券の額面価額および経過利息の支払いの判決を求めている。

以下の「- 和解」の項でより詳細に論じる通り、共和国はこれまでに債権者の大多数と合意に達しており、また多くの訴訟で訴訟上の合意に基づく取下げおよび判決執行済証書の交付命令を申し立て、裁判所により認められている。共和国は係争中の訴訟の解決に向けた取組みを続け、その後も多くの債権者と基本合意に至っている。

債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）

2012年2月、1994年財務代理契約に基づいて発行された債券（「1994年FAA債」）の額面価額4億2,800万米ドルおよびその利息の請求に係る13件のニューヨークでの訴訟において、原告は裁判所の命令を取得し、その中で共和国が債権同順位（パリパス）条項に違反していることが認定され、また共和国が当該原告への全額弁済を終えるまでの間、2005年および2010年の債務交換債に係る共和国の定期利息払いを禁じられた。この命令は控訴審でも争われ効力が停止されていたが、連邦控訴裁判所が、債権同順位に基づく差止め（*pari passu injunction*）を認める命令を出したため、共和国はその決定についてさらに裁量上訴の受理申立てをした。米国連邦最高裁がこの申立てを退けたことにより、当該命令は2014年6月18日に確定した。

2015年10月30日、連邦地裁は、1994年FAA債に基づく21億米ドル超の額面価額および判決前後の利息の数十億米ドルの請求に係る49件の後続訴訟において、既発の差止めと実質的に同様の債権同順位に基づく新たな差止めを命じた。共和国が未交換債務の保有者に対して係争事案の和解を持ちかけた2016年1月の段階で、債権同順位に基づく差止めの対象拡張を求める数多くの後続的な申立てがあり、およびそれらが係属中であった。

和解の一環として、債権同順位に基づく差止めは解除された。「- 和解」を参照のこと。

2016年8月10日、連邦地裁は別個の2件の訴訟において、共和国の活動に基づく事情変更により債権同順位に基づく差止めがもはや不要となった現況でかかる請求は争訟性を失ったと判示し、債権同順位に基づく救済を求める原告の2015年の申立てを確定的に棄却した。

2016年12月22日、2016年2月の和解案に応じずかつパリパス条項への継続的違反があると主張する一部の債権者が関与する事案において、連邦地裁は、アルゼンチンが合意債権者や新規発行債券に対する支払いを行っている一方で、依然として原告の債券に対する支払いがみられないとしつつも、改めて、継続的な債権同順位違反は存在しないと判断した。

2018年4月、額面価額で合計544万米ドルの共和国発行債券を所有する複数の原告らが、共和国のパリパス条項違反を主張して差止めの請求を申し立てた。2018年11月6日、連邦地裁は、共和国がすでにパリパス条項違反の状態にはないと判断し申立てを棄却した。原告らは上訴しなかった。

米国における集団訴訟

連邦地裁においては2001年の不履行債券の保有者を代表して共和国に対し複数の集団訴訟が提起され、13件がクラス認定を受けた。そのうち9件のクラス認定を受けた集団訴訟において標準オプションに基づく和解が成立し、これらの訴訟は取り下げられた。「- 和解」を参照のこと。2017年8月23日、共和国は1件の集団訴訟について和

解するために306万米ドルを支払い、2017年9月27日、これによりかかる集団訴訟は確定的に取り下げられた。2018年5月16日、共和国は8件の集団訴訟を和解で処理するために2,170万米ドルを支払い、その結果、これらの集団訴訟は2018年5月29日、確定的に取り下げられた。クラス認定を受けた他の1件の集団訴訟は和解の前に取り下げられ、また2019年10月に、連邦地裁はクラス認定を受けた別の訴訟を棄却した。2020年8月31日現在、クラス認定を受けた集団訴訟の原告らはまだ判決を受けていない。

2018年1月22日、ある原告が、米国法および英国法に準拠する2005年および2010年の債務交換債の実質的所有者であるとされるクラスを代表して、連邦地裁に訴えを提起した。原告は、債権同順位に基づく差止めが効力を生じていた2014年から2016年の間に支払遅滞に陥った利息に対する重利の支払いを請求した。2018年11月2日、連邦地裁は共和国による請求却下の申立てを認め、支払遅滞の利息に対する重利は債務交換債の契約上の債務に含まれるものではなく、また、連邦地裁は英国法に準拠する債券について管轄を有しないことから、原告は訴えを提起するための原告適格を欠くとした。

和解

2016年2月5日、共和国は、アルゼンチン議会の承認を第1条件、および債権同順位に基づく差止め（これにより共和国は、かかる差止めを取得した不履行債務の債権者に按分弁済を行うまでの間、一部の対外債務の支払いを制限されていた。「-債権者同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）」を参照のこと。）の解除を第2条件として、米国で裁判対象となっている債券を含む未交換債務に係る適格債権を和解で処理するための提案（「本和解案」）を当時の金融省のウェブページ上に公開した。本和解案では、和解に向けた2つの枠組みが設けられた。「パリパス・オプション（*pari passu option*）」は、債権同順位に基づく差止命令を取得した原告において選択可能であり、その支払額は判決額または未払債権額の全額に所定の割引を適用した金額とされた。「標準オプション（*standard option*）」は、債権同順位に基づく差止命令の取得の有無を問わず未交換債務を保有するすべての原告において利用可能であり、その支払額は対象債券の元本の100%に当初元本の最大50%に値する額を加算した額とされた。本和解案は、時効完成済みの元本または利息に係る債権は対象としていない。

本和解案に従って和解した債権者は、すべての強制執行手続きを含む共和国に対する一切の訴訟を確定的に取り下げることに合意している。

連邦地裁は2016年3月2日、未交換債務の保有者との和解に関するすべて立法的障害が除去されることを第1条件、および債権同順位に基づく差止命令の取得者のうち2016年2月29日までに共和国と基本合意に至った者に対して共和国が当該合意の所定の条件に従い全額弁済をすることを第2条件として、債権同順位に基づく差止めをすべて取り消していくことを決定した。2016年4月13日、第2巡回区控訴裁判所は連邦地裁の本決定を支持した。「-債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）」を参照のこと。

2016年3月31日、アルゼンチン議会は債務承認法を可決し、これにより和解に関する立法上の障害が除去され、本和解案が承認された。2016年4月22日、アルゼンチンは国際資本市場で165億米ドルの新規債券を発行し、元本ベースで約42億米ドル相当の未交換債務の保有者との合意に基づく和解金支払いを履行するために純手取金から93億米ドルを充当した。2016年3月2日の決定に付された条件の成就が確認され、連邦地裁は2016年4月22日、債権同順位に基づくすべての差止めの解除を決定した。

2016年5月5日、受託者に支払われる2005年および2010年の債務交換債に基づく利息が、受託者から当該債券の保有者に支払われた。

2016年7月20日、アルゼンチンは、ドイツ法に準拠する適格債券の保有者向けに、当該債券に関する和解案を実施するための和解手続を公表した。

2018年12月、アルゼンチンは、日本法に準拠する未償還残存債券4シリーズに関して、議案（これが承認されると、標準和解案が採択され、サムライ債の未償還残高の100%をカバーする条項をもって和解が行われる。）を投票に付すため債権者集会を招集した。当該集会は2019年2月に開催され、アルゼンチンは2019年6月にその支払いを完了した。「 - 最近の動向 - 訴訟手続 - 和解」を参照のこと。

米国における個別訴訟

2016年4月以降、アルゼンチンに対して、未交換債券の保有者により様々な根拠に基づく様々な手続が開始されている。時効その他の抗弁が可能な場合、アルゼンチンは適切に抗弁を提出し、多くの手続を退けている。同様に、アルゼンチンは、未交換債券の保有者が主張するところのアルゼンチンによるパリパス条項違反に基づく救済取得の試みを、適切に阻止している。「 - 最近の動向 - 訴訟手続 - 和解」を参照のこと。

(米国および英国における) GDPワラント訴訟

2005年および2010年に共和国により発行されたGDP連動ワラントの支払の計算方法に関する紛争について、原告らにより訴訟が提起されている。

2019年1月14日、額面元本金額で約7億9,700万米ドルのGDP連動ワラントを所有する旨を主張するある原告が、当該GDP連動ワラントの支払期日は到来済みであるとして、2013年分の不払金額である約8,370万米ドルの支払を求めてニューヨーク連邦地裁に訴えを提起した。2019年4月18日、共和国はこの主張の棄却を申し立てた。連邦地裁は2020年1月7日に共和国の申立てを認めた。連邦地裁はまた、原告が請求内容を変更して訴えを提起し直すことを許可し、2020年3月9日に原告は訴えを提起した。2020年10月23日現在、原告による請求金額は約9,000万米ドルであった。

2019年10月、別途3人の原告が、額面元本金額でそれぞれ約1億8,100万米ドル、3億4,300万米ドルおよび14億米ドルのGDP連動ワラントを所有する旨を主張して、ニューヨーク連邦地裁に個別に訴えを提起した。2020年10月23日現在、各件とも当該GDPワラントの支払期日が到来済みとの主張に基づく2013年分の不払金額が原告により請求されており、その額は1件目で不特定、2件目で約3億8,800万米ドル、および3件目で1億6,200万米ドルであった。2019年12月、別の原告グループが、額面元本金額で10億米ドル超のGDPワラントを共同所有する旨を主張して、支払期日が到来済みとされる当該GDP連動ワラントの不払金額として7,500万米ドル超（公判において特定される。）を請求する訴えを提起した。連邦地裁による2020年1月7日の棄却決定後、当事者間条項に従い、原告らは2020年3月9日から3月23日にかけて請求内容を変更して訴えを提起し直した。

2019年8月、額面金額で約55億ユーロのGDP連動ワラントを所有する旨を主張する3人の原告が、当該GDP連動ワラントの支払期日は到来済みであるとして、2013年分の不払金額である約3億8,470万ユーロの支払を求めて英国の高裁に訴えを提起した。共和国は2019年11月6日に抗弁を提出した。2019年12月10日付の決定により、額面金額で約31億ユーロのGDP連動ワラントを所有する旨を主張する4人目の原告が訴訟に追加され、これに伴い原告らには請求内容の個別事項を変更することが許可された。2019年12月11日、原告らは再抗弁を提出した。原告らの保有債券の増加を反映するため、請求内容には事後的に追加変更が加えられ、再変更された個別事項は2019年12月23日に提出された。2020年10月23日現在、当該原告の主張によれば額面金額で92億ユーロのGDP連動債を所有しており、これに基づき約6億4500万ユーロが請求されている。

米国訴訟におけるアルゼンチンの財産に対する差押えまたは執行の試み

米国において、外国を相手方とする債権者の執行による救済は、米国での商業活動に用いられる当該外国の資産をその対象とする場合には、1976年外国主権免除法（「FSIA」）により制限される。FSIAはまた、外国の中央銀行の外貨準備ならびに軍事財産および外交財産を差押えおよび執行から特別に保護している。共和国またはいわゆる共和国の分身の財産に対する執行の試みは裁判所によりほぼ退けられているが、いくつかの事件では、アルゼンチンの未交換債務に基づいて支払いを請求した原告が共和国資産の差押さえおよび保全に成功した。

米国判決の海外承認手続

一部の原告は、英国、ルクセンブルク、フランス、ベルギー、スイス、イタリア、ガーナおよびアルゼンチンを含む外国の裁判所において米国判決の承認を求めており、一部の訴訟でかかる承認を取得した。当該原告らの多くは、アルゼンチンに対する請求につき和解に応じている。

ドイツにおける訴訟

一部の債券保有者は、ニューヨークの裁判所で認められたものと同様の債権同順位に基づく救済を取得すべく、ドイツで手続を開始した。ドイツの裁判所は事実審および上訴審の両レベルでかかる救済を退けている。

判決を執行しようとする原告は、共和国の大使館および領事館の銀行口座など外交上または領事上の目的で使用される資産を差し押さえることができない。共和国の理解によれば、ドイツの原告は、（別の政府発行債の利息支払いに係る）支払代行機関により保有される共和国資金の差押えに成功している。一部の債権者はまた、ドイツの「敗訴当事者負担」の制度に基づき共和国の費用（法定の弁護士費用および、もしあれば訴訟費用）を負担するその他の原告（たとえば、共和国に対する請求を取り下げ、または訴訟の一部または全部で敗訴した者）に対して共和国が有する債権を、当該原告による相殺が及ばない範囲で差し押さえている。

一部の原告は、米国およびルクセンブルクを含む外国の裁判所においてドイツ判決の承認を求めている。

日本における訴訟

2010年2月10日、共和国は、日本の法律に基づき共和国が発行した不履行債券4シリーズについて、日本の債券の管理会社が提起した額面価額で約110億円およびその利息を請求する訴状の送達を受けた。当該原告は、2010年債務交換に参加した結果、大半の請求を取り下げた。2013年1月、東京地方裁判所（東京地裁）は、債券保有者のための債券の管理会社は訴えを提起するための原告適格を欠くとして本件請求を退けた。2014年1月、東京高等裁判所は地裁の判断を支持し、原告は最高裁に上告した。2016年6月2日、最高裁は高裁判断を覆し、追加審理のために事件を東京地裁に差し戻した。2016年6月8日、共和国は、日本の法律に基づき共和国が発行した不履行債券3シリーズに係る額面価額で933,000,000（9億3,300万）円の債権につき、和解金を支払った。

2018年3月26日、東京地裁はアルゼンチンに対して新たな判決を下した。日本法に準拠する残存債券の保有者を対象とする2016年2月の和解案の実施に関して債券管理会社と協議を進める中で、2018年12月、アルゼンチンは、日本法に準拠する未償還残存債券4シリーズに関して、議案（これが承認されると、標準和解案が採択され、サムライ債の未償還残高の100%をカバーする条項をもって和解が行われる。）を投票に付すため債権者集会を招集した。

2019年2月22日、共和国は、日本法に準拠する未償還残存債券4シリーズの各シリーズに関する債権者集会を開催し、この集会において債権者は、当該シリーズ債券保有者の全員を拘束する2016年2月の本和解案の標準オプションを内容とする決議を、必要多数をもって承認した。和解金額は4シリーズ合計で2,817,000,000円となった。

2019年10月29日、東京高裁は、4シリーズそれぞれについて債権者が必要多数で承認した決議は有効であり、決議において可否のいずれに投票したかにかかわらず当該シリーズの全債権者を拘束する旨を判示した。これに基づき裁判所は、和解金の支払後は債券管理会社の請求は棄却されるべき旨を判示した。裁判所はここに至るまでにかかった裁判費用の一部を共和国が負担するよう命じ、2020年10月23日現在、その金額の一部として28,332,500円が確定している。

スペインにおける訴訟

2014年4月10日、ドイツ判決取得済みの原告が、スペインに所在する共和国資産を差し押さえるための手続をマドリードの裁判所で開始した。2015年5月14日、当該裁判所は在スペインの共和国資産に対して原告がドイツ判決を執行することを認容した。2015年12月、裁判所が当該決定に対する共和国の取消しの申立てを退けたため、共和国はその判断について控訴した。2016年9月28日、控訴裁判所は共和国の控訴を認め、下級審の執行命令を取り消した。

2019年1月25日、スペインの最高裁判所は、原告による2016年9月28日の高等裁判所の決定に対する上告を受理した。2019年10月8日、スペインの高裁は原告の訴えを認容する判決を出した。この判決により原告は下級裁判所で強制執行手続をとることが可能となったが、共和国は別の根拠でこれを争っている。

アルゼンチンにおける訴訟

2001年の経済危機以来、共和国は、危機中にとった措置に関連する請求、とりわけ不履行債券の支払いに係る訴えをアルゼンチン国内で提起されている。これらの訴訟は概して奏功していない。アルゼンチン最高裁は一貫して、債券の支払延期を含め、2001年経済危機を受けて採用された緊急措置の合憲性を支持する複数の判断を示している。この種の地方レベルの訴訟は大半が退けられている。

アルゼンチンにおける海外判決の承認および執行： アルゼンチン法は、権限ある外国裁判所により下された終局判決のアルゼンチン国内における執行を認めている。ただし、被告の適切な防御権が保証されること、その判決または判断がアルゼンチンの公序原則に反しないこと、およびその判決または判断が過去または同時期にアルゼンチンの裁判所により下された他の判決と矛盾しないことを条件とする。通常、外国の債権者がアルゼンチン国内において訴訟を提起し、または外国の判決または判断の執行を求めることはない。

アルゼンチン国内で、4件の訴訟の原告が総額約2,400万米ドルに係る米国判決の承認を求めている。このうち3件は最高裁まで手続が進み、外国判決承認請求を退けた前審の控訴裁判判断が支持された。2020年10月23日現在、4件目は下級審に係属している。アルゼンチンの裁判所が米国判決の承認および執行の請求を退けたすべての事件において、裁判所は共和国の主張通り、原告に利益が生じる債券をアルゼンチンが発行することが商業活動を構成するとしても、経済的および社会的緊急事態の結果として不履行を宣言した共和国の決定は国家主権の行使を構成するものであり、それは外国裁判所によっても尊重されるべきとの考えを支持した。2016年2月に共和国が本和解案を公表して以降、共和国はアルゼンチン国内での米国判決の承認を求めていた原告全員と和解の合意を交わした。

アルゼンチンにおける仲裁判断の強制： 債権者がアルゼンチンを相手方とする仲裁判断に基づいて回収を行うためには、まず権限ある機関に通知し、当該財政年度の予算から拠出される資金による支払いを請求しなければならない。かかる資金が拠出できない場合、債権者は当該判断の支払いが翌財政年度の予算に計上されるべきことを請求す

ることができる。当該判断が翌財政年度の予算に計上されるために、政府は前年度の9月15日までにその旨を議会に示さなければならず、債権者は前年度の7月31日までに権限ある機関にその旨を通知しなければならない。債権者がかかる要件をみたしたにもかかわらず共和国が当該額を翌財政年度の予算に計上しないか、または翌財政年度中に支払いを行わない場合、債権者は当該判断の履行を得るためアルゼンチンの資産に対して執行を試みることができる。

また、アルゼンチン法が適用される債券に関する事案も存在する。

ICSIDにおける仲裁

アルゼンチンは、2001年および2002年のアルゼンチン経済危機に対処するためにとられた措置の結果に関するものを含め、1965年国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（「ICSID条約」）に基づく仲裁手続の当事者となっている。

2014年から2019年までの間、アルゼンチンは、アルゼンチンに対する総額12億米ドルの請求を認容した8件のICSID仲裁廷の最終判断を決済した。

上記金額は、利息および費用を除く元本を概算して表示している。

その他の仲裁

国連国際商取引法委員会（「UNCITRAL」）のルールに基づく仲裁廷、および国際商工会議所（「ICC」）のルールに基づく仲裁廷に請求を申し立てた申立人もいる。

アルゼンチンは2013年から2019年にかけて、アルゼンチンに対する総額2億5,980万米ドル（利息および費用を除く元本ベース）の請求を認容したUNCITRALの3件の最終判断を決済した。

上記金額はすべて、利息および費用を除く元本を表す。

米国におけるその他の非債権者による訴訟

2015年4月8日、Petersen Energía Inversora, S.A.U.およびPetersen Energía, S.A.U.（「Petersen事業体」）が、アルゼンチンに対して2012年のYPF国有化に関する訴えを提起した。

Petersen事業体は、共和国がYPFのクラスD株式の51%を取得した際にYPFの付属定款への違反があったと主張し、これを根拠に填補的損害賠償（訴額未確定）を求めている。2015年9月、共和国は、連邦地裁はFSIAにより管轄権を有しない旨を重点的に主張して訴状の却下を求めた。2016年9月9日、連邦地裁は、原告の主張の退けるよう求めた共和国の申立てを一部認容し、一部棄却した。2018年7月10日、第2巡回区控訴裁判所は連邦地裁の判断を支持する旨の決定を出した。2019年6月24日、2019年6月24日、米国連邦最高裁は、アルゼンチンによる裁量上訴受理申立てを棄却した。

2016年11月3日、Eton Park Capital Management, L.P.、Eton Park Master Fund, Ltd.およびEton Park fund, L.P.（「Eron Park事業体」）は、YPFのクラスD株式の51%が共和国に取得されたことを発端にYPFの付属定款への違反があったと主張し、これを根拠に共和国に対して填補的損害賠償請求（訴額未確定）の訴えを提起した。

2019年6月24日、連邦地裁は、Eron Park事業体により開始された不便宜法定地の法理に基づく訴えに対して、被告が却下の申立てを行うための期日を命令により設定し、2019年8月30日に申立てがなされた。2019年12月6日、原告は、被告の当該申立てを退けるよう異議申立てを行った。「 - 最近の動向 - 米国におけるその他の非債権者による訴訟」を参照のこと。

最近の動向

訴訟手続

和解

2020年8月31日現在、2015年12月31日現在の未交換債務の額面残高の約85%（共和国が時効完成済みと認識している債権、および合意が交わされていない債権を含めて算定している。）を占める未交換債務保有者との間で基本合意が交わされている。

2020年8月31日現在、和解に応じた債権者への支払いにより、額面価額の合計約35億米ドルおよびその利息に対する請求が米国で取り下げられ、また判決の履行額は約54億米ドルとなった。連邦地裁に係属するその他の訴えも和解の合意に至っており、和解で定めた金額を支払えば訴えは取り下げられる。

2020年8月31日現在、共和国はドイツ法に準拠する額面価額にして7億5,010万ユーロの債券を所有する債権者との間で和解した。券面が保有されているその他のドイツ法準拠債券の決済および消却を可能とするための手続が検討されている。

米国における個別訴訟

2020年8月31日現在、2001年の不履行債券につき37件、額面価額にして約3億3,600万米ドルの訴訟が裁判所に係属している。これらの訴訟の中で、額面価額にして約1億6,900万米ドルの債券について総額約3億9,300万米ドルの判決が言い渡された。アルゼンチンはこれらの紛争につき、交渉による和解を通じた解決を模索していく。

(米国および英国における) GDPワラント訴訟

2020年6月8日、支払期日到来済みのGDP連動ワラントの2013年分の支払がなされていない旨を主張する原告らにより2020年3月9日に申し立てられた請求変更後の訴えに対し、共和国はこれを棄却するよう連邦地裁に申し立てた。原告らは2020年8月24日に、共和国の棄却申立てに対する反論を提出した。共和国は2020年9月21日に再々抗弁を提出した。2020年10月23日現在、共和国の申立てに対する連邦地裁の判断は示されていない。

2020年1月13日、共和国は、額面金額で約85億ユーロのGDP連動ワラントを所有する旨を主張する4人の原告により英国で提起された訴訟において、抗弁を修正して提出し直した。2020年3月4日、共和国は訴え却下の略式判決の申立てを行ったが、これは2020年7月21日に退けられた。2020年8月10日、共和国は許可抗告を申立て、これに対する判断は2020年9月30日現在で示されていない。

パリパス訴訟

原告らは債権同順位に基づく差止めが2016年4月に解除された後、パリパス条項違反に基づく請求を主張したが、2012年10月23日現在、連邦地裁は2016年4月22日以降になされた債権者同順位に基づく差止めまたは損害賠償の請求を一切認めていない。「 - 訴訟手続 - 債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）」を参照のこと。

ドイツにおける訴訟

2020年8月31日現在、ドイツでは、未交換債券に係る総額約1億2,000万ユーロの元本ならびにその利息および訴訟費用の支払いを内容とするアルゼンチンに対する終局判決が下されたが、不履行債務に関する約220万ユーロの元

本ならびにその利息を求める訴訟については未だ一件も終局判決に至っていない。共和国は、引き続きドイツ法に準拠する時効完成前の未交換債券の所有者との間で2016年2月の和解案と合致する内容にて和解を進めている。

スペインにおける訴訟

2020年5月25日、スペインの下級裁判所は、ドイツの債権者が共和国を相手方当事者としてドイツで取得した判決を執行しようとしている事件において、原告の差押請求を棄却した。原告は当該決定の見直しを申請したが、これは2020年7月15日に拒否された。原告は理由説明の申請を行い、2020年8月31日現在、当該申請について判断は示されていない。「訴訟手続 - スペインにおける訴訟」を参照のこと。

ICSIDにおける仲裁

2020年8月31日現在、(i) ICSID仲裁廷がアルゼンチンに対して出した6件の最終判断（総額約8億400万米ドル）、(ii) アルゼンチンを相手方当事者として審理中のICSID仲裁案件5件（請求総額約16億米ドル）および訴額不特定の6件目、ならびに (iii) 当事者が和解の協議中であるため手続停止の合意をしている2件（請求総額3,900万米ドル）がある。

これらの金額はすべて、利息および費用を除く元本を概算して表示している。

その他の仲裁

2020年8月31日現在、アルゼンチンに対するUNCITRALの2件の最終判断（総額750万米ドル）、および1件のICCの仲裁判断（6,710万米ドル）があり、後者についてはアルゼンチンの出した判断取消請求が係属中である。2020年8月31日現在、アルゼンチンを相手方当事者とする係属中のUNCITRAL仲裁手続が1件（1億2,870万米ドル）、および当事者が和解の協議中であるため手続停止のICC仲裁手続が2件（請求総額2億70万米ドル）がある。

これらの金額はすべて、利息および費用を除く元本を概算して表示している。

米国におけるその他の非債権者による訴訟

2020年6月5日、連邦地裁は、PetersenおよびEton Park事業体の不便宜法廷地の法理に基づく異議申立てに関する却下申立てを退けた。

2020年7月20日、連邦地裁は、PetersenおよびEton Park事業体による異議申立ての併合審理のための期日を決定し、これに従い2021年6月に審理が行われる。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし